

**2024年度
専門職大学院法務研究科
講義概要 (シラバス)**



法政大学

科目一覽

【発行日：2024/5/1】最新版のシラバスは、法政大学Webシラバス (<https://syllabus.hosei.ac.jp/>) で確認してください。

凡例 その他属性

〈他〉：他学部公開科目	〈グ〉：グローバル・オープン科目
〈優〉：成績優秀者の他学部科目履修制度対象科目	〈実〉：実務経験のある教員による授業科目
〈S〉：サーティフィケートプログラム_SDGs	〈ア〉：サーティフィケートプログラム_アーバンデザイン
〈ダ〉：サーティフィケートプログラム_ダイバーシティ	〈未〉：サーティフィケートプログラム_未来教室
〈カ〉：サーティフィケートプログラム_カーボンニュートラル	

基礎法学・隣接科目群_隣接	【V9211】 労働組合論 I [WOO JONGWON] 春学期前半/Spring(1st half)	1
基礎法学・隣接科目群_隣接	【V9213】 協同組合概論 I [伊丹 謙太郎] 春学期前半/Spring(1st half)	2
基礎法学・隣接科目群_隣接	【V9215】 NPO論 (現状と課題) I [柏木 宏] 春学期前半/Spring(1st half)	3
基礎法学・隣接科目群_隣接	【V9212】 労働組合論 II [WOO JONGWON] 春学期後半/Spring(2nd half)	5
基礎法学・隣接科目群_隣接	【V9214】 協同組合概論 II [伊丹 謙太郎] 春学期後半/Spring(2nd half)	6
基礎法学・隣接科目群_隣接	【V9217】 国際NGO・NPO論 [小野 行雄] 秋学期前半/Fall(1st half)	7
法律基本科目群 (基礎科目) _公法系	【V1111】 憲法 I [日野田 浩行] 春学期授業/Spring	8
法律基本科目群 (基礎科目) _公法系	【V1121】 憲法 II [赤坂 正浩] 秋学期授業/Fall	9
法律基本科目群 (基礎科目) _公法系	【V1131、V1132】 行政法 I [交告 尚史] 春学期授業/Spring	11
法律基本科目群 (基礎科目) _公法系	【V1151、V1152】 行政法 II [交告 尚史] 秋学期授業/Fall	12
法律基本科目群 (基礎科目) _民事系	【V1411】 民法 I [遠山 純弘] 春学期前半/Spring(1st half)	13
法律基本科目群 (基礎科目) _民事系	【V1421】 民法 II [遠山 純弘] 春学期後半/Spring(2nd half)	16
法律基本科目群 (基礎科目) _民事系	【V1431】 民法 III [遠山 純弘、川村 洋子] 秋学期前半/Fall(1st half)	19
法律基本科目群 (基礎科目) _民事系	【V1441】 民法 IV [遠山 純弘、川村 洋子] 秋学期後半/Fall(2nd half)	22
法律基本科目群 (基礎科目) _民事系	【V1451】 民法 V [羽生 香織] 春学期授業/Spring	24
法律基本科目群 (基礎科目) _民事系	【V1551、V1552】 商法 I [明田川 昌幸、笹久保 徹] 春学期授業/Spring	25
法律基本科目群 (基礎科目) _民事系	【V1571、V1572】 商法 II [明田川 昌幸、笹久保 徹] 秋学期授業/Fall	27
法律基本科目群 (基礎科目) _民事系	【V1631】 民事訴訟法 I [萩澤 達彦] 春学期授業/Spring	29
法律基本科目群 (基礎科目) _民事系	【V1641】 民事訴訟法 II [萩澤 達彦] 秋学期授業/Fall	30
法律基本科目群 (基礎科目) _刑事系	【V1811】 刑法 I [今井 猛嘉] 春学期授業/Spring	31
法律基本科目群 (基礎科目) _刑事系	【V1821】 刑法 II [佐野 文彦] 秋学期前半/Fall(1st half)	32
法律基本科目群 (基礎科目) _刑事系	【V1831】 刑法 III [佐野 文彦] 秋学期後半/Fall(2nd half)	33
法律基本科目群 (基礎科目) _刑事系	【V1861】 刑事訴訟法 I [水野 智幸] 春学期授業/Spring	34
法律基本科目群 (基礎科目) _刑事系	【V1881】 刑事訴訟法 [水野 智幸] 春学期授業/Spring	35
法律基本科目群 (応用科目) _公法系	【V1171】 憲法基礎演習 [赤坂 正浩] 春学期授業/Spring	36
法律基本科目群 (応用科目) _公法系	【V1211、V1212、V1213、V1214】 憲法演習 I [赤坂 正浩、日野田 浩行] 春学期授業/Spring	37
法律基本科目群 (応用科目) _公法系	【V1221、V1222、V1223、V1224】 憲法演習 II [赤坂 正浩、日野田 浩行] 秋学期授業/Fall	38
法律基本科目群 (応用科目) _公法系	【V1231、V1232】 行政法演習 I [交告 尚史] 春学期授業/Spring	39
法律基本科目群 (応用科目) _公法系	【V1241、V1242】 行政法演習 II [交告 尚史] 秋学期授業/Fall	40
法律基本科目群 (応用科目) _公法系	【V1251】 公法演習 [交告 尚史、日野田 浩行] 春学期授業/Spring	41
法律基本科目群 (応用科目) _公法系	【V1311】 憲法判例演習 I [日野田 浩行] 春学期授業/Spring	42
法律基本科目群 (応用科目) _公法系	【V1321】 憲法判例演習 II [日野田 浩行] 秋学期授業/Fall	43
法律基本科目群 (応用科目) _民事系	【V1351】 基礎ゼミ A [遠山 純弘] 春学期授業/Spring	44
法律基本科目群 (応用科目) _民事系	【V1331】 基礎ゼミ I [遠山 純弘] 春学期前半/Spring(1st half)	45
法律基本科目群 (応用科目) _民事系	【V1341】 基礎ゼミ II [遠山 純弘] 春学期後半/Spring(2nd half)	46
法律基本科目群 (応用科目) _民事系	【V1361】 基礎ゼミ B [遠山 純弘] 秋学期授業/Fall	47
法律基本科目群 (応用科目) _民事系	【V1511】 民事基礎演習 [廣尾 勝彰] 秋学期授業/Fall	48
法律基本科目群 (応用科目) _民事系	【V1521、V1522、V1523、V1524】 民法演習 I [高須 順一、新堂 明子、滝 沢 昌彦] 春学期授業/Spring	49
法律基本科目群 (応用科目) _民事系	【V1721】 民事訴訟法判例演習 II [萩澤 達彦] 秋学期授業/Fall	51
法律基本科目群 (応用科目) _民事系	【V1531、V1532、V1533、V1534】 民法演習 II [新堂 明子、川村 洋子] 秋学期授業/Fall	52

法律基本科目群 (応用科目) _民事系 【V1542】 民法演習Ⅲ [滝沢 昌彦] 秋学期授業/Fall	54
法律基本科目群 (応用科目) _民事系 【V1611、V1612、V1613】 商法演習Ⅰ [明田川 昌幸、笹久保 徹] 春学期授業/Spring	55
法律基本科目群 (応用科目) _民事系 【V1621、V1622、V1623】 商法演習Ⅱ [明田川 昌幸、笹久保 徹] 秋学期授業/Fall	57
法律基本科目群 (応用科目) _民事系 【V1651、V1652、V1653、V1654】 民事訴訟法演習Ⅰ [鷹取 信哉、萩澤 達彦] 春学期授業/Spring	59
法律基本科目群 (応用科目) _民事系 【V1661、V1662、V1663、V1664】 民事訴訟法演習Ⅱ [鷹取 信哉、萩澤 達彦] 秋学期授業/Fall	60
法律基本科目群 (応用科目) _民事系 【V1671、V1672】 民事法演習 [高須 順一] 春学期授業/Spring	61
法律基本科目群 (応用科目) _民事系 【V1681】 民法判例演習Ⅰ [新堂 明子] 春学期授業/Spring	63
法律基本科目群 (応用科目) _民事系 【V1691】 民法判例演習Ⅱ [新堂 明子] 秋学期授業/Fall	64
法律基本科目群 (応用科目) _民事系 【V1711】 民事訴訟法判例演習Ⅰ [萩澤 達彦] 春学期授業/Spring	65
法律基本科目群 (応用科目) _刑事系 【V1841】 刑事基礎演習Ⅰ [野嶋 慎一郎] 春学期授業/Spring	66
法律基本科目群 (応用科目) _刑事系 【V1911、V1912、V1913、V1914】 刑法演習Ⅰ [水野 智幸、佐藤 輝幸] 春学期授業/Spring	67
法律基本科目群 (応用科目) _刑事系 【V1921、V1922、V1923、V1924】 刑法演習Ⅱ [今井 猛嘉、水野 智幸、佐藤 輝幸] 秋学期授業/Fall	68
法律基本科目群 (応用科目) _刑事系 【V1931、V1932、V1933、V1934】 刑事訴訟法演習Ⅰ [水野 智幸、中島 宏] 春学期授業/Spring	69
法律基本科目群 (応用科目) _刑事系 【V1941、V1942、V1943、V1944】 刑事訴訟法演習Ⅱ [水野 智幸、中島 宏] 秋学期授業/Fall	70
法律基本科目群 (応用科目) _刑事系 【V1961】 刑法判例演習Ⅰ [佐藤 輝幸] 春学期授業/Spring	71
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2111、V2112、V2113、V2114】 民事訴訟実務の基礎 [鷹取 信哉、派遣裁判官] 秋学期授業/Fall	72
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2121、V2122、V2123、V2124】 刑事訴訟実務の基礎 [野嶋 慎一郎、柴崎 菊恵] 秋学期授業/Fall	74
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2131、V2132、V2133、V2134】 法曹倫理 [坂本 正幸] 春学期・秋学期/Spring・Fall	75
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2141、V2142】 ローヤリング (面接交渉) [坂本 正幸] 春学期・秋学期/Spring・Fall	77
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2151、V2152】 クリニックⅠ [高須 順一、廣尾 勝彰] 春学期・秋学期/Spring・Fall	78
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2161、V2162】 クリニックⅡ [坂本 正幸] 春学期・秋学期/Spring・Fall	80
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2171、V2172】 クリニックⅢ [野嶋 慎一郎] 春学期・秋学期/Spring・Fall	81
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2181、V2182】 クリニックⅣ [鷹取 信哉] 春学期・秋学期/Spring・Fall	82
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2191、V2192】 エクスターンシップ [高須 順一、交告 尚史] 春学期・秋学期/Spring・Fall	83
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2211】 英文契約文書作成 [福士 文子] 春学期授業/Spring	85
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2221】 法情報調査 [中網 栄美子] 春学期集中/Intensive(Spring)	86
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2231】 法律文書作成 [小池 邦吉] 秋学期授業/Fall	87
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2241】 刑事事実認定の基礎 [野嶋 慎一郎] 春学期授業/Spring	89
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2251】 要件事実演習 [鹿島 秀樹] 秋学期授業/Fall	90
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2261】 現代法曹論 [高須 順一] 春学期前半/Spring(1st half)	91
実務基礎科目群_専門の技能教育 【V2271】 企業法務入門 [高須 順一] 春学期後半/Spring(2nd half)	93
基礎法学・隣接科目群_基礎 【V3111】 英米法 [岩田 太] 秋学期授業/Fall	94
基礎法学・隣接科目群_基礎 【V3121】 法哲学 [大野 達司] 秋学期授業/Fall	95
基礎法学・隣接科目群_基礎 【V3131】 ドイツ法 [日野田 浩行] 春学期授業/Spring	96
基礎法学・隣接科目群_基礎 【V3141】 法と経済学 [今井 猛嘉] 秋学期授業/Fall	98
基礎法学・隣接科目群_基礎 【V3151】 法制史 [中網 栄美子] 秋学期授業/Fall	99
基礎法学・隣接科目群_基礎 【V3161】 立法学 [長谷川 彰一] 春学期授業/Spring	101
基礎法学・隣接科目群_隣接 【V3171】 行政学 [坂根 徹] 春学期授業/Spring	103
基礎法学・隣接科目群_隣接 【V3181】 アメリカ政治論 [石川 敬史] 秋学期授業/Fall	104
展開・先端科目群_展開 【V4111】 現代的契約関係法 [大澤 彩] 春学期授業/Spring	105
展開・先端科目群_展開 【V4121】 債権回収法 [大中 有信] 春学期授業/Spring	107
展開・先端科目群_展開 【V4131】 現代家族の法と手続 [野嶋 慎一郎] 秋学期授業/Fall	108
展開・先端科目群_展開 【V4141】 労働法Ⅰ [沼田 雅之] 春学期授業/Spring	109

展開・先端科目群_展開	【V4151】	労働法Ⅱ [沼田 雅之] 秋学期授業/Fall	111
展開・先端科目群_展開	【V4161】	労働法演習 [泉澤 章] 秋学期授業/Fall	112
展開・先端科目群_展開	【V4171】	刑事政策 [野嶋 慎一郎] 春学期授業/Spring	113
展開・先端科目群_展開	【V4181】	経済法Ⅰ [石岡 克俊] 春学期授業/Spring	114
展開・先端科目群_展開	【V4191】	経済法Ⅱ [石岡 克俊] 秋学期授業/Fall	115
展開・先端科目群_展開	【V4211】	民事執行・保全法 [萩澤 達彦] 秋学期授業/Fall	117
展開・先端科目群_展開	【V4221】	経済法演習 [若林 亜理砂] 秋学期授業/Fall	118
展開・先端科目群_先端	【V5111】	税法 [石井 亮] 秋学期授業/Fall	119
展開・先端科目群_先端	【V5121】	地方自治法 [原島 良成] 春学期授業/Spring	120
展開・先端科目群_先端	【V5131】	知的財産法Ⅰ [武生 昌士] 春学期授業/Spring	122
展開・先端科目群_先端	【V5141】	知的財産法Ⅱ [武生 昌士] 秋学期授業/Fall	123
展開・先端科目群_先端	【V5151】	消費者法 [洞澤 美佳] 春学期授業/Spring	124
展開・先端科目群_先端	【V5211】	現代人権論 [赤坂 正浩] 秋学期授業/Fall	126
展開・先端科目群_先端	【V5221】	社会保障法 [大原 利夫] 秋学期授業/Fall	128
展開・先端科目群_先端	【V5231】	金融商品取引法Ⅰ [明田川 昌幸] 春学期授業/Spring	129
展開・先端科目群_先端	【V5241】	金融商品取引法Ⅱ [明田川 昌幸] 秋学期授業/Fall	130
展開・先端科目群_先端	【V5251】	倒産法Ⅰ [杉本 和士] 春学期授業/Spring	131
展開・先端科目群_先端	【V5261】	倒産法Ⅱ [杉本 和士] 秋学期授業/Fall	133
展開・先端科目群_先端	【V5271】	倒産法演習 [高田 千早] 春学期授業/Spring	135
展開・先端科目群_先端	【V5281】	医事法 [佐藤 雄一郎] 秋学期授業/Fall	136
展開・先端科目群_先端	【V5291】	金融取引法 [久保 淳一、野口 香織] 秋学期授業/Fall	137
展開・先端科目群_先端	【V5311】	信託法 [藤田 和久] 秋学期授業/Fall	138
展開・先端科目群_先端	【V5321】	企業取引法Ⅰ [明田川 昌幸] 春学期授業/Spring	139
展開・先端科目群_先端	【V5331】	企業取引法Ⅱ [明田川 昌幸] 秋学期授業/Fall	140
展開・先端科目群_先端	【V5351】	経済刑法 [今井 猛嘉] 秋学期授業/Fall	141
展開・先端科目群_先端	【V5361】	国際関係法 (公法系分野)Ⅰ [山本 良] 春学期授業/Spring	142
展開・先端科目群_先端	【V5371】	国際関係法 (公法系分野)Ⅱ [山本 良] 秋学期授業/Fall	143
展開・先端科目群_先端	【V5381】	国際関係法 (私法系分野)Ⅰ [道垣内 正人] 春学期授業/Spring	144
展開・先端科目群_先端	【V5391】	国際関係法 (私法系分野)Ⅱ [上村 直子] 秋学期授業/Fall	145
展開・先端科目群_先端	【V5411】	国際取引法 [清水 幸明] 春学期授業/Spring	147
展開・先端科目群_先端	【V5421】	法と心理学 [高木 光太郎] 秋学期授業/Fall	148

LAW500A2 (法学 / law 500)

労働組合論 I

WOO JONGWON

単位数：2単位 | 受講年次：1～年(春学期前半/Spring(1st half))
備考(履修条件等)：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

この授業は労働組合論入門であり、連帯社会を構成する主要な柱の1つである労働組合の起源と基本的役割について学ぶ。

【到達目標】

労働組合はイギリスで17世紀の末から18世紀初めにかけて誕生したが、その存在が法的に認められるまでには長い年月を必要とした。この授業では、最初に、働く人々が団結しようとしたのはなぜか、法認されるまでに時間がかかったのはなぜかを歴史的に学ぶ。その上で、労働組合が職場でどのような役割を果たしているのか、社会の中でどのような役割を果たしているのか、また果たすべきなのかを学ぶ。この授業を履修することによって、労働組合についての基礎的な知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

【授業の進め方と方法】

授業は講義と討論形式で行う。講義においても一方的な説明にならないよう、随時、質問を積みながら進める。授業形式については、基本的に対面形式を予定している。

毎回、授業についてのレポート(何を学び、何が不明か)の提出を求める。次の授業の最初に、レポートに基づいて前回授業の補足説明を行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	営業の自由と団結	労働者が団結する自由がどのような経緯と論理で認められるようになったのかを、主として18世紀、19世紀のイギリスの歴史を素材に論じる。
第2回	労働組合法(1)	第二次世界大戦前の日本では労働組合は法的には厳しい制約の下に置かれていた。そうした厳しい環境の下であっても労働組合は結成されたし、活動も行った。その歴史を論じる。
第3回	労働組合法(2)	労働組合の結成と活動を事実上、否定した戦前の法的枠組みは、戦後制定された労働組合法によって大きく変えられた。どのような論理で労働組合法を法認することになったのかを論じる。その上で労働組合の法認の意味と意義を論じる。
第4回	労働組合の諸類型	労働組合は組織原理の違いによって、職業別組合、産業別組合、一般組合という諸類型がある。他方、日本の労働組合の基本は、これらとは異なる企業別組合である。これらの違いを論じたあと、企業別組合の組織上、機能上の諸特徴を論じる。
第5回	労働組合の経済学(1)	ミクロ経済学で使われる概念を簡単に説明した後に、一般的なミクロ経済学は労働組合をどうとらえているのかを説明する。
第6回	労働組合の経済学(2)	「退出か発言か」という2つの選択行動から労働組合を論じる新しい理論、集团的発言メカニズムの理論を詳しく説明する。
第7回	労働組合の「承認」機能	労働組合は、経済的機能とともに、労働者を社会の一員として承認する機能をも有する。歴史的に進められた動きをふまえ、承認機能の基本的枠組みについて説明する。

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト(教科書)】

特に使用しない。

【参考書】

中村圭介、佐藤博樹、神谷拓平著『労働組合は本当に役に立っているのか』(総合労働研究所、1988年)、仁田道夫、中村圭介、野川忍編著『労働組合の基礎-働く人の未来をつくる』(日本評論社、2021年)、禹宗杭・沼尻晃伸『「一人前」と戦後社会-対等を求めて-』(岩波書店、2024年)。その他、授業中に関連文献を紹介する。

【成績評価の方法と基準】

平常点が60%、授業への貢献が40%。「授業への貢献」は、教員の質問に対する答え、自由な発想による教員への質問、特定のトピックに関わる議論への積極的な参加などによって測る。

【学生の意見等からの気づき】

板書が必要な場合は、なるべく丁寧に、ゆっくりと書くこととする。

【その他の重要事項】

講義ノートをしっかり取る。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>労使関係論

<研究テーマ>労働組合の機能、労働組合の意義、労使関係の国際比較、労使関係のダイナミズム

<主要研究業績>

- ①「『雇用区分廃止』の人事戦略-背景・要因・効果-」(『社会政策』第13巻第2号、2021年、21-33頁)
- ②「『一億総活躍』と身分制雇用システム」(『社会政策』第11巻第3号、2020年、14-28頁)
- ③「アジアの賃金-『学歴別・熟練度別賃金』-」(『大原社会問題研究所雑誌』721号、2018年、46-60頁)
- ④「戦後における資格給の形成-八幡製鉄の事例を中心に-」(『大原社会問題研究所雑誌』688号、2016年、5-28頁)
- ⑤「現場力の再構築へ-発言と効率の視点から-」(編著、日本経済評論社、2014年)

【Outline (in English)】

This course is an introduction to trade unions and students learn the origin and basic roles of trade unions which constitute one of the main three pillars of solidarity-based society.

LAW500A2 (法学 / law 500)

協同組合概論 I

伊丹 謙太郎

単位数：2単位 | 受講年次：1～年 (春学期前半/Spring(1st half))
備考 (履修条件等)：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

協同組合という組織形態の特質、他の組織形態との違いを明らかにすることを目的とする。＜現代日本の協同組合の論点＞を毎回議論し、答えのない問いや課題に向き合う中で、それぞれが自分自身の協同組合観を養う。

【到達目標】

連帯社会インスティテュートのすべての学生の共通基盤としての知識を得ることにより、協同組合という組織形態の特質を他の企業形態との比較において説明することができる。また、世界と日本の協同組合の歴史や現状を比較することを通じて、現代日本の協同組合の普遍性と特異性を理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

【授業の進め方と方法】

・2コマ x 7回の授業となるため、各回前半部については講義形式において知識の習得と論点整理を行う。後半部は、各回で中心となったテーマについて、学生自身が主体的に参加し、ディスカッションを行う。

・最終授業で、これまでの講義内容のまとめや復習だけでなく、課題に対する講評や解説も行う。

※状況に応じてZoom授業に移行することがあります。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	日本における協同組合概観 (前半) + 世界の協同組合運動 (後半)	議論の前提となる協同組合の経済インパクト等を事業分野毎にレビューする
第2回	協同組合の哲学	レイドロー報告を中心に、協同組合理念の史的展開について議論する
第3回	社会経済と協同組合セクター	協同組合セクター論という視座について検討する
第4回	運動における参加	運動としての協同組合に不可欠な参加の意義を再考する
第5回	組織運営と事業活動	多様化する時代の下での組合員民主とガバナンスの可能性について議論する
第6回	協同のネットワーク構築と社会連帯	共助と公助を軸に、アソシエーションとしての協同組合の可能性を展望する
第7回	協同組合教育と次世代の協同組合	協同組合運動における教育の位置づけを再検討する

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

教科書を使用しない。

【参考書】

中川雄一郎/JC総研編『協同組合は「未来の創造者」になれるか』家の光協会、2014

【成績評価の方法と基準】

平常点20%、レポート課題80%。

【学生の意見等からの気づき】

協同組合に関わる概論として多様なトピックを取り扱わざるをえないことで、1回毎の情報量が多くなっている。各回コンパクトにまとめ、学生討議を十分に活かせるよう努める。

【学生が準備すべき機器他】

Zoom開講の場合、受講時に必要な機器・環境 (PCおよびネット接続)

【担当教員の専門分野等】

＜専攻＞

協同組合論、公共哲学

＜研究テーマ＞

協同組合思想、協同組合運動史、デジタル経済と協同主義、非営利組織連携論、賀川豊彦研究

【Outline (in English)】

This course aims to understand the nature of co-operatives and the differences with other organizational forms; joint stock companies, mutuals and nonprofits. Students learn the characteristics and major types of Japan-style co-operatives through comparison with co-operatives in other countries.

LAW500A2 (法学 / law 500)

NPO論 (現状と課題) I

柏木 宏

単位数：2単位 | 受講年次：1～年 (春学期前半/Spring(1st half))
備考 (履修条件等)：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

連帯社会インスティテュートでは連帯社会をベースにした市場経済、社会システムのあり方、サードセクターの形成発展の課題を研究していきます。その中で本講座ではNPO (民間非営利組織) が現代地域・社会の課題解決と社会システム変革においてどのような役割を担っているのかNPOの理論と歴史、ネットワーク論、協働、社会的企業など、NPO発展のための社会的関係について学んでいきます。

【到達目標】

NPOに関する歴史や制度、社会的な役割、企業や行政との協働を含めた活動の形態などについて基本的な知識を獲得することができる。またNPOのポテンシャルを理解した上で、労働組合や協同組合とNPOが連携しどのような社会活動を行っていきけるかを想定することが出来るようになっていく。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

【授業の進め方と方法】

・教員による講義

各回の講義の資料は、事前に学習支援システムにアップする。これを読み、講義内容のイメージをえるとともに、質問、意見などを考えておく。この予習を行っていることを前提として、授業を進めていく。毎回の講義は、原則として3分の2程度を教員からのプレゼンテーションとする。残りの時間で学生との質疑応答を含めた議論を行い、最後にまとめる。・学生の発表

講義への理解度を確保するとともに、不明瞭な点を明確にするため、期間中に講義のまとめ (ふりかえり) のセッションを2回実施する。また、授業に関連したテーマのレポートの作成を行う。作成に先立ち、アウトラインを作成し、授業で発表する。レポートは、レジメに基づいて発表を行う。ふりかえり、アウトライン、レポートの発表の際には、教員・受講生からフィードバックを受ける。

・オフィス・アワー

講義の疑問点やふりかえり、レポートの作成に関する指導を受けることができる。

・授業の形式

授業は、対面形式で行う予定。ただし、学生の希望や新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインで実施する可能性がある。その場合、ZoomのID・パスコード等を学習支援システムにアップする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	本授業の進め方や評価方法などについて説明するとともに、受講生のNPOに関する知識や関心を聞き、今後の授業に反映させる。
第2回	NPOの概要説明①	NPOの定義・歴史について古典を学ぶことでベースの考え方について知る。 ・NPOであるための5つの要件 ・ベストフの三角形 ・特定非営利活動法人のあらまし
第3回	NPOの概要説明②	NPOの現状について最新のデータを紐解くことで理解を深める。 ・データでみるNPO ・NPO関連施策

第4回	ソーシャルキャピタル	内閣府『平成14年度 ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』をベースにソーシャルキャピタルについて検討する。
第5回	非営利組織のマーケティング、戦略論	コトラーの非営利組織のマーケティングやポーターの戦略論について学ぶ
第6回	コミュニティ・ソリューションとコミュニティ・オーガナイズ	コミュニティ・オーガナイズの歴史や理論について学ぶ。
第7回	課題発表①	履修者の興味関心があるNPOについて発表を行う。
第8回	NPOのマネジメント①	ドラッカー『非営利組織のマネジメント』について学ぶ。
第9回	NPOのマネジメント②	NPO法を作った松原明氏が提唱する協力のテクノロジーを学ぶ。理論編。
第10回	NPOのマネジメント③	PO法を作った松原明氏が提唱する協力のテクノロジーを学ぶ。実践編。
第11回	社会的連帯経済とNPO①	ゲスト講師を招き、労働組合・協同組合・NPOの協働事例を学ぶ。
第12回	社会的連帯経済とNPO②	履修者がチャレンジしたい社会課題を解決するために労働組合・協同組合・NPOが連携することでどのようなことが行えるかディスカッションを行う。
第13回	ポストコロナ時代のNPO	クラウドファンディングや休眠預金制度等がNPOセクターで影響力が強める中で最新の取り組みを紹介を行う。
第14回	課題発表②	労働組合、協同組合、NPOが連携して取り組むべき社会課題について発表してもらう。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特定のテキストは定めない。授業中に配布する資料を用いて、授業を行う。

【参考書】

内閣府『特定非営利活動法人のあらまし』(2023)
金子郁容『ボランティア』岩波新書 (1992)
金子郁容『新版 コミュニティ・ソリューション：ボランティアな問題解決にむけて』岩波書店 (2002)
レスリー・R・クラッチフィールド他『世界を変える偉大なNPOの条件——圧倒的な影響力を発揮している組織が実践する6つの原則』ダイヤモンド社 (2012)
室田信一他『コミュニティ・オーガナイズの理論と実践：領域横断的に読み解く』有斐閣 (2023)

【成績評価の方法と基準】

配分：平常点 (授業中の議論への参加度など) 50%、「ふりかえり」とレポート 50%。
レポートの評価基準：授業内容との関連性、学術性、創意工夫、表記、論旨。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

前述のように授業は対面で実施する予定だが、オンライン授業になる可能性もある。オンライン事業の場合は、必要なPCやWi-Fi設備などを用意したうえで、学習支援システム利用できる環境の準備が必要。

【その他の重要事項】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

ボランティア
NPO
福祉
社会的養護
コミュニティ・オーガナイズ
ソーシャルビジネス
<研究テーマ>
・サードセクターにおけるリーダーシップの研究と協働の促進

・コミュニティ・オーガナイズンについての比較研究
・コミュニティ・オーガナイズン以外の連帯・協働を促す手法の研究
<主要研究業績>
著書（共著）共助と連帯—労働者自主福祉の課題と展望（第一書林）
論文（共著）日本大震災における支援団体のICTの活用状況と課題（日本NPO学会）
著書（共著）ソーシャルインパクト（産学社）
著書（共著）共助と連帯—労働者自主福祉の意義と課題 改訂版（明石書店）
著書（共著）ソーシャルパワーの時代（産学社）
論文（共著）社会的養護分野での制度改革における市民側のアプローチ（武蔵野大学アントレプレナーシップ研究所紀要）

【Outline (in English)】

We will research market economies, social systems and the formation and development of the third sector based on solidarity society. In this course, we will explore the role of non-profit organizations (NPOs) in solving contemporary regional and social issues, and in transforming social systems. We will study the theoretical and historical aspects of NPOs, network theory, collaboration, and social enterprises, focusing on social relationships for the development of NPOs.

LAW500A2 (法学 / law 500)

労働組合論Ⅱ

WOO JONGWON

単位数：2単位 | 受講年次：1～年（春学期後半/Spring(2nd half)）
備考（履修条件等）：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は労働組合論応用編である。日本の労働組合の行動原理と、現在直面する諸課題について学び、対策を自ら考えるようにする。

【到達目標】

現代日本の代表的企業で労働者がどのように働いているか、その特徴はなにかを明らかにし、そのことを通じて日本の企業別組合の行動原理を十分に理解する。それを踏まえて直面する諸課題にどう対応できるか、あるいはすべきかを学ぶ。これらの諸課題に対して自分なりの対応策を考案できるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【授業の進め方と方法】

授業は講義を行ったうえで、討論を行うという形で進める。講義においても、一方的な説明とならないよう、質問を挟みながら進める。

授業は、対面形式で行う予定である。

毎回、授業についてのレポート（何を学び、何が不明か）の提出を求める。次の授業の最初に、レポートに基づいて前回授業の補足説明を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	企業別組合の発見と存立基盤	戦後に成立した労働組合の多くは企業別組合であった。その特徴がどのように発見されたのかを学び、企業別組合の存立基盤を明らかにする。
第2回	能力主義と職能資格制度	日本の労働者、労働組合の行動規範としての「能力主義」をとりあげ、それが戦後、どのような形で定着していったかを論じ、その制度的表現ともいべき職能資格制度について明らかにする。
第3回	仕事管理と作業組織	日本の労働者がいかに働いているかを仕事管理という視点から明らかにし、それが企業別組合の機能上、行動上の特徴といかに関係するかを論じる。
第4回	分離に基づく統合	製造業における作業組織の編成原理を「分離に基づく統合」と規定し、その特徴と形成過程を論じる。
第5回	ホワイトカラーの仕事管理	ホワイトカラーの仕事管理の仕組みと実態を具体的に明らかにする。
第6回	長時間労働と組合規制	日本社会が抱える大きな労働問題の1つである長時間労働の実態を明らかにし、それに労働組合がどう立ち向かうべきかを論じる。
第7回	日本における労働者の承認	労働組合の重要な機能の一つである承認機能が、企業の場合においてどのように形成・変貌してきたかを論じる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に使用しない。

【参考書】

中村圭介『日本の職場と生産システム』（東京大学出版会、1996年）、中村圭介、石田光男編著『ホワイトカラーの仕事と成果』（東洋経済新報社、2005年）、中村圭介『壁を壊す—新装版』（教育文化協会、2018年）、禹宗杭・沼尻晃伸『<一人前>と戦後社会—対等を求めて—』（岩波書店、2024年）。その他、授業で随時、関連文献を紹介する。

【成績評価の方法と基準】

平常点が60%、授業への貢献が40%。「授業への貢献」は討論への積極的参加の程度によって測る。

【学生の意見等からの気づき】

板書を行う場合は、丁寧に、かつゆっくりと書くこととする。

【その他の重要事項】

講義ノートをしっかり取る。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>労使関係論

<研究テーマ>労働組合の機能、労働組合の意義、労使関係の国際比較、労使関係のダイナミズム

<主要研究業績>

- ①「『雇用区分廃止』の人事戦略—背景・要因・効果—」（『社会政策』第13巻第2号、2021年、21-33頁）
- ②「『一億総活躍』と身分制雇用システム」（『社会政策』第11巻第3号、2020年、14-28頁）
- ③「アジアの賃金—『学歴別・熟練度別賃金』—」（『大原社会問題研究所雑誌』721号、2018年、46-60頁）
- ④「戦後における資格給の形成—八幡製鉄の事例を中心に—」（『大原社会問題研究所雑誌』688号、2016年、5-28頁）
- ⑤「現場力の再構築—発言と効率の視点から—」（編著、日本経済評論社、2014年）

【Outline (in English)】

This is an advanced course of trade union theories and students learn behavioral principles of trade unions and issues that they currently cope with. Through the course, students are expected to be able to design the measures to cope with the issues.

LAW500A2 (法学 / law 500)

協同組合概論Ⅱ

伊丹 謙太郎

単位数：2単位 | 受講年次：1～年 (春学期後半/Spring(2nd half))

備考 (履修条件等)：連帯社会インスティテュート主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本科目では、1980年代以降の協同組合の主要先行研究の整理・確認を通して、多様な研究課題とアプローチの理解・習得を目的とする。

【到達目標】

- 1) 研究計画にあたり先行研究に目配りできる能力を涵養する。
- 2) 個々の課題や研究アプローチの意義を評価できる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

【授業の進め方と方法】

・本科目は2コマ×7回で開講される。各回前半は教員による先行研究の論点整理と課題やアプローチの評価、後半は学生参加による先行研究の到達点についての理解および今後必要とされる課題の共有に向けたディスカッションを行う。

・最終授業で、これまでの講義内容のまとめや復習だけでなく、課題に対する講評や解説も行う。

※状況次第でZoom授業に移行することがあります。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	わが国における協同組合の法制度と政策運営	各協同組合の根拠法と戦後実施された協同組合政策を概観する
第2回	農業協同組合等における研究動向	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合に係る先行研究の整理
第3回	生活協同組合の研究動向	購買生協と流通・小売業に係る先行研究の整理
第4回	共済事業と保険の研究動向	共済事業・運動および保険研究等の先行研究の整理
第5回	協同組織金融の研究動向	信金・信組と労金の事業展開と国際評価等についての先行研究の整理
第6回	医療福祉系協同組合の研究動向	近年増加する医療および福祉系協同組合の先行研究の整理
第7回	協同労働の協同組合の研究動向	新しい協同組合運動としての協同労働の位置づけに係る先行研究の整理

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

教科書を使用しない。

【参考書】

堀越芳昭 / JC総研編『協同組合研究の成果と課題 1980-2012』家の光協会、2014

【成績評価の方法と基準】

平常点20%、レポート課題80%。

【学生の意見等からの気づき】

事業分野ごとの概説となるが、学生によって基礎的な知識の習熟にばらつきがあるので、この点により配慮する。また、昨年度あまり意見交換の時間をとれなかったため、学生討論の時間を十分に確保できるようにする。

【学生が準備すべき機器他】

Zoom開講の場合、受講時に必要な機器・環境 (PCおよびネット接続)

【担当教員の専門分野等】

<専攻>

協同組合論、公共哲学

<研究テーマ>

協同組合思想、協同組合運動史、デジタル経済と協同主義、

非営利組織連携論、賀川豊彦研究

【Outline (in English)】

Focusing on the trend and evaluation on the preceding research since 1980, students would have some understandings of issues and approaches on cooperative studies.

LAW500A2 (法学 / law 500)

国際NGO・NPO論

小野 行雄

単位数：2単位 | 受講年次：1～年（秋学期前半/Fall(1st half)）
備考（履修条件等）：公共政策研究科主催科目

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

<政府><経済界>と並ぶアクター<市民社会>として社会を構成することこそが、NGO・NPOの本質である。

本科目では、講師が専門とする国際協力分野での活動を中心として、世界が直面する問題を理解し、NGOが活動する場と方法を学んだ上で、市民社会としてのNGOの活動にも目を向ける。受講者は、組織としてのNGOについて学ぶのと同時に、自らの市民としての役割についても考えることになる。

【到達目標】

- 1 現代社会におけるNGO・NPOと市民社会の役割、政府および経済界との関係を理解する
- 2 NGO・NPOの歴史と現状、その方法論を理解する
- 3 自ら世界に関わる市民性を涵養し、その方法論を身につける

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【授業の進め方と方法】

ディスカッションによるグループワークを中心に進める。授業内プレゼンテーションも毎回行う。ネットを利用してケーススタディを行うのでパソコンまたはスマートフォンが必携。映像資料も多用する。毎回レポートを作成し、それをめぐる意見交換を行いながら先に進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	NGO・NPOの基礎	受講者のこれまでの経験と知識を整理しながらNGO・NPOの基礎を概観する
第2回	市民社会	市民社会論を概観し、市民社会そのもの、あるいはエージェントとしてのNGO・NPOの活動を学ぶ
第3回	NGOの方法	ケーススタディとしていくつかのNGOを取り上げながら、NGOの国際開発における方法論について学ぶ
第4回	開発の問題	近代化とグローバリゼーションについて検討し、開発をめぐる考え方を整理しながらNGO・NPOの役割を検討する
第5回	NGOの歴史・日本のNGO	世界と日本のNGOの歴史を学び、いくつかの日本のNGOを取り上げて活動を検証する
第6回	世界のNGO	「先進国」および「途上国」のNGO、それに国際NGOの事例を取り上げて活動を検証する
第7回	NGO・NPOの社会における役割	NGO・NPOが社会に影響を与えた事例を検証し、社会における役割を検討する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

文献を読んでくることが必須となる。文献は毎回電子ファイルで配布する。毎授業後のふりかえりレポートも重視する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。

【参考書】

「激動するグローバル市民社会」重田康博 明石書店
「国際開発ハンドブック」友松篤信編著 明石書店
「脱「開発」の時代」イヴァンイリッチ他 晶文社

【成績評価の方法と基準】

平常点（討論への参加・各回のレポート）70％
期末レポート 30％

【学生の意見等からの気づき】

アンケートを実施していません

【学生が準備すべき機器他】

ネットに接続できるパソコンまたはスマートフォン

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 国際社会開発・開発教育
<研究テーマ> NGOによるコミュニティ開発・参加型学習
<主要研究業績> 「NGO主義で行こう」藤原書店 「21世紀の人権（共著）」日本評論社 「SDGs時代の学びづくり（編著）」明石書店

【Outline (in English)】

【授業の概要（Course outline）】 Civil Society (NGO) is an actor which constitutes society along with Politics (Government) and Economy(Enterprises). Students will understand the social issues and the role of civil society, as well as contemplate their own role in the society.

【到達目標（Learning Objectives）】

- 1 Understanding the role of NGO/NPO or Civil Society, as well as those of Government and Market.
- 2 Understanding the history and the present situation of the Civil Society.
- 3 Acquiring the citizenship methodology and cultivating own individual citizenship.

【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】 Prepare the class by skimming through the materials provided. After the class, take time to write a reflection paper. Try relating what you learned in the class to your previous knowledge and experiences.

【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】

Active participation to the class and thoughtful reflection is important.

Reflection report after every class 70% Term-end report 30%

LAW500A2 (法学 / law 500)

憲法 I

日野田 浩行

単位数：2単位 | 受講年次：1年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

憲法学のいわゆる人権論につき、以下の点について学ぶ。

- ①日本国憲法の編成と制定法の種類・相互関係、日本国憲法が前提とする立憲民主主義思想と人権理念の内容、憲法上の権利の分類、違憲審査制と権利の保護など、憲法上の個々の権利内容を学ぶための基本前提を確認する。
- ②憲法上の個々の権利規定の規範内容や、それに関連して現実生じている問題、特に裁判を通じて争われるに至った主要な事例について基本的知識を得たうえで、「判例」や「学説」によって提示された解決の手法を理解し、知識の定着を図る。
- ③憲法上の権利の侵害を理由として提起された訴訟における事案分析の手法や論点の抽出、判決等において示された法的構成および事案への適用を、受講者自身がトレースすることで、憲法裁判における法的推論の技法の基礎を学ぶ。

【到達目標】

次の3点を到達目標とする。

- ①人権の理念と立憲主義思想の展開を基礎として、日本国憲法第三章に定められた「憲法上の権利」の原理ないし基本構造と体系を全体的に把握し、説明できるようにすること。
- ②個々の憲法上の権利規定の規範内容を上記人権の基本原則との関連において説明できるようにすること。そのうえで、それら諸規定に関連して現実生じている主要な問題を摘示し、その問題解決のために提示されている判例・学説を説明できるようにすること。
- ③特に重要な判例を素材として、憲法上の権利の侵害が争われている裁判における法的推論の技法ないし作法の基礎を実践できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式に質疑応答を交え、双方向の授業で学生の理解を確認しながら、各回のテーマにつき、検討を進めていく。中間テストと期末テストについては、採点基準と解説を文書にし、答案と共に学生に送付し、フィードバックを図る。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	日本国憲法の編成、制定法の種類と相互関係、立憲民主主義の思想、基本的人権の理念、憲法上の権利の種類、違憲審査	第1回では、第2回以降におこなう個別の権利の検討の前提となる思想と制度を概観する。
第2回	精神的自由 <1>：内心の自由 (1)	思想・良心の自由につき、テキストにそって、謝罪広告事件判決等を手がかりに検討をおこなったのち、「君が代」の起立斉唱を拒否した教職員に対する処分が争われた事例の最高裁判決につき、解説をおこなう。
第3回	精神的自由 <2>：内心の自由 (2)	信教の自由のうち、政教分離原則を除く狭義の信教の自由につき、テキストにそって、とりわけ剣道受講拒否事件最高裁判決を手がかりに検討をおこなう。
第4回	精神的自由 <3>：内心の自由 (3)	津地鎮祭訴訟、愛媛玉串料訴訟、および空知太神社訴訟を素材に、政教分離原則の意味と判断手法等について検討をおこなう。
第5回	精神的自由 <4>：表現の自由 (1)	表現の自由の意義や規範内容、および表現の自由の規制立法に対する司法審査のあり方について検討をおこなう。
第6回	精神的自由 <5>：表現の自由 (2)	税関検査訴訟、北方ジャーナル事件を素材に、事前抑制・検閲禁止の意義と表現行為について差止めが許される要件等について検討をおこなう。
第7回	経済的自由 <1>	薬局距離制限判決の考察を中心に、職業選択の自由と、その規制の合憲性判断に際して語られる規制目的二分論について検討をおこなう。
第8回	経済的自由 <2>	森林法違憲判決の考察を中心に、財産権保障の意義、財産権の制約、および損失補償につき検討をおこなう。

第9回	人身の自由	憲法31条の法定手続保障の意義を中心に検討をおこなう。あわせて、33条以下の刑事手続的諸権利に関する論点を確認する。
第10回	社会権<1>	堀木訴訟、および老齢加算廃止訴訟の考察を中心に、憲法25条に定められた生存権の法的性格や、社会立法の合憲性判断基準、判断過程審査の手法について考察する。
第11回	社会権<2>	教育を受ける権利につき、旭川学力テスト訴訟判決の考察を中心に検討する。さらに、公務員の労働基本権の制限を中心に労働基本権の保障につき検討をおこなう。
第12回	幸福追求権	包括的人権規定といわれる憲法13条の幸福追求権の具体的内容を、判例に即して検討する。
第13回	法の下での平等	尊属殺重罰規定違憲判決と非嫡出子相続分格差訴訟の考察を軸に、憲法14条1項に定められた法の下での平等の意義と、各種の法分野における平等審査の手法につき検討をおこなう。
第14回	人権の享有主体と私人間効力	外国人の人権の問題を中心として、人権享有主体に関する学説・判例を学び、三菱樹脂事件判決の考察を通じて、私人間効力論の検討をおこなう。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 第1回：テキスト（芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第八版）』（岩波書店・2023年）・以下同じ）第一章四・五、第五章一・二・三、第一八章二をあらかじめ読んでおくこと。
- 第2回：テキスト第八章一を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第3回：テキスト第八章二1・2を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第4回：テキスト第八章二3を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第5回：テキスト第九章一～三（ただし三の2は除く）を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第6回：テキスト第九章三2を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第7回：テキスト第一〇章一・二を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第8回：テキスト第一〇章三を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第9回：テキスト第十一章一を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第10回：テキスト第十三章一を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第11回：テキスト第十三章二・三（および第八章三）を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第12回：テキスト第七章一を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第13回：テキスト第七章二1～6を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 第14回：テキスト第五章四・第六章三を読み、Assignment sheetの指示に従い準備をしておくこと。
- 本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第八版）』（岩波書店・2023年）

【参考書】

赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社・2011年）
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選I [第7版]』・[同II [第7版]]（有斐閣・2019年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

中間テスト30%

期末における評価

定期試験70%

【学生の意見等からの気づき】

共通到達度確認試験にも留意した説明を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】

レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course will examine themes on the Declaration of Rights of the Constitution of Japan.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have the basic knowledge about the constitutional rights.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policies】

Final grade will be decided based on the following process : Mid-term examination (30%) ,Term-end examination (70%) .

LAW500A2 (法学 / law 500)

憲法Ⅱ

赤坂 正浩

単位数：2単位 | 受講年次：1年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本国憲法が定める統治機構について、憲法の基本原理をふまえ、学説・判例を参照しながら、具体的な制度に関する理解を深める。

【到達目標】

この授業は、憲法学のうち、いわゆる統治機構論を取り扱い、次の2つの到達目標とする。

- ①憲法の基本原理の理解を基礎として、国会・内閣・裁判所など統治機構に関する憲法の規定と制度を概説的に説明できるようになること。
- ②統治機構に関する憲法の規定および主な関連法令の諸規定と、制度に関して現実が生じている主要な問題を摘示し、そうした問題解決のために学説や判例において提示されている具体的な解釈論の内容を説明することができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式に質疑応答を交え、受講者の理解度を確認しながら、各回のテーマにつき検討を進める。学期の半ばに実施する中間試験の返却・解説と、授業終了後に実施される定期試験の返却・解説を通じて、受講者に対するフィードバックに努める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	憲法と国家、民主主義と立憲主義	第1回の授業では、日本国憲法の統治機構の諸制度を理解するための前提として、以下の2つの柱を立てて、憲法に関する一般論の概要を説明する。 第1に、国家の基本法とされる憲法の性質を理解するため、国家とは何か、憲法と国家との関係はどのようなものかを考える。 第2に、日本国憲法の根底にある基本思想である立憲民主主義の理念を理解する。
第2回	主権者と有権者	日本国憲法が採用する民主主義の起点である国民主権とは何か、主権者国民と有権者国民とはどのような関係に立つかを理解する。
第3回	有権者と国会（1）	日本国憲法の民主主義制度は、有権者が国会議員を選挙して、国会が形成されることを具体的な出発点としている。 第3回の授業では、有権者と国会をつなぐ具体的な制度としての選挙に関する憲法規定と公職選挙法の枠組みを理解する。
第4回	有権者と国会（2）	有権者と国会は、制度的には選挙によってつながっているが、同時に憲法は国会議員を全国民の代表と位置づけており、他方有権者と国会は、日常的には政党という民間団体を媒介としてつながっている。 全国民の代表という国会議員の憲法上の位置づけと、政党と憲法との関係について理解する。
第5回	国会と内閣（1）一議院内閣制	日本国憲法の民主主義制度では、有権者による国会の形成の次のステップは、国会による内閣の形成である。国会と内閣の関係は議院内閣制と理解されている。日本国憲法の議院内閣制について理解する。

第6回	国会と内閣（2）一国会の主な権限	日本国憲法の民主主義と立憲主義の双方にとって要となる国家機関は国会である。 前講で解説した内閣総理大臣指名権のほかに、国会は立法権をはじめとする重要な権限を与えられている。これらの概要を理解する。
第7回	国会と内閣（3）一議院と議員	日本国憲法は両院制を採用し、国会は衆議院と参議院から構成されている。そのため、衆議院と参議院は、国会としての権限とは別に独自の権限を認められている。また、国会を構成する両院の議員には、憲法上の特権が認められている。 衆参両院の独自の権限である議院自律権・国政調査権と、国会議員の特権の内容を理解する。
第8回	国会と内閣（4）一内閣および内閣総理大臣の主な権限	日本国憲法が定める国レベルの立憲民主主義制度の終着点は内閣である。 内閣自体の権限である行政権の内容、内閣の首長である内閣総理大臣の主な権限、内閣と他の行政機関との関係を理解する。
第9回	政治部門と裁判所（1）一司法権の概念と限界	立憲民主主義の制度では、裁判所は政治部門（議会と行政府）とは異なる独自の権限と独立の地位を与えられる。 第9回の授業では、裁判所の権限の中心である司法権の内容と限界について理解する。
第10回	政治部門と裁判所（2）一裁判官の地位・権限（司法の独立）	司法権は、直接には公正な裁判を実現することを通じて、場合によっては民主主義的決定にも修正を迫る立憲主義と権利保障の要となる国家作用である。 その担い手である裁判官に認められる独立の地位、これを支えるための政治部門に対する裁判所の独立、裁判官と裁判所との関係について理解する。
第11回	政治部門と裁判所（3）一違憲審査制	裁判所が政治部門の決定を再検討し補正する中心的な権限の1つは違憲審査制である。 違憲審査制の起源と類型、日本国憲法が定める違憲審査制の概要を理解する。
第12回	政治部門と裁判所（4）一憲法訴訟の仕組み独立	裁判所が違憲審査権を行使することによって、日本国憲法のもとで憲法訴訟は独自の展開を示してきた。日本の憲法訴訟の仕組み、対象、憲法判断の効果などについて、その概要を理解する。
第13回	国と地方公共団体	国レベルの立憲民主主義制度とともに、憲法は立憲民主主義のもう1つの柱として、地方公共団体を設け、地方自治を認めることによって、地方公共団体を単位とする民主主義のチェーンと立憲主義のプレーキを組み込んでいる。 憲法規定と地方自治法の大枠を概観することで、地方レベルの立憲民主主義について理解する。
第14回	平和主義と象徴天皇制	日本国憲法は、諸外国の立憲民主主義憲法と比較すると独自の構成要素として、平和主義と象徴天皇制を採用している。 憲法9条の平和主義とその現状、象徴天皇制の仕組みについて、それぞれ概要を理解する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この授業では、ていねいな復習を心がけてもらいたい。受講者は、事前に学習支援システムにアップするレジュメを読み、レジュメに示された声部憲法の該当箇所にも目を通して授業に臨む。また受講後にはレジュメの復習課題にしたがってもう一度声部憲法の関連箇所の理解が深まったかどうかを逐一確認しながら、授業の解説内容の理解・定着に努めてもらいたい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

声部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第八版』（岩波書店・2023年）

【参考書】

- ◆渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法2統治・第8版』（有斐閣・2022年）
- ◆長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ・第7版』（有斐閣・2019年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
中間試験 30％
期末における評価

定期試験 70 %

【学生の意見等からの気づき】

授業後・オフィスアワー・メールを通じた質疑応答や、中間試験返却時のコメント等を通じて、迅速できめ細やかな指導に努めたい。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムおよび法政大学専用 Gmail を通じてレジュメの配布や連絡をおこなうので、各自情報端末を用意してもらいたい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course will examine themes on the frame of government of Japanese constitution, including separation of powers and judicial review of legislation.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have the basic knowledge about the frame of government of Japanese constitution, and to have the basic skills to analyze important legal cases on the frame of government.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and the relevant judgments of the Supreme Court. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:70%, mid-term examination:30%

LAW500A2 (法学 / law 500)

行政法 I**交 告 尚 史**

単位数：2単位 | 受講年次：2年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

行政法の全体を学ぶのに必要な基礎知識をひととおり身に付けること。

【到達目標】

行政法総論の知識（行政組織、行政法の法源、行政行為をはじめとする諸行為形式等）と行政救済法の初歩的な知識（処分概念、行政事件訴訟法に定められた行政訴訟の諸類型等）を関連付けて使いこなせるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式を基本とするが、レポートの提出等の方法により、基礎的な知識を習得しているかどうかの確認を行う。幾分詳しく目のレジュメを用意するので、それを手がかりに教科書をよく読んで予習しておくこと。レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	法治主義	行政法を学習するうえで出発点となる法治主義の考え方を学ぶ。
第2回	行政組織	国家行政組織法を中心に行政組織法上の機関概念について学ぶ。
第3回	行政法の法源	法律、政令および省令ならびに地方公共団体の条例および規則など外部効果をもつ規範の形式を学ぶ。
第4回	行政作用法上の機関概念	行政行為を行う権限を有する者を意味する行政庁概念を、国家行政組織法の機関概念と対照させて学ぶ。
第5回	行政行為	行政活動の形式の全体像を把握したうえで、「行政行為」という重要な形式の特色を学ぶ。
第6回	取消訴訟に関する基礎知識	行政事件訴訟法を読み、取消訴訟に関する基礎知識を身につけることにより、行政行為概念と処分概念の関係性を学ぶ。
第7回	行政処分の瑕疵	行政処分に生じる不当の瑕疵、違法の瑕疵および無効の瑕疵について学ぶ。
第8回	行政処分の取消しと撤回	行政処分の効力を失わせる二種類の方式、すなわち取消しと撤回の違いを学ぶ。
第9回	行政裁量1	裁量と呼ばれる概念が意味するところを羈束という概念との対比で学ぶ。
第10回	行政裁量2	裁判所による審査のあり方に着目して裁量概念を一層深く学ぶ。
第11回	行政上の強制執行と即時強制	義務を課された者がそれを果たさない場合に履行を確保する方法と、行政が義務付けをしないで実力を行使する手段とを学ぶ。
第12回	行政契約・行政指導・行政計画	行政処分以外の行政の活動形式のうちから、行政契約・行政指導・行政計画の3つを取り上げて、それぞれの特色を学ぶ。
第13回	行政手続1—総論—	国民の権利保護の見地から、行政活動を規律する手続について、とくに行政処分の手続に焦点を置いて学ぶ。
第14回	行政手続2—共通するが差異ある定め—	行政手続法の諸規定のうち、審査基準・処分基準に関する規定と理由の提示に関する規定とに着目し、その意義と問題点を学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

レジュメを参考にして教科書の該当箇所を熟読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

塩野宏『行政法I』（有斐閣）。講義開始前に改訂版が出た場合は、新しい版を用意すること。2024年3月下旬に第六版補訂版の刊行が予定されている。斎藤誠・山本隆司編『行政判例百選I・II [第8版]』（有斐閣）。

【参考書】宇賀克也『行政法概説I [第8版]』（有斐閣）。
藤田宙靖『新版 行政法総論上』（青林書院）。
興津征雄『法学叢書 行政法I 行政法総論』（新世社）**【成績評価の方法と基準】**

授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート15%、授業中の発言5%。期末試験の評価：80%。

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人との差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるように努力したい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】**【Course outline】**

This course aims to acquire basic knowledge and the way of thinking of administrative law.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have basic knowledge and the way of thinking of administrative law.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end examination:80%, Report:15%, in class contribution:5%

LAW500A2 (法学 / law 500)

行政法Ⅱ

公告 尚史

単位数：2単位 | 受講年次：2年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義では、行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組みを、それぞれの関係に留意しながら学ぶ。併せて、国家補償法の内容と論点についても学ぶ。

【到達目標】

行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組み、ならびに国家補償法の内容と論点に関し、行政法演習Ⅰ・Ⅱにおける判例を素材とした学習に耐えられるだけの基礎知識を身に付けることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的に講義形式で行うが、レポートの提出等の方法により、基礎知識の習得状況を確認する。

レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	行政上の不服申立て	平成26年に全面改正された行政不服審査法の仕組みを旧法と対比しながら学ぶ。
第2回	行政訴訟1—行政訴訟総説—	行政事件訴訟法に定められた訴訟類型（諸々の抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟・機関訴訟）について略説する。
第3回	行政訴訟2—処分性1—	取消訴訟の対象となる処分の概念について学ぶ。
第4回	行政訴訟3—処分性2—	処分の概念について、とくに行政指導を素材として、理解を深める。
第5回	行政訴訟4—原告適格1—	取消訴訟の原告適格について、基本的な考え方を学ぶ。
第6回	行政訴訟5—原告適格2—	取消訴訟の原告適格について、類型的な考察を行う。
第7回	行政訴訟6—審理に関する諸問題—	立証責任や文書提出義務など、取消訴訟の審理に関する幾つかのテーマについて学ぶ。
第8回	行政訴訟7—平成16年行訴法改正前史—	平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された新しい訴訟類型を学ぶ前に、同改正の前史を学ぶ。
第9回	行政訴訟8—非申請型義務付け訴訟—	平成16年改正で導入された義務付け訴訟のうち、非申請型義務付け訴訟と呼ばれるものの仕組みと論点を学ぶ。
第10回	行政訴訟9—申請型義務付け訴訟—	義務付け訴訟のもう一つのタイプである申請型義務付け訴訟の仕組みと論点を学ぶ。
第11回	行政訴訟10—差止め訴訟—	平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された差止め訴訟の仕組みと論点を学ぶ。
第12回	国家賠償1—公権力責任—	国家賠償法1条の要件（公権力の行使、公務員、職務、故意・過失、違法性、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。
第13回	国家賠償2—営造物責任—	国家賠償法2条の要件（公の営造物、設置・管理の瑕疵、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。
第14回	損失補償	適法な公権力の行使により国民の財産権が侵害された場合にその損失を金銭で填補する仕組みについて学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

レジュメを参考にして教科書の該当箇所を精読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

塩野宏『行政法Ⅱ〔第六版〕』（有斐閣）。講義開始前に改訂版が出た場合は、新しい版を用意すること。

斎藤誠・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣）。

【参考書】

宇賀克也『行政法概説Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣）

芝池義一『行政救済法』（有斐閣）

藤田宙靖『[新版]行政法総論下』（青林書院）

【成績評価の方法と基準】

授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート15%、授業中の発言5%。期末試験の評価：80%。

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人との差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるように努力したい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course aims firstly to understand how the three general administrative acts, that is, the Administrative Procedure Act, the Administrative Appeal Act and the Administrative Proceedings Act are connected with one another, and secondly to acquire basic knowledge of the state reparation law.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have basic knowledge about the administrative remedy in Japan.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end examination:80%, Report:15%, in class contribution:5%

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法 I

遠山 純弘

単位数：2単位 | 受講年次：1年 (春学期前半/Spring(1st half))
備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

- ・「民法 I ~ V」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
- ・「民法 I」および「民法 II」では、学生は「契約法」について学ぶ。「民法 I」では、「契約法」のうち、主として、「契約の締結」、「契約の有効性」、「時効」とりわけ「消滅時効」について学ぶ。
- ・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。
- ・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】

- ・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
- ・民法 I では、主として、契約の締結方法、契約の有効要件、消滅時効について学ぶ。どのような場合に契約が成立か、また、どのような場合に契約が効力を生ずるか、どのような場合に債権が消滅時効にかかるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
- ・民法 I ~ V、民法演習 I ~ III を通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP 1」と「DP 2」に関連

【授業の進め方と方法】

- ・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。
- ・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。
- ・授業は、教科書に従って進める。
- ・授業内の課題 (小テスト) および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	①ガイダンス ②民法の全体像	<ul style="list-style-type: none"> ・私法の中での民法の位置づけについて、説明することができる。 ・日本の民法典がどのような編別になっているかを理解している。 ・私的自治の原則など私法 (民法) の一般原理を挙げ、基本的な考え方を説明することができる。 ・信義誠実の原則 (信義則) の考え方について、説明することができる。 ・権利濫用の法理について、具体例を挙げて説明することができる。

- 第2回 人・権利能力
①自然人
②法人

- ・権利能力の意義について、説明することができる。
- ・権利能力の始期 (胎児の法的地位を含む) について、説明することができる。
- ・権利能力の終期 (同時死亡の推定を含む) について、説明することができる。
- ・住所の概念 (内容・意義) について、説明することができる。
- ・不在者の財産管理の制度の意義及びその概要を説明することができる。
- ・失踪宣告の制度の意義及び必要性について、説明することができる。
- ・法人とはどのような制度であり、法人に権利能力を認めるのはなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- ・法人にはどのような種類があり (社団法人・財団法人、営利法人・非営利法人)、それぞれどのような法律に従って法人の設立が認められるかについて、基本的な考え方を説明することができる。
- ・法人の構成員が法人の債務についてどのような責任を負うかを、具体例を挙げて説明することができる。
- ・法人設立の目的が法人の権利義務についてどのような意義を有するかについて、その考え方と問題点の概要を説明することができる。
- ・法人の代表機関が行った取引行為や不法行為が法人にどのような効果を及ぼすかを、具体例に即して説明することができる。

- 第3回 ①契約の一般原則、種類
②契約の締結
③代理 (有権代理)

- ・法律行為及び意思表示の意味を説明し、法律行為の種類を挙げるることができる。
- ・意思表示及び法律行為の解釈に関する考え方 (意思主義・表示主義など) について、具体例に即して説明することができる。
- ・慣習とは何か、慣習がどのような場合に効力を有するかについて、説明することができる。
- ・意思表示の効力が発生する時点に関する到達主義と発信主義の違いについて、具体例を挙げて説明することができる。
- ・代理とはどのような制度であるか、またなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。
- ・代理人が行った法律行為の効果が本人に帰属するためにどのような要件が必要であるかを、具体例に即して説明することができる。
- ・代理権がどのような根拠に基づいて発生し、その範囲がどのようにして決まるか、また、どのような原因に基づいて消滅するかを説明することができる。
- ・自己契約・双方代理とはどのような場合であるか、また、その代理行為の効果がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。
- ・代理人が行った法律行為の効力が誰を基準として判断されるか、またその理由は何かを説明することができる。
- ・代理権濫用とはどのような場合を指すか、また、代理権が濫用された場合に、それが代理行為の効力にどのような影響を及ぼすかについて、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。
- ・諾成契約の原則とその例外 (要式契約、要物契約等) について、説明することができる。
- ・契約の成立時期について、説明することができる。
- ・約款とはどのような概念であるかを説明し、約款による契約の具体例を挙げるることができる。
- ・約款による契約における不当条項の規制に関する基本的考え方について、説明することができる。
- ・消費者契約法の定める不当条項規制の仕組みについて、条文を参照しつつ説明することができる。

第4回	表見代理①	<ul style="list-style-type: none"> ・表見代理とはどのような制度であり、また無権代理とどのような関係にあるかを、具体例に即して説明することができる。 ・表見代理にはどのような類型があり、本人は、それぞれどのような要件の下で、どのような根拠に基づいて責任を負うかを、各類型の具体例を挙げて説明することができる。
第5回	①表見代理② ②無権代理	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が、代理権なくして代理行為を行った場合に、代理行為の効果がどうなるかを説明することができる。 ・無権代理行為の相手方が、無権代理人に対して、どのような要件の下でどのような責任を追及することができるかを、具体例を挙げて説明することができる。
第6回	無権代理と相続	<ul style="list-style-type: none"> ・無権代理と相続をめぐる諸類型について、判例・学説の考え方を説明することができる。
第7回	契約の有効性① (行為能力)	<ul style="list-style-type: none"> ・意思能力の意義及び意思能力のない者がした意思表示・法律行為の効力について、説明することができる。 ・行為能力制度の趣旨(目的・必要性)について説明し、どのような類型があるかを示し、各類型の要件及び効果について、条文を参照して説明することができる。 ・行為能力制度における、相手方の保護を図るための制度について、条文を参照して説明することができる。
第8回	契約の有効性② (意思表示の瑕疵①)	<ul style="list-style-type: none"> ・心裡留保の意義及び当事者間における意思表示の効力について、説明することができる。 ・通謀虚偽表示の意義及び当事者間における効力について、説明することができる。 ・通謀虚偽表示の第三者に対する効力について、具体例を挙げて説明することができる。
第9回	契約の有効性③ (意思表示の瑕疵②)	<ul style="list-style-type: none"> ・錯誤にはどのような種類があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。 ・錯誤の要件及び効果について、説明することができる。 ・動機の錯誤の法的処理について、判例・学説の考え方とその問題点を説明することができる。 ・詐欺・強迫の要件及び当事者間における効力について、説明することができる。 ・詐欺・強迫による意思表示の第三者に対する効力について、説明することができる。 ・消費者契約法における意思表示に関する規定の趣旨について、説明することができる。 ・消費者契約法上の取消原因の概要について、条文を参照しながら説明することができる。
第10回	契約の有効性④ (契約の内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・強行法規・任意法規の意味について説明し、それぞれの具体例を挙げるることができる。 ・公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。 ・公序良俗違反の法律行為が無効であるという意味について、具体例に即して説明することができる。
第11回	契約の有効性⑤ (条件・期限)	<ul style="list-style-type: none"> ・条件と期限にはどのような違いがあるか、条件と期限にはどのような種類のものがあるかについて、説明することができる。 ・条件の成就及び不成就の効果について、説明することができる。 ・期限の利益にはどのような意味があるかについて、説明することができる。

第12回	契約の消滅(無効・取消し)	<ul style="list-style-type: none"> ・無効と取消しの基本的な相違について、説明することができる。 ・無効・取消しにより法律行為の効果が認められない場合の基本的な法律関係(履行請求の可否や事実上履行がなされた場合の事後処理等)について、説明することができる。 ・無効行為の追認の意味について、具体例を挙げて説明することができる。 ・取り消しうる法律行為・意思表示について、誰が取り消すことができるか、いつまで取り消すことができるかについて、説明することができる。 ・取消しの基本的効果(制限行為能力者の返還義務に関する特則を含む)について、説明することができる。 ・取り消しうる法律行為・意思表示の追認及び法定追認の意義、要件及び効果について、説明することができる。
第13回	時効(総論)	<ul style="list-style-type: none"> ・時効とはどのような制度であり、何のために認められているのかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・時効完成の効果(援用権の発生、援用権の趣旨、援用の効果、時効の効力)について、説明することができる。 ・時効が完成した場合に、その時効を援用することができるのは誰かについて、判例・学説の基本的な考え方と問題点を説明することができる。 ・時効の援用権者がその援用権を行使することができないのはどのような場合か、またその理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。 ・時効の完成猶予及び更新がどのような制度であるかを説明し、どのような場合に完成が猶予され、更新が認められるかを、条文を参照しつつ説明することができる。
第14回	消滅時効	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の計算の基本的考え方(初日不算入の原則を含む)について、条文を参照しつつ説明することができる。 ・消滅時効とはどのような制度であり、また、どのような権利がその対象となるかについて説明することができる。 ・消滅時効の一般的な要件について、説明することができる。 ・同一の権利について短期と長期の期間制限が設けられている場合について、その趣旨、期間の性質(いわゆる除斥期間の概念を含む)及び起算点について、説明することができる。

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

・上記「授業計画」記載の教科書の該当ページを必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書の該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておく必要がある。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
 ・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト(教科書)】

・遠山純弘『請求権から考える民法1』(信山社、2024年)刊行予定

【参考書】

・参考文献として以下の文献を挙げておく。
 ①松久三四彦ほか著『オリエンテーション民法第2版』(有斐閣、2022年)2,750円
 ②潮見佳男ほか『民法判例百選I総則・物権』[第8版]』(有斐閣、2018年)2,376円
 ・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
 ・定期試験(80%)
 ＊事例式問題によって「共通的な到達目標モデル(第2次案修正案)」(民法)記載の事項について理解度を確認する。
 ・小テスト(10%)
 ・質疑応答(10%)

【学生の意見等からの気づき】

・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が4年間かけて修得すべきことを1年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、1年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、1年次で修得すべき事項(これについては、別紙資料参照)を優先的に学修し、2年次以降に取り上げる事項については、「民法演習I、II、III」を通して修得するといった対応が必要であろう。

・授業内容が難しいという意見を聞く。2年次の授業では、すでに民法について学習してきた学生たちと同じクラスで授業を受けることになる。そのため、1年次の授業は、2年次のそうした学習についていける能力を養成することが要求される。そのため、授業は、民法Ⅰから民法Ⅴにおいて、民法全般について学習しなければならず、授業レベルも一定のレベルを維持する必要がある。授業の進行については、上記の授業内容において、各回の授業がどのように進行していくかはわかるはずであり、それにあわせて予習・復習をしてもらう必要がある。授業の内容については、授業において、内容のレベルに触れながら説明をしている。そのため、授業を漫然と聞くのではなく、そういった説明もメモをとるなどの工夫をして授業を聞いてほしい。また、授業が難しいという学生のほとんどは、予習・復習をしていない、あるいは予習・復習が足りていない傾向がみられる。法学未修者の授業は、何もせずに授業に臨んでもわかるように授業をするわけではない。授業は、最低限、各自予習・復習を各2時間してきていることを前提にして進めるので注意してほしい。

[Outline (in English)]**[Course outline]**

Through Civil Law I-V, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.

In Civil Law I-II students learn about Contract Law.

In Civil Law I students especially learn about Formation of Contract, Validity of Contract and Prescription.

[Learning Objectives]

The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.

[Learning activities outside of classroom]

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

[Grading Criteria /Policies]

Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法Ⅱ

遠山 純弘

単位数：2単位 | 受講年次：1年（春学期後半/Spring(2nd half)）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
・「民法Ⅰ」および「民法Ⅱ」では、学生は「契約法」について学ぶ。「民法Ⅱ」では、「契約法」のうち、主として、「債権の消滅原因」、「債務不履行や契約不適合給付における債権者・買主の救済手段」および「個別契約をめぐる諸問題」について学ぶ。
・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。
・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】

・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅱでは、主として、債権の消滅、債務不履行および契約不適合給付における債権者または買主の救済手段および個別契約における諸問題について学ぶ。どのような場合に債権が消滅し、また、債務不履行や契約不適合給付がなされた場合に債権者や買主にどのような救済手段があるのかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになること、そして、個別契約をめぐるどのような問題があり、それらを判例・学説がどのように考えているかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。
・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。
・授業は、教科書に従って進める。
・授業内の課題（小テスト）および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	債権の消滅① (弁済・供託・代物弁済)	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者以外に債務の弁済をなすことができるのはどのような者であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・第三者が債務を弁済した場合に、事後の法律関係（求償権の発生の有無、求償権の範囲等）がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。 ・弁済を受領する権限を有しない者に対して弁済がなされた場合にどのような法律関係が生ずるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・弁済の充当とはどのような制度であるか、また、どのような順序で行われるかについて、条文を参照しながら説明することができる。 ・弁済の提供とはどのような制度であり、弁済の提供があった場合にどのような効果が生ずるか、また、どのような行為をすれば弁済の提供があったといえるかを説明することができる。 ・供託とはどのような制度であり、供託によってどのような効果が生ずるかを説明することができる。 ・弁済による代位とはどのような制度であり、どのような場合に弁済による代位が認められるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・弁済による代位によって、代位者がどのような権利を行使することができるかを、求償債権と原債権の関係に留意しながら、具体例に即して説明することができる。 ・法定代位をなしうる者が複数存在する場合に、その相互関係がどうなるかを、条文を参照しながら、具体例に即して説明することができる。 ・代物弁済とはどのような制度であり、その効果が生ずるためにはどのような要件を備えている必要があるかを、具体例を挙げて説明することができる。

第2回	①債権の消滅② (相殺・更改・免除・混同) ②同時履行の抗弁権 ③給付不能と危険負担	<ul style="list-style-type: none"> ・相殺とはどのような制度であり、どのような機能を果たしているかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・民法で規定される相殺が認められるためにはどのような要件が備わっている必要があるかを、具体例に即して説明することができる。 ・差し押さえられた債権を受働債権として相殺をすることができるか、できるとすればその要件は何かについて、判例・学説の考え方と問題点の概要を、具体例に即して説明することができる。 ・更改とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・債務免除とはどのような制度であり、その効果を生ずるためにはどのような要件が備わっている必要があるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・混同による債務の消滅が生ずるのはどのような場合か、またその例外はどのような場合に認められるかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。 ・双務契約において同時履行の抗弁権がどのような場合に認められるか、また、同時履行の抗弁権が認められる場合の効果は何かについて、説明することができる。 ・双務契約において危険負担がどのような場合に問題となり、その場合に契約上の債権債務がどうなるかについて、具体例を挙げて説明することができる。 ・債権にはどのような権能が認められるかについて、その概要を説明することができる。 ・特定物債権及び種類債権の意義を説明し、それぞれ具体例を挙げるることができる。 ・種類債権の特定とはどのような制度であり、特定が生ずる要件及び効果はどのようなものであるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・契約上の給付が不能である場合の法律関係について、不能がどの時点で生じたのかに留意しつつ、全体の概要を説明することができる。 	第7回	契約不適合給付における買主の救済手段	<ul style="list-style-type: none"> ・売買の目的の全部または一部が他人に属していた場合に、売主はどのような義務ないし責任を負い、また買主はどのような要件の下でどのような権利を有するかを、具体例に即して説明することができる。 ・目的物の数量が不足していた場合、あるいはその一部が契約締結時において滅失していた場合に、買主はどのような要件の下でどのような権利を有するかを、具体例に即して説明することができる。 ・売買の目的物の利用が他人の利用権等によって制限される場合、売買の目的物の利用のために必要な権利が存在していなかった場合に、それぞれ、買主はどのような要件の下でどのような権利を有するかを、具体例に即して説明することができる。 ・売買の目的物に瑕疵がある場合に、瑕疵担保責任の法的性質についての考え方の対立を踏まえて、買主はどのような要件の下でどのような権利を有するかを、具体例に即して説明することができる。 ・改正法における担保責任と債務不履行責任との関係を説明できる。 ・契約不適合給付における買主の救済手段について説明できる。
			第8回	受領遅滞	
			第9回	売買契約	
第3回	①履行の強制 ②債務不履行にもとづく損害賠償①(要件①)				
第4回	債務不履行に基づく損害賠償②(要件②)				
第5回	①債務不履行に基づく損害賠償③(効果) ②解除①(要件)		第10回	①消費貸借・使用貸借 ②賃貸借契約①	
第6回	解除②(効果)				

第11回 賃貸借契約②

- ・賃貸借の目的物が第三者に譲渡された場合の法律関係について、説明することができる。
- ・賃借権が第三者によって侵害された場合に、賃借人にどのような救済が認められるかについて、説明することができる。
- ・賃貸借契約の締結に際して交付された敷金とはどのようなものであるか、また、その返還に関する権利義務関係がどうなるかについて、説明することができる。
- ・借地借家法の適用範囲について理解している。
- ・借地借家法における存続期間・更新に関する規律（定期借地権・定期建物賃貸借を含む）の概要について、条文を参照しながら説明することができる。
- ・借地借家法における借地権及び建物賃借権の対抗力に関する規律の趣旨及び概要について、説明することができる。
- ・以上の他、借地借家法における重要な規律（裁判所による土地の賃借権の譲渡・転貸の許可、建物買取請求権、賃料増減額請求権等）について、条文を参照しながら、説明することができる。

第12回 役務提供契約①（雇用・請負）

- ・雇用、請負、委任（準委任を含む）、寄託とはそれぞれどのような内容の契約であるかについて、相互の契約類型の違いに留意しながら、具体例をあげて説明することができる。
- ・請負人がどのような義務ないし責任を負うかについて、売買における売主の場合と対比して、説明することができる。
- ・建物建築請負契約において、完成した建物の所有権の帰属に関する判例の考え方とこれに関する学説の主要な見解について、具体的な効果の相違に留意しながら説明することができる。
- ・請負において仕事の目的物が滅失・損傷した場合における法律関係について、説明することができる。

第13回 役務提供契約②（委任・寄託）

- ・委任において、受任者が負う主要な義務の内容について、その概要を説明することができる。
- ・委任の終了原因について説明することができる（委任契約における任意解除権の規律、その制度趣旨及び判例の展開を含む）。
- ・寄託において受寄者が寄託物の保管につき払うべき注意義務の内容について、説明することができる。

第14回 ①贈与契約
②その他の典型契約

- ・贈与とはどのような契約であり、どのような要件が備われば成立するか、どのような場合に契約を解除することができるかを説明することができる。
- ・贈与契約に基づいて贈与者がどのような義務ないし責任を負うかを説明することができる。
- ・組合とはどのようなものであり、どのようにして成立し、どのように終了するかについて理解している。
- ・組合の財産に関する権利関係について、不動産の所有および債権の帰属を例に、説明することができる。
- ・組合の債務を誰が、どの財産によって負担するかについて、説明することができる。
- ・組合の業務執行及び対外的取引はどのように行うかについて、その概要を理解している。
- ・和解とはどのような内容の契約かについて、説明することができる。
- ・和解契約によって争うことができなくなる権利義務関係はどのようなものか、またどのような範囲かについて、具体例を挙げて説明することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・上記「授業計画」記載の教科書の該当ページを必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書の該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておくことが必要である。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
- ・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

- ・遠山純弘『請求権から考える民法1』（信山社、2024年）刊行予定

【参考書】

- ・参考文献として以下の文献を挙げておく。
- ①松久三四彦ほか『オリエンテーション民法第2版』（有斐閣、2022年）2,750円
- ②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）2,530円
- ③窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）2,530円
- ・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

- 成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
- ・定期試験（80%）
- ・事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
- ・小テスト（10%）
- ・質疑応答（10%）

【学生の意見等からの気づき】

- ・学生からは、民法は覚えることが多いという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が4年間かけて修得すべきことを1年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、1年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、1年次で修得すべき事項（これについては、別紙資料参照）を優先的に学修し、2年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。
- ・授業内容が難しいという意見を聞く。2年次の授業では、すでに民法について学習してきた学生たちと同じクラスで授業を受けることになる。そのため、1年次の授業は、2年次のそうした学習についていける能力を養成することが要求される。そのため、授業は、民法Ⅰから民法Ⅴにおいて、民法全般について学習しなければならず、授業レベルも一定のレベルを維持する必要がある。授業の進行については、上記の授業内容において、各回の授業がどのように進行していくかはわかるはずであり、それに合わせて予習・復習をしてもらう必要がある。授業の内容については、授業において、内容のレベルに触れながら説明をしている。そのため、授業を漫然と聞くのではなく、そういった説明もメモをとるなどの工夫をして授業を聞いてほしい。また、授業が難しいという学生のほとんどは、予習・復習をしていない、あるいは予習・復習が足りていない傾向がみられる。法学未修者の授業は、何もせずに授業に臨んでもわかるように授業をするわけではない。授業は、最低限、各自予習・復習を各2時間してきていることを前提にして進めるので注意してほしい。

【Outline (in English)】

【Course outline】
Through Civil Law I-V, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil Law.
In Civil Law I-II students learn about Contract law.
In Civil Law II students especially learn about Termination of Obligations, Breach of Contract, Problems concerning individual Contracts.

【Learning Objectives】

The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法Ⅲ

遠山 純弘、川村 洋子

単位数：2単位 | 受講年次：1年（秋学期前半/Fall(1st half)）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

- ・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
- ・「民法Ⅲ」では、学生は、物権（担保物権を除く）、事務管理・不当利得・不法行為について学ぶ。
- ・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。
- ・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】

- ・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
- ・民法Ⅲでは、物権、事務管理・不当利得・不法行為について学ぶ。所有権の帰属がどのように決められるか、所有権侵害がある場合に、どのような要件のもとで、どのような救済手段が与えられるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになること、および、事務管理・不当利得・不法行為に基づく請求権がどのような要件のもとで認められるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
- ・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

- ・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。
- ・授業は、遠山先生が物権部分を、川村先生が事務管理・不当利得・不法行為部分を担当する。各教員の担当曜日については、追って知らせる。
- ・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習していることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。
- ・授業内の課題（小テスト）および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
遠山第1回	①契約法との関係 ②物権法の全体構造 ③債権と物権との違い ④用益物権 ⑤所有権（概説）	<ul style="list-style-type: none"> ・民法は物をどのように定義し、どのように分類しているか（とくに不動産・動産の区別）、その分類にどのような法的意味があるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・主物と従物とはどのような概念か、従物とされることの具体的効果は何かを、具体例を挙げて説明することができる。 ・元物とは何か、果実（天然果実・法定果実）とは何かを説明し、それぞれ具体例を挙げるができる。 ・物権にはどのような種類があり、それぞれどのような内容の権利であるかを概括的に説明することができる。 ・物権に共通する特徴を、債権の特徴と対比して説明することができる。 ・物権法定主義の意義と根拠について説明することができる。 ・物権的請求権とはどのような権利であり、どのような侵害についてどのような救済手段を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・地上権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、土地賃借権と対比しながら説明することができる。 ・地役権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。 ・物権が消滅する原因を、具体例を挙げて説明することができる。 ・所有権とはどのような権利か、また、どのような制限に服するかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・袋地の所有者は、どのような場合にどのような要件の下で隣地通行権を有するかを、条文を参照しながら説明することができる。 ・同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げることができる。 ・共有者が共有物についてどのような権利を（他の共有権者及び第三者に対して）有するかを、条文を参照しながら説明することができる。 ・区分所有権とはどのような概念であるかを、一物一権主義との関係に留意しながら説明することができる。 ・物権の変動が生ずる種々の法律上の原因を、具体例を挙げて説明することができる。 ・物権変動に関する意思主義を、形式主義と対比して説明することができる。 ・物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。 ・添付とはどのような概念であり、どのような類型があるか、添付によってどのような効果が生じるかについて、その概要を説明することができる。 ・不動産の付合とはどのような制度であるかについて、条文を参照しながら具体例を挙げて説明することができる。
遠山第2回	①所有権（概説） ②共同所有	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げることができる。 ・共有者が共有物についてどのような権利を（他の共有権者及び第三者に対して）有するかを、条文を参照しながら説明することができる。 ・区分所有権とはどのような概念であるかを、一物一権主義との関係に留意しながら説明することができる。 ・物権の変動が生ずる種々の法律上の原因を、具体例を挙げて説明することができる。 ・物権変動に関する意思主義を、形式主義と対比して説明することができる。 ・物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。 ・添付とはどのような概念であり、どのような類型があるか、添付によってどのような効果が生じるかについて、その概要を説明することができる。 ・不動産の付合とはどのような制度であるかについて、条文を参照しながら具体例を挙げて説明することができる。
遠山第3回	所有権の取得 (承継取得、原始取得)	<ul style="list-style-type: none"> ・物権の変動が生ずる種々の法律上の原因を、具体例を挙げて説明することができる。 ・物権変動に関する意思主義を、形式主義と対比して説明することができる。 ・物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。 ・添付とはどのような概念であり、どのような類型があるか、添付によってどのような効果が生じるかについて、その概要を説明することができる。 ・不動産の付合とはどのような制度であるかについて、条文を参照しながら具体例を挙げて説明することができる。
遠山第4回	①占有の意義 ②占有の取得 ③所有権に基づく請求権の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ・占有とはどのような概念であるかを理解し、どのような態様の占有があり、占有の承継が生ずるのどのような場合であるかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

<p>遠山第5回 ①公示の原則 ②不動産物権変動と対抗要件①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公示の原則とはどのような原則であるか、そのような原則を認める必要があるのはなぜかを説明することができる。 ・物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがってその登記をすることができるかを理解している（共同申請の原則と単独申請ができる例外）。 ・登記請求権はどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・仮登記とはどのような場合になされる登記であり、それがどのような効力を持つかについて、具体例を挙げて説明することができる。 ・民法177条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に即して説明することができる。 	<p>川村第1回 一般不法行為①（要件①）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不法行為制度の機能及び目的について説明することができる。 ・不法行為責任における過失責任、無過失責任、中間責任の考え方を、民法上及び特別法上の具体例を挙げて説明することができる。 ・民法709条がどのような要件を充たせば責任の成立を認めているのか、またどのような場合に責任の成立が否定されるのかについて、その全体の構造を示すことができる。 ・権利・利益侵害要件の持つ意味について、権利侵害と違法性の関係に関する判例・学説の展開を踏まえつつ、説明することができる。 ・過失とは何かについての基本的な考え方を説明することができる。 ・損害とは何か、損害にはどのような種類のものがあると考えられているかについて、基本的な考え方を説明することができる。 ・主要な事件類型（名誉・プライバシー侵害、公害・生活妨害、医療過誤、第三者による債権侵害、自動車事故、製造物による事故等）に即して、不法行為の要件・効果を説明することができる。
<p>遠山第6回 ①不動産物権変動と対抗要件② ②動産物権変動と対抗要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。 ・動産物権変動における対抗要件主義がどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを具体例に即して説明することができる。 	<p>川村第2回 ①一般不法行為②（要件②）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・因果関係についての基本的な考え方を説明することができる。 ・責任能力とはどのような概念であるかを、行為能力・意思能力と対比して説明することができる。 ・責任無能力者の不法行為について、監督義務者がどのような根拠に基づいてどのような責任を負うかを、説明することができる。
<p>遠山第7回 占有の効力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのようなものか、盗品・遺失物についてどのような例外が認められるかを、具体例に即して説明することができる。 ・公信の原則とはどのような原則であるかを、無権利の法理や公示の原則との関係を踏まえて説明することができる。 ・不動産取引において、民法94条2項の適用や類推適用がどのような意味を持つかを、公信の原則との関係に留意しながら、具体例に即して説明することができる。 ・取得時効とはどのような制度であり、また、どのような権利がその対象となるかについて説明することができる。 ・取得時効の要件について概要を説明し、また、条文を参照しながらその要件の具体的な内容を説明することができる。 ・占有の侵害についてどのような態様があり、占有者はそれぞれどのような救済を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・所有者が無権原占有者に対して目的物の返還を求める場合に生ずる問題点の概要（果実收取権、費用償還請求権、本権と占有権との関係等）を、条文を参照しながら説明することができる。 	<p>川村第3回 不法行為の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・因果関係についての基本的な考え方を説明することができる。 ・損害賠償の方法についての基本的な考え方を説明することができる。 ・侵害行為の差止請求と不法行為に基づく損害賠償請求との関係について、説明することができる。 ・不法行為責任の成立が求められる場合に、損害賠償請求をすることができる者は誰かについて、説明することができる（被害者が死亡した場合、生存している場合、胎児の損害賠償請求の可否を含む）。 ・不法行為一般における損害賠償請求権の期間制限について、説明することができる。
		<p>川村第4回 特殊不法行為①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者責任において、使用者がなぜ被用者の行為について責任を負うのか、また、使用者責任の要件と効果（被用者への求償を含む）はどのようなものかについて、説明することができる。
		<p>川村第5回 特殊不法行為②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物責任において、工作物の占有者や所有者がなぜ責任を負うのか、また、工作物責任の要件と効果はどのようなものかについて、説明することができる。 ・共同不法行為責任の意義、要件及び効果について、説明することができる。
		<p>川村第6回 ①事務管理 ②不当利得①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務管理とはどのような制度であり、どのような要件が備われば事務管理の成立が認められるかを、説明することができる。 ・事務管理の成立が認められる場合に、事務管理者と本人の間でどのような権利義務関係が生ずるかを、条文を参照して、委任との異同に留意しながら説明することができる。 ・不当利得がどのような場合に問題となるかについて、不当利得についての考え方の対立に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。 ・不当利得債務者はどのような要件の下で、またどのような範囲で利得の返還義務を負うかを、具体例に即して説明することができる。

川村第7回 不当利得②

- ・不法原因に基づく給付の返還請求が認められないという原則とその例外について、民法90条との関係に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。
- ・いわゆる転用物訴権とはどのような制度であり、どのような場合に認められるかについて、考え方の対立と基本的な問題点を理解している。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・上記「授業計画」記載の各回における教科書の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書および配布した教材の該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておく必要がある。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
- ・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

春学期の成績を考慮しながら、適当な教科書を指定します。そのため、教科書については追って指示します。

【参考書】

- ①松久三四彦ほか『オリエンテーション民法〔第2版〕』（有斐閣、2022年3月）2,750円。
 - ②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第9版〕』（有斐閣、2023年）2,420円
 - ③窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』（有斐閣、2023年）2,420円
- ・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

成績評価の方法と基準は、以下の通りである。

- ・定期試験（80%）
- *事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
- ・小テスト（10%）
- ・質疑応答（10%）

【学生の意見等からの気づき】

・授業内容が難しいという意見を聞く。もっとも、そうした意見を出す学生には、民法Ⅰ・Ⅱおよび基礎ゼミⅠで取り上げた基礎知識を理解しておらず、また、予習・復習をしていない、あるいは予習・復習が足りていないという傾向がみられる。授業は、何もせずに授業に臨んでもわかるように授業をするわけではない。上記に記載した通り、授業は予習・復習をしてくることを前提として行うので、十分に注意してほしい。

【Outline (in English)】**【Course outline】**

Through Civil Law I-V, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.

In Civil Law III students learn about Property Law, Delict, Unjustified Enrichment and Negotiorum Gestio.

【Learning Objectives】

The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法Ⅳ

遠山 純弘、川村 洋子

単位数：2単位 | 受講年次：1年（秋学期後半/Fall(2nd half)）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
 ・「民法Ⅳ」では、学生は、金銭債権の担保手段（人的担保、物的担保）について学ぶ。
 ・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める予定である。
 ・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】

・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
 ・民法Ⅳでは、金銭債権の担保手段について学ぶ。金銭債権を「担保」とはどのようなことか、また、金銭債権を確実に回収するためにどのような手段があるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
 ・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。
 ・遠山先生が人的担保を、川村先生が物的担保を担当する。
 ・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加える形で行う。
 ・授業内の課題（小テスト）および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
遠山第1回	債権担保概論	・責任財産とは何か、その保全がなぜ必要になるのかについて、債権者平等の原則との関連にも留意しながら説明することができる。
遠山第2回	債権者代位権	・債権者代位権とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、説明することができる。 ・債権者代位権の「転用」とはどのようなものであって、どのような場合に認められるべきであるかについて、いくつかの典型事例を挙げて説明することができる。
遠山第3回	詐害行為取消権①（要件）	・詐害行為取消権とはどのような制度であるのかについて、詐害行為取消権の法的性質をめぐる議論の概要を含めて説明することができる。 ・詐害行為取消権の要件（詐害行為と詐害意思）について、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。

遠山第4回 ①詐害行為取消権②（効果）
 ②保証債務

・詐害行為取消権は誰を相手として行使すべきであり、その相手方に対する詐害行為取消権行使の効果が誰にどのような影響を及ぼすかを、具体例を挙げて説明することができる。
 ・保証とはどのようなものであり、どのような場合に保証債務が発生するかを説明することができる。
 ・保証債務の附従性及び随伴性とはどのような性質を指すのかを、その具体的効果を含めて、説明することができる。
 ・保証人の求償権がどのような場合に生じるか、及びその行使の手続等について、条文を参照しながら説明することができる。
 ・連帯保証と単純保証の違いを説明することができる。

遠山第5回 債権譲渡①

・債権の譲渡とはどのような制度であり、どのような場合に債権譲渡が行われるかを説明することができる。
 ・債権の譲渡可能性（将来発生すべき債権の譲渡可能性・包括的な債権譲渡の可能性を含む）とその例外（譲渡禁止特約を含む）について、説明することができる。
 ・指名債権譲渡の対抗要件の構造・仕組み（動産債権譲渡特例法上の対抗要件を含めて、民法上及び特例法上の対抗要件の競合や対抗要件の同時具備の場合に生ずる問題等を含む）について、説明することができる。

遠山第6回 ①債権譲渡②
 ②債務引受
 ③契約上の地位の移転

・債務者が、債権の譲受人に対してどのような場合にどのような事由を主張することができるかについて具体例を挙げて説明することができる。
 ・債務引受とはどのようなものであり、どのような類型があるか、また、それらがどのような場合に認められるのかについて、説明することができる。
 ・契約上の地位の移転がどのような場合に認められるかを説明できる。

遠山第7回 多数当事者の債権関係

・債権者が複数の場合及び債務者が複数の場合について、それぞれ、民法の規律の概要（分割債権・分割債務の概念、不可分債権・不可分債務の概念、分割債権・分割債務の原則性）を説明することができる。
 ・連帯債務（いわゆる不真正連帯債務を含む）とはどのようなものであり、どのような場合に認められるのかについて、説明することができる。
 ・連帯債務者の1人について生じた事由（請求、弁済、更改、相殺、免除、混同、消滅時効等）が他の債務者にどのような影響を及ぼすかについて、条文を参照しながら、説明することができる。
 ・連帯債務者間の求償権がどのような場合に生じるか、及び、その行使の手続等について、条文を参照しながら説明することができる。

川村第1回 ①担保物権の全体構造
 ②抵当権①
 ①設定・対抗要件
 ②抵当権の効力①
 ③第三者取得者保護

・担保物権とはどのような性質の担保であるかを、債権者平等原則や保証との関係に留意しながら説明することができる。
 ・抵当権とはどのような性質の担保物権であるかを、具体例を挙げて説明することができる。
 ・抵当権の実行とは何を意味するかを、具体例を挙げて説明することができる。
 ・抵当権の効力がどのような目的物（果実や目的不動産から分離された目的物等を含む）に及ぶかについて、具体例を挙げて説明することができる。
 ・抵当目的不動産の侵害（物理的侵害や、優先弁済権の実現を困難にする侵害行為）に対して、抵当権者がどのような救済手段を行使することができるかについて、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。
 ・抵当目的不動産が第三者に譲渡された場合に、第三取得者と抵当権者がどのような関係に立つかを、説明することができる。

川村第2回 抵当権② (配当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵当権によって担保される債権の範囲はどうなっているか、その範囲について制限が認められる理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。 ・ 抵当権の処分とはどのような行為を指すか、またその効果はどのようなものであるかを、条文を参照しながら説明することができる。 ・ 共同抵当とはどのような制度であり、抵当権がどのように実行され、どのような効果を生ずるかについて、具体例を挙げて説明することができる。
川村第3回 抵当権③ (抵当権と利用権)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵当権の設定された不動産について、利用権が存在する場合に抵当権と利用権の関係がどうなるかを、説明することができる。 ・ 法定地上権とはどのような制度であり、どのような場合に法定地上権が成立するかを、具体例に即して説明することができる。
川村第4回 抵当権④ (物上代位①)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵当権について物上代位が認められるのはどのような場合かについて、判例・学説の基本的な考え方を踏まえながら説明することができる。
川村第5回 抵当権⑤ (物上代位②) (抵当権の消滅)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物上代位権を行使するためにどのような要件を備えている必要があるかについて、判例・学説の基本的な考え方を踏まえながら説明することができる。
川村第6回 ①根抵当権 ②質権 ③譲渡担保①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根抵当とはどのような制度であり、通常の抵当権と対比してどのような特徴を備えているかについて、その概要を説明することができる。 ・ 質権とはどのような性質の担保物権であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・ 質権には、動産質権以外にどのような種類のものがあるかを、条文を参照しながら、具体例を挙げて説明することができる。 ・ 譲渡担保とはどのような制度であるかを、質権の場合と対比させながら、具体例を挙げて説明することができる。 ・ 譲渡担保権者・譲渡担保設定者・第三者がそれぞれどのような法的地位を有するかを、具体例に即して説明することができる。
川村第7回 ①譲渡担保② ②仮登記担保、所有権留保 ③留置権 ④先取特権	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる集合動産譲渡担保とはどのような制度であるか、一物一権主義との関係に留意しながら、説明することができる。 ・ 仮登記担保とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・ 所有権留保の意義と効力について、その概要を説明することができる。 ・ 留置権とはどのような性質の担保物権であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・ 留置権の成立要件とその効果について、具体例に即して説明することができる。 ・ 先取特権とはどのような性質の担保物権であるか、とくに、一般先取特権、特別先取特権は、それぞれどのような性質・効力を有する担保物権であり、どのような種類の先取特権があるかを、条文を参照しながら説明することができる。 ・ 先取特権における物上代位とはどのような制度かを、具体例に即して説明することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・ 上記「授業計画」記載の各回における教科書の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書および配布した教材の該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておく必要がある。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。

・ 本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・ 教科書については、民法Ⅲの授業を考慮しながら決定します。そのため、追って指示します。

【参考書】

- ①松久三四彦ほか『オリエンテーション民法（第2版）』（有斐閣、2023年）2,750円
 - ②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）2,530円
 - ③窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）2,530円
- ・ そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。

- ・ 定期試験（80%）
- ・ *事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
- ・ 小テスト（10%）
- ・ 質疑応答（10%）

【学生の意見等からの気づき】

・ 授業内容が難しいという意見を聞く。もっとも、そうした意見を出す学生には、民法Ⅰ・Ⅱおよび基礎ゼミで取り上げた基礎知識を理解しておらず、また、予習・復習をしていない、あるいは予習・復習が足りていないという傾向がみられる。法学未修者の授業は、何もせずに授業に臨んでもわかるように授業をするわけではない。上記に記載した通り、授業は予習・復習をしていくことを前提として行うので、十分に注意してほしい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

Through Civil Law I - V, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.

In Civil Law IV students learn about the Law of Debtors and Creditors.

【Learning Objectives】

The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法V

羽生 香織

単位数：2単位 | 受講年次：1年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

法学未修者を対象として、民法第4編「親族」（親族法）および第5編「相続」（相続法）を概観する。親族法・相続法の基礎的事項について、判例、主要学説を検討しつつ、知識と思考方法を習得することを目的とする。最近の家族法改正についても適宜触れる。授業時間の制約上、講義で扱う内容は限られるため、受講者各自が十分な予習・復習を行う必要がある。

【到達目標】

親族法・相続法の全体構造および基礎概念を把握し、制度趣旨を正確に理解する。単に理論を覚えるだけでなく、具体的事例へのアプローチの方法をつかみ、法的議論を展開し、解決する能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は担当教員による基本事項の解説が中心となる。各分野ごとに制度の概要を解説し、実践的な解決方法を考えることができるようにする。解説に関わる部分は、学生への質問を活用する。学生の理解度に応じて、授業計画は変更されることがある。定期試験の講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	婚姻	この授業では、婚姻の成立、婚姻の効果について説明する。
第2回	離婚	前回の内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、離婚の成立、離婚の効果について説明する。
第3回	実親子	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、実親子法の構造と諸問題について説明する。
第4回	養親子	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、養子法の構造と諸問題について説明する。
第5回	親権、後見、扶養	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、親権の帰属と内容、法定代理権、後見制度、扶養関係について説明する。
第6回	相続人	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、相続法の基本的仕組みや原則について、相続の開始、および法定相続人について説明する。
第7回	相続財産	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、相続の対象となる範囲について説明する。

第8回	相続分	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、法定相続分、指定相続分、具体的相続分について説明する。
第9回	遺産共有	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、相続の開始から遺産分割までの法律関係について説明する。
第10回	遺産分割	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、遺産分割の方法と効果、特定財産承継遺言について説明する。
第11回	遺言	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、遺産分割の方法と効果、特定財産承継遺言について説明する。
第12回	権利の承継と第三者	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、遺贈、権利の承継と第三者との関係について説明する。
第13回	遺留分	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、遺留分制度の意義と機能について説明する。
第14回	配偶者に対する特則	前回の授業内容を中心に小テストを実施する。 この授業では、平成30年法改正のポイントである被相続人の配偶者を保護する制度について説明する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するためには、教員の指示に従い課題をこなすほか、授業の予習・復習が必要とされる（おおむね4時間程度が標準である）。事前にレジュメを配布する予定である。教科書の該当ページおよび関連する判例や資料を熟読すること。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

前田陽一ほか『民法6リーガルクエスト（第7版）』（有斐閣、2024年）

【参考書】

潮見佳男『詳解相続法（第2版）』（弘文堂、2018年）
大村敦志＝沖野真己編『民法判例百選Ⅲ（第3版）』（有斐閣、2022年）
山本敬三『ストウディア民法7家族』（有斐閣、2023年）

【成績評価の方法と基準】

成績評価は、平常点（毎回の小テスト26%、授業内での参加度9%）、定期試験65%の割合でこれを行う。

【学生の意見等からの気づき】

2024年度は、授業進捗が遅れないように、授業テーマの順や内容の入れ替えを行った上で、予習を終えていることを前提に判例検討に重点を置くことを検討しています。また、小テストについては、2023年度同様に、復習のみならず予習の位置づけとして小テストを実施することとしました。

【Outline (in English)】

【Course outline】 The aim of this course is to learn the basic matters of the family law (including the newly revised parts), with cases and problems.

【Learning Objectives】 The goals of this course are to acquire legal thinking skills. I expect you not only to memorize the theories, but also to apply them in specific cases.

【Learning activities outside of classroom】 Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policy】 Grading will be decided based on term-end examination(65%), and evenly quiz(26%), in class contribution(9%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

商法 I

明田川 昌幸、笹久保 徹

単位数：2単位 | 受講年次：2年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

商法 I では、学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。

【到達目標】

学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストと参考書や六法を素材に、商法の全体像を概説した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデータベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。各授業回の内容は、授業の進度等に応じて、若干前後にずれることがある。定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	商法概説 会社法総論	商法総則・商行為法、会社法、手形法・小切手法の概説 会社の種類・特徴 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト5-17頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版1頁～17頁。
第2回	株式会社法の基礎	株式会社の特徴・キーワード [準備学習等] 明田川クラス→テキスト18-25頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版18頁～27頁。
第3回	株式会社の機関	株式会社の機関についての総説 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト131-138頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版145頁～147頁。
第4回	株主総会1	株主総会についての総説とその招集手続 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト138-151頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版148頁～162頁。
第5回	株主総会2	株主総会の議事・決議 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト151-166頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版162頁～182頁。
第6回	株主総会3	株主総会決議の瑕疵 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト166-172頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版182頁～190頁。
第7回	取締役	取締役の資格・員数・任期・選任・終任 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト173-185頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版191頁～204頁。

第8回	取締役会	取締役会の権限と運営 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト185-192頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版204頁～212頁。
第9回	代表取締役	代表取締役の地位と代表権 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト192-196頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版212頁～222頁。
第10回	監査役 会計監査人 会計参与 監査役会 指名委員会等設置会社 監査等委員会設置会社 非取締役会設置会社	監査役・会計監査人・会計参与の資格・任期・選任・終任・権限・報酬等 監査役会の権限・運営等 指名委員会等設置会社における取締役と取締役会、三つの委員会の構成と運営、執行役 監査等委員会設置会社の概要 非取締役会設置会社における株主総会と取締役 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト196-221頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版281頁～324頁。
第11回	役員等の義務 利益相反取引	善管注意義務と忠実義務、取締役・執行役と会社の利益相反取引 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト222-229頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版223頁～232頁、236頁～241頁。
第12回	競業取引 報酬規制	取締役・執行役の競業取引 取締役・執行役の報酬規制 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト229-238頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版233頁～235頁、241頁～250頁。
第13回	役員等の会社に対する責任	役員等の任務懈怠責任、経営判断原則、監視義務違反等 責任の免除・軽減・消滅、株主代表訴訟等 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト238-258頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版251頁～271頁。
第14回	役員等の第三者に対する責任	直接損害・間接損害、名目的取締役・登記簿上の取締役の責任等 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト258-266頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版262頁～280頁。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

・明田川クラス
授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

・笹久保クラス
予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法 [第2版]』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

・明田川クラス
伊藤靖史ほか『会社法 第5版 (LEGAL QUEST)』有斐閣 (2021年)。
・笹久保クラス
柴田和史『会社法詳解 [第3版]』(商事法務、2021)。

【参考書】

・明田川クラス
会社法判例百選 [第4版]。
・笹久保クラス
『会社法判例百選 [第4版]』(別冊ジュリスト254号)(有斐閣、2021)、『商法判例百選』(別冊ジュリスト243号)(有斐閣、2019)、柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法 [第2版]』(日本経済新聞出版社、2021)、柴田和史『商法総則・商行為法』(三省堂、2024)。

【成績評価の方法と基準】

・明田川クラス 期末試験100%。
・笹久保クラス 期末試験100%。

【学生の意見等からの気づき】

・明田川クラス

理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

・笹久保クラス

プリントの配布や図解が好評であったため、引き続き行う。

[Outline (in English)]

Students will study on general principle of commercial law. Students will study on theory and important cases of shareholder meeting and responsibilities of directors.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Your overall grade in the class will be decided based on the following : Term-end examination 100%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

商法Ⅱ

明田川 昌幸、笹久保 徹

単位数：2単位 | 受講年次：2年 (秋学期授業/Fall)
備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

商法Ⅱでは学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても概略を解説する。

【到達目標】

学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストと参考書や六法を素材に、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデータベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。各授業回の内容は、授業の進度等に応じて、若干前後にずれることがある。定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	株式会社の設立 1	設立の意義、発起人、定款の作成、株主の確定 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 26-34頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版28頁～38頁。
第2回	株式会社の設立 2	出資の履行、役員等の選任、変態設立事項等 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 35-42頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版38頁～43頁。
第3回	株式会社の設立 3	募集設立の手続、設立登記、設立中の法律関係 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 42-47頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版43頁～49頁。
第4回	株式会社の設立 4	発起人の権限等 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 47-56頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版49頁～51頁。
第5回	株式会社の設立 5	会社の不成立、会社設立の無効、会社の設立に関する責任等 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 56-62頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版51頁～53頁。
第6回	株式 1	株主の権利・義務・責任 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 63-78頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版131頁～144頁。
第7回	株式 2	種類株式 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 78-87頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版54頁～74頁。

第8回	株式 3	株主平等原則、株式の評価、株式の譲渡制限 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 87-101頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版74頁～92頁。
第9回	株式 4	株式の譲渡と権利行使 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 101-113頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版92頁～100頁。
第10回	株式 5	株式振替制度、株式の併合・分割、単元株制度 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 113-130頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版100頁～101頁、113頁～130頁。
第11回	株式会社の計算 1	剰余金の配当と資本制度等 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 267-301頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版58頁～59頁、325頁～342頁。
第12回	株式会社の計算 2	自己株式等 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 302-317頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版101頁～113頁、342頁～359頁。
第13回	資金調達	募集株式の発行、新株予約権、社債 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 318-372頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版360頁～420頁。
第14回	組織再編・事業譲渡等 商法総則・商行為法、手形法・小切手法	合併、会社分割、株式交換、株式移転等、事業譲渡等、敵対的買収 商法総則・商行為法、手形法・小切手法についての概説 [準備学習等] 明田川クラス→テキスト 373-485頁の予習 笹久保クラス→会社法詳解3版421頁～514頁。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

・明田川クラス
授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

・笹久保クラス
予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法 [第2版]』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

- ・明田川クラス
伊藤靖史ほか『会社法 第5版 (LEGAL QUEST)』有斐閣 (2021年)。
- ・笹久保クラス
柴田和史『会社法詳解 [第3版]』(商事法務、2021)。

【参考書】

- ・明田川クラス
会社法判例百選 [第4版]。
- ・笹久保クラス
『会社法判例百選 [第4版]』(別冊ジュリスト254号) (有斐閣、2021)、『商法判例百選』(別冊ジュリスト243号) (有斐閣、2019)、柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法 [第2版]』(日本経済新聞出版社、2021)、柴田和史『商法総則・商行為法』(三省堂、2024)。

【成績評価の方法と基準】

- ・明田川クラス 期末試験100%。
- ・笹久保クラス 期末試験100%。

【学生の意見等からの気づき】

- ・明田川クラス
理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。
- ・笹久保クラス
プリントの配布や図解が好評であったため、引き続き行う。

【Outline (in English)】

Students will study on theory and important cases of founding corporation, shares, debentures, dividend, reorganization and commercial law.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Your overall grade in the class will be decided based on the following : Term-end examination 100%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事訴訟法 I

萩澤 達彦

単位数：2単位 | 受講年次：1年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

この講義の目的は民事訴訟法の手続の流れを理解することである。六法のうちのひとつである民事訴訟法の重要性はここで説明する必要はないであろう。しかし、民事訴訟法はあまり人気のある科目ではない。それは民事訴訟法が退屈で分かりにくいからである。民事訴訟法学習の難しさというのは、なかなか全体像がつかめず、全体の中でどのような位置を占めているかがわからないまま勉強せざるをえないことにある。その上、1年生の段階では民事訴訟法の前提となっている民法や商法の講義もまだ全部終わっていない。こういう科目は本を読んで自習するのはなかなか困難である。講義では高度な内容を楽しく勉強できるようにしたい。前期の半期だけでは、なかなか民事訴訟法の全体像をつかむのは難しいが、せっかくなりの時間をとって講義を受けるのであるから、それに費やした時間を無駄にしないように必ず復習して欲しい。

【到達目標】

民事訴訟法の手続きの流れとそれを裏付ける理論を理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は事前に配付した資料を中心に進められる。該当箇所の教科書を事前に読んでおくことが求められる。配布資料は判例などが素材となっており、参考資料の判例教材は授業内では扱わない。

定期試験の答えは添削して返却すると共に、定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】
なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・民事訴訟の理想と目的	講義のガイダンス。民事訴訟の目的・裁判所などについて学ぶ。【コアカリキュラム1-4】 教科書の目次を眺めておく。
第2回	民事訴訟の理念と構造	民事訴訟の理念と構造、民事訴訟の諸領域について学ぶ。【コアカリキュラム1-1～1-4】
第3回	裁判所	民事裁判権の限界、裁判所の管轄と移送について学ぶ。【コアカリキュラム2-1-1～2-1-3】
第4回	当事者の意義とその確定・当事者能力・訴訟能力・当事者適格	当事者とその確定方法、当事者能力と訴訟能力、当事者適格について学ぶ。【コアカリキュラム2-2-1～2-2-3】
第5回	訴訟上の代理	訴訟上の代理について学ぶ。【コアカリキュラム2-2-4】
第6回	訴えと請求 (訴訟物)	訴訟物の意義について学ぶ。【コアカリキュラム3-4-1】
第7回	訴状の記載事項・請求の特定	請求の趣旨及び請求の原因の概念、訴えの類型ごとの請求の特定方法について学ぶ。【コアカリキュラム3-3-1】
第8回	訴え提起の効果	二重起訴の禁止を中心に訴え提起の効果について学ぶ。【コアカリキュラム3-3-2】

第9回	訴えの利益一般・確認の利益	確認の利益を中心に訴えの利益について学ぶ。【コアカリキュラム3-2-2(1)(3)】
第10回	給付の訴えの利益・形成の訴えの利益・請求の客観的併合	給付の訴えの利益・形成の訴えの利益・請求の客観的併合について学ぶ。【コアカリキュラム3-2-2(2)(4), 6-1-1】
第11回	処分権主義	処分権主義について学ぶ。【コアカリキュラム3-4-2, 5-2-1】
第12回	弁論主義	弁論主義について学ぶ。【コアカリキュラム4-3-1～4-3-3, 4-3-11, 5-2-3】
第13回	訴訟の準備, 争点整理, 当事者の欠席	訴訟の準備と進め方について学ぶ。【コアカリキュラム4-2-1, 4-2-5】
第14回	まとめ	判例の事案と判示とを関連して理解することの重要性について学ぶ

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

配布された資料の設問の解答を、配付資料の解説や教科書を参考に作成しておく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

長谷部由起子『民事訴訟法 第4版』(岩波書店, 出版予定)が、新学期まで出版がされなかった場合には、対応を講義で指示します。

【参考書】

伊藤真『民事訴訟法〔第8版〕』(有斐閣, 2023年)
長谷部由起子『基本判例から民事訴訟法を学ぶ』(有斐閣, 2022年)
高田 裕成=畑瑞穂編=垣内秀介『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』(有斐閣, 2023年)
小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(弘文堂, 2019年)

【成績評価の方法と基準】

期末試験における評価
定期試験 100%

【学生の意見等からの気づき】

なるべく具体例をあげて議論しやすい講義を目指す。

【Outline (in English)】

【Course outline】

It is not necessary to explain the importance of the civil procedure. However, the Code of Civil Procedure is not a very popular subject. That is because the civil procedure laws are tedious and difficult to understand. The difficulty of learning the civil procedure law is that it is hard to grasp the whole picture and it is necessary to learn without understanding the position occupied in the whole. Moreover, at the stage of the first grade, the lectures of the civil law and the commercial law which are the premise of the civil procedure are still not completed at all. It is rather difficult for such subjects to self-study by reading books. In the lecture, I want to be able to study sophisticated content happily.

【Learning Objectives】

The goal of this course is to provide students with the same level of understanding of civil procedure law as those who have already studied law.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.

【Grading Criteria /Policy】

Grading will be based 100% on the results of the final exam.

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事訴訟法Ⅱ

萩澤 達彦

単位数：2単位 | 受講年次：1年(秋学期授業/Fall)

備考(履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

この講義の目的は民事訴訟法の手続の流れを理解することである。前期の「民事訴訟法Ⅰ」でやり残した、民事訴訟法の後半部分を講義する。講義では高度な内容を楽しく勉強できるようにしたい。前期の講義内容を忘れてしまわないように、夏期休暇中に前期の内容をしっかりと復習しておいて欲しい。

【到達目標】

民事訴訟法の手続きの流れとそれを裏付ける理論を理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は事前に配付した資料を中心に進められる。該当箇所の教科書を事前に読んでおくことが求められる。配布資料は判例などが素材となっており、参考資料の判例教材は授業内では扱わない。

定期試験答案は添削して返却する共に、定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

なし/No

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	民事訴訟の流れの復習	映像教材で、民事訴訟の流れを復習する。
第2回	口頭弁論の諸原則	口頭弁論の諸原則について学ぶ。【コアカリキュラム4-2-1】
第3回	当事者の訴訟行為	当事者が訴訟の審理においてする訴訟行為について学ぶ。【コアカリキュラム4-2-2】
第4回	口頭弁論の進行——裁判所の訴訟指揮	職権進行主義、質問権、弁論の併合・分離、釈明権、適時提出主義について学ぶ。【コアカリキュラム4-1-1, 4-2-4, 4-3-1, 4-2-3】
第5回	送達	送達について学ぶ。【コアカリキュラム4-1-3】
第6回	自由心証主義	自由心証主義について学ぶ。【コアカリキュラム4-3-11】
第7回	事実認定と証明	証明度、証明責任、証明責任の転換について学ぶ。【コアカリキュラム4-3-12】
第8回	証拠調べ手続き	証拠法総論、人証の取調べ、物証の取調べ【コアカリキュラム4-3-4～4-3-10】
第9回	既判力の意義・作用 既判力の時的限界	既判力の意義とその作用について学ぶ。【コアカリキュラム5-1-3】 既判力の時的限界について学ぶ。【コアカリキュラム5-1-3】
第10回	既判力の客観的範囲 既判力の主観的範囲	既判力の客観的範囲について学ぶ。【コアカリキュラム5-1-3】 既判力の主観的範囲について学ぶ。【コアカリキュラム5-1-3】
第11回	当事者の意思による訴訟終了	請求の放棄・認諾、訴えの取下げ、訴訟上の和解など当事者の意思により訴訟を終了する制度について学ぶ。【コアカリキュラム5-2-1, 5-2-2, 5-2-3, 5-2-4】
第12回	訴えの変更・反訴・共同訴訟	訴えの変更・反訴・共同訴訟について学ぶ。【コアカリキュラム6-1-1, 6-1-2, 6-2-1-1～6-2-1-4】
第13回	独立当事者参加・補助参加・訴訟承継	独立当事者参加・補助参加・訴訟承継について学ぶ。【コアカリキュラム6-2-2, 6-2-4, 6-2-6】
第14回	上訴・再審	上訴・再審の総論について学ぶ。【コアカリキュラム7-1～7-6】

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

配布された資料の設問の解答を、配付資料の解説や教科書を参考に作成しておく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

長谷部由起子『民事訴訟法 第4版』(岩波書店、出版予定)が、新学期まで出版がされなかった場合には、対応を講義で指示します。

【参考書】

伊藤真『民事訴訟法〔第8版〕』(有斐閣、2023年)
長谷部由起子『基本判例から民事訴訟法を学ぶ』(有斐閣、2022年)
高田裕成=畑瑞穂編=垣内秀介『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』(有斐閣、2023年)
小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(弘文堂、2019年)

【成績評価の方法と基準】

期末試験における評価
定期試験 100%

【学生の意見等からの気づき】

授業レジュメに補助レジュメ、パワーポイントなど、なるべく学生がいろいろな資料を参照しやすいようにしたいと考えている。

【Outline (in English)】

【Course outline】

It is not necessary to explain the importance of the civil procedure. However, the Code of Civil Procedure is not a very popular subject. That is because the civil procedure laws are tedious and difficult to understand. The difficulty of learning the civil procedure law is that it is hard to grasp the whole picture and it is necessary to learn without understanding the position occupied in the whole. Moreover, at the stage of the first grade, the lectures of the civil law and the commercial law which are the premise of the civil procedure are still not completed at all. It is rather difficult for such subjects to self-study by reading books. In the lecture, I want to be able to study sophisticated content happily.

【Learning Objectives】

The goal of this course is to provide students with the same level of understanding of civil procedure law as those who have already studied law.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Grading will be based 100% on the results of the final exam.

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑法 I

今井 猛嘉

単位数：2単位 | 受講年次：1年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

刑法総論、すなわち、犯罪の成立要件と、犯罪に対する効果である刑罰について、講義する。法的概念としての犯罪及び刑罰につき、判例を踏まえ、具体的に理解することを目的とする。

【到達目標】

犯罪の一般的成立要件、すなわち、構成要件該当性、違法性、責任について、判例及び学説を踏まえ、具体的に理解できること。
刑罰については、刑罰を科す根拠を責任論との関係において理解し、具体的な刑罰の種別を理解すること。
刑罰論については、法改正の動向も理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

- ・講義予定に従って講義をする。学生には、多くの質問が投げかけられ、予習の度合い、理解の度合いが確認される。その上で、次の講義について、指示がなされる。
- ・定期試験解説期間にフィードバックを行う。
- ・リアクションペーパー等における良いコメントは授業内で紹介し、さらなる議論に活かす。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	罪刑法定主義	刑法の基本原則である罪刑法定主義の意義、判例における罪刑法定主義の現れ方を学ぶ
第2回	犯罪の成立要件	行為、構成要件該当性、違法性、責任の意義を学ぶ。 また、単独犯と共犯の相違についても概観を得る。
第3回	構成要件該当性 1	行為、作為と不作為の違いについて学ぶ
第4回	構成要件該当性 2	因果関係論を、判例を用いて学ぶ
第5回	構成要件該当性 3	因果関係論の現れ方を、不作為犯と共犯の関係を意識して、継続して学ぶ
第6回	違法性 1	刑法における違法性の意義、及び、正当業務行為について学ぶ
第7回	違法性 2	緊急避難避難に關係する諸問題を判例を用いて理解する
第8回	違法性 3	正当防衛に關係する諸問題を判例を用いて理解する (その第1回目)。
第9回	違法性 4	正当防衛に關係する諸問題を判例を用いて理解する (その第2回目)。
第10回	責任 1	刑法における責任の意義、及び、責任主義、責任能力について、判例を用いて具体的に理解する
第11回	責任 2	違法性の意識、及び、その可能性について、判例を用いて理解する
第12回	責任 3	錯誤論について、判例を用いて理解する。その際、未遂論についても、学習する。
第13回	共犯論 1	共犯の処罰根拠と、これに係わる諸事例を、判例を用いて理解する
第14回	共犯論 2	共犯と身分について、判例を用いて理解する

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

シラバスにそって、関連する判例を予習する。
教科書ないし学説は、判例と、その前提となる条文の解釈を理解するための補助手段に過ぎない。
条文→判例→学説の順に、予習、復習に努めること。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

山口・佐伯・橋爪『判例刑法総論 [第8版]』(有斐閣)

【参考書】

町野朔『刑法総論』(信山社)

大塚・十河・塩谷・豊田『基本刑法1—総論 [第3版]』(日本評論社)

参考図書は、購入しなくても良いです。講義の予習、復習に合わせて、図書室で参照して貰えば結構です。

【成績評価の方法と基準】

質疑応答 20%

期末試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

条文→判例→学説の順に勉強せず、この逆順を採用することで、理解困難に陥っている学生が散見される。

法律学は、あくまで具体的事例を解釈する道具に過ぎないので、理論倒れに陥らずに予習、復習を続けてほしい。

【Outline (in English)】

This course lectures the principle of the criminal law with precedents and related academic opinions.

Learning Objectives of this course.

Acquiring the basic understanding of the general part of the criminal law.

Learning activities outside of classroom of this course.

Reading the materials assigned for the respective lecture.

After the lecture, reviewing the discussion in the class.

Grading Criteria /Policies

Contribution to the respective lecture accounts for 20% of the grade.

The result of the term-end exam accounts for 80% of the grade.

Attendance is compulsory.

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑法Ⅱ

佐野 文彦

単位数：2単位 | 受講年次：1年（秋学期前半/Fall(1st half)）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法典第2編に規定されている犯罪類型のうち、財産犯を除く個人的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪を中心に、それぞれの犯罪の趣旨及び成立要件を学修する。

【到達目標】

刑法各論のうち、財産犯を除く個人的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪の主たる犯罪について、基本的な判例を理解し、それを前提に解釈論を展開することができる。

また、刑法各論に特徴的な、保護法益を基礎に、精緻な解釈論を展開するという思考方法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業の前半で既修事項について復習の確認及び応用的問題の検討を行った後、新規学修事項の講義を行う。

いずれに対しても、授業支援システムにあらかじめ授業の概要と質問事項をアップしておき、授業中に指名して回答を求める。

確認テストは定期試験までに時間を設け、定期試験は定期試験解説週間、それぞれ講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス。個人的法益に対する罪概論。生命・身体に対する罪1	授業の進め方、予習の方法、基本書の選び方等の説明。個人的法益に対する罪概論。生命・身体に対する罪概論。
第2回	生命・身体に対する罪2	殺人罪。
第3回	生命・身体に対する罪3	暴行罪、傷害罪。
第4回	生命・身体に対する罪4	過失致死傷罪、墮胎罪。
第5回	生命・身体に対する罪5	遺棄罪。
第6回	自由に対する罪1	自由に対する罪総論、逮捕・監禁罪。
第7回	自由に対する罪2	略取・誘拐罪。
第8回	自由に対する罪3	強姦罪、強制わいせつ罪。
第9回	住居に対する罪	住居侵入罪
第10回	人格に対する罪1	名誉毀損罪・侮辱罪。
第11回	人格に対する罪2	公共の利害に関する特例。秘密漏示罪。
第12回	信用及び業務に対する罪	信用毀損罪、業務妨害罪。
第13回	国家的法益に対する罪1	国家的法益に対する罪総論。公務執行妨害罪。
第14回	国家的法益に対する罪2。確認テスト。	司法妨害、賄賂罪。信用及び業務に対する罪までの確認テスト。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

該当範囲について、各自の基本書を一読した上で、事前に指定された質問事項について考えておくこと。

また、授業開始まで（夏期休業など）に、刑法総論の復習及び刑法各論の入門書（例えば、井田良『入門刑法学・各論』（第2版、有斐閣、2018）など）を読んでおくことを強く薦める。

質問事項の検討には、毎回3～4時間程度の時間がかかることを想定している。それに加えて、試験前に全体の復習を兼ねて、15時間程度の試験勉強を行うことは、知識の定着を図るために有益であろう。

【テキスト（教科書）】

山口厚ほか編『判例刑法各論』（第8版、有斐閣）、六法（小型のものでよい）は、毎回持参すること。

【参考書】

基本書類については、以下のものを参考に、各自で自由に選択してよい（初回のガイダンスで説明する）。

井田良『講義刑法学・各論』（第3版、有斐閣、2023）

西田典之『刑法各論』（第7版、弘文堂、2018）

松原芳博『刑法各論』（第2版、日本評論社、2021）

【成績評価の方法と基準】

授業での発言20%、確認テスト30%、期末試験50%。

【学生の意見等からの気づき】

予習にあたっては、レジュメに掲げた質問事項に対して、必ず各自の基本書を確認してから、自分なりの解答を用意すること。復習にあたっては、学習した事項について、単に見返すだけでなく、具体的事例との関係を意識しながら、整理すること。

【Outline (in English)】

This course offers the lecture about the offenses against personal interests (except property offenses) and offenses against national interests. At the end of the course, students are expected to understand the basic judicial precedents on these crimes and interpret the statutes. Before each class, students are expected to read the text and prepare the answer for the questions. Your study time will be more than four hours for each class.

Your overall grade in the class will be decided based on the following.

Term-end examination: 50%, mid-term examination: 30%, in class contribution: 20%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑法Ⅲ

佐野 文彦

単位数：2単位 | 受講年次：1年（秋学期後半/Fall(2nd half)）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法典第2編に規定されている犯罪類型のうち、財産犯及び社会的法益に対する罪について、それぞれの犯罪の趣旨及び成立要件を学修する。

【到達目標】

刑法各論のうち、財産犯及び社会的法益に対する罪の主たる犯罪について、基本的な判例を理解し、解釈論を展開することができる。

また、刑法各論に特徴的な、保護法益を基礎に、精緻な解釈論を展開するという思考方法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業の前半で既修事項について復習の確認及び応用的問題の検討を行った後、新規学修事項の講義を行う。

いずれに対しても、授業支援システムにあらかじめ授業の概要と質問事項をアップしておき、授業中に指名して回答を求める。

定期試験については定期試験解説週間で講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	財産に対する罪1	財産犯総論
第2回	財産に対する罪2	窃盗罪の基本的要件。
第3回	財産に対する罪3	窃盗罪の発展的問題。
第4回	財産に対する罪4	不法領得の意思
第5回	財産に対する罪5	強盗罪の基本的要件。
第6回	財産に対する罪6	事後強盗罪、昏酔強盗罪、強盗致死傷罪。
第7回	財産に対する罪7	詐欺罪の基本的要件。
第8回	財産に対する罪8。	詐欺罪に関する近時の諸判例。
第9回	財産に対する罪9	電子計算機使用詐欺罪。横領罪。
第10回	財産に対する罪10	背任罪。
第11回	財産に対する罪11	毀棄罪。盗品等関与罪。
第12回	財産に対する罪12	財産犯相互の関係。
第13回	社会的法益に対する罪	社会的法益に対する罪概論。公共危険犯概論。放火罪。
第14回	偽造罪	文書偽造罪。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

該当範囲について、各自の基本書を一読した上で、事前に指定された質問事項について考えておくこと。

また、授業開始まで（夏期休業など）に、刑法総論の復習及び刑法各論の入門書（例えば、井田良『入門刑法学・各論』（第2版、有斐閣、2018）など）を読んでおくことを強く薦める。

質問事項の検討には、毎回3～4時間程度の時間がかかることを想定している。それに加えて、試験前に全体の復習を兼ねて、15時間程度の試験勉強を行うことは、知識の定着を図るために有益であろう。

【テキスト（教科書）】

山口厚ほか編『判例刑法各論』（第8版、有斐閣）、
六法（小型のものでよい）は、毎回持参すること。

【参考書】

基本書類については、以下のものを参考に、各自で自由に選択してよい（初回のガイダンスで説明する）。

井田良『講義刑法学・各論』（第3版、有斐閣、2023）

西田典之『刑法各論』（第7版、弘文堂、2018）

松原芳博『刑法各論』（第2版、日本評論社、2021）

【成績評価の方法と基準】

授業での発言30%、期末試験70%

【学生の意見等からの気づき】

予習にあたっては、レジュメに掲げた質問事項に対して、必ず各自の基本書を確認してから、自分なりの解答を用意すること。

復習にあたっては、学習した事項について、単に見返すだけでなく、具体的事例との関係を意識しながら、整理すること。特に財産犯については、他の財産犯との関係も常に意識すること。

【Outline (in English)】

This course offers the lecture about the property offenses, arson and forgery. At the end of the course, students are expected to understand the basic judicial precedents on these crimes and interpret the statutes.

Before each class, students are expected to read the text and prepare the answer for the questions. Your study time will be more than four hours for each class.

Your overall grade in the class will be decided based on the following.

Term-end examination: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑事訴訟法 I

水野 智幸

単位数：2単位 | 受講年次：1年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

刑事訴訟法の全体像をつかみ、刑事事件において生起する諸問題がどのような問題であるかを理解する。

【到達目標】

刑事訴訟法の全体的な流れを把握し、刑事訴訟法の基本的な問題点の知識を習得し、捜査・公訴の提起・証拠という3本柱の諸問題点を理解できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストの該当部分を読んでくる予習を前提に、質疑応答を行うソクラテスマETHOD方式で行います。恥ずかしがらずに、どんどん発言して下さい。課題等へのフィードバックは、定期試験解説などで具体的に行います。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

なし/No

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	刑事手続の全体像 捜査の基本原則	刑事手続の基本的流れ 強制捜査と任意捜査 令状主義 任意捜査の限界
第2回	犯人の発見・確保	身体拘束 (逮捕勾留)
第3回	証拠の発見・押収	捜索・差押え 検証 体液の採取
第4回	その他の捜査 捜査の端緒	取調べ おとり捜査 職務質問・所持品検査
第5回	捜査の終結 被疑者の防御と弁護人	全件送致主義 接見交通権 弁護人の活動
第6回	公訴の提起	公訴提起の基本原則 公訴提起の手続 訴因の明示・特定
第7回	訴因変更	訴因変更の可否・要否 訴因変更命令
第8回	公判手続	公判手続の基本原則 第1審公判手続の進行 公判前整理手続 裁判員制度
第9回	証拠法総論	弁論の分離・併合 証明と認定 (事実認定) 証拠能力と証明力 証拠の分類 厳格な証明と自由な証明
第10回	伝聞法則	伝聞法則の根拠 伝聞・非伝聞の区別
第11回	伝聞法則の例外	各伝聞例外規定
第12回	自白法則 補強法則	自白法則の根拠 補強証拠が必要な範囲
第13回	類似事実の証拠能力 違法収集証拠排除法則 派生証拠の証拠能力	関連性 排除法則の根拠・要件 毒樹の果実論 自白法則との関係
第14回	裁判 上訴と救済手続 犯罪被害者と刑事手続	一事不再理効 上訴、救済制度の概要 犯罪被害者への配慮

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

教科書はとてもしっかりと記載されているので、一通り読んで予習して下さい。

授業後、分かりにくかった部分は、繰り返し教科書を読んで復習しましょう。随時、参考書の判例百選を参照すると、理解が深まります。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

吉開多一ほか『基本刑事訴訟法 I (手続理解編)』(日本評論社・2020年)

吉開多一ほか『基本刑事訴訟法 II (論点理解編)』(日本評論社・2021年)

【参考書】

井上正仁ほか『刑事訴訟法判例百選 (第11版)』(有斐閣・2024年)

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (質疑応答における貢献度) 20%
期末における評価 (定期試験) 80%

【学生の意見等からの気づき】

受講生にとっては初めて刑事訴訟法を学ぶ機会になるので、基本的な概念を分かりやすく説明していきたいと思ひます。

学生からの意見や要望に応じて、授業内容を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【その他の重要事項】

裁判官として24年、弁護士として7年の経験を活かし、実際の刑事司法に即した授業を行います。

【Outline (in English)】

This course introduces criminal procedure law and what problem is occur in criminal cases. At the end of the course, students are expected understand criminal procedure law as a whole. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decide based on in-class contribution(20%) and term-end examination(80%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑事訴訟法

水野 智幸

単位数：2単位 | 受講年次：1年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

刑事訴訟法の全体像をつかみ、刑事事件において生起する諸問題がどのような問題であるかを理解する。

【到達目標】

刑事訴訟法の全体的な流れを把握し、刑事訴訟法の基本的な問題点の知識を習得し、捜査・公訴の提起・証拠という3本柱の諸問題点を理解できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストの該当部分を読んでくる予習を前提に、質疑応答を行うソクラテスマETHOD方式で行います。恥ずかしがらずに、どんどん発言して下さい。課題等へのフィードバックは、定期試験解説などで具体的に行います。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

なし/No

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	刑事手続の全体像 捜査の基本原則	刑事手続の基本的流れ 強制捜査と任意捜査 令状主義 任意捜査の限界
第2回	犯人の発見・確保	身体拘束 (逮捕勾留)
第3回	証拠の発見・押収	捜索・差押え 検証 体液の採取
第4回	その他の捜査 捜査の端緒	取調べ おとり捜査 職務質問・所持品検査
第5回	捜査の終結 被疑者の防御と弁護人	全件送致主義 接見交通権 弁護人の活動
第6回	公訴の提起	公訴提起の基本原則 公訴提起の手続 訴因の明示・特定
第7回	訴因変更	訴因変更の可否・要否 訴因変更命令
第8回	公判手続	公判手続の基本原則 第1審公判手続の進行 公判前整理手続 裁判員裁判
第9回	証拠法総論	弁論の分離・併合 証明と認定 (事実認定) 証拠能力と証明力 証拠の分類 厳格な証明と自由な証明
第10回	伝聞法則	伝聞法則の根拠 伝聞・非伝聞の区別
第11回	伝聞法則の例外	各伝聞例外規定
第12回	自白法則 補強法則	自白法則の根拠 補強証拠が必要な範囲
第13回	類似事実の証拠能力 違法収集証拠排除法則 派生証拠の証拠能力	関連性 排除法則の根拠・要件 毒樹の果実論 自白法則との関係
第14回	裁判 上訴と救済手続 犯罪被害者と刑事手続	一事不再理効 上訴、救済制度の概要 犯罪被害者への配慮

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

教科書はとてもしっかりと記載されているので、一通り読んで予習して下さい。

授業後、分かりにくかった部分は、繰り返し教科書を読んで復習しましょう。

随時、参考書の判例百選を参照すると、理解が深まります。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ (手続理解編)』(日本評論社・2020年)

吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅱ (論点理解編)』(日本評論社・2021年)

【参考書】

井上正仁ほか『刑事訴訟法判例百選 (第11版)』(有斐閣・2024年)

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (質疑応答における貢献度) 20%

期末における評価 (定期試験) 80%

【学生の意見等からの気づき】

受講生にとっては初めて刑事訴訟法を学ぶ機会になるので、基本的な概念を分かりやすく説明していきたいと思えます。

学生からの意見や要望に応じて、授業内容を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【その他の重要事項】

裁判官として24年、弁護士として7年の経験を活かし、実際の刑事司法に即した授業を行います。

【Outline (in English)】

This course introduces criminal procedure law and what problem is occur in criminal cases. At the end of the course, students are expected understand criminal procedure law as a whole. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decide based on in-class contribution(20%) and term-end examination(80%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

憲法基礎演習

赤坂 正浩

単位数：2単位 | 受講年次：1年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

2年次に進級するために受験が義務づけられている外部試験である共通到達度確認試験や、司法試験の短答式試験では、相当数の憲法判例について広い知識を有することが求められる。この演習では、憲法Ⅰの授業を補って、主要な憲法判例の事実の概要と最高裁判決の趣旨について、概略的な知識を獲得し、外部試験に備える準備の基礎を作ることができる。

【到達目標】

- ①各権利グループの主要な憲法判例について、事実の概要と憲法上の争点の内容を指摘できるようになる。
- ②これらの主要な憲法判例ごとに、憲法上の争点に関する最高裁判廷意見の見解を自分の言葉で説明できるようになる。
- ③それぞれの判例の特色によって、最高裁判例の傾向や変化、法廷意見と個別意見との対立、最高裁判決と下級審判決との対立、学説の反応といった点についても、必要に応じて説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

憲法上の権利に関する7つの主要なグループやテーマを取り上げ、それぞれ1回目の授業において2～3件の重要判例の事実の概要と最高裁判決の要旨を解説する。その上でそれぞれ2回目の授業の冒頭では、前回取り上げた判例の内容を受講者に口頭で説明してもらうという方法で、知識の確認とフィードバックを行う。7つの権利グループごとに2回目の授業では、さらに若干の主要判例を紹介する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	経済的自由（1）	法令違憲の主張や審査の際に、主要な法的構成方法となる目的手段審査について、薬局距離制限判決を素材として説明したのち、2回にわたって小売市場事件、森林法事件、証券取引法事件の内容を解説する
第2回	経済的自由（2）	前回に引き続き、経済的自由に関する判例を解説する。
第3回	政治的表現の自由（1）	2回にわたって、政治的表現の自由の規制がテーマとなった猿払事件、堀越事件、吉祥寺ビラ配布事件、立川ビラ配布事件の内容を解説する。猿払事件・堀越事件は法令自体の合憲性が争われた刑事事件、立川事件は処分のみ合憲性が争われた刑事事件、吉祥寺ビラ配布事件は法令と処分、双方の合憲性が問題となった刑事事件である。
第4回	政治的表現の自由（2）	前回に引き続き、政治的表現の自由に関する判例を解説する。
第5回	集会の自由、マス・メディアの自由（1）	2回にわたって、新潟県公安条例事件、東京都公安条例事件、泉佐野市民会館事件、広島市暴走族追放条例事件、NHK受信料訴訟の内容を解説する。どの事件でも法令自体の合憲性が問題となったが、泉佐野市民会館事件では処分の合憲性も争われた。
第6回	集会の自由、マス・メディアの自由（2）	前回に引き続き、集会の自由、マス・メディアの自由に関する判例を解説する。
第7回	思想・良心の自由、信教の自由、政教分離原則（1）	2回にわたって、剣道受講拒否事件、君が代起立斉唱訴訟、南九州税理士会事件、愛媛玉串訴訟、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟、空知太神社訴訟の内容を解説する。どれも処分のみ合憲性が問題となった事件である。
第8回	思想・良心の自由、信教の自由、政教分離原則（2）	前回に引き続き、思想・良心の自由、信教の自由、政教分離関係の判例を解説する。

第9回	生存権（1）	2回にわたって、朝日訴訟、堀木訴訟、総評サラリーマン税金訴訟、学生無年金訴訟の内容を解説する。
第10回	生存権（2）	前回に引き続き、生存権関係の判例を解説する。
第11回	法の下での平等（1）	2回にわたって、国籍法違憲判決、非嫡出子相続分格差新旧決定、再婚禁止期間訴訟の内容を解説する。
第12回	法の下での平等（2）	前回に引き続き、平等権関係の判例を解説する。
第13回	幸福追求権（1）	2回にわたって、江沢民講演会事件、マイナンバー法事件、夫婦別姓訴訟、同性婚訴訟の内容を解説する
第14回	幸福追求権（2）	前回に引き続き、プライバシー権と自己決定権関係の判例を解説する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。1回目の授業で取り上げた判例の内容を復習し、2回目の授業で説明できるようにする。

【テキスト（教科書）】

長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版）』（有斐閣、2019年）

【参考書】

- 芦部信喜／高橋和之補訂『憲法（第8版）』（岩波書店、2023年）
- 赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社、2011年）

【成績評価の方法と基準】

授業内での質疑応答30%、学期末に提出してもらう判例を解説するレポート70%の比率で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

憲法Ⅰを補完する形で、主要な憲法判例について理解が定着することに努めたい。

【学生が準備すべき機器他】

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course is a supplement to the Constitutional Law I and an introduction to the advanced courses.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have the basic information about many constitutional litigations of the Supreme Court.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policies】 Final grade will be decided based on the following process : in class contribution (30%) ,term-end report (70%) .

LAW500A2 (法学 / law 500)

憲法演習 I

赤坂 正浩、日野田 浩行

単位数：2単位 | 受講年次：2年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

人権の理念を基礎において、「憲法上の権利」をめぐる具体的な事例の事案分析と法的検討を行う。

【到達目標】

人権の基礎理論や「憲法上の権利」に関する判例・学説の基礎的・体系的知識を習得していることを前提として、人権の私人間効力論、法の下での平等、幸福追求権、および精神的自由権に関わる具体的な憲法訴訟において、事案を適切に分析したうえで、人権の実効的な救済を図るための説得力ある解釈論の展開を、具体的な論述の形で行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、質疑応答を中心に行う。したがって、受講者には、関連する判例と学説を十分予習しておくことが求められる。

中間テストや起案レポートについては、評価やコメントを行い、また定期試験についても、答案返却とともに定期試験解説時に、レジュメ配布と解説を行うことにより、フィードバックに努める。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	人権規定の私人間効力	人権規定の私人間効力論の意味、無効力説・間接効力説・直接効力説の異同
第2回	法の下での平等	平等の意味、日本国憲法における平等原則、平等原則違反の合憲性審査基準
第3回	プライバシーの権利	憲法13条の法的性格、幸福追求権の意義と内容、プライバシーの権利の内容
第4回	思想・良心の自由	思想・良心の自由の保障の意味、思想・良心の自由に対する間接的制約とその合憲性判断
第5回	信教の自由	信教の自由の内容と限界
第6回	政教分離原則	政教分離原則の意味、政教分離原則違反の合憲性審査基準
第7回	学問の自由と大学の自治、教育の自由	学問の自由と大学の自治、教育の自由と教科書検定
第8回	表現の自由 (1)	二重の基準、検閲禁止と事前抑制原則禁止の法理
第9回	表現の自由 (2)	明確性の基準、憲法判断回避のルールと合憲限定解釈、違憲判断の方法
第10回	表現の自由 (3)	性表現、名誉毀損的表現
第11回	表現の自由 (4)	営利的言論、海外渡航の自由
第12回	表現の自由 (5)	報道の自由、取材の自由とその制約
第13回	表現の自由 (6)	集会・集団示威運動・ビラ配布の自由・結社の自由、「明白かつ現在の危険」の基準
第14回	表現の自由 (7)	公務員の政治活動の自由、裁判官の政治活動の自由

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

テキストのうち、毎回以下に記す部分を精読の後、後掲の参考書も参照しながら、配布する課題事例につき検討を行うしておくこと。

第1回：後掲テキスト・芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 (第八版)』(以下「芦部憲法」という。) 6章3、課題事例第1回

第2回：芦部憲法7章二、課題事例第2回

第3回：芦部憲法7章一、課題事例第3回

第4回：芦部憲法8章一、課題事例第4回

第5回：芦部憲法8章二1・2、課題事例第5回

第6回：芦部憲法8章二3、課題事例第6回

第7回：芦部憲法8章三・13章二、課題事例第7回

第8回：芦部憲法9章一・三1・2、課題事例第8回

第9回：芦部憲法9章三3・18章二3・5、課題事例第9回

第10回：芦部憲法9章二2・三4、課題事例第10回

第11回：芦部憲法9章二3・10章二2、課題事例第11回

第12回：芦部憲法9章二1、課題事例第12回

第13回：芦部憲法9章四1・2・3、三4、課題事例第13回

第14回：芦部憲法6章二2・13章三4、課題事例第14回

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

芦部信喜 (高橋和之補訂)『憲法 (第八版)』(岩波書店・2023年)
憲法演習 I・課題事例集 (別配布)

【参考書】

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I・II (第7版)』(有斐閣・2019年)

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)

授業への積極的参加・発言状況 4%

起案レポート 6%

中間テスト 20%

期末における評価

定期試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

昨年度以上に、担当教員間で授業内容を適宜吟味し、学生のニーズに応じたきめ細やかな説明や、論述能力をより高める指導を行っていきたい。

【学生が準備すべき機器他】

レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用 Gmail を用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

We will analyze in the course the applicable legal principles of the Supreme Court judgments.

【Learning objectives】

At the end of the course, students are expected to have the knowledge and skills to consider cases involving civil rights litigation.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading criteria/Policies】

Final grade will be decided based on the following process : 3 short reports (6%) ,in class contribution (4%) ,Mid-term examination (20%) ,Term-end examination (70%) .

LAW500A2 (法学 / law 500)

憲法演習Ⅱ

赤坂 正浩、日野田 浩行

単位数：2単位 | 受講年次：2年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「憲法上の権利」のうち経済的自由・人身の自由・社会権および参政権、ならびに統治機構をめぐる具体的な事例の事案分析と法的検討を行う。

【到達目標】

人権及び統治に関する基礎知識を前提として、経済的自由、人身の自由、社会権および参政権、および統治機構に関わる具体的な憲法訴訟において、事案を適切に分析したうえで、人権の実効的な救済をはかるための説得力ある解釈論の展開を、具体的論述の形で行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、質疑応答を中心に行う。したがって、受講者には、関連する判例と学説を十分予習しておくことが求められる。

中間テストや起案レポートについては、評価やコメントを行い、また定期試験についても、答案返却とともに定期試験解説時に、レジュメ配布と解説を行うことにより、フィードバックに努める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	財産権の保障	憲法29条の保障の内容、財産権制限の合憲性審査基準 [準備学習] 後掲・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第八版）』（岩波書店、2023）【以下「芦部憲法」という。】10章三後掲「憲法演習Ⅱ・課題事例集」【以下「課題事例」という。】第1回
第2回	職業選択の自由	職業選択の自由の意義、規制の合憲性審査基準 [準備学習]
第3回	適正手続の保障	芦部憲法10章一 課題事例第2回 憲法31条の意味、行政手続と適正手続の保障 [準備学習]
第4回	生存権の保障	芦部憲法11章 課題事例第3回 憲法25条の法的性格、生存権の権利性、生存権侵害の合憲性審査 [準備学習]
第5回	選挙権	芦部憲法13章一 課題事例第4回 選挙権・被選挙権の法的性格、議員定数と法の下での平等 [準備学習] 芦部憲法12章二、7章二7 課題事例第5回
第6回	外国人と人権（1）	外国人の政治活動の自由・入国の自由 [準備学習] 芦部憲法5章四3 課題事例第6回
第7回	外国人と人権（2）	外国人の選挙権・公務就任権・生存権 [準備学習] 芦部憲法5章四3 課題事例第7回
第8回	法人・団体と人権	法人・団体と構成員の人権 [準備学習] 芦部5章四2 課題事例第8回
第9回	刑事施設被収容者と人権	刑事施設被収容者の閲覧の自由制限の合憲性審査基準、 [準備学習] 芦部憲法6章二3 課題事例第9回
第10回	未成年者の人権	憲法と未成年者、未成年者の自由の保障と規制の根拠 [準備学習] 芦部憲法5章四88頁 課題事例第10回

第11回	国会議員の免責特権	国会議員の地位、免責特権の保障の趣旨と内容 [準備学習] 芦部憲法14章三3 課題事例第11回
第12回	裁判の公開	裁判公開の趣旨、傍聴者のメモを採る自由 [準備学習] 芦部16章二7 課題事例第12回
第13回	司法権の限界	司法の概念、法律上の争訟、自律権、統治行為、政党の処分と司法審査、宗教団体の内部紛争と司法審査 [準備学習] 芦部16章一 課題事例第13回
第14回	違憲審査の対象	国の私法行為と違憲審査 立法の不作为と違憲審査 [準備学習] 芦部18章二4 課題事例第14回

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各授業回の「内容」欄の[準備学習]に記した下記テキストの該当部分を精読したうえで、予め配布する各回の事例問題につき、下記の参考書も参考にして検討を行っておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第八版）』（岩波書店・2023年）
憲法演習Ⅱ・課題事例集

【参考書】

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ【第7版】』（有斐閣・2019年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
授業への積極的参加・発言状況 4%
起案レポート 6%
中間テスト 20%
期末における評価
定期試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

昨年度以上に、担当教員間で授業内容を適宜吟味し、学生のニーズに応じたきめ細やかな説明や、論述能力をより高める指導を行っていききたい。

【学生が準備すべき機器他】

レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

We will analyze in the course the applicable legal principles of the Supreme Court judgments.

【Learning objectives】

At the end of the course, students are expected to have the knowledge and skills to consider cases involving civil rights litigation.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading criteria/Policies】

Final grade will be decided based on the following process : 3 short reports (6%) ,in class contribution (4%) ,Mid-term examination (20%) ,Term-end examination (70%) .

LAW500A2 (法学 / law 500)

行政法演習 I

公告 尚史

単位数：2単位 | 受講年次：3年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義は、行政法の全体（総論と救済法）から重要なテーマをピックアップして、総論の学習事項と救済法の学習事項の関連に留意しながら学ぶことを目的とする。

【到達目標】

行政法全体の主要テーマに関する論点について、判例を素材として議論を深めることにより、これまで習得した基礎知識を実践的に活用できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

第1回と第2回は、教員による解説の比重が大きくなる。進行の状況を見ながら、報告・討論の形態への移行を図る。レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	通達の法的性質	テキスト I 52 事件。通達は国民を法的に拘束するものではないという基礎知識を確認したうえで、さらなる問題の広がり学ぶ。
第2回	行政行為の附款	テキスト I 88 事件。小学校教員の期限付任用が問題になった事件を素材に、行政行為に条件（附款）を付けることの可否と限界を学ぶ。
第3回	違法性の承継	テキスト I 81 事件。違法性の承継とは、第一の行政行為の出訴期間が経過した後、その行政行為を受け継ぐ第二の行政行為を争う際に、第一の行政行為の違法を主張することができるかという問題である。この問題についての基本的な考え方を学ぶ。行政判例百選 I の第5版における同一テーマの判例および解説と比較すること。
第4回	行政裁量 1	テキスト I 73 事件。これは、外国人の在留期間更新許可処分について、法務大臣の広範な裁量を認めた判決で、マククリーン判決と呼ばれる。この判決で示された裁量統制のあり方を学ぶ。
第5回	行政裁量 2	テキスト I 71 事件。これはタクシー運賃認可事件の判決である。裁量と不確定概念の関係が今回の第一のテーマであるが、裁量基準の効力と個別事情考慮義務との関係にも目を向ける。
第6回	審査基準	テキスト I 114 事件。行政手続法5条の審査基準に関する規定の背景になったと言われる個人タクシー事件判決を精読し、内部規範によって許認可の基準を設定することの意義を理解する。
第7回	理由の提示	テキスト I 117 事件。処分理由の提示に関して、どのような場合に瑕疵があると評価されるのかを、旅券発給拒否事件判決に即して検討する。
第8回	処分性 1	テキスト II 147 事件。行政計画の処分性について考える。土地区画整理事業の事業計画は、かつては処分性を否定されていた。本判決はそれを変更している。その要因を探究することにより、処分性の有無に関する判断の基本を身につける。

第9回	処分性 2	テキスト II 154 事件。病院開設中止勧告の事件を取り上げて、性質的に行政指導に止まるとされた行為に処分性が認められたのは何故かを考える。
第10回	原告適格 1	テキスト II 156 事件。主として第三者（処分の相手方でない者）が取消訴訟を提起する局面を想起し、その者が原告となり得るのかどうかという論点を、「もんじゅ」訴訟判決を通して学ぶ。
第11回	原告適格 2	テキスト II 183 事件。これはいわゆる新潟空港訴訟の判決であり、関連法規によって構成される法体系という見地から原告適格の拡大を図った判決として重要である。テキストには行政事件訴訟法10条1項に基づく主張制限というテーマの下に掲載されているので、そちらの論点にも触れる。
第12回	訴えの利益	テキスト II 167 事件。処分基準の性質について理解を深め、訴えの利益との関係を考える。
第13回	義務付け訴訟	テキスト II 199 事件。平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟のうち、申請型義務付け訴訟の仕組みと問題点を学ぶ。
第14回	国家賠償法1条の違法概念	テキスト II 215 事件。建築基準法上の建築確認の事件を素材として、国家賠償法1条の違法と抗告訴訟の違法の異同について学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストである判例百選をよく読み、基本的な判例の重要な判示事項を確実に理解すること。判例の解説に挙げられている参考文献にも、できる限り目を通すこと。報告者には、判例そのものを読み込んだより深い学習を求める。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

斎藤誠・山本隆司編『行政判例百選 I・II 第8版』（有斐閣）

【参考書】

塩野宏『行政法 I・II』（有斐閣）最新版
 宇賀克也『行政法概説 I・II』（有斐閣）最新版
 芝池義一『行政救済法』（有斐閣）
 藤田宙靖『新版』行政法総論上・下』（青林書院）
 海道俊明・須田守・巽智彦・土井翼・西上治・堀澤明生『精読行政法判例』（弘文堂）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
 レポート10%、報告の内容5%、授業中の発言5%
 期末における評価
 期末試験80%

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人の差が大きい。せつかくの演習方式であるから、双方向的なやり取りを通して、受講者それぞれが苦手な点を克服できるよう手助けしたい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course aims to acquire the skills to relate basic knowledge of the general administrative law with correspondent case theories.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have fully got the skills mentioned above.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination:80%, Report:10%, Presentation:5%, in class contribution:5%

LAW500A2 (法学 / law 500)

行政法演習 II

公告 尚史

単位数：2単位 | 受講年次：3年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義は、行政法演習 I で取り上げるのでできなかったテーマ、およびテーマ的には重なるものの行政法演習 I では取り上げることができなかった判例を拾い出して、行政法全体に対する理解をさらに深めることを目的とする。

【到達目標】

行政法の総論の知識と救済法の知識の融合を、行政法演習 I よりもさらに高いレベルで実現することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

第1回と第2回は、教員による解説の比重が大きくなる。進行の状況を見ながら、報告・討論の形態への移行を図る。レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	法の一般原理—行政権の濫用—	テキスト I 25 事件。いわゆる個室付特殊浴場事件の判決を取り上げて、法の一般原則について学ぶ。
第2回	法律と条例	テキスト I 40 事件。自治体関係の事件の場合には、法律と条例の関係が問題になることが多い。その際に思考の出発点になるのが、この徳島市公安条例事件判決である。この判決で説かれている基本的な考え方を理解する。
第3回	行政行為の分類	テキスト I 58 事件。特許と許可の区別という伝統的な分類論の意味を確認し、その相対化を学ぶ。
第4回	行政裁量 1	テキスト I 72 事件。いわゆる小田急訴訟判決を素材にして、判断過程の統制と呼ばれる裁量統制手法を学ぶ。
第5回	行政裁量 2	テキスト I 78 事件。いわゆる剣道受講拒否事件判決を素材にして、学校の教育的裁量と信仰の自由の関係について考察する。憲法学の学習との関係に留意すること。
第6回	処分性	テキスト II 152 事件。取消訴訟の対象となる処分とは何かという論点を、労災就学援護費事件の判決を素材にして検討する。
第7回	原告適格 1	テキスト II 159 事件。これは、第4回に学習した小田急訴訟の原告適格に関する判決である。都市計画事業認可の取消訴訟における第三者の原告につき、最高裁は平成11年判決では否定していたが、小田急訴訟判決では肯定した。判例変更の背景と理由付けを学ぶ。
第8回	原告適格 2	テキスト II 165 事件。原告適格に関してもう一つ、競業者の原告適格が問題になった一般廃棄物処理業の事件を取り上げる。
第9回	訴えの利益	テキスト II 168 事件。これは、運転免許停止処分の取消しを求めて訴訟をしている間に免許の期間が経過した場合には訴えの利益は消滅するとした判決である。運転免許に関しては、ほかにもいろいろな事件があるので、総合的に検討する。
第10回	処分理由の差替え	テキスト II 180 事件。行政手続法に理由の提示の定めがあることを学んだが、これと関係する訴訟上の論点が処分理由の差替えである。その可否をめぐる考え方の違いを学ぶ。

第11回 違法判断の基準時

テキスト II 184 事件。違法判断の基準時とは、裁判所は、取消訴訟において処分の違法を判断するのに、処分時の法令・事実を基礎にするのか、それとも判決時のそれを基礎とするのかという問題である。その問題についての基本的な考え方を、農地買収事件に係る古い判例を素材にして学ぶ。

第12回 差止め訴訟

テキスト II 200 事件。平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された差止め訴訟の仕組みと運用上の問題、およびその他の訴訟類型との関係を学ぶ。

第13回 確認訴訟

テキスト II 202 事件。平成16年の行政事件訴訟法改正で、同法4条に「公法上の法律関係に関する確認の訴え」が明示された。今回は、在外邦人が選挙権を行使する権利の確認を求めた事件の判決を素材にして、確認訴訟の利用上の問題点を学ぶ。

第14回 規制権限の不行使と国家賠償責任

テキスト II 219 事件。水俣病関西訴訟判決を素材にして、規制権限の不行使と国家賠償責任の問題を学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストである判例百選をよく読み、基本的な判例の重要な判示事項を確実に理解すること。判例の解説に挙げられている参考文献にも、できる限り目を通すこと。報告者には、判例そのものを読み込んだり深い学習を求める。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

斎藤誠・山本隆司編『行政判例百選 I・II [第8版]』（有斐閣）

【参考書】

塩野宏『行政法 I・II』（有斐閣）最新版

宇賀克也『行政法概説 I・II』（有斐閣）最新版

芝池義一『行政救済法』（有斐閣）

藤田宙靖『【新版】行政法総論上・下』（青林書院）

海道俊明・須田守・巽智彦・土井翼・西上治・堀澤明生『精読行政法判例』（弘文堂）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

レポート10%、報告の内容5%、授業中の発言5%

期末における評価

期末試験80%

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染めない人の差が大きい。せつかくの演習方式であるから、双方向的なやり取りを通して、受講者それぞれが苦手な点を克服できるよう手助けしたい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境（PC等）を整えておくこと。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course aims to get a deeper understanding of how the general theories of administrative law are related with the problems of individual cases.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have fully got such an understanding.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination:80%, Report:10%, Presentation:5%, in class contribution:5%

LAW500A2 (法学 / law 500)

公法演習

交告 尚史、日野田 浩行

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)
備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

国・公共団体と個人との間には、様々な形で紛争が生じている。かかる現実の紛争は、様々な法領域にわたる複合的な法問題を提起することとなり、こうした問題に適切な法的解決を見出すためには、憲法、行政法を主とする法分野につき、実体・手続の両面から、また理論と実務の双方を視野に入れながら、総合的に考察する視点が必要となる場合も少なくない。「公法演習」では、こうした総合的視点が要求される公法の現代的課題に焦点をめぐめる具体的紛争事例につき、適切な法的解決のあり方を学ぶ。なお、授業の中でインターネットを用いる。

【到達目標】

「公法演習」においては、上記のとおり、国および個人との間の、いわばタテの法律関係において、現代社会の中で生ずる様々な紛争につき、「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」や「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」等で獲得した知識やスキルを応用して、各回のテーマの現代的課題を意識しながら、そこでとりあげる具体的事例につき適切に事案分析を行ったうえで、憲法上の論点と行政法上の論点を整理し、その相互の関連性や位置づけにも留意したうえで、適切な権利の実現・救済方法を説得力ある法的議論をもって提示できる能力を養うことを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

上記到達目標を達成するため、本授業においては、憲法上の争点と行政法の争点の両方が問題となる具体的事例をとりあげ、それらの事例につき、憲法の教員と行政法の教員が交互に授業を担当しながら、各争点につき整理、検討を行っていく。受講生には、期末のレポート提出と1回または2回程度の報告が求められる。学生の報告については授業内で講評を行うと共に、学習支援システムの掲示板の利用や、メールでのやり取りでの質疑応答を通じて、学生の疑問点等についてはきめ細かなフィードバックに務める。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	外国人の人権と入管法制	マクドリン事件最高裁判決で示された外国人の人権と在留制度の関係に関する基本的判断枠組みを確認したうえで、その後の国際人権法の展開もふまえた新たな議論状況を検討する。
第2回	裁量処分の司法審査の方式	マクドリン事件最高裁判決を行政法の観点から検討する。社会通念審査と呼ばれる裁量統制のあり方を学び、第3回のテーマで取り上げる剣道受講拒否訴訟で示された審査方式と比較する。
第3回	精神的自由と懲戒処分	君が代起立斉唱訴訟および剣道受講拒否訴訟を手がかりに、職務上・教育上の懲戒処分により精神的自由の制約が問題となる事例につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第4回	行訴法上の差止め訴訟と当事者訴訟	君が代起立斉唱訴訟を読み、起立斉唱の要求を拒む教員がどのような行為をどのような訴訟で争ったのかを確認し、それらの訴訟類型を使いこなすために知っておかなければならない事項を学ぶ。
第5回	精神的自由の公法的規制	徳島市公安条例事件最高裁判決および成田新法事件最高裁判決等を手がかりに、条例による精神的自由の規制や精神的自由の公法的規制における手続保障の問題につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第6回	法律と条例の関係	地方公共団体が地域の実情に見合った条例を制定しようと考えた場合に、常に念頭に置かなければならないのが憲法94条の「法律の範囲内」という条件に反しないかどうかという問題である。徳島市公安条例事件最高裁判決を足掛かりにして行政法の観点からこの問題を検討する。

第7回	経済的自由の公法的規制	タクシー運賃の変更を巡る一連の判決や医薬品の郵便販売等を制限する薬事法施行規則の改正に係る最高裁判決を手がかりに、経済的自由の規制をめぐめる救済のあり方につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第8回	事業者の経済的自由と行政庁の裁量権行使	タクシー運賃の変更を巡る一連の判決を素材として、事業者の経済的自由と行政庁の規制権限がぶつかり合う局面を観察し、行政法の立場から、行政手続のあり方および裁量権行使の合理性について検討する。
第9回	福祉受給権と司法審査	学生無年金訴訟、高齢加算廃止訴訟および児童扶養手当打ち切り事件等を手がかりに、福祉受給権に係る司法審査のあり方について、主として憲法論の観点から検討を行う。
第10回	生活保護制度の運用を巡る行政法上の論点	高齢加算廃止訴訟最高裁判決を用いて、生活保護基準の設定に係る裁量の広狭、生活保護基準を受給者の不利益に変更する場合の信頼保護等の問題、および司法審査のあり方について、行政法学の見地から学ぶ。
第11回	教育を受ける権利の実現	旭川学テ訴訟最高裁判決の基本的判断を確認したのち、障害のある生徒の教育を受ける権利に係る裁判例を手がかりに、教育を受ける権利の実現のあり方につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第12回	インクルーシブ社会における障害児童の学校選択	難病に罹患した児童が特別支援学校ではなく小学校への入学を希望した事件に係る下級審判決を素材にして、就学校決定の仕組みをインクルーシブ社会の観点から検討し、司法審査のあり方を行政法の観点から考察する。
第13回	国と地方の行政組織	ロッキード事件最高裁判決および沖繩代理署名訴訟を手がかりに、内閣総理大臣と行政各部との関係や国と地方の係争につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第14回	価値関係の判断と行政裁量	ロッキード事件は刑事事件であるが、九丸ルートの第一審判決を読むと、傍論ながらも、航空会社が新機種導入に際して受ける事業計画変更認可の審査基準について、そこに登場する抽象的な概念を価値関係の概念と捉えたうえで、その適用と行政裁量との関係を緻密に考察していることが分かる。その部分を行政法の観点から考察する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

市川正人・曾和俊文・池田直樹『ケースメソッド公法 [第3版]』(日本評論社)

【参考書】

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ [第7版]』(有斐閣)
齋藤誠・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ [第8版]』(有斐閣)

【成績評価の方法と基準】

期末レポート：50%、授業内報告：50%

【学生の意見等からの気づき】

各事例につき、憲法と行政法の教員が交互に授業を行う方式のため、教員間の連携には注意します。

【学生が準備すべき機器他】

レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course aims to enhance the development of students' skills to analyze and consider public law cases which need the knowledge about constitutional law and administrative law.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to properly analyze complex public law cases, and consider the way of legal solution about those cases.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant case from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentations :50%

LAW500A2 (法学 / law 500)

憲法判例演習 I

日野田 浩行

単位数：2単位 | 受講年次：3年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

下記のテキストでとりあげられている具体的事例問題につき、「憲法演習 I」の課題事例での素材となっている基本的判例の説くところを応用して、事案分析および論理展開能力をさらに高めていきます。「憲法判例演習 I」では、法の下での平等及び精神的自由権が主なテーマとなる事例の研究、「憲法判例演習 II」は、それ以外の人権論の領域が主なテーマとなる事例の研究を行います。なお、授業の中でインターネットを使用します。

【到達目標】

「憲法判例演習 I・II」では、2年次の「憲法演習 I」において獲得した憲法事例の事案分析能力および憲法上の議論の展開能力を定着させ、それをより発展的な事例へと応用することができる力を養うことにより、より高度の安定した事例考察能力を獲得することを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的に、テキストでとりあげられている事例問題1つにつき2回の授業を費やします。1回目の授業で各事例問題のテーマにつき一定の検討を行ったうえで、2回目の授業にて、担当者の考察をたたき台にして、当該事例について参加者全員で議論していきます。各事例問題についての担当者の起案や、それに対する他の授業参加者の議論状況につき、教員としての立場からも（議論状況に過度に介入することを控えながらも）積極的なコメントを行うことを通じて、フィードバックに努めます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	法の下での平等<1>	法科大学院における地域枠コース学生募集等と法の下での平等をめぐって：争点の検討
第2回	法の下での平等<2>	法科大学院における地域枠コース学生募集と法の下での平等をめぐって：担当者の考察と討論
第3回	思想・良心の自由<1>	国歌斉唱・教職員組合アンケート調査と思想・良心の自由をめぐって：争点の検討
第4回	思想・良心の自由<2>	国歌斉唱・教職員組合アンケート調査と思想・良心の自由をめぐって：担当者の考察と討論
第5回	政教分離原則<1>	公の施設の利用拒否と政教分離原則をめぐって：争点の検討
第6回	政教分離原則<2>	公の施設の利用拒否と政教分離原則をめぐって：担当者の考察と討論
第7回	表現の自由と助成<1>	展覧会からの作品撤去命令と表現の自由をめぐって：争点の検討
第8回	表現の自由と助成<2>	展覧会からの作品撤去命令と表現の自由をめぐって：担当者の考察と討論
第9回	集団デモ行進の自由<1>	集団デモ行進に対する規制と表現の内容規制・内容中立規制をめぐって：争点の検討
第10回	集団デモ行進の自由<2>	集団デモ行進に対する規制と表現の内容規制・内容中立規制をめぐって：担当者の考察と検討
第11回	公務員の政治活動の自由<1>	公務員法制における政治的行為の禁止と政治活動の自由をめぐって：争点の検討
第12回	公務員の政治活動の自由<2>	公務員法制における政治的行為の禁止と政治活動の自由をめぐって：担当者の考察と討論
第13回	学問の自由<1>	大学における政治的行為の禁止と学問の自由・大学の自治をめぐって：争点の検討
第14回	学問の自由<2>	大学における政治的行為の禁止と学問の自由・大学の自治をめぐって：担当者の考察と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

第1・2回：テキスト第6章

第3・4回：テキスト第7章

第5・6回：テキスト第8章

第7・8回：テキスト第9章

第9・10回：テキスト第10章

第11・12回：テキスト第2章

第13・14回：テキスト第13章

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

穴戸常寿『憲法演習ノート—憲法を楽しむ21問[第2版]』（弘文堂・2020年）

【参考書】

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I・II [第7版]』（有斐閣・2019年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

各授業回のうち、担当した起案・報告の評価 50%（2回程度担当）

期末における評価

レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

少人数の場合、起案・報告担当が過度に負担にならないよう、配慮したいと思っています。

【学生が準備すべき機器他】

レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This seminar will develop the skills and abilities to analyze cases on issues of constitutional law and to argue for / or against constitutionality of governmental regulations in those cases in accordance with important decisions of the Supreme Court.

Seminar I deals primarily with equal protection, religious freedom, freedom of speech and the right to peaceful assembly.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to properly analyze complex constitutional cases, and consider the way of legal solution about those cases.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and the relevant judgments of the Supreme Court. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2 (法学 / law 500)

憲法判例演習 II

日野田 浩行

単位数：2単位 | 受講年次：3年 (秋学期授業/Fall)
備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

下記のテキストでとりあげられている具体的事例問題につき、「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」の課題事例での素材となっている基本的判例の説くところを応用して、事案分析および論理展開能力をさらに高めてゆきます。「憲法判例演習Ⅱ」では、幸福追求権、経済的自由権、人身の自由、社会権、参政権、および裁判を受ける権利に関する事例の研究を行います。なお、授業の中でインターネットを使用します。

【到達目標】

「憲法判例演習Ⅱ」では、2年次の「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」において獲得した憲法事例の事案分析能力および憲法上の議論の展開能力を定着させ、より発展的な事例において、特に判例の重要な判断枠組み等を用いて、それを事案との関係で応用する力を養うことにより、より高度の安定した事例考察能力を獲得することを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的に、テキストでとりあげられている事例問題1つにつき2回の授業を費やします。1回目の授業で各事例問題のテーマにつき一定の検討を行ったうえで、2回目の授業にて、担当者の考察をたたき台にして、当該事例について参加者全員で議論していきます。各事例問題についての担当者の起案や、それに対する他の授業参加者の議論状況につき、教員としての立場からも(議論状況に過度に介入することを控えながらも)積極的なコメントを行うことを通じて、フィードバックに努めます。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	プライバシー権<1>	街頭防犯カメラによる撮影とプライバシーの権利をめぐる：争点の検討
第2回	プライバシー権<2>	街頭防犯カメラによる撮影とプライバシーの権利をめぐる：担当者の考察と討論
第3回	職業選択の自由<1>	一定の医薬品の対面販売の義務づけと職業選択の自由をめぐる：争点の検討
第4回	職業選択の自由<2>	一定の医薬品の対面販売の義務づけと職業選択の自由をめぐる：担当者の考察と討論
第5回	財産権の保障<1>	ダム決壊のリスクに基づく居住禁止と財産権保障をめぐる：争点の検討
第6回	財産権の保障<2>	ダム決壊のリスクに基づく居住禁止と財産権保障をめぐる：担当者の考察と討論
第7回	令状主義と自己負罪供述拒否の自由<1>	行政委員会による立入調査と憲法35条・38条をめぐる：争点の検討
第8回	令状主義と自己負罪供述拒否の自由<2>	行政委員会による立入調査と憲法35条・38条をめぐる：担当者の考察と討論
第9回	生存権の保障<1>	生活保護法に基づく保護廃止決定等の処分と生存権の保障をめぐる：争点の検討
第10回	生存権の保障<2>	生活保護法に基づく保護廃止決定等の処分と生存権の保障をめぐる：担当者の考察と討論
第11回	選挙権と最高裁判所裁判官の国民審査権<1>	在外日本国民の国民審査権や受刑者の選挙権制限をめぐる：争点の検討
第12回	選挙権と最高裁判所裁判官の国民審査権<2>	在外日本国民の国民審査権や受刑者の選挙権制限をめぐる：担当者の考察と討論
第13回	裁判を受ける権利<1>	裁判員制度やその他の司法制度に関わる制度と裁判を受ける権利をめぐる：争点の検討
第14回	裁判を受ける権利<2>	裁判員制度やその他の司法制度に関わる制度と裁判を受ける権利をめぐる：担当者の考察と討論

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

第1・2回：テキスト第5章
第3・4回：テキスト第14章
第5・6回：テキスト第15章
第7・8回：テキスト第18章
第9・10回：テキスト第16章
第11・12回：テキスト第17章
第13・14回：テキスト第19章
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

穴戸常寿編著『憲法演習ノート—憲法を楽しむ21問[第2版]』(弘文堂・2020年)

【参考書】

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ[第7版]』(有斐閣・2019年)

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)
各授業回のうち、担当した起案の評価 50% (2回程度担当)
期末における評価
レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

少人数の場合、起案・報告が過度の負担にならないよう、配慮したいと思います

【学生が準備すべき機器他】

レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This seminar will develop the skills and abilities to analyze cases on issues of constitutional law and to argue for / or against constitutionality of governmental regulations in those cases in accordance with important decisions of the Supreme Court.

Seminar II deals primarily with the right to pursuit of happiness, economic freedom, social rights, political rights, and the right to a fair trial.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to properly analyze complex constitutional cases, and consider the way of legal solution about those cases.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and the relevant judgments of the Supreme Court. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2 (法学 / law 500)

基礎ゼミ A

遠山 純弘

単位数：2単位 | 受講年次：1年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・法学未修者は、2年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が4年間の学修を通して身に着けた知識やスキルを1年間で身に付けることが要求される。そこで、基礎ゼミA、Bでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に付けることを目的とする。

・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法律的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法律的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。

・基礎ゼミAでは、特に、上記①、②の理論面について理解してもらい、学生が法律的な考え方を身に付け、また、判例を読むことができるようにすることが目的である。さらに、起案することで、法律文章（起案）を書くことができるようになることも目的とする。

・なお、基礎ゼミA、Bで取り上げる内容は、民法Iから民法Vの授業でも前提とされることになる。とりわけ基礎ゼミAで取り上げる内容は、民法を受講する際の前提となる事柄ばかりであるため、基礎ゼミAは、選択科目ではあるが、最低限聴講することを勧める。

【到達目標】

・基礎ゼミA、Bでは、学生が【授業の概要と目的】記載の①、②、③をすることができるようになることをその目標とする。

・特に、基礎ゼミAでは、その前提として、①法律的な考え方を理解し、②教科書や判例の調べ方や読み方を知り、判例には「射程」があることを理解し、③法的な文章の書き方を知り、これらについて問われた場合に、それについて理論的に説明することができるようになることを目標とする。

・基礎ゼミBでは、学生が実践を通して①、②、③のことを実際にできるようになることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【授業の進め方と方法】

・授業は、上記【授業の概要と目的】記載のように、大きく3部構成になる。

・まず第1部は、法的な思考とは何かを知ることである。ここでは、配布したレジュメを用いて法的に思考するとはどういうことかについて学ぶ。また、双方向の講義形式で授業を進める。

・第2部は、判例の役割を知り、判例の読み方を知ることが中心となる。特に、前半は、判例集や文献の種類やその意義、読み方について学ぶ。ここでは双方向の講義形式で授業を進める。後半は、右の知識を前提に、実際に判例を読むことで判例の読み方について学ぶ。

・第3部は、第1部および第2部で修得した知識をもとに、課題について起案をしてもらう。授業では、各自に行ってもらった起案をもとに、起案にあたって注意すべき点などの確認を行う。

・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	①ガイダンス ②法的思考① - 三段論法	①授業内容の確認、今後の授業の進め方についての説明をする。 ②法的に考えると、どういうことか（法的三段論法）について学ぶ。
第2回	法的思考② - 法源論①	法源の意義について学ぶ（条文、判例の役割を知る）。
第3回	法的思考③ - 法源論②	前回に引き続き法源の意義について学ぶ（学説の役割を知る）。
第4回	法的思考④ - 要件効果論	要件効果論の意義について学ぶ。
第5回	判例の読み方 - 理論編	裁判所の構造、各裁判所の判決の意義、判例集の意義、読み方について学ぶ。
第6回	判例を読む1	指定した判例を実際に読んでみる。
第7回	判例を読む2	指定した判例を実際に読んでみる。
第8回	起案解説1	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。
第9回	判例を読む3	指定した判例を実際に読んでみる。
第10回	判例を読む4	指定した判例を実際に読んでみる。

第11回	起案解説2	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。
第12回	判例を読む5	指定した判例を実際に読んでみる。
第13回	判例を読む6	指定した判例を実際に読んでみる。
第14回	起案解説3	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・各授業において、次回授業でやることを指示する。参加者は、それをきちんと予習して授業に臨んでほしい。

・また、基礎ゼミA、Bは、積み上げ式で学習が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくる必要がある。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業まで不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。

・さらに、基礎ゼミAは、1年次の春学期の授業（特に、民法I、II、V）と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解してくる必要がある。

・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・民法I、民法II、民法Vで使用しているレジュメ・テキストを使用する。

【参考書】

・参考文献は、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】

成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。

- ①起案（70%）
- ②質疑応答（30%）

【学生の意見等からの気づき】

・はじめての授業なので、学生の意見等からの気づきはない。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In Basic Seminar A, B students learn about legal thinking, how to understanding judicial precedents and how to writing (legal) sentences. In Basic Seminar A students especially learn about their rules.

【Learning Objectives】

The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

基礎ゼミ I

遠山 純弘

単位数：1単位 | 受講年次：1年 (春学期前半/Spring(1st half))
備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

・法学未修者は、2年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が4年間の学修を通して身に付けた知識やスキルを1年間で身に付けることが要求される。そこで、基礎ゼミ I、IIでは、学生 (法学既修者を含む) が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に付けることを目的とする。
・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける (起案ができる) ようになることも目的とする。
・基礎ゼミ I では、特に、上記①、②の理論面について理解してもらい、学生が法的な考え方を身に付け、また、判例を読むことができるようにすることが目的である。
・なお、基礎ゼミ I で取り上げる内容は、民法 I から民法 V の授業でも前提とされることになる。

【到達目標】

・基礎ゼミ I、IIでは、学生が【授業の概要と目的】記載の①、②、③をすることができるようになることをその目標とする。
・特に、基礎ゼミ I では、①法的な考え方を理解し、②教科書や判例の調べ方や読み方を知り、判例には「射程」があることを理解することを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・授業は、上記【授業の概要と目的】記載のように、大きく2部構成になる。
・まず第1部は、法的な思考とは何かを知ることであり、ここでは、配布したレジュメを用いて法的に思考するとはどういうことかについて学ぶ。また、双方向の講義形式で授業を進める。
・第2部は、判例の役割を知り、判例の読み方を知ることが中心となる。特に、前半は、判例集や文献の種類やその意義、読み方について学ぶ。ここでは双方向の講義形式で授業を進める。後半は、右の知識を前提に、実際に判例を読むことで判例の読み方について学ぶ。
・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	①ガイダンス ②法的思考① -三段論法	①授業内容の確認、今後の授業の進め方についての説明をする。 ②法的に考えるとは、どういうことか (法的三段論法) について学ぶ。
第2回	法的思考② -法源論①	法源の意義について学ぶ (条文、判例の役割を知る)。
第3回	法的思考③ -法源論②	前回に引き続き法源の意義について学ぶ (学説の役割を知る)。
第4回	法的思考④ -要件効果論	要件効果論の意義について学ぶ。
第5回	判例の読み方 -理論編	裁判所の構造、各裁判所の判決の意義、判例集の意義、読み方について学ぶ。
第6回	判例を読む1	指定した判例を実際に読んでみる。
第7回	判例を読む2	指定した判例を実際に読んでみる。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

・各授業において、次回授業でやることを指示する。参加者は、それをきちんと予習して授業に臨んでほしい。
・また、基礎ゼミ I、IIは、積み上げ式で学習が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解しておくことが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業まで不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。
・さらに、基礎ゼミ I は、1年次の春学期の授業 (特に、民法 I、II、V) と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解しておくことが必要となる。
・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

・民法 I、民法 II、民法 V で使用しているテキストを使用する。

【参考書】

・参考文献は、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】

成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。

- ①起案 (70%)
- ②質疑応答 (30%)

【学生の意見等からの気づき】

・起案において、「模範解答」を配布してほしいとのリクエストがときどきある。もっとも、基礎ゼミの起案の趣旨は、司法試験を実際に受験する段階にある受験生が書く答案と同程度の答案を書けるようになることではなく、法律答案として、最低限触れなければならない点を理解しそれに触れる (たとえば、要件、条文、論点に関する判例等) ようにすることである。また、起案の解説では、解説資料を配布しており、その中で上記の起案の中で触れなければならない点や起案の書き方 (文章の論理や表現など) については、説明している。そのため、「模範解答」を配布することは現時点では予定していない。
・授業の説明にもかかわらず、あくまで自分の考え方・やり方を貫こうとする学生がいる。もちろん、それが適切なものであれば、問題はないが、それが誤っていたり、おかしな場合には、授業を理解して、きちんと考え方・やり方を修正してもらいたい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In Basic Seminar I-II students learn about legal thinking, how to understanding judicial precedents and how to writing (legal) sentences. In Basic Seminar I students especially learn about their rules.

【Learning Objectives】

The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

基礎ゼミⅡ

遠山 純弘

単位数：1単位 | 受講年次：1年（春学期後半/Spring(2nd half)）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・法学未修者は、2年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が4年間の学修を通して身に着けた知識やスキルを1年間で身に付けることが要求される。そこで、基礎ゼミⅠ、Ⅱでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に付けることを目的とする。
・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法律的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法律的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。
・基礎ゼミⅡでは、基礎ゼミⅠで修得したことを前提に、問題検討を通して、上記①、②、③ができるようになることをその目的とする。
・なお、基礎ゼミⅡを履修するためには、上記の理由から、基礎ゼミⅠの単位を修得済みであることを前提とする。

【到達目標】

・基礎ゼミⅡでは、実践を通して、学生が、①法律的な考え方とは何かを理解し、問題を法的に考えることができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に判例を読むことができるようになること、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書く（起案する）ことができるようになることが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・下記「授業計画」記載のとおり、課題の検討を通して、論点および関連判例の整理をし、その後、判例の事案分析を通して、判例の持っている意味や射程について検討する。
・また、以上の議論をまとめる形で、授業外で課題に対して起案を行ってもらう。
・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	起案解説1	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。
第2回	判例を読む1	指定した判例を実際に読んでみる。
第3回	判例を読む2	指定した判例を実際に読んでみる。
第4回	起案解説2	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。
第5回	判例を読む3	指定した判例を実際に読んでみる。
第6回	判例を読む4	指定した判例を実際に読んでみる。
第7回	起案解説3	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・各授業において、次回授業の課題を課す。参加者は、その課題をきちんと予習して授業に臨んでもらいたい。
・また、基礎ゼミⅠ、Ⅱは、積み上げ式で学修が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解しておくことが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。
・基礎ゼミⅡは、1年次の春学期の民法の各授業と連動して授業を行うので、授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解していることが必要となる。
・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

・民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅴで使用したテキストおよび教材を用いる。

【参考書】

・参考文献で必要なものは、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】

成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。

- ①起案（70%）
- ②質疑応答（30%）

【学生の意見等からの気づき】

・起案の機会をもっと増やしてほしいという意見がある。ただ、私が見る限り、起案ができない者は、そもそも起案するために必要な知識を欠いている。そのため、単純に起案の機会を増やせば問題が解決するわけではないように思われる。起案の機会を増やしてほしい者については、状況を見ながら授業外で個別に対応する。
・授業の説明にもかかわらず、あくまで自分の考え方・やり方を貫こうとする学生がいる。もちろん、それが適切なものであれば、問題はないが、それが誤っていたり、おかしな場合には、授業を理解して、きちんと考え方・やり方を修正してもらいたい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In Basic Seminar I-II students learn about legal thinking, how to understanding judicial precedents and how to writing (legal) sentences. In Basic Seminar II students especially learn about them through examining the problems.

【Learning Objectives】

The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

基礎ゼミ B

遠山 純弘

単位数：2単位 | 受講年次：1年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

・法学未修者は、2年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が4年間の学修を通して身に付けた知識やスキルを1年間で身に付けることが要求される。そこで、基礎ゼミA、Bでは、学生 (法学既修者を含む) が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に付けることを目的とする。

・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける (起案ができる) ようになることも目的とする。

・基礎ゼミBでは、基礎ゼミAで修得したことを前提に、問題検討を通して、上記①、②、③ができるようになることをその目的とする。

【到達目標】

・基礎ゼミBでは、実践を通して、学生が、①法的な考え方とは何かを理解し、問題を法的に考えることができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に判例を読むことができるようになること、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書く (起案する) ことができるようになることが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

【授業の進め方と方法】

・下記「授業計画」記載のとおり、判例をベースとした問題の検討を通して、論点および関連判例の整理をし、その後、判例の事案分析を通して、判例の持っている意味や射程について検討する。

・また、以上の議論をまとめる形で、授業外で課題に対して起案を行ってもらおう。

・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	①ガイダンス ②春学期授業内容の確認	秋学期の授業の進行についての確認をする。 つぎに、春学期の授業で修得した知識の確認をする。
第2回	問題検討1	課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。
第3回	問題検討2	課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。
第4回	起案解説1	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。
第5回	問題検討3	課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。
第6回	問題検討4	課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。
第7回	起案解説2	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。
第8回	問題検討5	課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。
第9回	問題検討6	課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。
第10回	起案解説3	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。
第11回	問題検討7	課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。
第12回	問題検討8	課題について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。
第13回	起案解説4	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。
第14回	起案解説5	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

・各授業において、次回授業の課題を課す。参加者は、その課題をきちんと予習して授業に臨んでもらいたい。

・また、基礎ゼミA、Bは、積み上げ式で学修が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくるが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくが必要となる。

・基礎ゼミBは、1年次の春学期、秋学期の民法の各授業と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解していることが必要となる。

・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

・民法IからVで使用したテキストおよび教材を用いる。

【参考書】

・参考文献で必要なものは、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】

成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。

①起案 (70%)

②質疑応答 (30%)

【学生の意見等からの気づき】

はじめての授業なので、学生の意見等からの気づきはない。

【Outline (in English)】**【Course outline】**

In Basic SeminarA-B students learn about legal thinking, how to understanding judicial precedents and how to writing (legal) sentences.

In Basic SeminarB students especially learn about them through examining the problems.

【Learning Objectives】

The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事基礎演習

廣尾 勝彰

単位数：2単位 | 受講年次：1年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本授業では、民事訴訟法、人事訴訟法、家事事件手続法、民事執行法、民事保全法、破産法、民事再生法が定める各種の民事手続について、主に六法を参照しながら、それぞれの基本的な仕組みを検討する。

本授業の目的は、民事訴訟法などの民事手続法が定める各種の民事手続の全体像を正しく理解した学生を育成することである。

【到達目標】

本授業の到達目標は、①民事訴訟法が定める第1審の訴訟手続、上訴と再審の手続、手形・小切手訴訟の手続、少額訴訟の手続、督促手続、②人事訴訟法が定める人事訴訟手続、③家事事件手続法が定める家事審判と家事調停の手続、④民事執行法が定める強制執行の手続、⑤民事保全法が定める仮差押・仮処分の手続、⑥破産法が定める破産と免責の手続、⑦民事再生法が定める通常の民事再生と個人再生の手続について、それぞれの基本的な仕組みを書面または口頭で正しく説明できるようになることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

本授業は主に六法を参照しながら演習形式で実施する。

なお、課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定である。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の概要・目的・方法、成績評価の方法・基準などについて説明する。
第2回	民事訴訟法が定める手続①	民事訴訟の第1審の手続の基本的な仕組みを検討する。
第3回	民事訴訟法が定める手続②	上訴と再審の手続の基本的な仕組みを検討する。
第4回	民事訴訟法が定める手続③	手形・小切手訴訟および少額訴訟の手続ないし督促手続の基本的な仕組みを検討する。
第5回	人事訴訟法が定める手続	人事訴訟の手続の基本的な仕組みを検討する。
第6回	家事事件手続法が定める手続	家事審判と家事調停の手続の基本的な仕組みを検討する。
第7回	民事執行法が定める手続①	不動産執行の手続の基本的な仕組みを検討する。
第8回	民事執行法が定める手続②	債権執行の手続の基本的な仕組みを検討する。
第9回	民事執行法が定める手続③	非金銭執行の手続の基本的な仕組みを検討する。
第10回	民事保全法が定める手続	仮差押・仮処分の手続の基本的な仕組みを検討する。
第11回	破産法が定める手続①	破産手続の基本的な仕組みを検討する。
第12回	破産法が定める手続②	免責手続の基本的な仕組みを検討する。
第13回	民事再生法が定める手続①	通常の民事再生の手続の基本的な仕組みを検討する。
第14回	民事再生法が定める手続②	個人再生の手続の基本的な仕組みを検討する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

準備学習としては、主に六法を参照しながら各回のテーマについてしっかりと予習する。

復習としては、受講した授業内容について簡単な「まとめ」を作成する。

なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特定のテキストは使用しない。

【参考書】

佐藤鉄男ほか著『民事手続法入門 [第5版]』(有斐閣, 2018)

川嶋四朗・笠井正俊編『はじめての民事手続法』(有斐閣, 2020)

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)

質疑応答 40%

期末における評価

レポート 60%

なお、成績評価の際は上記の到達目標を指標とします。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this class, we will examine the basic mechanisms of each of the various civil procedures stipulated by the Civil Procedure Act, the Personal Status Litigation Act, the Domestic Relations Case Procedure Act, the Civil Execution Act, the Civil Provisional Remedies Act, the Bankruptcy Act, and the Civil Rehabilitation Act.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to explain correctly the basic mechanisms of each of various civil procedures stipulated by the Civil Procedure Act, etc.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policy】

Grading will be decided based on Q&A in each class(40%) and the term-end report (60%) .

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法演習 I

高須 順一、新堂 明子、滝沢 昌彦

単位数：2単位 | 受講年次：2年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、上記主題に関わる具体的な教材事案を示してこれを要件事実に整理し、問題解決のための基本論理を、判例および学説の現況をふまえたうえで、学習し、あわせて関連する主な制度および裁判例を検討する。

【到達目標】

民法演習 I では契約法および契約法と家族法が交錯する分野に関する諸問題を学習する。討論、対話を通して具体的事案の解決に当たっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。

すなわち、契約法における諸制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できること、以上を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業においては、事前に学生に実際の紛争に関わる具体的事例を提示し、基本類型およびそれと関連する展開例について、双方向的ないし多方向的な議論を行いつつ、事例の問題解決に導いていく。

また、特に重要であると考えられる事例については、知識を確実なものとするため小テストやレポートを課す。

授業開始直後に、インターネット上のデータベースの見方、使い方を説明する。

中間試験、定期試験実施後、問題解説、答案返却を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	制限行為能力者制度	意思能力の意義及び意思能力のない者がした意思表示・法律行為の効力について、説明することができる。／行為能力制度の趣旨 (目的・必要性) について説明し、どのような類型があるかを示し、各類型の要件及び効果について、条文を参照して説明することができる。／行為能力制度における、相手方の保護を図るための制度について、条文を参照して説明することができる。
第2回	公序良俗違反の法律行為の効力	公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。／公序良俗違反の法律行為が無効であるという意味について、具体例に即して説明することができる。
第3回	代理関係、無権代理と相続	代理とはどのような制度であるか、またなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。／代理人の行った法律行為の効果が本人に帰属するためにどのような要件が必要であるかを、具体例に即して説明することができる。／代理人が、代理権なくして代理行為を行った場合に、代理行為の効果がどうなるかを説明することができる。／無権代理行為の相手方が、無権代理人に対して、どのような要件の下でどのような責任を追及することができるかを、具体例を挙げて説明することができる。／無権代理人の本人相続／本人の無権代理人相続／双方相続

第4回	表見代理	表見代理とはどのような制度であり、また無権代理とどのような関係にあるかを、具体例に即して説明することができる。／表見代理にはどのような類型があり、本人は、それぞれ、どのような要件の下で、どのような根拠に基づいて責任を負うかを、各類型の具体例を挙げて説明することができる。
第5回	通謀虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫	通謀虚偽表示の意義及び当事者間における効力について、説明することができる。／通謀虚偽表示の第三者に対する効力について、具体例を挙げて説明することができる。／錯誤にはどのような種類があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。／錯誤の要件及び効果について、説明することができる。／動機の錯誤の法的処理について、判例・学説の考え方とその問題点を説明することができる。／詐欺・強迫の要件及び当事者間における効力について、説明することができる。／詐欺・強迫による意思表示の第三者に対する効力について、説明することができる。
第6回	債務不履行による損害賠償	債務不履行のさまざまな類型を、それぞれの類型に結びつけられた効果と合わせて説明することができる。／債務不履行に基づく損害賠償の要件及び効果について、債務不履行の類型の相違に留意しつつ、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。
第7回	中間試験解説	中間試験解説により、とくに民法総則についての知識の定着を図り、理解を深める。
第8回	弁済の提供と受領遅滞、危険負担	弁済の提供とはどのような制度であり、弁済の提供があった場合にどのような効果が生ずるか、また、どのような行為をすれば弁済の提供があったといえるかを説明することができる。／受領遅滞とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、弁済の提供の制度と関連づけながら説明することができる。／双務契約において危険負担がどのような場合に問題となり、その場合に契約上の債権債務がどうなるかについて、具体例を挙げて説明することができる。
第9回	解除	解除が何を目的とした制度であるかについて、説明することができる。／債務不履行を理由とする解除が認められるための要件について、債務不履行の類型の相違を考慮しながら説明することができる。／解除権が行使された場合の当事者間での効果について、説明することができる。／解除権の行使が第三者との関係でどのような意味を持つかについて、説明することができる。
第10回	詐害行為取消権	責任財産とは何か、その保全がなぜ必要になるのかについて、債権者平等の原則との関連にも留意しながら説明することができる。／詐害行為取消権とはどのような制度であるのかについて、詐害行為取消権の法的性質をめぐる議論の概要を含めて説明することができる。／詐害行為取消権の要件 (詐害行為と詐害意思) について、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。／詐害行為取消権は誰を相手として行使すべきであり、その相手方に対する詐害行為取消権行使の効果が誰にどのような影響を及ぼすかを、具体例を挙げて説明することができる。
第11回	債権譲渡	債権の譲渡とはどのような制度であり、どのような場合に債権譲渡が行われるかを説明することができる。／債権の譲渡可能性 (将来発生すべき債権の譲渡可能性・包括的な債権譲渡の可能性を含む) とその例外 (譲渡禁止特約を含む) について、説明することができる。／債権譲渡の対抗要件の構造・仕組みについて、説明することができる。

第12回	差押えと相殺、債権譲渡と相殺	基本として、511条1項および468条1項の要件および効果、ならびに判例法の到達点を理解し、説明することができる。応用として、511条2項、468条2項の要件および効果を理解し、説明することができる。
第13回	売買、契約不適合責任	売主がどのような義務ないし責任を負うかについて、説明することができる（債権法改正の内容を説明することができる）。／売買において目的物が滅失・損傷した場合における法律関係について、説明することができる。
第14回	賃貸借	賃貸借とはどのような契約であり、賃貸人と賃借人の間でどのような権利義務（賃貸人の修繕義務・費用償還義務等を含む）が生じるかを、説明することができる。／賃貸借の終了に関する民法の規律及び判例・学説の基本的な考え方について、説明することができる。／賃借権の譲渡や賃貸物の転貸がなされた場合の法律関係について、説明することができる。／賃貸借の目的物が第三者に譲渡された場合の法律関係について、説明することができる。／賃借権が第三者によって侵害された場合に、賃借人にどのような救済が認められるかについて、説明することができる。／賃貸借契約の締結に際して交付された敷金とはどのようなものであるか、また、その返還に関する権利義務関係がどうなるかについて、説明することができる。／借地借家法における借地権及び建物賃借権の対抗力に関する規律の趣旨及び概要について、説明することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するために、教員の指示に従い、インターネット上の判例データベース・法律文献情報等を使用して事前・事後学習を行うことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

【参考書】をみて、各自、自分で選択すること。

【参考書】

民法演習Ⅰ&Ⅱに共通（第何版かは省略）

佐久間毅『民法の基礎1、2』

潮見佳男『債権各論Ⅰ』、『債権各論Ⅱ』

中田裕康『債権総論』、『契約法』

松井宏興『担保物権法』、『債権総論』

内田 貴『民法Ⅲ〔第4版〕債権総論・担保物権』

家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。

債権法改正につき、筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）

相続法改正につき、堂蘭幹一郎＝野口宜大編著『一問一答・新しい相続法（第2版）』（商事法務、2020年）

『民法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第9版〕』『同Ⅲ〔第3版〕』

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

授業態度、質疑応答 10%

中間試験 10%

期末における評価

定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

事例を正確に理解するため、時系列、関係図を板書することとする。

【Outline (in English)】

【Course outline】 and 【Learning Objectives】

This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese civil law of contract and apply them to the actual examples and problems.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made legal memos. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

Mid-term examination: 10%, term-end examination: 80%, and in-class contribution: 10%

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事訴訟法判例演習Ⅱ

萩澤 達彦

単位数：2単位 | 受講年次：3年(秋学期授業/Fall)

備考(履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

民事訴訟の実務では、判例を調査し、事実関係、争点、結論、理由、判断の射程を正しく把握する能力が不可欠である。そこで、本授業では、重要判例の分析を通じて、判例の読み方を習得するとともに、法的思考力を深化させることを目的とする。さらに、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力の獲得を目指す。

【到達目標】

1年次の民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、2年次の民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱを通じて身に付けた基礎的学力を前提に、具体的な判例を通じて、事案の背景・概要を把握し、どのような問題が発生し、これを解決するために、どのような理由をもとに、どのような結論が導かれたか、その射程はどの範囲かを理解する。これに加えて、発展的な問題を議論することで、現代社会に生じる新たな法律問題に対処し得る柔軟な法的思考力を養う。

また、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力を育むだけでなく、その内容を互いに議論することで、民事訴訟法に関する知識及び思考力の完成を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

教材の事前に指定された範囲の、判例と開設を精読しておく。判例ばかりではなく、解説を理解しておくことが必要になる。

授業では、学生にたいする質問をし、その解答を踏まえて議論をし、これを通じて理解を深める。

課題提出物や定期試験答案は添削して返却する。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	証拠と証明責任	証拠上の証明、過失の推定、証明妨害、証明責任の分配
第2回	証拠調べ	違法収集証拠、文書提出命令、証言拒絶権、反対尋問の保障
第3回	申立事項と判決事項	申立事項と判決事項、引換給付判決
第4回	既判力の時的限界	既判力、既判力の時的限界、標準時後の事情変更
第5回	既判力の客観的範囲	訴訟物と既判力、相殺の抗弁と別訴
第6回	既判力の時的限界に関する判例の検討	判決理由中の判断、争点効、反射効
第7回	既判力の主観的範囲	口頭弁論終了後の承継人、法人格否認の法理
第8回	通常共同訴訟と同時審判の申出訴訟	通常共同訴訟と訴訟人独立の原則、主観的予備的併合
第9回	必要的共同訴訟	固有必要的共同訴訟、共同相続関係訴訟、類似必要的共同訴訟
第10回	補助参加の利益	補助参加の利益、補助参加人に対する判決の効力
第11回	参加的効力と訴訟告知	参加的効力、訴訟告知、告知の効力
第12回	独立当事者参加	独立当事者参加、敗訴者の一人の上訴
第13回	訴訟承継と第三者の訴訟引き込み	訴訟承継の可否、引受訴訟人の範囲
第14回	上訴・再審	上訴の利益、不利益変更の禁止

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

準備学習としては、参考書も読みながらテキストに掲載された判例のうち指定されたものについて(解説も含めて)しっかりと予習する。

復習・宿題としては、適宜与えられた課題についてレポートを作成・提出する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

高田 裕成=畑瑞穂編=垣内秀介『民事訴訟法判例百選 [第6版]』(有斐閣、2023年)

【参考書】

伊藤真『民事訴訟法 [第8版]』(有斐閣、2023年)

小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(弘文堂、2019年)

高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)(下)(第2版補訂版)』(有斐閣)

【成績評価の方法と基準】

授業前の準備学習の程度および内容の評価(20%)

授業中の発言、質疑応答の回数および内容の評価(20%)

レポートの提出回数および内容の評価(60%)

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】**【Course outline】**

In the practice of civil litigation, it is essential to investigate judicial precedents and to have the ability to correctly grasp factual relations, issues, conclusions, reasons, and range of judgment.

Therefore, in this lesson, through the analysis of important cases, we aim to acquire how to read judicial precedents and deepen our legal thinking ability.

Furthermore, through the submission of report tasks, we aim to acquire the basic demonstration ability as a lawyer.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to improvement of the ability for solutions to the problem by learning a precedent, understanding the range of the precedent.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.

【Grading Criteria /Policies】

Grading will be based on 20% for statements made in the exercises, 20% for evaluation of drafts made in the exercises, and 60% for evaluation in the final examination.

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法演習Ⅱ

新堂 明子、川村 洋子

単位数：2単位 | 受講年次：2年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法分野をとりあげる。この演習においては、上記主題に関わる具体的な教材事案を示してこれを要件事実整理し、問題解決のための基本論理を、判例および学説の現況をふまえたうえで、学習し、あわせて関連する主な制度及び裁判例を検討する。

【到達目標】

民法演習Ⅱでは物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法の基礎的な諸問題を学習する。討論、対話を通して具体的事案の解決に当たっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。

すなわち、物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法における諸制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できること、以上を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業においては、事前に学生に実際の紛争に関わる具体的事例を提示し、基本類型およびそれと関連する展開例について、双方向的ないし多方向的な議論を行いつつ、事例の問題解決に導いていく。

また、特に重要であると考えられる事例については、知識を確実なものとするため小テストやレポートを課す。

中間試験、定期試験実施後、問題解説、答案返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	物権の請求権	物権の請求権とはどのような権利であり、どのような侵害についてどのような救済手段を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。／債権的請求権と物権的請求権の行使
第2回	占有（権）	占有（権）の要件を説明することができる。／占有（権）の効力を説明することができる。
第3回	不動産の二重譲渡と対抗問題（1）	物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。／民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。／民法177条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に即して説明することができる。
第4回	不動産の二重譲渡と対抗問題（2）	民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。／民法177条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に即して説明することができる。

第5回	登記請求権	物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがってその登記をすることができるかを理解している（共同申請の原則と単独申請ができる例外）。／登記請求権はどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。
第6回	取消しと登記、解除と登記	民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。
第7回	取得時効と登記	民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。
第8回	相続と登記	相続と登記／共同相続と登記／相続放棄と登記／遺産分割と登記／遺贈と登記／相続させる旨の遺言と登記
第9回	中間試験解説	中間試験解説により、とくに物権法についての知識の定着を図り、理解を深める。
第10回	動産の即時取得（192条）	動産物権変動における対抗要件主義がどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを具体例に即して説明することができる。／動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのようなものか、盗品・遺失物についてどのような例外が認められるかを、具体例に即して説明することができる。
第11回	共同所有	同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げるることができる。／共有者が共有物についてどのような権利を（他の共有権者及び第三者に対して）有するかを、条文を参照しながら説明することができる。
第12回	抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲、抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位	抵当権の効力がどのような目的物（果実や目的不動産から分離された目的物等を含む）に及ぶかについて、具体例を挙げて説明することができる。／抵当権によって担保される債権の範囲はどうなっているか、その範囲について制限が認められる理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。／抵当権について物上代位が認められるのはどのような場合か、また物上代位権を行使するためにどのような要件を備えている必要があるかについて、判例・学説の基本的な考え方を踏まえながら説明することができる。
第13回	抵当権に基づく明渡請求等	抵当目的不動産の侵害（物理的侵害や、優先弁済権の実現を困難にする侵害行為）に対して、抵当権者がどのような救済手段を行使することができるかについて、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。
第14回	譲渡担保	譲渡担保権者・譲渡担保設定者・第三者がそれぞれどのような法的地位を有するかを、具体例に即して説明することができる。／いわゆる集合動産譲渡担保とはどのような制度であるか、一物一権主義との関係に留意しながら、説明することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するために、教員の指示に従い、インターネット上の判例データベース・法律文献情報等を使用して事前・事後学習を行うことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

【参考書】をみて、各自、自分で選択すること。

【参考書】

民法演習Ⅰ&Ⅱに共通（第何版かは省略）
 佐久間毅『民法の基礎1、2』
 潮見佳男『債権各論Ⅰ』、『債権各論Ⅱ』
 中田裕康『債権総論』、『契約法』
 松井安典『担保物権法』、『債権総論』

内田 貴『民法Ⅲ〔第4版〕債権総論・担保物権』
家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。
債権法改正につき、筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）
改正』（商事法務、2018年）
相続法改正につき、堂蘭幹一郎=野口宜大編著『一問一答・新しい相続法
〔第2版〕』（商事法務、2020年）
『民法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第9版〕』『同Ⅲ〔第3版〕』

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

授業態度、質疑応答 10%

中間試験 10%

期末における評価

定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

事例を正確に理解するため、時系列、関係図を板書することとする。

【Outline (in English)】

【Course outline】 and 【Learning Objectives】

This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese civil law of contract and apply them to the actual examples and problems.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made legal memos. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

Mid-term examination: 10%, term-end examination: 80%, and in-class contribution: 10%

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法演習Ⅲ

滝沢 昌彦

単位数：2単位 | 受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

債権各論の内いわゆる法定債権、すなわち、事務管理、不当利得および不法行為（697条から724条の2まで）を扱う。もともと、民法は全体として一つの体系をなしているため、必ずしも条文の順に従って扱うわけではなく、また、適宜、関連する分野にも触れることになる。そして、これが民法全体の総復習の機会にもなる。

授業の形式としては、事前に提示した事例問題に基づいて、教員と学生との対話や学生同志の討論を行う。単なる暗記勉強ではなく、議論を通じて相手を説得する能力を養うのである。

【到達目標】

まずは、基本的な概念や制度を確認して、問題となる論点についての判例や学説についての理解を深める。この講義は、民法全体について一通りの知識があることを前提としているので、ここまでは当然のことのようであるが、一度勉強した位で全範囲について深く正確な知識を取得していることは期待できないので（それは分かっている）、基礎的な知識の確認をする。その範囲・理解度については、いわゆるコア・カリキュラムの修得が（最低限の）目標である。

そして、さらに、未知の問題に直面したときに、自分の知識から推して考える応用力を養うことも目標である。上記のように、これは判例や学説を参考にしつつ、相手を納得させる独自の議論を展開する説得力を身につけることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

上記のように、事前に提示した事例問題について対話や討論によって授業を進める。また、文章を書く能力を養うために、レポートを（最低1回は）課す予定である。この場合、レポートは添削して返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	事務管理	事務管理の成立要件および効果 代理との関係
第2回	不当利得①：給付利得	不当利得の一般的な理解（成立要件）と類型論 給付利得としての双務契約の清算方法
第3回	不当利得②：侵害利得・支出利得	類型論のうち侵害利得と支出利得 侵害利得と物権法との対比
第4回	不当利得③：不当利得の三角関係	三当事者間における不当利得 転用物訴権に関する判例・学説
第5回	不法行為の要件①：過失故意・過失	不法行為の成立要件の枠組み（客観的要件と主観的要件） 主観的要件：故意・過失
第6回	不法行為の成立要件②：違法性・因果関係	不法行為の客観的成立要件：違法性と因果関係 事実的因果関係と相当因果関係
第7回	不法行為責任の効果①：損害賠償等	損害概念：差額説・損害=事実説 相当因果関係 損害額の算定
第8回	不法行為の効果②：責任能力・正当防衛等	責任能力 正当防衛・緊急避難 その他の違法性阻却事由
第9回	不法行為の効果③：過失相殺	過失相殺 被害者側の過失 共同不法行為における過失相殺
第10回	特殊な不法行為①：監督者責任	監督義務者の責任 監督義務者固有の（709条による）責任
第11回	特殊な不法行為②：使用者責任	使用者責任の主な場合と判断基準
第12回	特殊な不法行為③：土地工作物責任	土地工作物責任の主な場合と判断基準（瑕疵に関する）客観説と義務違反説
第13回	特殊な不法行為④：製造物責任等	製造物責任 欠陥概念
第14回	特殊な不法行為⑤：共同不法行為	主観的関連共同性と客観的関連共同性 競合的不法行為

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

毎回の事例問題について、事前に、どの条文が適用されるのか、その際どのような問題が生じるのかを考え、各自の教科書などを参考にして判例や学説を調べて自分の見解をまとめてくる必要がある。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

あえて指定しないが、いわゆる体系書を各自で1冊は準備してほしい。

【参考書】

いわゆる共著の教科書としては、滝沢昌彦ほか『新ハイブリッド民法4債権各論』（法律文化社・2022年）を挙げさせてもらうが、他にも良書はある。単著のものとしては、最近では潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅱ 不法行為法（第4版）』（新世社・2021年）などがある。なお、窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権（第9版）』（有斐閣・2023年）は基本的な必須文献として備えてほしい。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

授業態度、質疑応答 10%

レポート 10%

期末における評価

定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

事例について具体的なイメージにするため、時系列、関係図を板書することとする。

【学生が準備すべき機器他】

（全く当然であるが）六法（小型のものでよい）は毎回持参すること。

【Outline (in English)】

The purpose of this seminar is to discover what is the problem in cases including various problems related to Japanese benevolent intervention in another's affairs, unjust enrichment and tort law, and then to discuss logically based on judgments and theories. Your study time will be more than four hours for a class. Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination:80%, Mid-term report:10%, and in-class contribution:10%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

商法演習 I

明田川 昌幸、笹久保 徹

単位数：2単位 | 受講年次：3年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

授業では、学生がひととおり商法および会社法の基本的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。少人数の演習であるから、文章のまとめ方、実際に討論を行っているなかでの議論の進め方などの指導も可能である。さらに、必要に応じて現実に生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】

商法演習 I では、学生がひととおり商法および会社法の基礎的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な授業を展開する。授業の範囲は、会社法および商法総則・商行為法である。本授業は、上記の範囲にわたって、基礎的知識・基礎理論が定着していることを確認したうえで、学生が基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的な問題の適切な処理を行うことができる能力を獲得することを目指すものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。学生は、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。提出された課題等に対して、授業内または学習支援システムで講評する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	会社法総論	会社の種類と特徴、目的の範囲、法人格の否認 [準備学習等] 教科書1頁～27頁 百選1-3
第2回	株主総会①	株主総会および株主総会の権限・招集手続・決議方法の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書145頁～166頁 百選27-29
第3回	株主総会②	株主による議決権行使方法・株主提案権の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書167頁～179頁 百選30-32

第4回	株主総会③	株主総会における取締役等の説明義務および株主総会の議長・議事録等の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書179頁～182頁 百選33-36
第5回	株主総会④	株主総会の決議の瑕疵の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書182頁～190頁 百選37-40
第6回	取締役①	取締役の地位・権限の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書191頁～204頁 百選41-44
第7回	取締役②	取締役会および代表取締役その他の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書204頁～222頁 百選45-48
第8回	取締役③	取締役の義務の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書223頁～232頁 百選49-52
第9回	取締役④	取締役の競業・利益相反取引・報酬その他の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書233頁～250頁 百選53-56
第10回	取締役⑤	取締役の会社に対する責任の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書251頁～261頁 百選57-60
第11回	取締役⑥	株主代表訴訟の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書261頁～271頁 百選61-64
第12回	取締役⑦	取締役の第三者に対する責任および法人格否認の法理の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書272頁～280頁、21頁～27頁 百選65-69
第13回	監査役・会計監査人・会計参与・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社	監査役・会計監査人・会計参与・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書281頁～324頁 百選70-71
第14回	商法総則・商行為法	商法総則・商行為法の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書〔柴田〕1頁～132頁、〔近藤〕1頁～126頁

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

学生は、教科書を熟読し、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。また、講義範囲に関連する重要判決等(会社法判例百選に掲載されているものでよい)を予習してこなければならない。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

柴田和史『会社法詳解〔第3版〕』（商事法務、2021年）、
柴田和史『商法総則・商行為法』（三省堂、2024年）、
近藤光男『商法総則・商行為法〔第9版〕』（有斐閣、2023年）
会社法判例百選〔第4版〕。

【参考書】

商法判例百選
柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法〔第2版〕』（日経BP、2021年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
中間テスト 20％
期末における評価
期末試験 80％

【学生の意見等からの気づき】

説明が早口になることが、たまにあるようなので、十分に注意したい。

【その他の重要事項】

学生は、『会社法判例百選〔第4版〕』を必ず持参すること。
2022年5月に、柴田和史著『教養としての会社法入門』（日本実業出版社）が刊行された。会社法が苦手という学生は、この本を読むことをお勧めする。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this course, Students will study on theory and important cases of shareholder meeting, responsibilities of directors. And students will study on commercial law.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to (1) able to obtain advanced knowledge about the corporation law, (2) able to explain clauses and systems of the corporation law, (3) able to understand the relationship between the corporation law and our society.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policies】

Final grade will be decided based on the following process :
Term-end examination:80%, Mid-term examination:20%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

商法演習Ⅱ

明田川 昌幸、笹久保 徹

単位数：2単位 | 受講年次：3年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

授業では、学生がひととおり商法および会社法の基本的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。少人数の演習であるから、文章のまとめ方、実際に討論に入ってから議論の進め方などの指導も可能である。さらに、必要に応じて現実に生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】

商法演習Ⅱでは、学生がひととおり商法、会社法、および、手形小切手法の基礎的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な授業を展開する。授業の範囲は、会社法、および、手形法小切手法である。本授業は、上記の範囲にわたって、基礎的知識・基礎理論が定着していることを確認したうえで、学生が基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的な問題の適切な処理を行うことができる能力を獲得することを目指すものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。学生は、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。提出された課題等に対して、授業内または学習支援システムで講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	株式会社の設立	設立の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書28頁～53頁 百選4-7
第2回	株式・種類株式	株式・種類株式の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書54頁～77頁 百選8-11
第3回	株式の譲渡ほか	株式の譲渡の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書77頁～101頁 百選12-15
第4回	自己株式ほか	自己株式ほかの意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書101頁～130頁 百選16-19

第5回	募集株式の発行等①	募集株式の発行等の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書360頁～376頁 百選20-22
第6回	募集株式の発行等②	募集株式の発行等の意義・瑕疵と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書376頁～384頁 百選23-24
第7回	新株予約権①	新株予約権の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書385頁～398頁 百選25
第8回	新株予約権②・社債	新株予約権の意義・瑕疵および社債の意義と法構造の解説と問題点および社債の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書398頁～401頁、402頁～420頁 百選26
第9回	計算・配当	計算・配当の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書325頁～358頁 百選72-75
第10回	組織再編①	吸収合併・新設合併・株式交換・株式移転の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書421頁～453頁、469頁～480頁 百選82-87
第11回	組織再編②	新設分割・吸収分割・株式交付の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書454頁～468頁、481頁～505頁 百選88-92
第12回	企業買収・支配権争奪	企業買収・支配権争奪の意義と法的構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書374頁～384頁、390頁～395頁、398頁～401頁、435頁～442頁 百選94-100
第13回	解散・清算・持分会社	解散・清算および持分会社の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書506頁～526頁 百選93
第14回	手形法	約束手形の振出・裏書の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書25頁～42頁、60頁～125頁、201頁～248頁

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、教科書を熟読し、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。また、講義範囲に関連する重要判決等（会社法判例百選、手形小切手判例百選に掲載されているものよい）を予習してることが必要である。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

柴田和史『会社法詳解〔第3版〕』（商事法務、2021年）、
関俊彦『金融手形小切手法〔新版〕』
会社法判例百選〔第4版〕。

【参考書】

手形小切手判例百選〔第7版〕
柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法〔第2版〕』（2021年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

中間テスト 20%

期末における評価

期末試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

説明が早口になることがたまにあるようなので、十分に注意したい。

【その他の重要事項】

学生は、『会社法判例百選〔第4版〕』を必ず持参すること。
柴田和史著『教養としての会社法入門』（日本実業出版社）が、2022年5月に刊行された。会社法が苦手な学生にこの本を読むことをお勧めする。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this course, Students will study on theory and important cases of share, stock-option, debenture, dividend, mergers, share-exchange. And students will study on general principle of commercial law and negotiable instruments.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to (1) able to obtain advanced knowledge about the corporation law, (2) able to explain clauses and systems of the corporation law, (3) able to understand the relationship between the corporation law and our society.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policies】

Final grade will be decided based on the following process :

Term-end examination:80%, Mid-term examination:20%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事訴訟法演習 I

鷹取 信哉、萩澤 達彦

単位数：2単位 | 受講年次：2年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、民事訴訟法の重要論点に対する理解の深化を目的とする。具体的には、①重複起訴の禁止と相殺の抗弁、②当事者の確定・変更、③集団訴訟、④訴えの利益、⑤処分権主義、⑥弁論主義・自白、⑦立証活動、⑧訴訟上の和解、⑨一部請求の各論点について、双方向、多方向の議論を通じて、理解を深める。

なお、本授業と共通的な到達目標モデルとの関係については、授業開始時に文書が配布されるので、それを参考にします。

【到達目標】

授業を通じて、「訴訟要件」、「審判の対象と資料」、「審理の過程」などをめぐる重要論点についての理解を深める。また、民事訴訟法関係の多くの判例を検討することにより、判例の理解を深める。以上の学習を通じて、民事訴訟法の解釈・適用に関する応用力を習得し、民事訴訟法についての総合的な学力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

本授業は、研究者と実務家のオムニバス方式で進める。

テキストに掲載されている判例及び事例問題を具体的に検討する。結論を知ることが目的ではなく、事案を分析し、判例や学説の考え方を理解することに重点を置く。そのうえで、テキストの事例問題についても個別に検討し、重要論点についての理解を深めていく。

受講生には積極的に発言を求め、皆で議論ができる授業とする。

定期試験の答えは返却し、定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	重複起訴の禁止と相殺の抗弁（萩澤）	重複起訴の禁止の原則の制度趣旨、重複起訴の禁止の原則と訴えの利益との関係 [準備学習等] テキスト UNIT 1 の熟読と設問（Q1）解答
第2回	当事者の確定・変更（鷹取）	当事者の確定の基準、当事者を誤ったときの措置 [準備学習等] テキスト UNIT 3 の熟読と設問（Q1・2）解答
第3回	重複起訴の禁止と相殺の抗弁（つづき）（萩澤）	重複起訴の禁止の原則と相殺の抗弁との関係 [準備学習等] テキスト UNIT 1 の熟読と設問（Q2）解答
第4回	訴えの利益（鷹取）	訴えの利益、確認の利益 [準備学習等] テキスト UNIT 5 の熟読と設問（Q1）解答
第5回	集団訴訟（萩澤）	当事者能力、当事者適格、任意的訴訟担当 [準備学習等] テキスト UNIT 4 の熟読と設問（Q1・2）解答
第6回	訴えの利益（つづき）（鷹取）	訴訟要件の利益の審理と判断 [準備学習等] テキスト UNIT 5 の熟読と設問（Q2）解答
第7回	処分権主義（萩澤）	処分権主義、債務不存在確認訴訟 [準備学習等] テキスト UNIT 7 の熟読と設問（Q1）解答
第8回	弁論主義・自白（鷹取）	弁論主義、自白の成立要件、権利自白 [準備学習等] テキスト UNIT 9 の熟読と設問（Q1）解答

第9回	処分権主義（つづき）（萩澤）	引換給付判決、不利変更禁止の原則 [準備学習等] テキスト UNIT 7 の熟読と設問（Q2）解答
第10回	弁論主義・自白（つづき）（鷹取）	自白の撤回要件、間接事実の自白 [準備学習等] テキスト UNIT 9 の熟読と設問（Q2～4）解答
第11回	立証活動（萩澤）	立証手段、文書提出命令 [準備学習等] テキスト UNIT 13 の熟読と設問（Q1・2）解答
第12回	訴訟上の和解（鷹取）	訴訟上の和解、訴訟上の和解に関する訴訟代理人の権限、訴訟上の和解における手続的規律 [準備学習等] UNIT 15 の熟読と設問（Q1～3）解答
第13回	立証活動（つづき）（萩澤）	証言拒絶権、損害額の認定 [準備学習等] テキスト UNIT 13 の熟読と設問（Q3）解答
第14回	一部請求（鷹取）	一部請求の意義、既判力の範囲 [準備学習等] テキスト UNIT 16 の熟読と設問（Q1～3）解答

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業にあたり、解説レジュメを用意することがある。事前配布されたレジュメについては必ず目を通し、必要な準備をして授業に臨む。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

三木浩一・山本和彦『ロースクール民事訴訟法 第5版』有斐閣

【参考書】

高田裕成他編『民事訴訟法判例百選（第6版）』有斐閣

高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（上）・（下）（第2版補訂版）』有斐閣

民事訴訟法に関する標準的な教科書、たとえば以下のもの

三木浩一他著『民事訴訟法 第4版（LEGAL QUEST）』有斐閣

長谷部由起子『民事訴訟法 第3版』岩波書店

【成績評価の方法と基準】

授業中の質疑応答 10%

期末試験 90%

【学生の意見等からの気づき】

民事訴訟法は難解であるとのイメージが強いようである。できるだけ平易・簡潔な授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this class, we aim at deepening the understanding of important issues of the Civil Procedure Law.

【Learning Objectives】

The goal of this course is for students to have an understanding of the Code of Civil Procedure at the level of passing the bar exam.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.

【Grading Criteria /Policy】

Grading will be decided based on the normal points in class (10%) and on the results of the final exam(90%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事訴訟法演習 II

鷹取 信哉、萩澤 達彦

単位数：2単位 | 受講年次：2年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、民事訴訟法的重要論点に対する理解の深化を目的とする。具体的には、①判決効の客観的範囲と上訴の利益、②既判力の時的限界、③判決効の主観的範囲、④複数請求訴訟と控訴、⑤相続関係訴訟、⑥補助参加と同時審判申出訴訟、⑦独立当事者参加、⑧訴訟承継の各論点について、双方向、多方向の議論を通じて、理解を深める。

なお、本授業と共通的な到達目標モデルとの関係については、授業開始時に文書が配布されるので、それを参考にする。

【到達目標】

授業を通じて、「判決および訴訟の終了」、「多数当事者訴訟」などをめぐる重要論点についての理解を深める。また、民事訴訟法関係の多くの判例を検討することにより、判例の理解を深める。以上の学習を通じて、民事訴訟法の解釈・適用に関する応用力を習得し、民事訴訟法についての総合的な学力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

本授業は、研究者と実務家のオムニバス方式で進める。

テキストに掲載されている判例及び事例問題を具体的に検討する。結論を知ることが目的ではなく、事案を分析し、判例や学説の考え方を理解することに重点を置く。そのうえで、テキストの事例問題についても個別に検討し、重要論点についての理解を深めていく。

受講生には積極的に発言を求め、皆で議論ができる授業とする。

定期試験の答えは返却し、定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	既判力の時的限界（鷹取）	既判力の時的限界、上訴の利益、付帯控訴 [準備学習等] テキスト UNIT18 の熟読と設問（Q 1・2）解答
第2回	判決効の客観的範囲と上訴の利益（萩澤）	既判力の客観的範囲 [準備学習等] テキスト UNIT17 の熟読と設問（Q 1・2）解答
第3回	相続関係訴訟（鷹取）	固有要的共同訴訟 [準備学習等] テキスト UNIT30 の熟読と設問（Q 1・2）解答
第4回	判決効の客観的範囲と上訴の利益（つづき）（萩澤）	上訴の利益 [準備学習等] テキスト UNIT17 の熟読と設問（Q 3）解答
第5回	相続関係訴訟（つづき）（鷹取）	限定承認と判決効 [準備学習等] テキスト UNIT30 の熟読と設問（Q 3）解答
第6回	判決効の主観的範囲（萩澤）	既判力の主観的範囲、反射効 [準備学習等] テキスト UNIT19 の熟読と設問（Q 1）解答
第7回	補助参加と同時審判申出訴訟（鷹取）	補助参加 [準備学習等] テキスト UNIT22 の熟読と設問（Q 1）解答
第8回	判決効の主観的範囲（つづき）（萩澤）	口頭弁論終了後の承継人 [準備学習等] テキスト UNIT19 の熟読と設問（Q 2）解答
第9回	補助参加と同時審判申出訴訟（つづき）（鷹取）	同時審判申出訴訟 [準備学習等] テキスト UNIT22 の熟読と設問（Q 2）解答

第10回	複数請求訴訟と控訴（萩澤）	訴えの変更、反訴、控訴 [準備学習等] テキスト UNIT21 の熟読と設問（Q 1～3）解答
第11回	独立当事者参加（鷹取）	独立当事者参加 [準備学習等] テキスト UNIT23 の熟読と設問（Q 1）解答
第12回	訴訟承継（萩澤）	訴訟承継主義、訴訟承継の要件 [準備学習等] テキスト UNIT24 の熟読と設問（Q 1・2）解答
第13回	独立当事者参加（つづき）（鷹取）	債権者代位訴訟 [準備学習等] テキスト UNIT23 の熟読と設問（Q 2・3）解答
第14回	訴訟承継（つづき）（萩澤）	訴訟承継の手続 [準備学習等] テキスト UNIT24 の熟読と設問（Q 3・4）解答

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業にあたり、解説レジュメを用意することがある。事前配布されたレジュメについては必ず目を通し、必要な準備をして授業に臨む必要がある。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

三木浩一・山本和彦編『ロースクール民事訴訟法 第5版』有斐閣

【参考書】

高田裕成他編『民事訴訟法判例百選（第6版）』有斐閣
高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（上）・（下）（第2版補訂版）』有斐閣
民事訴訟法に関する標準的な教科書、たとえば以下のもの
三木浩一他著『民事訴訟法第4版（LEGAL QUEST）』有斐閣
長谷部由起子『民事訴訟法 第3版』岩波書店

【成績評価の方法と基準】

授業中の質疑応答 10%
期末試験 90%
試験範囲は、秋学期に講義をした内容となるが、春学期の内容の理解が前提となる。

【学生の意見等からの気づき】

民事訴訟法は難解であるとのイメージが強いようである。できるだけ平易・簡潔な授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this class, we aim at deepening the understanding of important issues of the Civil Procedure Law.

【Learning Objectives】

The goal of this course is for students to have an understanding of the Code of Civil Procedure at the level of passing the bar exam.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.

【Grading Criteria /Policy】

【Grading Criteria /Policy】

Grading will be decided based on the normal points in class (10%) and on the results of the final exam (90%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事法演習

高須 順一

単位数：2単位 | 受講年次：3年(春学期授業/Spring)

備考(履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

民事紛争の解決の要諦を一定の紛争類型ごとに学習することができる。2023年度から3年春学期の授業となっているが民事法の総まとめ的な学習という位置付けに変更はない。したがって、強制執行手続や民事保全手続についても学習することができる。すでに、民法債権法および相続法の改正等が実現し施行となっているので、この改正法の内容に基づいた授業となる。

民事紛争の解決には断片的な知識だけでは不十分であり、実体法、訴訟法を含めた総合的な法的知識の理解が必要不可欠である。そのうえで、方針決定に関する決断力、他者への説得力、信頼関係を構築する能力などの諸能力が必要となる。このような総合的な民事紛争解決能力を修得できるようになることを授業の目的とする。

【到達目標】

民事紛争の解決に必要な実体法、訴訟法を含めた総合的な法的知識が理解できるようにする。また、最新の法改正にも対応できるようにする。そのうえで、方針決定に関する決断力、他者への説得力、信頼関係を構築する能力などの諸能力が身に付くようにする。このような総合的な民事紛争解決能力を修得できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

上記の到達目標達成のための重要な要素は討論である。よって、私と学生及び学生同士の討論を授業の最も大きな柱とする。討論を通じて、民事法に関する基礎的知識の理解及び紛争解決能力の修得を実現させたい。予め出題する設例に関して、双方向授業及び多方向授業方式で検討を行う。

なお、課題等に対するフィードバックは、毎回の授業時にはただちにこれを行い、定期試験に関しては定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	法律行為の基本問題(民法分野)	94条2項の本来適用と類推適用の法理の分析、契約の解釈に関する基礎的内容の検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第2回	代理の基本問題(民法分野)	権限濫用行為と権限逸脱行為の区別、表見代理の要件事実的確な理解に関する検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第3回	時効の基本問題(民法分野)	改正による新たな消滅時効規定の論点の検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討

第4回	不動産取引の諸問題(民法分野)と保全処分(民法分野)の意義・内容(手続法分野)	不動産物権変動論に関する知識の整理と相続分野における対抗要件主義の導入の理解に関する検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第5回	不動産担保の諸問題(民法分野)と担保権(民法分野)の概要(手続法分野)	抵当権の効力に関する重要論点の分析と抵当権の実行手続に関する検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第6回	動産担保の諸問題(民法分野)	譲渡担保をめぐる諸問題と動産担保法制の改正の状況に関する検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第7回	契約法の重要問題(民法分野)	売買契約を例とした債務不履行責任と契約不適合責任の規律に関する検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第8回	金融取引の重要問題(民法分野)	保証法制に関する新たな規律についての検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第9回	不動産賃貸の重要問題(民法分野)	改正による新しい不動産賃貸借契約に関する規律の検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第10回	民事訴訟手続の概要(民事訴訟法分野)	民事訴訟における10個の手続と5つの原則に関する検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第11回	処分権主義と弁論主義(民事訴訟法分野)	訴訟物に関する理解と弁論主義の3つのテーゼの検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第12回	証拠調手続(民事訴訟法分野)	証拠法の基本と書証の成立に関する二段の推定の法理の検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第13回	多数当事者訴訟(民事訴訟法分野)	通常共同訴訟、必要的共同訴訟の各規律の検討及び解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討
第14回	詐害行為取消訴訟(民法分野と民事訴訟法分野の総合問題)	詐害行為取消権の要件、行使方法、効果の検討と訴訟参加制度に関する解説 [準備学習等] 事前配付問題及びレジュメの検討

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

事前に配布された問題については、必ず検討して授業に臨む必要がある。また、事前配布レジュメについても目を通す必要がある。なお、自らの理解度を判断するために、問題に対する解答案を文章化することも有要であり、推奨する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

今年度も昨年度に引き続き特定のテキストを使用せず、事前配付問題及び事前配付レジュメを使用する。また、民法分野に関しては改正法関係の資料等を適宜、提供する。

【参考書】

民法、民事訴訟法の基本的教科書（民法に関しては改正法に関する記述のあるもの）を随時、参照する必要がある。

【成績評価の方法と基準】

- ① 事例全般にかかわる横断的な知識が正確か否か
- ② 明確かつ妥当な方針を構築しうるか否か
- ③ 見解を異にする他の学生に対する反論及び説得を十分に行えるか否か

等を評定の基準とする。知識の正確性もさることながら、紛争を解決するための諸能力の有無をより重視したいと考えている。

授業期間中における評価（平常点）

毎回の授業における質問への返答及び発言 20%

期末における評価

定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

民事紛争の実態について、できるだけ現実的に理解してもらおうように心がけて授業を行いたい。また、民法の改正に対する関心が高いので、改正法の要諦を理解してもらえよう工夫したい。

【学生が準備すべき機器他】

特にない。

【その他の重要事項】

35年以上の弁護士経験に基づき、教室事例にとどまることのない現実性ある紛争事例を提示するので、事案解決のためにどのように法を解釈し、適用したら良いのかをしっかりと検討してほしい。

また、2020年4月から施行されている改正債権法に関しては、法制審議会民法（債権関係）部会の幹事として直接に関与したので、改正にいたる背景や経緯なども解説する予定である。

なお、本年度は扱う内容のボリュームを減らし、また、例題の難易度も昨年度より引き下げる予定である。これによって民法及び民事訴訟法の基本をより正確に理解してもらおうと企図している。

【Outline (in English)】

【Course outline】

I learn a key point of the solution to civil affair disputes every constant dispute type. It becomes the learning that it is like the total summary of the Civil Act in consideration of being the class of the first semester for three years. Therefore, I take it up about a forcible execution procedure and the civil affair maintenance procedure. The revision of the civil law credit method and the law of inheritance is already realized, and the enforcement approaches. Therefore it becomes the class based on the contents of this revised law. It is by fragmentary knowledge and is inadequate for the solution to civil affair dispute, and understanding of the general legal knowledge including substantive law, a code of procedure is essential. With that in mind, ability such as the ability to build the decision about the orientation, the persuasive power to others, a relationship of mutual trust is necessary. It is aimed at acquirement of such general civil affair dispute solution ability.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to understand the general legal knowledge including substantive law, a code of procedure, and acquirement of the general civil affair dispute solution ability.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content

Experiment/Practice(one-credit)

【Grading Criteria /Policies】

Grading will be decided based on the normal point in class (20%), and regular examination (80%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法判例演習 I

新堂 明子

単位数：1単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習 I において時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

【到達目標】

民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習 I において時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析することによって、民法の解釈と適用のプロセスを理解するとともに、それを実践できる能力を養う。

レポートの返却およびそれに関する質疑応答を通じてフィードバックをする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習 I において時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

なお、判例を読み解く上で必要な民法の基礎的な知識の定着を図るため、また、民法演習 I の復習も兼ねて、補助的に、TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。

レポート課題の解説、返却、質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	代理関係、無権代理と相続	最判平成4・12・10民集46巻9号 2727頁
第3回	通謀虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫	最判昭和45・9・22民集24巻10号 1424頁（百選I 20）／最判平成18・2・23民集60巻2号546頁（百選I 21）／最判平成28・1・12民集70巻1号1頁（百選I 22）
第4回	債務不履行による損害賠償	大判大正15・5・22民集5巻386頁 （富喜丸事件判決）
第5回	債権譲渡	最判平成13・11・22民集55巻6号 1056頁（百選I 98）
第6回	差押えと相殺、債権譲渡と相殺	最大判昭和45・6・24民集24巻6号 587頁（百選II 32）、最判昭和50・12・18民集29巻11号1864頁、最判平成24・5・28民集66巻7号3123頁
第7回	売買、契約不適合責任	最判昭和36・12・15民集15巻11号 2852頁（百選II 45）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テーマ（単元）の基本書を読んだ上で、指定された判例とその判例解説を検討し、(1)原告の主張（請求原因、再抗弁等）および被告の主張（抗弁、再々抗弁等）を整理し、(2)第1審、控訴審、上告審がどのような判旨を展開し、どのような当てはめを行ったかについて、全員、レポートを作成し、事前に提出する（その週の月曜日の昼休み終了まで）。なお、補助的に、TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。

なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

【参考書】をみて、各自、自分で選択すること。

【参考書】

民法演習 I & II に共通（第何版かは省略）

佐久間毅『民法の基礎1、2』

潮見佳男『債権各論I』、『債権各論II』

中田裕康『契約法』

松井宏興『担保物権法』、『債権総論』

内田 貴『民法III【第4版】債権総論・担保物権』

家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。

債権法改正につき、筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）

相続法改正につき、堂蘭幹一郎＝野口宜大編著『一問一答・新しい相続法【第2版】』（商事法務、2020年）

【民法判例百選 I・III【第9版】】

【成績評価の方法と基準】

準備学習（メモの作成）および復習（レポートの提出）（50％）

授業中の質疑応答（30％）

TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストへの取組み状況（20％）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【Outline (in English)】

【Course outline】 and 【Learning Objectives】

This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese case law of contract and apply them to the actual examples and problems.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made reports. Your required study time is 4 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Reports: 50%, in-class contribution 30%, and Quizzes on TKC: 20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

民法判例演習 II

新堂 明子

単位数：1単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習 II において時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

【到達目標】

物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習 II において時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析することによって、民法の解釈と適用のプロセスを理解するとともに、それを実践できる能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習 II において時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

なお、判例を読み解く上で必要な民法の基礎的な知識の定着を図るため、また、民法演習 II の復習も兼ねて、補助的に、TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。

レポート課題の解説、返却、質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	185条・186条	最判平成8・11・12民集50巻10号2591頁（百選I 63）／最判平成7・12・15民集49巻10号3088頁
第2回	不動産の二重譲渡と対抗問題（1）	大判明治41・12・15民録14輯1301頁（百選I 50）／大判明治41・12・15民録14輯1276頁
第3回	不動産の二重譲渡と対抗問題（2）	最判平成18・1・17民集60巻1号27頁（百選I 54）／最判平成8・10・29民集50巻9号2506頁（百選I 58）
第4回	取消しと登記、解除と登記	大判昭和17・9・30民集21巻911頁（百選I 51）／最判昭和35・11・29民集14巻13号2869頁（百選I 52）
第5回	取得時効と登記	最判昭和46・11・5民集25巻8号1087頁（百選I 53）（対所有権）／最判平成24・3・16民集66巻5号2321頁（百選I 55）（対抵当権）
第6回	即時取得	最判平成12・6・27民集54巻5号1737頁（百選I 65）
第7回	抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲、抵当権に基づく質料債権に対する物上代位	最判昭和44・3・28民集23巻3号699頁（百選I 81）／最判平成10・1・30民集52巻1号1頁（百選I 84）／最判平成13・3・13民集55巻2号363頁（百選I 85）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テーマ（単元）の基本書を読んだ上で、指定された判例とその判例解説を検討し、（1）原告の主張（請求原因、再抗弁等）および被告の主張（抗弁、再々抗弁等）を整理し、（2）第1審、控訴審、上告審がどのような判旨を展開し、どのような当てはめを行ったかについて、全員、レポートを作成し、事前に提出する（その週の月曜日の昼休み終了まで）。なお、補助的に、TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。

なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

【参考書】をみて、各自、自分で選択すること。

【参考書】

民法演習 I & II に共通（第何版かは省略）

佐久間毅『民法の基礎1、2』

潮見佳男『債権各論 I』、『債権各論 II』

中田裕康『契約法』

松井宏興『担保物権法』、『債権総論』

内田 貴『民法 III [第4版] 債権総論・担保物権』

家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。

債権法改正につき、筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）

相続法改正につき、堂園幹一郎=野口宜大編著『一問一答・新しい相続法〔第2版〕』（商事法務、2020年）

『民法判例百選 I・II [第9版]』

【成績評価の方法と基準】

準備学習（メモの作成）および復習（レポートの提出）（50%）

授業中の質疑応答（30%）

TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストへの取組み状況（20%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【Outline (in English)】

【Course outline】 and 【Learning Objectives】

This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese case law of contract and apply them to the actual examples and problems.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made reports. Your required study time is 4 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Reports: 50%, in-class contribution 30%, and Quizzes on TKC: 20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事訴訟法判例演習 I

萩澤 達彦

単位数：2単位 | 受講年次：3年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

司法試験や民事訴訟の実務では、判例を調査し、事実関係、争点、結論、理由、判断の射程を正しく把握する能力が不可欠である。そこで、本授業では、重要判例の分析を通じて、判例の読み方を習得するとともに、法的思考力を深化させることを目的とする。さらに、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力の獲得を目指す。

【到達目標】

1年次の民事訴訟法I・II、2年次の民事訴訟法演習I・IIを通じて身に付けた基礎的学力を前提に、具体的な判例を通じて、事案の背景・概要を把握し、どのような問題が発生し、これを解決するために、どのような理由をもとに、どのような結論が導かれたか、その射程はどの範囲かを理解する。これに加えて、発展的な問題を議論することで、現代社会に生じる新たな法律問題に対処し得る柔軟な法的思考力を養う。

更に、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力を育むだけでなく、その内容を互いに議論することで、民事訴訟法に関する知識及び思考力の完成を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

教材の事前に指定された範囲の、判例と開説を精読しておく。判例ばかりではなく、解説を理解しておくが必要になる。

授業では、学生にたいする質問をし、その解答を踏まえて議論をし、これを通じて理解を深める。

課題提出物や定期試験答案は添削して返却する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	民事訴訟の対象	法律上の争訟、訴訟と非訟
第2回	裁判所	管轄、移送、国際裁判管轄
第3回	当事者の確定と当事者能力	氏名冒用訴訟、死者を当事者とする訴訟、民法上の組合
第4回	当事者適格	法定訴訟担当、任意的訴訟担当
第5回	法人の内部紛争	職務代行者と法人の代表者
第6回	訴訟能力・法人の代表、訴訟代理	意思能力、代表権と表見法理
第7回	訴えの利益	給付の訴えの利益、確認の利益、形成の訴えの利益
第8回	処分権主義	訴訟物論争、境界確定訴訟、債務不存在確認訴訟
第9回	重複起訴	重複訴訟の禁止、債務不存在確認請求と手形訴訟、相殺の抗弁
第10回	期日・期間・送達等	郵便に付する送達、補充送達の効力
第11回	訴訟行為	訴訟行為と私法法規、訴訟上の和解、意思表示の瑕疵
第12回	弁論主義	弁論主義、主要事実と間接事実
第13回	当事者の主張の要否と釈明	当事者からの主張の要否、権利抗弁、釈明権、釈明義務、法的観点指摘義務
第14回	自白の拘束力	自白の拘束力、間接事実の自白、権利自白、自白の撤回

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

各回ごとに指定された判例を読み、基本書等で予習をする。
課題が与えられたときは、その課題に対するレポートを作成する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

高田 裕成=畑瑞穂編=垣内秀介『民事訴訟法判例百選 [第6版]』(有斐閣、2023年)

【参考書】

伊藤真『民事訴訟法 [第8版]』(有斐閣、2023年)
小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(弘文堂、2019年)
高橋宏志『重点講義民事訴訟法 (上) (下) (第2版補訂版)』(有斐閣)
山本和彦『最新重要判例250 民事訴訟法』(弘文堂、2022年)

【成績評価の方法と基準】

演習での発言	20%
演習で行う起案の評価	20%
期末試験での評価	60%

【学生の意見等からの気づき】

より双方向の講義を目指す。

【Outline (in English)】**【Course outline】**

In the practice of judicial exams and civil lawsuits, the ability to investigate cases and correctly grasp factual relations, issues, conclusions, reasons, and range of judgment is essential. Therefore, in this lesson, through the analysis of important cases, we aim to acquire how to read judicial precedents and deepen legal thinking ability. Furthermore, through submission of report tasks, we aim to acquire the basic demonstration ability as a lawyer.

【Learning Objectives】

The goal of this course is for students to have an understanding of the Code of Civil Procedure at the level of passing the bar exam.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.

【Grading Criteria /Policy】

Grading will be based on 20% for statements made in the exercises, 20% for evaluation of drafts made in the exercises, and 60% for evaluation in the final examination.

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑事基礎演習 I

野嶋 慎一郎

単位数：2単位 | 受講年次：1年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

初学者に対し、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念を体得させることを目的とする。刑法総論・各論は「どのような場合に犯罪が成立するか」を考察するものであり、「構成要件該当性→違法性→責任」という体系的な思考をする。刑事訴訟法は「捜査や刑事裁判がどのように行われるのか」という手続面を考察するものである。

本講義では、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念をできるだけ平易に解説し、理解してもらおうつもりである。

【到達目標】

法的な問題の解決とは、①法的な問題点の抽出、②適切な規範を定立、③規範の当てはめ、④一定の解決、結論を導く、という思考・表現をすることである。

この過程で最も大切なのは適切な規範を定立することであり、法律、判例、学説などについて基本的な理解、知識がなければ定立することができない。基本的な理解、知識が欠落していれば規範を定立することができず、問題解決には至らない。また、それがあまいであれば、不十分な解決しかできない。本講義の到達目標は、①刑法、刑事訴訟法について基本的な知識、理解をすること、②問題解決の前提となる適切な規範を定立すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に、レジュメ・検討課題等を配布するので、読み込んで予習 (課題の提出を含む) していただくことを前提とする。

授業は、双方向の対話形式で進行する。

課題については、次回授業までに添削・返却し、次回授業内で講評を加える。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	今後の進め方
第2回	構成要件該当性 (1)	不作為、因果関係
	構成要件該当性 (2)	故意、過失
第3回	違法性	錯誤論
		正当防衛
第4回	責任 未遂	緊急避難
		責任能力 (原因において自由な行為)
第5回	共犯 (1)	実行の着手
		中止犯、不能犯
第6回	共犯 (2)	共同正犯、共謀共同正犯、狭義の共犯
		間接正犯
第7回	個人的法益に対する罪 (1) 財産犯以外	共犯と身分
		共犯と錯誤
第8回	個人的法益に対する罪 (2) 財産犯	承継的共犯
		殺人、遺棄、傷害
第9回	社会的・国家的法益に対する罪	監禁、名誉毀損
		窃盗、強盗、恐喝、詐欺
第10回	捜査 (1)	横領、背任
		放火
第11回	捜査 (2)	偽造
		賭博
第12回	公訴提起	任意捜査と強制捜査
		職務質問、任意同行
第13回	公判	逮捕・勾留
		捜索・差押え
第14回	証拠	自白
		訴因と公訴事実
		訴因の明示・特定
		訴因変更
		公判準備と証拠開示
		証拠の関連性
		伝聞法則、伝聞例外
		違法収集証拠

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前に、レジュメ・検討課題を配布するので、読み込んで予習 (課題の提出を含む) していただくこと。本授業の準備・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特に指定はしない

【参考書】

大塚裕史他「基本刑法 I」(日本評論社)

大塚裕史他「基本刑法 II」(日本評論社)

池田修他「刑事訴訟法講義」(東京大学出版会)

【成績評価の方法と基準】

授業中における評価 (平常点)

授業での質疑応答 20%

課題の評価 40%

期末における評価

レポート 40%

【学生の意見等からの気づき】

教師と受講生の双方向の議論により、受講生の理解をより深めたいと考えている。

疑問に思う点、分からない点は、気後れせず、遠慮せず、何でも質問してほしい。

【Outline (in English)】

For an abecedarian, I tell the basics of the Criminal Law and Criminal Procedure Code. There is the aim by ① case analysis, ② model, ③ solution. Of these, it is the most important that theses do a model. When we solve a problem, what is the appropriate model? The student puts on a model in the body through a problem. Before class, it is necessary for the student to prepare for the lesson about a problem. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 problem evaluations 40%, 3 reports 40%)

LAW500A2 (法学 / law 500)

Term-end examination: 70%, quiz: 10%, in class contribution: 20%.

刑法演習 I

水野 智幸、佐藤 輝幸

単位数：2単位 | 受講年次：2年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

刑法総論の重要な問題点についての知識を確実なものとし、具体的な設例などに対する解決を図る能力を涵養する

【到達目標】

刑法総論に関する判例の理解を深め、判例に応じて発展を続ける学説も踏まえることで、刑法総論のより深い理解を得ることを目的とし、事例問題に対応できる実力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

教材の簡単な事例から出発し、基本事項の確認と関連判例を中心とした課題についての質疑応答を行うことにより刑法総論の理解を深める。

定期試験解説期間にフィードバックを行う。

なお各クラスごとに担当者が定められている。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	共犯の諸問題 (1)	共謀共同正犯、間接正犯など
第2回	共犯の諸問題 (2)	承継的共同正犯、共犯関係からの離脱など
第3回	共犯の諸問題 (3)	教唆幫助、その他の共犯の問題など
第4回	不作為犯論	作為義務、不作為の因果関係など
第5回	正当防衛 (1)	正当防衛状況など
第6回	正当防衛 (2)	相当性など
第7回	故意 (1)	故意の種類、故意と過失の区別など
第8回	故意 (2)	錯誤論など
第9回	因果関係	因果関係の判断基準など
第10回	未遂犯 (1)	実行の着手など
第11回	未遂犯 (2)	不能犯、中止犯など
第12回	責任論・原因において自由な行為	責任論の基礎、責任能力、原因において自由な行為など
第13回	過失犯	過失犯の認定基準など
第14回	罪数論、まとめ	罪数論の基礎、第1回～第13回までの学習の理解度を確認する

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

予定にしがって十分に予習をし、事前に配布された課題に回答できるようにして出席する。講義や添削を受けた後は復習を尽くす。

また、授業内で短答式問題の知識確認テストを行うので、その準備も行うこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

井田良他『刑法演習サブノート210問』(弘文堂、2020)

西田典之他『判例刑法総論・各論』(有斐閣、授業開始時点での最新版を用いる) 各自の有する刑法総論のテキスト

六法

【参考書】

特になし

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価

知識確認テスト 10%、質疑応答 20%

期末における評価

期末試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

できるだけ分かりやすく説明していきます。積極的な発言を求めます。

学生の意見や希望を踏まえて、授業内容を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【Outline (in English)】

This advanced course covers and deepens important general doctrines of substantive criminal law and cultivate the ability to settle cases which need deep knowledge on above mentioned doctrines.

Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.

Your overall grade in the class will be decided based on the following

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑法演習Ⅱ

今井 猛嘉、水野 智幸、佐藤 輝幸

単位数：2単位 | 受講年次：2年 (秋学期授業/Fall)
備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

刑法各論の重要な問題点についての知識を確かなものとし、具体的な設例などに対する解決を図る能力を涵養する

【到達目標】

刑法各論に関する判例の理解を深め、判例に応じて発展を続ける学説も踏まえることで、刑法各論のより深い理解を得ることを目的とし、事例問題に対応できる実力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

教材の簡単な事例から出発し、基本事項の確認と関連判例を中心とした課題についての質疑応答を行うことにより刑法各論の理解を深める。

定期試験解説期間にフィードバックを行う。

なお各クラスごとに担当者が定められている。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	財産犯 (1)	窃盗罪など
第2回	財産犯 (2)	強盗罪・恐喝罪など
第3回	財産犯 (3)	詐欺罪の基礎など
第4回	財産犯 (4)	特殊な詐欺罪
第5回	財産犯 (5)	横領罪、背任罪など
第6回	財産犯 (6)	その他の財産犯、財産犯相互の関係など
第7回	生命・身体に対する罪	同意殺人罪、遺棄罪など
第8回	自由に対する罪	逮捕監禁罪、略取誘拐罪、住居侵入罪など
第9回	その他の個人的法益に対する罪	業務妨害罪、名誉毀損罪
第10回	社会的法益に関する罪 (1)	文書偽造罪など
第11回	社会的法益に関する罪 (2)	放火罪など
第12回	国家的法益に関する罪 (1)	賄賂罪など
第13回	国家的法益に関する罪 (2)	司法作用に関する罪、公務執行妨害罪など
第14回	総合問題	各罪相互の関係、複雑な事例の分析など

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

予定にしたがって十分に予習をし、事前に配布された課題に回答できるようにして出席する。講義や添削を受けた後は復習を尽くす。

また、授業内で短答式問題の知識確認テストを行うので、その準備も行うこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

井田良他『刑法演習サブノート210問』(弘文堂、2020)
西田典之他『判例刑法総論・各論』(有斐閣、授業開始時点での最新版を用いる)
各自の有する刑法各論のテキスト
六法

【参考書】

特になし

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価

知識確認テスト10%、質疑応答20%

期末における評価

期末試験70%

【学生の意見等からの気づき】

見解の対立点を研ぎほぐすような進捗を図るつもりです。
学生からの意見や要望を踏まえて、授業を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【Outline (in English)】

This advanced course covers and deepens important problems of special part of substantive criminal law and cultivate the ability to settle cases which need deep knowledge on above mentioned areas.

Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.

Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 70%, quiz: 10%, in class contribution: 20%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑事訴訟法演習 I

水野 智幸、中島 宏

単位数：2単位 | 受講年次：2年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

授業範囲は、捜査を中心とした起訴前の手続。各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例について検討議論することを通じて、関係する法の規定とその解釈、判例等を学ぶ。法解釈においては、立法目的や法原則・原理を探究した上で行うことができる法解釈能力を、判例の学習においては、その裁判例が定立した規範・判断枠組がいかに当該具体的事案の合理的解決を導いたかを解明できる法的分析能力を体得し、法律実務家に必要な法的思考力、事案解決能力等を身に付けることが目的である。

【到達目標】

設例に関係する法規定のほか、関係する法原則・原理を正しく理解し、関係する判例が、当該具体的事実関係において、どのような法的問題を捉え、具体的な事実とどのような法を適用して、当該事案の合理的解決を図ったのかを解明して判例の射程距離を正しく把握した上、取り上げる設例と判例の事案の相違を意識しながら、設例の合理的解決を検討することを通じて、未知の問題事例に遭遇しても応用のきく柔軟な法的思考力、事案解決能力等が身に付けられる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例に基づき、当該設例の法的問題点は何か、その問題点を解決するために必要な法の規定、法原則・原理、関連する判例は何か、設例の事実の中から法的に意味のある事実を抽出して上記の法を当てはめ、いかに合理的な結論を導くか (以下「検討事項」という) について討論する。授業は、これらの点について学生に発表させて議論する形で進める。学生は、事前にテキストをよく読み、特に関係する判例は「ケースブック刑事訴訟法」で当該判例の具体的事実関係を十分把握しつつ読み込んで、設例の検討を行っておく必要がある。必要に応じて、参考資料、文献を配付する。課題のフィードバックは討論を通じて行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	捜査の基本原則 逮捕・勾留(1)	強制処分法定主義、任意捜査の原則、令状主義 逮捕・勾留の要件、逮捕前置主義、事件単位の原則
第2回	逮捕・勾留(2)	一罪一勾留の原則、再逮捕・再勾留、別件逮捕・勾留と余罪の取調べ(1)
第3回	逮捕・勾留(3)	別件逮捕・勾留と余罪の取調べ(2)
第4回	令状による捜索・差押え(1)	物的証拠の収集手段、令状主義の趣旨、捜索差押状発付の手続と要件、捜索差押状の記載、捜索差押状の執行
第5回	令状による捜索・差押え(2)	捜索・差押えの範囲、コンピュータ・記録媒体等の差押え、捜索差押えの際の写真撮影
第6回	逮捕に伴う無令状の捜索・差押え	趣旨、逮捕に伴う捜索・差押えの要件、被逮捕者の身体・所持品の捜索・差押え
第7回	体液等の強制的な取得 強制捜査と任意捜査(1)	身体を対象とした強制処分の種類、体液、嚥下物等の強制的な取得 強制捜査と任意捜査の区別の基準・根拠、任意捜査の限界
第8回	職務質問	職務質問と捜査、職務質問のための停止、自動車検問
第9回	任意同行と取調べ	任意同行の限界、任意同行に引き続く取調べの限度
第10回	所持品検査	所持品検査
第11回	強制捜査と任意捜査(2)	写真撮影、ビデオ撮影・録画、荷物のX線検査、GPS捜査等
第12回	強制捜査と任意捜査(3)	会話・通信の傍受の法的性質、電話の通話内容の傍受等
第13回	おとり捜査	おとり捜査の問題点・許否
第14回	身柄拘束中の被疑者と弁護人との接見交通	弁護人の援助を受ける権利と接見交通権、接見指定の要件

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

準備学習として、①事前に読んでおくよう指示される「刑事訴訟法 (有斐閣アルマ)」の該当箇所、「ケースブック刑事訴訟法」中の判例、各回毎に配付されるレジュメ、参考資料等をよく読み込んでおくこと、②事前に配付・指示される設例について、授業で発表できる程度に検討事項をよく検討し、討論に臨むこと。なお、事前学習では、根拠条文をその都度確認すること。判例については、判旨だけでなく、具体的にどのような事実関係であったかについても、十分理解しておくこと
授業後は、授業内容を復習すること。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

- 1 田中開ほか『刑事訴訟法〔第6版〕』(有斐閣アルマ)
- 2 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法』〔第5版〕(有斐閣)

【参考書】

- 1 酒巻匡ほか『演習刑事訴訟法』(有斐閣) (必要な部分は配付するので購入する必要はない。)
- 2 池田修ほか『刑事訴訟法講義〔第7版〕』(東京大学出版会)

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)
授業における質疑応答・発表内容 20%
授業期間終了後における評価
定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

効率的な予習ができるような資料を配付し、各学生のレベルにも応じた柔軟な対応を心掛けたい。

【Outline (in English)】

【Course Outline】

Through case study in this course, students learn analysis of both statute and case law, and application of the law in criminal procedure. This course mainly includes criminal investigation.

【Learning Objectives】

By the end of the course, students are expected to be able to acquire the skill of analyzing both statute and case law, and applying the law in criminal procedure.

【Learning activities outside of classroom】

Students will be expected to have read the indicated judicial precedents and relevant chapters from textbooks before class meeting. Afterwards, students should review the course content thoroughly and sometimes will be expected to complete short reports of the required assignments. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours in total to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

Your overall grade in the class will be decided based on the followings:
Term-end examination: 80%, in class contribution: 20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑事訴訟法演習 II

水野 智幸、中島 宏

単位数：2単位 | 受講年次：2年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

授業範囲は、公訴、公判、証拠等起訴後の手続。刑事訴訟法演習 I と同様に、各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例について検討議論することを通じて、関係する法の規定とその解釈、判例等を学ぶ。法解釈においては、立法目的や法原則・原理を探究した上で行うことができる法解釈能力を、判例の学習においては、その裁判例が定立した規範・判断枠組がいかに当該具体的事案の合理的解決を導いたかを解明できる法的分析能力を体得し、法律実務家に必要な法的思考力、事案解決能力等を身に付けることが目的である。

【到達目標】

設例に関係する法規定のほか、関係する法原則・原理を正しく理解し、関係する判例が、当該具体的事実関係において、どのような法的問題を捉え、具体的な事実とどのような法を適用して、当該事案の合理的解決を図ったのかを解明して判例の射程距離を正しく把握した上、取り上げる設例と判例の事案の相違を意識しながら、設例の合理的解決を検討することを通じて、未知の問題事例に遭遇しても応用のきく柔軟な法的思考力、事案解決能力等が身に付けられる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例に基づき、当該設例の法的問題点は何か、その問題点を解決するために必要な法の規定、法原則・原理、関連する判例は何か、設例の事実の中から法的に意味のある事実を抽出して上記の法を当てはめ、いかに合理的な結論を導くか (以下「検討事項」という) について討論する。授業は、これらの点について学生に発表させて議論する形で進める。学生は、事前にテキストをよく読み、特に関係する判例は「ケースブック刑事訴訟法」で当該判例の具体的事実関係を十分把握しつつ読み込んで、設例の検討を行っておく必要がある。必要に応じて、参考資料、文献を配付する。課題のフィードバックは討論を通じて行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	公訴の提起	公訴提起の諸原則、検察官の訴追裁量権、公訴提起の要件、予断排除の原則
第2回	訴因の意義・機能	訴因の意義・機能、訴因の明示・特定
第3回	訴因の変更(1)	訴因変更の意義・要否
第4回	訴因の変更(2)	訴因変更の要否・可否
第5回	被告人、黙秘権 弁護人	被告人の訴訟能力、被告人の地位、黙秘権の意義、範囲 弁護人の選任、国選弁護
第6回	挙証責任と推定 証拠の関連性	挙証責任と推定 関連性の意義、被告人の前科・類似行為の立証
第7回	自白法則(1)	自白法則、自白の証拠能力、約束による自白、偽計による自白、違法手続で獲得された自白
第8回	自白法則(2)	自白の証拠能力、派生証拠、自白の証明力・補強法則
第9回	伝聞法則(1)	伝聞法則の趣旨、伝聞の意義・伝聞と非伝聞
第10回	伝聞法則(2)	伝聞の意義・伝聞と非伝聞、伝聞例外、弾劾証拠、再現実況見分調書
第11回	伝聞法則(3)	伝聞例外、弾劾証拠、再現実況見分調書
第12回	違法収集証拠の排除法則	違法収集証拠排除の根拠、証拠排除の基準、違法な手続と証拠との関係、違法性の承継・毒樹の果実論
第13回	公判の準備	公判の準備、公判前整理手続
第14回	公判の裁判	概括的認定・択一的認定、裁判の効力

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

準備学習として、①事前に読んでおくよう指示される「刑事訴訟法講義」の該当箇所、「ケースブック刑事訴訟法」中の判例、各回毎に配付されるレジュメ、参考資料等をよく読み込んでおくこと、②事前に配付・指示される設例について、授業で発表できる程度に検討事項をよく検討し、討論に臨むこと。なお、事前学習では、根拠条文をその都度確認すること。判例については、判旨だけでなく、具体的にどのような事実関係であったかについても、十分理解しておくこと

授業後は、授業内容を復習すること。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

- 1 池田修ほか『刑事訴訟法講義〔第7版〕』(東京大学出版会)
- 2 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法』〔第5版〕(有斐閣)

【参考書】

酒巻匡ほか『演習刑事訴訟法』(有斐閣) (必要な部分は配付するので購入する必要はない。)

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)

授業における質疑応答・発表内容 20%

授業期間終了後における評価

定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

効率的な予習ができるような資料を配付し、各学生のレベルにも応じた柔軟な対応を心掛けたい。

【Outline (in English)】

{Course of outline}

Through case study in this course, students learn analysis of both statute and case law, and application of the law in criminal procedure. This course mainly includes criminal prosecution and trial.

{Learning Objectives}

By the end of the course, students are expected to be able to acquire the skill of analyzing both statute and case law, and applying the law in criminal procedure.

{Learning activities outside of classroom}

Students will be expected to have read the indicated judicial precedents and relevant chapters from textbooks before class meeting. Afterwards, students should review the course content thoroughly and sometimes will be expected to complete short reports of the required assignments. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours in total to understand the course content.

{Grading Criteria/Policy}

Your overall grade in the class will be decided based on the followings:

Term-end examination: 80%, in class contribution: 20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑法判例演習 I

佐藤 輝幸

単位数：2単位 | 受講年次：3年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法の重要判例のポイント、判例を素材とした事例や設問に即して検討する。重要論点については質疑応答を通じて知識を確認し、判例理論の射程についての理解をより確実なものにする。最初の数回は、基礎的な知識の確認にあてるが、その後は事例演習形式の授業である。

【到達目標】

これまでに学習してきた刑法の基本的な理解を確実にし、複数の論点が含まれる事例に即して論述に生かす能力を備える。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

あらかじめ提供する事例形式の教材を事前に検討したうえで授業に臨んでもらい、基礎的な知識の確認と処理の仕方について、ディスカッションを通じて、レベルアップの向上をめざす。なお、以下の授業計画は予定であり、受講者のレベルや要望に応じて変更することがある。実践演習の答案については、授業内で検討素材として議論したのち、個別にコメントして返却する。期末試験についてもコメントして返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	犯罪論の知識を論述につなげるための予備知識1	ウォーミングアップ、共犯論概説
第2回	犯罪論の知識を論述につなげるための予備知識2	罪数処理
第3回	第1回設問	共同正犯の基本成立要件
第4回	第2回設問	共犯関係の解消
第5回	第3回設問	共謀の射程と財産犯序
第6回	第4回設問	窃盗罪における不法領得の意思
第7回	第5回設問	事後強盗罪
第8回	実践演習	事前に課題を解いたものを検討し、基本的論点の所在を確認したうえで、担当教員が解説をする。
第9回	第6回設問	不能犯、だまされたふり作戦
第10回	第7回設問	実行の着手、早すぎた構成要件実現
第11回	第8回設問	不作為犯
第12回	第9回設問	正当防衛
第13回	第10回設問	因果関係
第14回	第11回設問	銀行預金と財産犯

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

教材の事例を自分で考えた上で、解説を読み、自分の理解と答案への反映のさせ方を考えて授業に出席する。また、実践演習に関しては、事前に解答を作成して提出する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

嶋矢貴之ほか『刑事事例の歩き方 — 判例を地図に』（有斐閣、2023）を利用する予定であるが、参加学生のレベルや要望をも考慮して、適宜、適切な教材を選択する。

その他の教材も適宜配付する予定である。

西田典之ほか『判例刑法総論・各論』（第8版、有斐閣、2023）および六法を毎回持参すること。

【参考書】

各自の刑法総論・各論の教科書・判例集。

【成績評価の方法と基準】

質疑応答20%、実践演習30%、定期試験50%

【学生の意見等からの気づき】

実践演習以外の事前起案自体は評価に含めないで、練習および質疑の素材として積極的かつ自由に記載して欲しい。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムを使用する。

【Outline (in English)】

In this course, the case method is used to provide practical experience in analysis and decision making in the solution of problems including important general doctrines of substantive criminal law. Regarding important issues, you will acquire deep knowledge of supreme court decisions through questioning and answering and get more clear understanding of the range of these decisions (ratio decidendi). The first few lectures will be used to confirm the basic knowledge to effectuate case method lectures thereafter following.

Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end examination: 50%, mid-term practice : 30%, in class contribution: 20%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事訴訟実務の基礎

鷹取 信哉、派遣裁判官

単位数：2単位 | 受講年次：3年(秋学期授業/Fall)

備考(履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

紛争の解決のためにはどのような請求をすればよいのか(訴訟物)、それを基礎づけるのに必要な事実は何か(要件事実)、その事実の存在はいかにして確定されるのか(事実認定)を、紛争類型別に取り上げながら順次学ぶ。また、口頭弁論、争点整理手続等における裁判官、訴訟代理人の訴訟活動を理解する。さらに、民事保全及び民事執行の基礎を学ぶ。

【到達目標】

要件事実の考え方を理解した上で、実務上重要な売買代金支払請求、貸金返還請求等の要件事実の具体的な学習を通じて、民事訴訟における要件事実の活用の仕方を学ぶ。模擬裁判を通じて、訴状・答弁書等の起案、争点整理手続の関与、証拠調べ、事実認定を体験し、生きた民事訴訟手続の理解を深める。

民事保全及び民事執行について、具体的な事例を通じて、基本的な知識を習得し、その機能、手続の概要を理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

派遣裁判官と弁護士とのオムニバス方式で授業を進める。
授業では、実際に考え、書くことの重要性から、課題を通じて、多角的・双方向的な授業を行う。提出された課題等については、授業内で講評する。
模擬裁判では、原告代理人役、被告代理人役、裁判官役等に分かれ、それぞれの立場における訴訟行為を体験する。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】
あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】
なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス 売買代金支払請求に関する要件事実 民事執行制度	授業の進め方を理解する。 要件事実の基本的な考え方や概念を修得した上で、売買代金支払請求に関する要件事実を理解する。 民事執行の意義・機能を理解し、債務名義・執行の種類・方法等について、基本的な枠組みを理解する。 [準備学習等] 事前課題の検討 テキスト p.1~p.35の予習
第2回	貸金返還請求に関する要件事実 民事保全制度	貸金返還請求に関する要件事実を理解する。 民事保全の意義・機能を理解し、被保全権利と保全の必要性等について、基本的な枠組みを理解する。 [準備学習等] 事前課題の検討 テキスト p.36~p.52の予習
第3回	事実認定	事実認定の対象事実を確認した上で、事実認定の構造及び事実認定に関する基本的なルールを理解する。 民事事実認定教材をもとに、事実認定の具体的な手法を学ぶ。 [準備学習等] 事前課題の検討 民事事実認定教材の検討
第4回	法律相談、訴状・答弁書	法律相談の目的と進め方を学ぶ。訴状・答弁書の意義・記載事項・要件事実との関係を理解する。 [準備学習等] 事前課題の検討
第5回	(模擬裁判) 法律相談の実施 訴状・答弁書・証拠説明書の起案	模擬裁判において、訴訟代理人役は、法律相談を行い、これをもとに訴状又は答弁書等を起案する。 裁判官役は、訴状審査、争点整理手続、証拠調べ手続等に関する課題に取り組む。
第6回	所有権に基づく不動産明渡請求に関する要件事実	所有権に基づく不動産明渡請求に関する要件事実を理解する。 [準備学習等] テキスト p.53~p.84の予習

第7回	(模擬裁判) 争点整理手続①	授業前半で、争点整理手続における裁判官の役割と訴訟代理人の訴訟活動の講義を受け、その内容を理解する。 授業後半で、模擬裁判において、争点整理手続を体験する。 [準備学習等] 裁判官役は釈明事項を、当事者・訴訟代理人役は釈明事項を検討する。 模擬裁判において、訴訟代理人役は、訴えの変更申立書、準備書面、証拠説明書、人証申出書等を起案する。 裁判官役は、訴訟代理人が提出した書面を検討し、争点整理手続の事前評議を行う。
第8回	(模擬裁判) 準備書面・書証申出・証拠説明書の追加提出、交互尋問の準備等	授業前半で、交互尋問における裁判官の役割及び訴訟代理人の尋問技術の基礎を学ぶ。 授業後半で、模擬裁判において、争点整理手続を実施し、立証計画を立てる。
第9回	証拠調べ (模擬裁判) 争点整理手続②	不動産登記手続請求に関する要件事実
第10回	不動産登記手続請求に関する要件事実	不動産登記手続請求に関する要件事実を理解する。 [準備学習等] 事前課題の検討 テキスト p.85~p.119の予習
第11回	(模擬裁判) 交互尋問	模擬裁判において、交互尋問(証人尋問)を行う。 裁判官役は、事後評議を行い、判決の内容を検討する。 [準備学習等] 裁判官役は主張整理案を、訴訟代理人役は尋問事項書を作成する。 模擬裁判において、裁判官役は判決の骨子を言い渡す。 交互尋問を中心に、模擬裁判全体の講評を受け、民事訴訟手続の理解を深める。
第12回	(模擬裁判) 判決言渡し 講評	貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求に関する要件事実
第13回	貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求に関する要件事実	貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求に関する要件事実を理解する。 [準備学習等] 事前課題の検討 テキスト p.120~p.131の予習
第14回	動産引渡請求に関する要件事実 訴訟上の和解	動産引渡請求に関する要件事実を理解する。訴訟上の和解を巡る実務上の諸問題を理解する。 [準備学習等] 事前課題の検討 テキスト p.132~p.146の予習

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】
要件事実に関する授業を受講するときは、司法研修所編『改訂新問題研究要件事実』の該当箇所を予習する。
民事訴訟手続に関する授業を受講する場合、事前に課題が与えられたときは、その解答を用意して授業に臨む。
模擬裁判では、手続進行に合わせて、その都度指示される課題に取り組む。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト(教科書)】
司法研修所編『改訂新問題研究要件事実』(法曹会、2023)
その他、各回毎に指示する。

【参考書】
司法研修所編『4訂紛争類型別の要件事実』(法曹会、2023)
司法研修所監修『第4版民事訴訟第1審手続の解説-事件記録に基づいて-』(法曹会、2020)
司法研修所編『民事事実認定教材-貸金請求事件-』(司法協会、2003)

【成績評価の方法と基準】
質疑・討論及び積極性 20%
期末試験 80%

【学生の意見等からの気づき】
民事訴訟の具体的な事件を素材として、要件事実と事実認定を中心に身近なものとして理解させていく。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
前記授業計画は、特定のクラスにおける授業の計画を示すものである。模擬裁判に関連して、クラスによって授業の順番が異なることがある(第1回授業のガイダンスで、クラス毎の授業計画を示す予定である。)

【Outline (in English)】
In this course, students will learn of statutes and rules that govern civil action litigation in district courts. Subsequently students will learn what the object of the claim should be, and what is the fact that based on, and how the fact is determined to exist, while picking up some types of disputes. Students will also acquire the basis of litigation activities such as preparation of a complaint, the way of writing answers, and documents stating offer of evidence.

Before/after each class meeting, students will expected to spend two hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following.

Term-end examination:80%, in class contribution:20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑事訴訟実務の基礎

野嶋 慎一郎、柴崎 菊恵

単位数：2単位 | 受講年次：3年(秋学期授業/Fall)

備考(履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

実際の事件記録を基に作成された事件記録教材又はその内容をまとめた資料(以下「事件記録教材等」という。)に基づき、刑事手続の主要な段階、すなわち、勾留請求、終局処分、公判準備、証拠調べ、論告・弁論、判決等の各段階において、法曹三者が行う活動の在り方を検討したレポート及びそれらの局面で作成すべき書面を起案し、さらには交互尋問を実践する。これらの学習を通じて、刑事訴訟実務の実践において法曹に不可欠な事案分析力、事実認定力、手続遂行力、尋問技術等の基礎を学ぶ。

【到達目標】

事件記録教材等の事案の問題点を的確に把握した上で、刑事手続の主要な各段階において法曹が行う活動の在り方を検討したレポート作成や当該段階で作成すべき書面の起案により事案分析力、事実認定力、手続遂行力等の基礎を、交互尋問の実践により尋問技術等の基礎を身に付けることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

授業では、学生が提出したレポート及び起案を踏まえ、質疑応答形式でその内容を検討していく。交互尋問の実践においては、学生が、証人尋問及び被告人質問における主尋問及び反対尋問を主体的に実践することが主であるが、終了後その内容について教員が質問・コメントし、必要に応じて討論により、よりよい交互尋問の在り方等を検討する。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	事件記録の読み方(捜査)	参考事件記録教材を用い、現実の刑事事件記録の構成、編綴順序、各書類の内容等について理解し、事件記録から実際に行われた手続を読み解く。 [準備学習等] 事前の指示に基づき、参考事件記録から分かる、捜査段階において実際に行われた手続の内容に関するレポートを作成・提出する。
第2回	事件記録の読み方(公判)	参考事件記録教材を用い、現実の刑事事件記録の構成、編綴順序、各書類の内容等について理解し、事件記録から実際に行われた手続を読み解く。 [準備学習等] 事前の指示に基づき、参考事件記録から分かる、公判段階において実際に行われた手続の内容に関するレポートを作成・提出する。
第3回	勾留請求の要否、被疑者段階における弁護活動の在り方の検討	事件記録教材等に基づき、勾留請求の要否及び被疑者段階における弁護活動の在り方について学習する。 [準備学習等] 事前の指示に基づくレポートの作成・提出
第4回	検察官の終局処分の在り方の検討	事件記録教材等に基づき、検察官の終局処分の在り方について検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく起訴状(又は不起訴裁定書)及び当該終局処分とした理由についてのレポートの作成・提出
第5回	弁護人の公判準備の在り方、保釈の許否等の検討	事件記録教材等に基づき、検察官請求証拠の選別、弁護人の証拠意見の在り方、保釈の許否を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づくレポートの作成・提出

第6回	検察官の冒頭陳述の内容・公判立証方針策定の検討	事件記録教材等に基づき、冒頭陳述の内容及び検察官・弁護人の公判での立証方針の策定を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく冒頭陳述要旨及び立証方針検討のレポートの作成・提出
第7回	証人尋問・被告人質問の検討	事件記録教材等に基づき、証人尋問・被告人質問をどのように行うかの要点を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づくレポートの作成・提出
第8回	弁護人の弁論要旨の内容検討	事件記録教材等に基づき、弁論要旨で論ずべき内容について検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく論告及び弁論の要点レポートの作成・提出
第9回	公判前整理手続の講義 交互尋問の要領説明	事件記録教材中の公判前整理手続の記録の検討 交互尋問の準備1 証人に対する尋問事項を準備する。 交互尋問の準備2 被告人に対する尋問事項を準備する。 交互尋問の実践1 証人役、被告人役と面談して尋問事項の事前テストをする。 交互尋問の実践2 証人役、被告人役と面談して尋問事項の事前テストをする。
第10回	交互尋問の準備(1)	交互尋問に基づき論告・判決内容を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく論告・判決の要点レポートの作成・提出
第11回	交互尋問の準備(2)	交互尋問に基づき論告・判決内容を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく論告・判決の要点レポートの作成・提出
第12回	交互尋問の事前テストの実践(1)	交互尋問に基づき論告・判決内容を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく論告・判決の要点レポートの作成・提出
第13回	交互尋問の事前テストの実践(2)	交互尋問に基づき論告・判決内容を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく論告・判決の要点レポートの作成・提出
第14回	交互尋問に基づく論告・判決内容の検討	交互尋問に基づき論告・判決内容を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく論告・判決の要点レポートの作成・提出

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

事前に配付する事件記録教材等をよく読み、指示されたレポート及び起案を作成・提出すること
検討する課題に応じて、刑法及び刑事訴訟法の知識の復習を必要に応じて行うこと
本授業の準備学習・復習時間はそれぞれ3時間・1時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

事件記録教材等(学生全員にコピーを配付)

【参考書】

法曹会『刑事第一審公判手続の概要-参考記録に基づいて-』(平成21年版)
法曹会『刑事判決書起案の手引』(平成19年版)
法曹会『検察講義案』(平成27年版)
日弁連『刑事弁護実務』(平成29年版)

【成績評価の方法と基準】

起案・レポート 30%
授業中の質疑応答 10%
交互尋問 30%
定期試験 30%

※本授業は、事件記録教材等に基づく起案・レポートの作成及び交互尋問の実践という刑事訴訟実務に直結した授業期間中における学習内容が主要なものとして位置付けられるため、刑事法及び刑事訴訟法の知識を問う定期試験の比率を相対的に低くし、30%としたものである。

【学生の意見等からの気づき】

実際の刑事訴訟実務の実情を分かりやすく説明していきたい。

【その他の重要事項】

刑事訴訟実務について豊富な経験のある実務家教員により、実務に即した指導を行う。交互尋問の実践においては、具体的事案における当該尋問の立証趣旨を踏まえた指導を行う。

事前に必要な能力としては、刑事法全般に関する知識を身に付けていることが前提となるので、2年次配置の刑事訴訟法演習ⅠⅡ、刑法演習ⅠⅡの内容はすべてマスターしていることが要求される。

【注意事項】

レポート及び起案の作成においては、学生間の合議及び過年度配付資料の参照を禁止する。この禁止事項違反の事実が認定できた場合は、今年度の単位取得を認めない。

【Outline (in English)】

In this course, students learn practical act and advocacy technique in criminal procedure from investigation to trial by use of mock case materials. The aim of this course are 1. case analysis power, 2. power of recognition of fact, 3. questioning technology.

In this course the students must think what is the figure which should have the judicial officer. The student must draft the document which a judicial officer (judge, prosecutor, lawyer) makes, in the criminal case. Evaluation (1 evaluations of 1 drafting30%, 2 questions and answers10%, 3 cross examination 30%, 4 regular examinations 30%)

LAW500A2 (法学 / law 500)

法曹倫理

坂本 正幸

単位数：2単位 | 受講年次：3年(春学期・秋学期/Spring・Fall)
備考(履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

裁判官、検察官、弁護士に職務上要求される倫理を勉強する。司法を運営するのは、法曹であり、法曹の行動が市民からみて納得のいく行動をとることが、司法の手続・結論が納得される。司法が期待されることに繋がる、信頼される法曹になることを目的とする。

【到達目標】

弁護士職務基本規程を中心とした弁護士の倫理の規程の条文と解釈を理解する。特に弁護士としての依頼者に対する誠実義務と、弁護士に求められる公正さ(公益的性格)が対立するようにみえるときに、具体的な行動のあり方を具体的な事例を通じて、自ら考えたうえで理解する。

また、弁護士としてどのようなケースには慎重になるべきか、なども体得できるようにしたい。

裁判官及び検察官として、公務員としての公平さ、適正な手続と論理的な結論を導き出すために必要な態度・心構えを理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

弁護士職務基本規程のテキストや担当者作成の事例を予習とした内容を授業までに勉強し各自が考えたうえで、授業においては質疑応答方式で、具体的事例の中で弁護士として求められる行動・対処を理解できるようにする。

また、時事問題を取り上げることもある。時事問題については、直近に事件として報道された弁護士の不祥事などを対象とする。

元裁判官及び元検察官から過去の経験を講義してもらい、それぞれの役割に必要な職務上の倫理を理解する。

課題については、講義時間内に講評を行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	法曹倫理を何故学ぶのか? 弁護士の社会的役割	授業計画・テキスト・成績評価基準の説明。大学院において法曹倫理を学ぶ必要性について理解する。 また弁護士制度の歴史を学び、懲戒制度についての基礎知識を得る(レジュメ配布予定)
第2回	受任と辞任 事件処理の倫理	受任義務の有無と法律事務独占との相克。 弁護士業務における自由と独立の意義と、依頼者の決定権。 辞任の可否と方法。
第3回	利益相反1	弁護士職務基本規程第27条、同第28条の弁護士としての職務を行ない得ない事件の規律の理由。 利益相反になる相談、依頼の対処の仕方
第4回	利益相反2 複数当事者 共同事務所における利益相反	利益相反事件の内、特に複数当事者間との間における職務を行ない得ない事件の範囲と理由。 複数当事者を巡る弁護士の職務。 共同事務所における利益相反事件の取扱いと注意点。
第5回	守秘義務	弁護士に守秘義務が課せられる理由。依頼者の秘密と相手方・第三者の秘密とは違いがあるか。 守秘義務を負う範囲と内容。 守秘義務が解除される場合。
第6回	誠実義務と真実義務1	民事事件の弁護士及び当事者に真実義務はあるか。 守秘義務・誠実義務と真実義務が対立した場合の対処の仕方。

第7回	誠実義務と真実義務2 相談における過誤等基本的に抑えるべき内容について	不当な事件と判断される場合の受任の適否と対処 受任中に不当な事件と判断された場合の対処と辞任。証人との事前打合せの際の注意点 適切あるいは不当な助言、依頼者の権利の濫用 自力救済に対する弁護士の抑止義務 不当な調査、不当な交渉 相手方本人との交渉について 弁護士が法廷でのみ働く時代は過ぎ去ったとてよい 弁護士にも多様な働き方があり、社会にも求められている 多様な弁護士像とそれにとまう倫理の変化について検討する
第8回	多様な弁護士の業務とそれぞれの倫理 インハウスローヤーなどについて	弁護人の誠実義務 真実義務の有無 身代わり犯に対する弁護の方法 国選弁護人の辞任の可否と方法 共犯の共同受任の適否と対処 非弁護士が法律事務を禁止される理由
第9回	刑事弁護1	弁護士法第72条の要件 弁護士が法律業務を独占することは市民の役に立っているか(弁護士人口、事務所配置など)
第10回	刑事弁護2	他の士業との協働の是非 非弁護士との提携の禁止
第11回	法律事務の独占と競争 基本的な非弁提携について	元裁判官あるいは元検察官に過去の経験を語ってもらい、職務上必要な倫理を理解してもらう。 裁判官倫理は裁判官出身者 検察官倫理は検察官出身者 担当教員によるまとめを行う
第12回	裁判官、検察官の倫理1	元裁判官あるいは元検察官に過去の経験を語ってもらい、職務上必要な倫理を理解してもらう。 裁判官倫理は裁判官出身者 検察官倫理は検察官出身者 担当教員によるまとめを行う
第13回	裁判官、検察官の倫理2	元裁判官あるいは元検察官に過去の経験を語ってもらい、職務上必要な倫理を理解してもらう。 裁判官倫理は裁判官出身者 検察官倫理は検察官出身者 担当教員によるまとめを行う
第14回	非弁と広告 弁護士倫理の現状認識	非弁提携などが現在は広告の利用に関連して発生していることにかんがみ、広告規制などの職務基本規程以外の規則について解説する 授業全体のまとめ

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

予定表において指示する。
なお、時事的な問題がある場合は適宜指示するので検討し議論することとしたい。
特に弁護士の不祥事が報じられた場合はそれをテーマに取り上げることがある。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

1 森脇康友編「法曹の倫理」第3版 名古屋大学出版会
なお、弁護士職務基本規程については、改訂が予定されたがとん挫しているためか、解説が入手困難であるようなので、条文のみ配布する。

【参考書】

必要に応じて資料を配布する。
「自由と正義」の懲戒欄を適宜調査してほしい。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価(平常点)
質疑応答30%
レポート20%
期末における評価
定期試験50%
授業に特段の理由なく5回以上欠席することあるいは度重なる遅刻をする場合は単位を与えない。

【学生の意見等からの気づき】

事案により判断が異なりうることは当然ではあるが可能な限り共通の理解を得るようにケーススタディをさらに取り上げたい)
また、危機察知能力を醸成したいので、時事問題をもっと取り上げることも必要であると考えるので、報道なども多く紹介していきたい。

【その他の重要事項】

ネットなどで弁護士や裁判官、検察官の不祥事が報じられた場合には、その事件を知っておくことを求めます。発生原因などを考察することにより予防ができるようになるので、普段からアンテナを張っておくことが重要。

【Outline (in English)】

Course outline
The aim of this course is to help students acquire Professional basics
Learning objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
Problem finding ability and crisis management
Learning activities outside of classroom

Before each class meeting, students will be expected researching Lawyer news and Read the text

Your required study time is at least one hour for each class meeting.

Grading

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term end examination:50

Short reports:20

In class contribution:30

I hope your Participation in active discussions

Study the ethics required by the judges, prosecutors, lawyers on duty.It is the legal profession that manages the judiciary, and it is convinced that the actions of the judiciary take actions convincing from the perspective of the citizen, the judicial procedures and conclusions.It aims to become a trusted legal professional, leading to expectation of law.

LAW500A2 (法学 / law 500)

ローヤリング (面接交渉)

坂本 正幸

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期・秋学期/Spring・Fall)

備考 (履修条件等)：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

弁護士の基本的技法としてクライアント・相手方との関係論を、①面接、②交渉、③ADRという3つの基軸から取り扱う。いずれにおいても、知識としての事実や法情報収集の技法の習得に留まらず、法律家らしく振る舞うということが、クライアントや相手方にもどのような意味と影響を与えるものであり、そのプロセスにおいて、法律家として如何なる点に留意すべきかを、各種ケースを素材としてロールプレイなどを通じて体験的に身につけていく。また、法専門家として必要なプレゼンテーションの手法についても学習する。

【到達目標】

弁護士とクライアントの関係の諸相の中で、両者の関わり合いから、弁護士の役割をどこに見出し、どのように事案に取り組んでいくかということを考え、そのマインドとスキルを身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

各分野毎に最初に担当者による概説的な説明を行い、それぞれの意見などを述べてもらう。

その後具体的なケースによる学生同士、あるいは外部の模擬相談者を依頼してのロールプレイとその振り返りを行うことで授業を進めていく。

積極的に発言し、ロールプレイに参加することを求める。

課題については、講義時間に講評を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	弁護士・クライアント関係論	ローヤリングの基本としての「自分を知る」ことの意味とクライアント関係論のあり方を考える
第2回	面接論1	リーガル・カウンセリングの基礎理論 カウンセリングとは何か 「リーガル」という場合に他の専門職のカウンセリングとどう異なるのか
第3回	面接論2	リーガル・カウンセリングの技法 (面談の導入) カウンセリングと行うものと受けるものとの関係を考えること どのような関係構築が必要か
第4回	面接論3	関係構築の技術 面談初期のスキル練習 ロールプレイ 模擬事例を使い、実際にカウンセリングの技法を学ぶ
第5回	面接論4	いわゆる「難しい依頼者・相談者」についての対応を考える。 また、アンガーマネジメントについても知識を得ておきたい。
第6回	面接論5	弁護士による助言と収束 いかなる助言が求められているか 助言をしても有効な解決にならない場合にどう対応するか
第7回	面接論6	面談の終了・面談に伴う諸問題 ロールプレイ
第8回	交渉論1	交渉とはなにか 様々な交渉術の書籍が出版されているが、どのような場面で使われることを前提としているのか
第9回	交渉論2	交渉の技術 交渉にあたって必要な知識等 行動経済学など
第10回	交渉論3	交渉の技術 行動経済学と法的交渉 主導権の握り方と切り替え
第11回	交渉論4	戦略論 戦術論 孫子やクラウゼビッツという古典、その後の戦術論の発展から何を学ぶか
第12回	交渉論5	ロールプレイ 交渉を実際に行ってみる

第13回 調停1

調停の技法について検討する。
弁護士業務では家事調停など調停を活用することが多いので、利用者、設
営者双方の考え方を覚えておきたい。
ロールプレイ
事例をもとにして、当事者及び調停
委員役として実際に進行について体
験する。

第14回 調停2

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

配布資料やロールプレイの事例について、事前検討を行ったり、関連文献を読んでもらってくる宿題を課すことがある。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

なお、調停や交渉に関しては特に家事事件を前提として進行することがあるので、基本的な家族法については知識を整理しておくことを求める (離婚など)。

【テキスト (教科書)】

レジュメを配布するとともに、参考にするべき文献を指示する。
範囲が広く内容も多岐にわたるため、特定の教科書を指定することはない。

【参考書】

小林秀之編『交渉の作法 法交渉学入門』(弘文堂,2012)

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)

講義中の質疑応答への積極的な参加 40%

法律相談等のロールプレイにおける工夫 20%

期末における評価

レポート 40%

【学生の意見等からの気づき】

さらにロールプレイを増やし、積極的に全受講生が参加できるようにする。
受講生同士での討論を充実させ、アクティブに進めたい。

【Outline (in English)】

Course outline

The aim of this course is to help students acquire Acting as a lawyer Learning objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings: Relationship with the client and Correspondence with the other party Learning activities outside of classroom

Before each class meeting, students will be expected Understanding the Civil Code

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content

Grading

Your overall grade in the class will be decided based on the following simulation:20

Short reports:40

In class contribution:40

I want your Participation in active discussions

As a basic technique of lawyers deal with clients / counterparts with counterparties from the three key points of (1) interview, (2) negotiation, and (3) ADR. In any case, what does meaning and influence to clients and counterparties by acting like a lawyer without staying in facts as knowledge and techniques for gathering legal information, and in the process, lawI learn experientially through role plays etc. various cases as material as to what point should be kept in mind as a home. Also learn about the method of presentation necessary as a legal expert.

LAW500A2 (法学 / law 500)

クリニック 1

高須 順一、廣尾 勝彰

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

企業経営においてコンプライアンスの重要性が叫ばれて久しい。しかし、その内容は多岐に渡っており、また、その実践には数々の困難が付きまわっている。このような状況のなかで、コンプライアンスを実践、定着させていくためには法律家の多大な努力が必要となる。コンプライアンスの基本を学習することにより、将来、法律家として企業法務にかかわる場合の心構え、さらには企業と法律家の関わりのある方などについて理解できるようにする。

【到達目標】

単なる一般的理解にとどまることなく、コンプライアンスを担う法律実務家として、いかにコンプライアンスを実践するかという意識を持つことができ、そして、そのための実践の手法を理解することができるようになることを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP 3」と「DP 4」に関連

【授業の進め方と方法】

クリニック授業であるので、可能な限り具体的な事例、実例を検討したい。なお、授業方法は、私が資料を配布して説明する形式と、受講生が予め指定されたテーマについて事前準備してきて発表する形式とを併用する予定である。

学生が行った発表に関しては、その場で講評し、フィードバックする。

なお、本年度春学期は昨年度に引き続き2名の教員の共同担当となり、コンプライアンスの実態的側面と手続的側面を分担解説する。秋学期は本年度に限り1名の教員による単独の担当となるため、春学期の授業内容と若干の変更が生じる可能性がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	この授業の内容と狙い（ガイダンス）及びコンプライアンス総論1	この授業の全体的な概要の説明及びコンプライアンスの意義 【事前準備】 特になし。
第2回	コンプライアンス総論2	コンプライアンスの具体的内容、CSR、EMG投資等についての説明 【事前準備】 資料を配布する
第3回	コンプライアンスと民事訴訟	コンプライアンスを学ぶ上で重要となる民事手続法の概要 【事前準備】 資料を配布する
第4回	企業倫理綱領とコンプライアンス・マニュアル	日本経団連の企業倫理綱領や企業のコンプライアンス・マニュアルの検討 【事前準備】 資料を配布する
第5回	コンプライアンスとガバナンス（企業統治）	ガバナンス（企業統治）との関係をめぐる議論 【事前準備】 資料を配布する

第6回	役員の法的責任1	役員の損害賠償責任に関する訴訟手続及び株主代表訴訟 【事前準備】 資料を配布する
第7回	役員の法的責任2	野村証券事件判決の検討 【事前準備】 事前に割り振られた判決の検討（個別発表）
第8回	役員の法的責任3	野村証券事件判決後の裁判例の検討 【事前準備】 事前に割り振られた判決の検討（個別発表）
第9回	労働事件に対する対応1	仮処分手続の概要と従業員たる地位保全の仮処分の検討 【事前準備】 資料を配布する
第10回	労働事件に対する対応2	労働審判制度等の検討 【事前準備】 資料を配布する
第11回	個人情報の保護1	個人情報保護法制の基本的構造の理解 【事前準備】 資料を配布する
第12回	個人情報の保護2	個人情報保護法の重要条文の検討 【事前準備】 事前に与えられた課題の検討（個別発表）
第13回	問題事例の検討	生命保険金の不払いの事例及び企業の株主偽装問題をめぐる事例の検討 【事前準備】 資料を配布する
第14回	企業内弁護士の方	企業内弁護士の実情に関する検討 【事前準備】 資料を配布する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

個別発表を求められたテーマについては、発表レジュメ等を作成してもらおうが、それ以外の授業では配付した資料等の検討となる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特定のテキストは使用しない。その都度、必要な資料を配付するなどとする。

【参考書】

経営法友会・企業法務入門テキスト編集委員会編著『企業法務入門テキストありのままの法務』商事法務、2016年

【成績評価の方法と基準】

法律家としてコンプライアンスあるいは企業法務に関与することの重要性および困難性を、どこまで現実のものとして理解しうるかを成績評価の基準にしたいと考えている。

なお、評価は平常点に基づき行うことになるが、以下の割合による。
個別発表のために提出するレジュメ等の内容 50パーセント
個別発表時の説明および質疑応答の内容 20パーセント
毎回の授業時の発言 30パーセント

【学生の意見等からの気づき】

アンケート対象授業ではないので、特記すべきことはないが、実務家教員としてリアリティーのある授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

訴訟手続との関係等を廣尾が担当し、実務的な観点を高須が担当する予定である。高須は弁護士として企業法務関連を取り扱って35年以上の実務経験を有している。その間にコンプライアンスが問題となる事象に度々、接しており、その際の経験を基にして具体的な問題を取り上げる予定である。とりわけ、第13回授業の問題事例の検討では、高須が実際に経験した事例を取り扱う。

なお、今年度秋学期については廣尾が単独で授業を担当する予定である。

【Outline (in English)】

【Course outline】

It is a long time since and importance of the compliance is demanded in corporate management. However, the content is introduced to many divergences, and the practice is haunted by many difficulties again. In such a situation, I practice compliance, and the great effort of the lawyer is necessary to fix it. I want to have, besides, be conscious of mental attitude when it will affect company legal affairs as a lawyer in the future about a company and the way of the relation of the lawyer by learning basics of the compliance.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to fixation of the consciousness to practice compliance and understanding of the technique of the practice of the compliance.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content

【Grading Criteria /Policies】

Grading will be decided based on contents such as the resume (50%), contents of explanation at the time of the individual announcement and questions and answers(20%), and remarks at the time of the class of every time (30%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

クリニック 2

坂本 正幸

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

弁護士が対応する法律関係は多岐に及ぶ。また、その仕事も訴訟に限らず契約交渉、書面作成など多様である。

本講義では、弁護士が行う業務を体験し、そこから実地法、手続法の理解の深化を目指すものである。

【到達目標】

弁護士にとっての日常は、クライアントにとっては、人生にとって多くは1回限りの非日常の出来事である。

日常的に起こりうる法律問題として本クリニックでは交通事故を中心に上げ、法的な理解を深めることを目的とする。

特に損害賠償法を中心として、民法と民事訴訟法の総合的な理解を目指す。具体的には事実の重要性、法的な判断の重要性を理解した上で、条文を使いこなせることを目標とする。

適切な対応とともに、必要な書面の作成、証拠の評価の基礎の体得も目指す。なお、刑法の過失概念の復習などもかねて行う予定である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

各分野毎に具体的ケースを取り上げて、事案の特徴や問題点を検討していく、フリーディスカッションを重視して進めていく。

ディスカッションでは、基本的な法律知識を確認するとともに、具体的な法的に法規がどのように運用されるか、を特に重視する。

積極的に発言し議論に参加することを求める。

課題については講義時間に講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	リーガル・クリニックの基本的な考え方と取組姿勢及び法律相談の準備等	何故臨床的な体験が必要かを、具体的なケースを使って考えてもらい、科目の特徴と取組姿勢の基本的理解を目指す
第2回	事実の整理	主要事実、間接事実等の区別をしたうえで理論的に考えなければならない。まずは当事者からどのように聞き取りをし、事実を明確にするかをテーマとする。
第3回	不法行為法の基礎 1	すでに一定の知識があることを前提としているので、交渉や訴訟になることを前提として、法的な構造の具体化を目指す。
第4回	不法行為法の基礎 2	訴訟での主張立証を考えた上で、どのように法解釈をすべきかを深めることを目的とする。
第5回	証拠収集 1	どのような証拠が必要か、という視点から、事実と証拠との結びつきを理解していく。
第6回	証拠の収集 2	具体的にどのように証拠を収集するか、を検討する。
第7回	保険	交通事故において保険の果たす役割は大きい。そこで基本的な保険についての知識を整理していく。
第8回	過失相殺 1	債務不履行においても問題となる過失相殺であるが、交通事故でもっとも大きな問題となる。ここでは過失相殺の基本的な考え方を復習する。
第9回	過失相殺 2	具体的な事案を通じて過失相殺の実務的な使われ方を学ぶ。
第10回	特殊な事故類型	従前は自転車加害者となる事案はあまり問題とならなかったが、近時自動車加害者となり歩行者が被害者となる事案が増えている。そこで、このような従前あまり話題とならなかった事案を検討する（自転車に限定する者ではない）。

第11回	後遺症 1	後遺症の基本的な考え方 計算方法等について検討する。
第12回	後遺症 2	後遺症の計算等の続きと、訴訟で主張できなかった後遺症等の扱いについて検討する。
第13回	損害論 1	損害論の基本的な内容を検討する。 また、特殊な損害についても検討する。
第14回	損害論 2 まとめ	13回に続き、損害論を検討するとともに、紛争解決の手段としての交渉、訴訟についても検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

民法の基本的な事項については予習しておくこと。

特に不法行為を中心として扱うため、当該分野の教科書を読んでおくことは必須である。

クリニック内では活発に意見交換を求めるので、基本的な知識は持っておいでもらいたい。

また必要に応じて配布される事前配布資料を読んで事案の概要を把握しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

必要な資料や文献をその都度配布する。

また、必要な判例を指示するので、その際は各自準備しておくこと。

テキストとして必携とはしないが、参考書に掲示した書籍は有益であるので持っているとう便利である。

基本的に判例を検討していく比率が高い。

なお、交通事故実務に必要な知識として保険法の基礎も取り上げる予定がある。

【参考書】

各自所有している民法の教科書を十分読んでおくこと。

「交通事故判例百選」【第5版】（有斐閣、2017年）

「例題解説交通損害賠償法」（法曹会、2006年）

【成績評価の方法と基準】

質疑応答 30%

討論 30%

レポート 40%

【学生の意見等からの気づき】

広く弁護士業務を体験することとしていたが、今年度は弁護士業務でも比較的多い事件である交通事故をテーマとして実務に必要な知識や技術を学ぶ方向とした。

【Outline (in English)】

Course outline

The aim of this course is to help students acquire Traffic accident legal issues

Learning objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

A:Case analysis

B:Legal thinking ability

Learning activities outside of classroom

Before each class meeting, students will be expected

Your required study time is at least two hours for each class meeting.

Studying of Tort law and Negligence theory

Grading

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Q&A in classroom:30

Short reports:40

In class contribution:30

I want your Participation in active discussions

Legal relationships that lawyers respond vary widely. The work is not limited to litigation, but it is diverse, such as contract negotiation, writing preparation.

This lecture aims to deepen the understanding of the substantive law and the procedural law from the after-work experience of the lawyer.

LAW500A2 (法学 / law 500)

クリニック3

野嶋 慎一郎

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事弁護の実務につき、当職が手掛けた事件等を題材として授業する。受講生が刑事実務の実際につき、基本的な知識と理解を得ることを目的とする。

【到達目標】

受講生が、刑事弁護実務、刑事裁判における刑事法運用の実際について基本的な知識を得るとともに、理解を深め、実際に実務についたときに役立つ基本的なスキルを身につけることが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

具体的な題材をもとに、刑事弁護活動の内容等について、受講生への質問もなされ、活発な応答が期待される。また、各授業の際に、次回までの課題を出題するので、受講生は予習・復習を十分に行うことが必要である。提出された課題については、次回授業内で講評する。

なお、期末レポート課題では、無罪事件に関する弁論要旨の骨子を起案させる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	刑事弁護の基礎	被疑者・被告人の諸権利、 弁護人の地位・役割
第2回	被疑者の刑事弁護(1) 接見の留意点	初回接見の重要性 黙秘権等権利、刑事手続等の教示、 事件に関するアドバイス
第3回	被疑者の刑事弁護(2) 模擬接見	模擬初回接見の実施
第4回	被疑者の刑事弁護(3) 逮捕勾留対応	逮捕・勾留等に対する対応
第5回	被疑者の刑事弁護(4) 違法捜査対応	違法捜査（別件逮捕勾留、余罪取調 べ等）に対する対応
第6回	被疑者の刑事弁護(5) その他	接見禁止、接見指定等への対応 弁護人の調査準備活動 被害者との示談
第7回	保釈	具体例をもとに保釈の可否について 考究する
第8回	第1審の弁護活動 (1)公判前整理	公判前整理手続の概略 弁護人の証拠開示請求
第9回	模擬法律相談	模擬法律相談の実施 内容証明郵便の起案
第10回	第1審の弁護活動 (2)冒頭手続・証拠意見	冒頭手続における注意 証拠能力と証拠意見
第11回	模擬示談交渉	模擬示談交渉の実施
第12回	第1審の弁護活動 (3)自白の任意性、信用 性の弾劾 (4)第三者供述の信用性 の弾劾	自白の任意性・信用性、被害者、目 撃者等の信用性の弾劾について、具 体例をもとに考究する
第13回	第1審の弁護活動 (5)弁護側の立証	弁護側の証拠請求 アリバイ、正当防衛、違法収集証拠、 責任能力
第14回	第1審の弁護活動 (6)最終弁論 (7)裁判員裁判	情状事件、否認事件における最終弁論 裁判員裁判の手続の流れと弁護活動 (冒頭陳述、弁論のやり方)

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

講義予定にしたがって、十分に予習をし、講義の後は復習を尽くすこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

事前に配布ないし指示する

【参考書】

刑事弁護実務（日本弁護士連合会）
類型別 刑事弁護の実務（新日本法規）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答 20%
課題の評価 30%

期末における評価

レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

講師が実際に取り扱った刑事事件等の具体的事例をもとに考察してもらい、刑事弁護活動、事実認定などのおもしろさを体感してもらえようように心掛けたい。

【その他の重要事項】

第2回と第3回は、刑事事件に関連して、クリニック4と共同授業を行う。受講生は、模擬接見を体験する。

第9回、第10回及び第11回は、クリニック4と共同して民事事件に関する同一カリキュラムに取り組む。第8回は、クリニック4の受講生において、模擬法律相談を行い、クリニック3の受講生に対して内容証明郵便を送ってくる。第9回では、クリニック3の受講生において、それに対する模擬法律相談を行い、反論の内容証明郵便を作成、送付する。第10回では、改めて相談者の意向を聴取して示談交渉の準備を整え、第11回で、クリニック4の受講生と模擬示談交渉を行う（共同授業）。

【Outline (in English)】

This lecture is learned about defense activity of actual criminal case. I refer to trouble talk of the criminal case I experienced.

The aim of this lecture is to put on the basis which are the analysis power and interrogation technology etc.

In the case of each class, I make questions for a problem until the next time. It is necessary for the attendance student to perform preparations for lessons, a review enough. The standard time for preparation and review for this class is two hours each.

Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 problem evaluations 30%, 3 reports 50%)

LAW500A2 (法学 / law 500)

クリニック 4

鷹取 信哉

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

弁護の実務では、訴訟手続はもとより、契約書作成などの予防法的業務においても、良質な情報を迅速に収集することが必要である。本授業では、具体的な事例を通じて、情報収集のための実践的な技法を学ぶとともに、それぞれの手段が抱える問題点に触れることで、生きた弁護活動の在り方を学ぶ。

【到達目標】

示談交渉、民事訴訟、保全・執行等における代表的な事例を通じて、民事弁護実務における情報収集制度を学習し、その具体的な活用方法を学ぶ。不動産登記制度、商業登記制度等の仕組みを学習することで、民法、商法等の理解を深化させるとともに、民事訴訟法第4編証拠の具体的な活用法を学び、手薄になりがちな証拠の理解を補う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式と演習形式をとり混ぜて行い、活発に質疑応答、議論を行なう形で進める。生の体験を伝え、弁護活動に対する関心を抱ける授業にする。

事前に課された課題の解答（レポート）について、授業中に講評する。

学生が体験する模擬接見と模擬民事調停について、講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	民事弁護における情報収取の意義 判例調査	授業計画と授業の進め方、判例の意義、判例調査の方法、判例の読み方
第2回	刑事事件における接見と法律相談	初回接見の重要性、黙秘権等の説明、刑事手続等の教示、事件に関するアドバイス
第3回	模擬接見	模擬初回接見の実施
第4回	契約書の作成と法令調査	契約書作成の実務、継続的取引、企業活動における契約書の意義、法令調査の方法、商業登記制度
第5回	弁護士会照会調査囑託の申立て	弁護士会照会制度、照会申出の方式と照会事項、被照会者の報告義務、目的外使用の禁止、調査囑託の申立て
第6回	当事者照会制度	当事者照会制度の意義、訴え提起前の証拠収集処分、照会の対象事項と方式、照会に対する回答義務
第7回	法律相談（依頼者からの事情聴取）	法律相談の進め方、依頼者等からの事情聴取、内容証明郵便の書き方
第8回	法律相談	法律相談を踏まえた内容証明郵便の起案
第9回	文書提出命令の申立て 文書送付囑託の申立て	文書提出命令申立ての手続、文書提出義務、文書送付囑託の申立て
第10回	証人尋問 模擬民事調停の事前準備	陳述書、証人尋問、当事者尋問、尋問技術、証人汚染と弁護士倫理、模擬民事調停の事前準備の実施
第11回	模擬民事調停	模擬民事調停の実施
第12回	書証	書証と準文書、形式的証拠力、書証の読み方、証拠説明書の役割
第13回	不動産登記制度	不動産登記の種類、登記申請手続、登記事項証明書、附属書類の閲覧
第14回	鑑定 財産開示手続	鑑定の手続、一物五価、固定資産評価証明、路線価、ブルーマップ、不動産鑑定評価基準、財産開示手続

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に課された課題を検討し、その内容をレポートとして提出する。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

授業前に適宜資料を配布する。

【参考書】

編集代表門口正人『民事証拠法大系第1巻～第5巻』（青林書院）
その他授業中に参考になる文献を適宜紹介し、又は配布する予定である。

【成績評価の方法と基準】

評価は平常点に基づいて行う。

課題に対するレポート 60%
授業時の発言内容 40%

【学生の意見等からの気づき】

実務の運用を紹介し、できるだけ生の弁護士業務の実際を知ることができるとように配慮したい。

【その他の重要事項】

第2回と第3回は、刑事事件に関連して、クリニック3と刑事被疑事件に関する同一カリキュラムに取り組む。第2回の授業で、接見に関する講義を受けた上で、第3回の授業では、被疑者役を相手に自ら模擬接見を体験する。

第8回、第10回及び第11回は、クリニック3と共同して民事調停申立事件に関する同一カリキュラムに取り組む。第8回の授業で法律相談の内容を踏まえた内容証明郵便をクリニック3の受講生に送り、第10回の授業でクリニック3の受講生から届いた反論の内容証明郵便を検討し、双方の主張の相違点を認識した上で、第11回の授業でクリニック3の受講生と模擬民事調停を行う。

【Outline (in English)】

In legal practice, it is imperative that high quality information is gathered quickly for not only judicial proceedings but also preventive legal affairs such as preparation of contracts. In this course, students will learn practical techniques for information gathering through concrete cases and how to advance allegations and evidence.

At the end of the course, students are expected to gather good information quickly.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following.

Short report:60%, in class contribution:40%

LAW500A2 (法学 / law 500)

エクスターンシップ

高須 順一、交告 尚史

単位数：2単位 | 受講年次：2～（春学期は3）年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

備考（履修条件等）：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

エクスターンシップは、単なる見学ではなく、それまで学んできた法的知識が実際にどのような形で使われていくかを観察し、あるいは法律家の活動のあり方を学ぶことを通じて、法律家らしく考えるための場としての意義がある。したがって、実務での体験を通じて制度の運用の実際や事実を見る眼を養い、あるいは、事実認定や法適用のあり方について検討する習慣を身につけることができるようになることを目標とする。

エクスターンシップ先としては、①法律事務所及び法テラス、②企業法務部、③各種行政機関（霞ヶ関インターンシップ）などを想定している。

【到達目標】

エクスターンシップ先は、法律事務所や企業法務部、さらには行政機関などである。そこでの実務を体験・理解することを通じて法律家らしく考えることの意味を具体的に明らかにできるようになることを基本的目標としている。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

各派遣先と学生の協議により日程等を調整しつつ行う。

派遣先において与えられた課題については、その場で指導担当弁護士からフィードバックしていただくことになる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	1. 院生の実務への主体的参加を促すため、事前に受講の可否について説明会などを実施して意向を確認し、派遣先を決定する（別途派遣先が選定する場合もある）。その上で、院生に対し、エクスターンシップ先の確定、エクスターンシップ先での注意事項、特に院生の法令遵守及び守秘義務並びに、研修すべき重要事項を説明する。また、参加院生から法令遵守及び守秘義務についての誓約書を徴する。 2. 協力法律事務所としては、「法政法曹会」（法政大学卒業の法曹による組織）の協力を得て、そのメンバーである法律事務所を中心に行う。これらの事務所と担当教員により、法律相談への同席、各種起案や調査、裁判所・行政機関・顧問先企業等への同行、事務所での弁護士の活動の観察、法令遵守及び守秘義務の点についての指導、その他留意事項について協議調整して実施する。

第2回 実習心得

院生は、受身的な研修に留まらないように、①研修期間を通じた観察事項、②関与した事件に関する事項、③法律家の活動のあり方に関する事項、などに関するレポート（実習報告書）を、終了後、エクスターンシップ先及び担当教員に提出する。

第3回 派遣先での実習（合計70時間以上）

エクスターンシップ先での研修期間と時期は、派遣先の意向によっても異なるが、概ね春休み期間あるいは夏休み期間に行う。具体的な派遣先・実施時期・実施期間（合計70時間以上）については、別途その都度事前ガイダンスを行う。

第4回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第5回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第6回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第7回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第8回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第9回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第10回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第11回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第12回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第13回 派遣先での実習の継続

派遣先とのスケジュールで要請をして引き続き実習を行う。

第14回 経験報告

実習報告書を提出させ、必要に応じて担当教員とのディスカッション等を行う

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

派遣先の指示に対応すること。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特になし

【参考書】

特になし

【成績評価の方法と基準】

エクスターンシップ先からの報告・院生から提出された報告書及び事後の経験交流会での報告をもとに、担当教員が評価する。

授業期間中における評価（平常点）

研修参加の状況 40%

期末における評価

レポート（実習報告書）及びディスカッション等での報告 60%

【学生の意見等からの気づき】

派遣先の選定に際しては、学生の希望を可能な限り考慮したい。

【学生が準備すべき機器他】

特には想定していない。

【その他の重要事項】

高須は、現在、法政法曹会の事務局長兼副会長の職にある。そこで、法政法曹会の多くの会員と交流があるので、その関係を生かし、エクスターンシップ派遣先となる法律事務所を開拓していく予定である。

【Outline (in English)】

【Course outline】

As a place to seem to be a lawyer through observing the essence turn ship not a simple visit whether the legal knowledge that learned is used in really what kind of form till then or learning the way of the activity of the lawyer, and to think is important. Therefore, I feed eyes watching a fact and a fact of the use of the system through an experience by the business or aim for letting you wear a custom to examine the way of a finding and the law application. A lot of, ① law office and law terrace, ② company legal affairs part, ③ administrations are planned for an essence turn ship point.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to think like a lawyer through experiencing business, and understanding.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content

【Grading Criteria /Policies】

Grading will be decided based on the situation of the training participation (40%), and reported in a report and the discussion (60%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

英文契約文書作成

福士 文子

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本授業は、国際的な商取引を行う企業の企業内弁護士・法務担当者や、当該企業から依頼を受けた外部法律事務所の弁護士を目指す学生に有用なものとする。そのような職種には英文契約文書の読解能力・作成能力はもちろん、問題の回避および解決能力が求められる。受講者は、本授業を通じて、基本的な種類の英文契約文書に触れ、読解能力および作成能力を習得するだけでなく、契約上の立場のみならず文化や価値観が異なる当事者間に将来発生し得る紛争 (これは単純な解釈の相違から法廷での争いまでを含めて意味する) の回避策及び実際に紛争が発生した場合の解決策を、依頼人の利益 (interest) のために模索し、契約文書という「装置」を用いて提案する能力 (法的な問題解決能力) を習得することを目標とする。

【到達目標】

- ① 英文契約文書の読解能力・作成能力を習得する
- ② 問題に対する法的な解決能力を習得する

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

授業形式は、講義および演習の組み合わせを予定している。3つの基本的な種類の契約書を取り上げ、講義ではサンプル契約書 (一部インターネットから取得の予定) 等を用いて基本的・典型的な内容の理解を深め、英文契約文書の読解能力を身につける。演習では、まずは与えられたシナリオにおいて最適と考えられる内容の検討・ディスカッションを行うことで問題解決能力を培い、そのうえでサンプル契約書を用いて実際に文書作成 (ドラフティング) を行うことで、英文契約文書の作成能力を身につける。さらに、演習後の課題を通じて実務上役立つドラフティングスキルを磨いていく。提出された課題に対しては、授業内で講評する。授業は日本語で行うが、科目の性質上、英文の読解能力・作成能力は一定程度必要となる。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	英文契約文書の学習への誘い	授業のねらい、進め方について理解するとともに、英文契約文書の作成実務の面白さや難しさに触れる。
第2回	Non-Disclosure Agreement	Non-Disclosure Agreement (秘密保持契約 (NDA)) のサンプルを用いて、英文契約文書の基本的構造を学習するとともに、NDA特有の構造や内容についても学習する。
第3回	NDA 演習① (基礎編)	NDA雛形を用いて、与えられたシナリオに合わせたNDAのドラフティングを実践する。(双方向開示型・一方開示型)
第4回	NDA 演習② (応用編)	サンプル条項を用いて、与えられたシナリオに合わせたNDAに含まれる条項のドラフティングを実践する。(三者間NDA)
第5回	Service Agreement	Service Agreement (業務委託契約) のサンプルを用いて、Service Agreement特有の構造や内容について学習する。
第6回	Service Agreement 演習① (受託者)	サンプルService Agreementを受託者の視点で検討し、修正案を作成する。
第7回	Service Agreement 演習② (委託者)	受託者より提示された修正案を委託者の視点で検討し、最終合意に向けた修正案を作成する。
第8回	Term & Termination (講義・演習)	Term (契約期間) 及びTermination (解約) 条項の内容及びその重要性を学習する。そのうえで、Termination Notice (解約通知) を作成する。
第9回	General Provisions	サンプルService Agreementに含まれるGeneral Provisions (一般条項) の内容について学習する。
第10回	Amendment 演習	Amendment (変更覚書) を作成する。

第11回	Basic Purchase Agreement	Basic Purchase Agreement (取引基本契約) のサンプルを用いて、Basic Purchase Agreement特有の構造や内容について学習する。
第12回	Basic Purchase Agreement 演習① (買主)	サンプルBasic Purchase Agreementを用いて、与えられたシナリオに合わせたBasic Purchase Agreementに含まれる条項のドラフティングを、買主の立場で実践する。
第13回	Basic Purchase Agreement 演習② (売主)	Basic Purchase Agreementに含まれる条項のドラフティングを、売主の立場で実践する。
第14回	総括	これまでの学習を振り返る。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

演習の前には関連する講義内容を復習する。また、各演習後に提示されるドラフティング課題を、次の授業時までメール (MS Word ファイル添付) またはGoogle Classroomにて提出する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

教科書は使用せず、主に担当者が用意する資料やサンプル契約書をもとに授業を行う。

【参考書】

理解の強化のために参考書も適宜併用してもらいたい。特に指定はない。英文契約文書をテーマとした参考書は複数出版されているため、各自合ったものを選んでほしい。

【成績評価の方法と基準】

質疑応答	30%
課題	30%
期末レポート	40%

【学生の意見等からの気づき】

ドラフティングの実践の機会をより多く設け、さらなるスキルアップを目指してもらう。また、教科書や参考書には載っていないような、実務現場で役立つ情報をより多く発信していく。

【学生が準備すべき機器他】

演習にはPC (Microsoft Word インストール済み) を持参すること。

【Outline (in English)】

Course Outline: This class is suited for students interested in becoming in-house counsel of global enterprises that engage in international commercial transactions, as well as outside lawyers retained by such enterprises. For such professions, reading comprehension and drafting skills in relation to commercial contracts written in English are, of course, necessary, but problem prevention and solving skills are also equally crucial. Through this class, students will be introduced to the basic types of commercial contracts in English and learn to interpret and draft them. Through reading and drafting such contracts, students are expected to develop the ability to generate ideas for protecting the interests of one's client and to propose contractual language that will be effective in preventing disputes (from simple interpretive discrepancies to legal actions) before they arise, and resolving disputes that actually arise, between contractual parties with opposing interests as well as differences in cultures and values.

Learning Objectives: By the end of this course, students are expected to have acquired the basic skills to: (i) read and draft the basic types of commercial contracts in English; and (ii) propose solutions to problems through contract language.

Learning Activities Outside of Classroom: Before each exercise class, students will be expected to have reviewed the previous lecture. In addition, students will be expected to complete a drafting assignment, which will be given after each exercise class. The drafting assignment are expected to be submitted prior to the next class by e-mail. The expected time for preparation and review/assignment for each class is two hours, respectively.

Grading Criteria: Grading will be decided based on Class Participation (30%), Assignments (30%) and Final Report (40%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

法情報調査

中網 栄美子

単位数：1 単位 | 受講年次：1～2 年 (春学期集中/Intensive(Spring))

備考 (履修条件等)：必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

「法情報調査」とは、法令、判例、学説等の探索・整理・分析の技法、判例の意義・読み方等、法律を学ぶ上で必要な専門的スキルを学ぶ科目である。

法科大学院で最初に必須となる技能であり、法曹実務を行う上でも基本となる技能であるため、初年度・集中授業の形で実施し、確実に習得する。

【到達目標】

法曹としての最も基礎的な専門的スキルを学ぶことを目的とする。
この授業を通じて、
・法情報調査 (リーガル・リサーチ) の専門的スキルを修得する
・法情報調査のスキルを活用し、法文書作成やプレゼンテーションの能力を高める
・法情報調査のスキルを応用し、法や法制度の変化に自ら対応できる能力を高めることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は講義と演習を組み合わせで行う。
いずれの回にもノートPC・インターネットを利用した課題解決型・検索実習が含まれる (授業時にノートPCを持参すること)。
多様な資料・データベースを駆使して、「効率的な」リサーチができるよう訓練する。各自がリサーチ結果をまとめ、発表 (ショートプレゼンテーション) を行う。

※2024年度は対面授業を予定しているが、状況により教室での授業が難しくなった場合は、ZOOMを利用したリアルタイム型オンライン授業を実施する。

※授業の初めに、前回の授業で提出された課題からいくつか取り上げ、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	情報検索の確認	適切で効率的なリサーチのために各資料の種類や特徴、所在、リサーチの手法や手順などについて学ぶ。 [準備学修等] ガイダンスで指示 予習課題あり。
第2回	法令調査1 (法令集とリーガル・データベースほか)	法令の基礎知識 (法令の種類・効力) を確認し、法令集やリーガル・データベースの利用方法について学ぶ。 [準備学修等] ガイダンスで指示
第3回	判例調査1 (裁判所の仕組みと判例の読み方)	判例の基礎知識 (判例の役割・裁判の仕組み) を確認し、判例集やリーガル・データベースの利用方法について学ぶ。 [準備学修等] ガイダンスで指示
第4回	判例調査2 (判例や判例評釈の調べ方)	判例や判例評釈の調べ方、さらには審決・裁決等の調べ方について学ぶ。 [準備学修等] ガイダンスで指示
第5回	法令調査2 (法令沿革ほか)	法体系・立法過程・立法情報などを確認するとともに、条約や条例、通達・告示等の調べ方についても学ぶ。 [準備学修等] 第4回授業時に指示 (法令・判例に関する課題あり)
第6回	法文献調査1 (行政情報及び企業情報の調査ほか)	行政機関が発する法情報 (白書・統計、審議会・研究会情報等)をはじめ法律関連文献の調べ方について学ぶ。 [準備学修等] 第4回授業時に指示

第7回 法文献調査2 (先端法学の視点から) 生活関連法・知的財産法・情報公開・公文書管理などの文献 (データベース) の調べ方について学ぶ。
[準備学修等]
第4回授業時に指示

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

法情報調査における資料 (紙媒体・電子媒体) は利用してこそ価値あるものである。「知っている」だけでは実務に生かせない。確実に「使いこなせる」ように、かつ、必要な情報更新を自分でできるように、反復の学習が求められる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

必要に応じてレジュメ等の資料を配布する。

【参考書】

『リーガル・リサーチ (第5版)』(日本評論社、2016年)
『法情報の調べ方入門：法の森のみちるべ (第2版)』(日本図書館協会、2022年)。
そのほか、必要に応じて授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)
質疑応答 15%
ショート・プレゼンテーション 15% (第6回・第7回授業時)
中間レポート (第4回授業時出題・第5回授業時提出) 20%
期末レポート (第7回授業時出題) 50%

【学生の意見等からの気づき】

集中授業ということで、限られた時間内に学修すべき内容が非常に多い。講義と (検索) 実習の繰り返しとなるが、主体的な学びを重視するため、適宜ペアワークやグループワーク、ディスカッションを取り入れる。

【学生が準備すべき機器他】

授業時にノートPC持参のこと。
また、インターネットやデータベースの接続準備をしておくこと (ガイダンス時に案内あり)。

【その他の重要事項】

予習課題・中間レポート・期末レポート作成にはPCによる基本的な文書作成技能 (WORD・EXCELなど) が必要となる。
※授業は2日間の集中授業として実施する (第1日目：1限～4限/第2日目：1～3限)。
1日でも欠席した場合、単位取得は不可となるので要注意。

【Outline (in English)】

【Course outline】

Legal Research is a subject to learn the practical skills necessary for studying the law. It includes the skills of searching, organizing and analyzing laws, ordinances, theories, etc.. It also includes the method of reading judicial precedents.

Legal Research is essential for law school students and then of course for legal professionals. So students should learn the subject firmly at the very beginning of their first year.

【Learning objectives】

The goals of this course are to

- [1] acquire the professional skills in legal research
- [2] develop the basic skills for creating legal documents, and
- [3] improve applied ability to the changes of the law and the judicial system.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content (one-credit) .

【Grading Criteria /Policy】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

- [1] Term-end research paper : 50%,
- [2] Short reports & Presentations: 30%, and
- [3] In-class contribution: 20%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

法律文書作成

小池 邦吉

単位数：2単位 | 受講年次：3年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

弁護士の立場から作成する法律文書について、簡単な事例を前提に、講義時間内に実際に起案してもらうことにより、実務において必要とされる法的思考の実践能力を確かめ、そこから理論を振り返ります。
「実践と、そこから理論を振り返る」ことが目的です。

【到達目標】

これまでに学んだ法律の知識や理解を具体的な事案に当てはめ、典型的な法律文書について、基礎的な内容の起案ができるようにします。

その際、いわゆる要件事実を意識しつつも、それのみにとらわれず、法律要件や法律効果を意識した起案ができるようにします。

以上を通じて、事実を前提とした法の当てはめの能力を身につけ、実践的な法的思考ができるようにします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

簡単なモデル事案を前提に、講義時間内に、テスト形式で、訴状・答弁書等の法律文書を起案してもらい (その際、原則として何を考えて起案をしたのか、起案の理由も記載してもらいます。)、翌週にその起案内容について講義することを基本とします。

起案時は、参考文献等の持ち込みは自由とする予定です。

講義時には、質問もしますので、指名されなくても学生諸君から積極的に回答を述べていただきたいと思います。

また、モデル事案の内容に合わせて、不動産の登記簿謄本等、実務で利用される基礎資料をお配りし、その資料の見方、使い方等の簡単な解説もします。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	本講義の進め方の説明と、翌週の起案についての簡単な説明	本講義で、半年間どのようなことを行うのか、概括的な説明をし、本講義の狙いなどを理解してもらいます。また、授業の最後の方で、翌週の訴状の起案に向けて、簡単な説明をします。
第2回	訴状の起案	簡単なモデル事案に基づいて訴状の起案等をしてもらいます。
第3回	上記の解説等	主に、起案した訴状に関して、実体法・手続法を含めた解説等を行います。また、10分程度、翌週の起案の説明をします。
第4回	答弁書の起案	簡単なモデル事案に基づいて答弁書の起案等をしてもらいます。事案としては、会社法がらみの事案を予定しています。
第5回	上記の解説等	起案した答弁書に関する実体法・手続法の解説等を行います。また、10分程度、翌週の起案の説明をします。
第6回	民事保全の概括的な解説	翌週に、民事保全の起案をしてもらいますが、その前に、1回分の講義時間を使って、民事保全の全体像について、必要な範囲で概括的な解説を行います。
第7回	民事保全の起案	簡単なモデル事案に基づいて民事保全申立書の起案等をしてもらいます。
第8回	上記の解説等	起案した民事保全申立書の実体法の解説等を行います。また、10分程度、翌週の起案の説明をします。
第9回	内容証明郵便の起案	簡単なモデル事案に基づいて内容証明郵便の起案等をしてもらいます。
第10回	上記の解説等	起案した内容証明郵便に関する実体法等の解説等を行います。また、10分程度、翌週の起案の説明をします。
第11回	公正証書案の起案	簡単なモデル事案に基づいて公正証書の案についての起案等をしてもらいます。

第12回	上記の解説等	起案した公正証書の案に関する実体法及び公正証書についての解説等を行います。また、10分程度、翌週の起案の説明をします。
第13回	和解条項案の起案	簡単なモデル事案に基づいて和解条項の案についての起案等をしてもらいます。事案としては、会社法がらみの事案を予定しています。
第14回	上記の解説等	起案した和解条項の案に関する実体法・手続法についての解説等を行います。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

起案を行う授業前の予習としては、当該文書に関する手続法の基本書の該当部分を読みます。ただし、内容証明郵便の起案及び公正証書の案の起案の前は、法的に内容証明郵便が問題となってくる場面、法的に公正証書が問題となってくる場面を、条文を検索したり、基本書の索引から検索したりして、確認をします。

起案を行った後解説の授業の前は、起案で問題となった実体法上の部分について、法律要件・法律効果を基本書で確かめた上で、問題となった事案と照らし合わせながらどのような当てはめが可能だったのかを、改めて考えます。

解説の授業後は、レジュメを参考にしながら、該当部分の基本書を再度よく読み、授業内容が基本書の内容とどの様に関係してくるのかを、よく復習します。

以上を通じて、基本書レベルでの法律用法・法律効果の重要性を確認していきます。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

教科書は使用せず、レジュメその他の資料を配布します。

【参考書】

特にありません。

起案すべき法律文書については、見本として資料をお配りします。

【成績評価の方法と基準】

平常点で評価し、参考とするのは、

6回の授業内起案 90%

授業での質疑応答 10%

で評価します。

各起案は、テストと同様にA (優)、B (良)、C (可)、D (不可)で評価します。

目安としては、各起案のA評価は15点、B評価は12.5点、C評価は10点、D評価は5点を標準としますが (したがって、すべてA評価の起案だった場合の合計点は90点が標準で、すべてC評価だった場合は60点が標準)、起案内容によっては、多少の増減を考慮する場合があります (ただし、合計点の上限は90点)。

なお、起案日に授業を欠席した場合の当該起案の評価は0点としますが、やむを得ない欠席もあり得ますので、課題として起案を提出すれば、それなりに評価したいと思えます。ただし、授業内起案と同じ評価にはなりませんので、ご注意ください。

授業での質疑応答は、0点から10点の範囲で評価致します。学生の積極的な発言を期待します。

【学生の意見等からの気づき】

基本的には、前年の法律文書作成の講義を敷衍しますが、これまでの様子からして、民事保全については学生の知識不足がありそうなので、民事保全の起案をする前に、1回の講義時間を使って、概括的な民事保全の解説を行うこととします。

【学生が準備すべき機器他】

起案日は、大学が用意している答案用紙をご用意ください。

起案日にお配りした資料は、翌週の授業に必ず持参してください。

【その他の重要事項】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンライン授業に切り替える可能性もあります。起案日に限りオンライン授業という可能性もありますので、予めご承知下さい。

オンライン授業に切り替えるときは、学習支援システムやメールにてお知らせ致します。

【Outline (in English)】

Course outline

Regarding legal documents created from the standpoint of a lawyer, by having them actually draft a legal document within the lecture time on the premise of a simple case, confirm the practical ability of legal thinking required in practice, and look back on the theory from there. The purpose is to "practice and look back on theory".

Learning Objectives

Apply the knowledge and understanding of the law that you have learned so far to specific cases so that you can draft the basic contents of typical legal documents.

At that time, while being aware of the so-called requirement facts, we will be able to make drafts that are not limited to that, but are also aware of legal requirements and legal effects.

Through the above, you will acquire the ability to apply fact-based laws and be able to think practically.

Learning activities outside of classroom

As a pre-class preparation for drafting, read the relevant part of the basic document of the Procedure Law concerning the document. However, before drafting the content certification mail and the draft of the notarial act, search the text to find out where the content certification mail is legally a problem and when the notarial act is legally a problem. Or search from the index of the basic book to check.

After making the draft, before the commentary class, how to check the legal requirements and legal effects of the substantive law part that became a problem in the draft in the basic book, and then compare it with the problematic case. I will reconsider whether the fitting was possible.

After the commentary lesson, while referring to the resume, read the basic book of the relevant part again and review how the lesson content is related to the content of the basic book.

Through the above, we will confirm the importance of legal homes and legal effects at the basic book level.

The standard preparatory study and review time for this class is 2 hours each.

Grading Criteria /Policy

Evaluate at normal points.

At that time, we will refer to 6 in-class drafts and questions and answers in class, and evaluate the drafts at a rate of 90% and the questions and answers at a rate of 10%.

Each draft is scored by A (excellent), B (good), C (possible), D (impossible).

If you are absent from class on the drafting day, you will be given a D rating.

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑事事実認定の基礎

野嶋 慎一郎

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事事件、民事事件を問わず、裁判の審理において最も重要なのは事実認定である。犯罪行為は、動機、計画（共謀）・準備、実行行為、結果、因果関係について、証拠に基づいて事実認定をする必要がある。証拠から事実が認定できるか否かによって、有罪無罪の分かれ目となる。

本講義では、法律の解釈に加え、刑事事件における事実認定がどのようになされるのかを体得してもらうことを目的とする。

【到達目標】

近時の司法試験でも、問題文の中に事実が記載され、それをもとに事実認定をさせる問題が出題されている。

本講義では、刑事事件で問題となる典型的な事実認定について、事案の分析力、証拠の評価（証拠能力、証拠価値）、事実認定の手法を体得することが達成目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に課題を与えるので、各自が基本書、判例、参考文献等にあたって、授業で議論できるように準備をする。授業では、課題について、いかなる証拠に基づき、いかなる事実が認定できるのか、それによってどのような結論が導き出せるのか、を双方向で質疑応答する形式で進める。なお、提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	故意の認定(1)	殺意の認定 殺人か傷害致死か 情況証拠の評価
第2回	故意の認定(2)	薬物事犯における薬物所持の故意の認定
第3回	過失の認定	自動車運転者の過失か被害者の過失（自爆行為）か 民事事件との相違（過失割合）
第4回	因果関係の認定	保護責任者遺棄と遺棄致死の区別
第5回	実行行為の認定(1)	事件性の争い 傷害罪か被害者の自傷行為か 被害者供述の信用性
第6回	実行行為の認定(2)	被害者宛の刑事告訴取下げ要求の手紙（脅迫、強要、証人威迫の区別）
第7回	実行行為の認定(3)	結婚詐欺 寸借詐欺 経済事犯（取引行為と詐欺の区別）
第8回	実行行為の認定(4)	家庭内暴力、折檻と傷害の成否
第9回	違法性阻却事由、責任能力	喧嘩における傷害（正当防衛・過剰防衛か） 盗癖等の責任能力の有無
第10回	共謀共同正犯	事前共謀、現場共謀 情況証拠の評価
第11回	自白の任意性、信用性	共犯者の役割による量刑 自白に陥るメカニズム 自白の任意性、信用性に関する事実認定
第12回	第三者供述の信用性	被害者・目撃者等の第三者供述の信用性に関する事実認定 犯人識別供述の信用性に関する事実認定
第13回	アリバイ	アリバイに関する事実認定
第14回	情状事件 裁判員裁判	弁護人の主張時期、立証活動 情状事実の事実認定、量刑に与える影響 裁判員裁判における事実認定

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に課題を与えるので、各自が基本書、判例、参考文献等にあたって、授業で議論できるように準備をする。なお、授業期間中、数回レポートを提出させて、成績評価の対象とする。提出された課題等に対して、授業内で講評する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定はしない。

【参考書】

日弁連「刑事弁護実務」

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答 50%
レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

講師が取り扱った実際の刑事事件等を題材として、刑事事実認定の基礎となる証拠の構造、各証拠の位置付けなどをきちんと理解した上で、各証拠の評価を検討させるようにしたい。

【Outline (in English)】

The most important one is recognition of fact in a trial. It is a guilty innocent turning point in a criminal case. The aim of this lecture is learning about recognition of fact.

I give a problem beforehand. The student reads a basic book, precedent, and it is necessary to think about an answer about legal problems.

The standard time for preparation and review for this class is two hours each.

Evaluation (1 questions and answers 50%, 2 reports 50%)

LAW500A2 (法学 / law 500)

要件事実演習

鹿島 秀樹

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

いわゆる要件事実の基本的な考え方を学ぶ。具体的な民事訴訟の事案において、訴訟物が何であるか、攻撃防御方法としての主張・立証責任が当事者のいずれにあるか等の分析検討を行う。

【到達目標】

具体的な紛争事例において、要件事実を中心とする論理的な分析思考能力の基本を習得すること。その過程を通じて、要件事実の素材をなす民法、要件事実が用いられる「場」としての民事訴訟の構造につき、理解を深めること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

教員の指示に従い、パワーポイント教材を事前に予習し検討すること。

授業は、学生の事前準備を前提として、双方向で進める。

課題に対するフィードバックは、その都度行う。また、定期試験に関するフィードバックの方法は、学生の希望を聞いた上で決定する（学習支援システムを通じて行うか、対面授業で実施するか）。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・要件事実総論1	教員の自己紹介、要件事実を学習する前提を確認する。
第2回	要件事実総論2	最も簡単な事例をもとに、要件事実の基本的な考え方を学ぶ。
第3回	売買代金請求訴訟	売買代金請求訴訟の要件事実
第4回	賃貸借終了に基づく建物明渡請求訴訟	賃貸借契約の終了に基づく明渡請求訴訟の要件事実
第5回	消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟	消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟の要件事実
第6回	保証債務履行請求訴訟	保証債務履行請求訴訟の要件事実
第7回	所有権に基づく不動産明渡訴訟	所有権に基づく不動産明渡訴訟の要件事実
第8回	登記請求訴訟	登記請求訴訟の要件事実
第9回	判決規範による要件事実	抵当権に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実
第10回	事例問題研究1	事例問題による検討1 (売買契約の契約不適合に関する訴訟)
第11回	事例問題研究2	事例問題による検討2 (請負契約の事例)
第12回	事例問題研究3	事例問題による検討3 (建物明渡訴訟・転貸借の事例)
第13回	事例問題研究4	事例問題による検討4 (詐欺行為取消訴訟の事例)
第14回	総復習	要件事実学習のまとめと定期試験に向けての注意

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

毎週末に学習支援システムにて、次回授業に関するパワーポイント教材及び当該週に実施した授業の復習メモをアップする。学生は、これらの資料を見て復習及び予習を行う。

課題は、練習用の課題1回（任意提出）、平常点に関わる本課題の合計2回実施する。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

教科書は用いない（パワーポイント教材を事前にアップし、授業終了後に復習メモをアップする）。

【参考書】

司法研修所編『新問題研究要件事実 付一民法（債権関係）改正に伴う追補一』（法曹会）

司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実』（法曹会）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点） 30%

授業での質疑応答等（10%）、期間中に提出する本課題（20%）
期末における評価

定期試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

要件事実学習が民法の学習と繋がっていることを前提とし、民法の勉強に役立つ授業を心掛けたい。

【その他の重要事項】

30年余にわたる法曹（裁判官・弁護士）としての経験を通じ、多くの民事訴訟事件を担当し、要件事実の問題と常に向き合ってきた。「要件事実に助けられた」と感じることも度々であった。こうした経験を踏まえ、「楽しく、役に立つ授業」を行いたいと考えている。

【Outline (in English)】

【Course outline】

this seminar's aim is to learn the material facts of civil law, exploring the vital points of civil cases.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to the basic acquisition of requirements facts and understand the structure of substantive law and civil action.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content

【Grading Criteria /Policies】

Grading will be decided based on class manner, questions and answers (30%), and Regular examination (70%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

現代法曹論

高須 順一

単位数：1単位 | 受講年次：1～年(春学期前半/Spring(1st half))
備考(履修条件等)：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

社会の変化に伴い、法曹の役割も大きく変わろうとしている。法科大学院で学ぶ院生として、現代の法曹に求められる使命と職責を理解することを目的とする。とりわけ未修者コースの新入生は、将来、自らが担う法曹の具体的なイメージを持てるようになることを考えている。そのために、実際に法曹として活動している弁護士等にゲストスピーカーとして講義の一部を担当してもらう予定である。

【到達目標】

すでに弁護士として活動している現職の弁護士等の講義を聴き、質疑応答をすることにより、現代社会において法曹として活動することの意義を理解できるようにする。特に現代社会における法曹の役割が多様化していることを理解する。そして、ゲストスピーカーの人柄に触れることにより、法曹として求められる資質を学びとることを目標とする。

この授業を通して、法曹のイメージを具体化させ、そして、自らも法曹として生きたいというモチベーションを高めることも重要な目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

何人かのゲストスピーカーをお呼びして、その方の専門分野に関する具体的な講義をお願いする予定である。また、特定の対象分野に偏ることのないように、民事、刑事、公設事務所、インハウス等、様々な事柄を取り上げて行きたい。

なお、テーマにもよるが、具体的な冤罪事件の記録の事前検討や、実際の法律相談を意識したローヤリング(疑似体験)等も試みる。さらにはゲストスピーカーの講義のあと、振り返り、まとめを行い、受講生から当日の授業の理解度を確認する簡単なレポートを提出してもらうこともある。

これらに対するフィードバックは、その都度あるいは次回の授業の開始時及び最終回(第7回)の授業時に行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	現代的弁護士論	担当教員による総論的な解説及び第2回以降のガイダンス的な説明
第2回	公設事務所の役割と職務内容	公設事務所所長経験者による講義及びローヤリングの後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第3回	弁護士業務の国際化	国際的な業務を行なっている弁護士による講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第4回	刑事弁護の最前線	刑事弁護士人として活動する弁護士による講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。なお冤罪事件の記録を事前に検討する。

第5回	法曹の立法関与と組織内弁護士の役割	現代の法曹の役割のひとつである立法関与及び組織内弁護士の役割についてゲストスピーカーの講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第6回	訴訟のIT化	現在、進行中の裁判手続のIT化に関する議論の解説や疑似体験の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第7回	弁護士会の役割	弁護士会が担っている現代的役割に関するゲストスピーカーの講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

事前学習や復習はあくまで本人が授業を有効に活用するためにいえば足りる。事前課題の提出等は予定していない。むしろ、授業時間中にいかに集中して、講師の講義内容から、いかに多くのことを学び取るかが重要となる。

他者の話からどれだけ自身のモチベーションを高めることができるかが問われる授業である。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

テキストは特に使用しない。必要な資料は、その都度、配付する。

【参考書】

必要があれば、授業の際に指摘する。

【成績評価の方法と基準】

平常点評価の授業である。ローヤリング等の授業時の態度や講師の話から何を学んだかを判定するための簡単なレポートの内容などに基づく成績評価することを考えている。

以下の割合に基づき評価する。

授業態度、授業での質疑応答 40パーセント
レポートの内容 60パーセント

【学生の意見等からの気づき】

多くの受講生に参加いただいている。現代の多様化した法曹の役割について、関心が高いことに改めて気付かされた。ゲストスピーカーの選定について、さらに工夫して行きたい。

【学生が準備すべき機器他】

特にない。

【その他の重要事項】

私は公益財団法人日弁連法務研究財団の常務理事をしており、その関係で、現代社会における法曹の使命と役割について研究する機会を有している。その研究成果をもとに、この授業を企画したものである。

なお、私が弁護士として活動する中で培った人間関係をもとにゲストスピーカーをお願いしている。ゲストスピーカーは、それぞれ法曹として多忙な方々であり、日程調整が困難である。そこで、ゲストスピーカーの都合を優先させ、各回の授業の順番を入れ替えることもある。また、場合によっては、テーマや日程の変更を行うことがあるので、予め了承して欲しい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

With a social change, the role of the lawyer is going to turn big. It is intended to have a student learning in a law school understand the mission and responsibilities demanded from a modern lawyer. I think about having the first-grader who entered it have the concrete image of the lawyer whom own will carry in the future among other things. Therefore I am going to have the lawyers who are acting as a lawyer be really in charge of a part of the lecture as a guest speaker.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to understand the role of the judicial officer in modern society diversifying, understanding the nature found as a judicial officer, and improvement of the motivation to become a judicial officer.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content

【Grading Criteria /Policies】

Grading will be decided based on class manner, questions and answers (40%), and report problem (60%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

企業法務入門

高須 順一

単位数：1単位 | 受講年次：2～年 (春学期後半/Spring(2nd half))
備考 (履修条件等)：選択必修

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

法律家に関する一定のイメージを持っている学生を念頭に、新たな法律家の職務の一つである企業法務に関して、一般的な理解を得ることを目的とする授業である。既修者コースに入学した新生入生に受講してもらいたい授業である。多様な企業法務について、具体的な内容を理解することができるようになることを目的とするが、それにとどまらず、法曹の職務は、社会のあり方と密接に関わっていることを理解していく。

【到達目標】

現代の企業活動において、法律家が大きな役割を担っていることを学習する。まずは、企業法務の具体的な内容と、その重要性を学ぶことになる。その上で、法曹の仕事は、伝統的な訴訟遂行にとどまるものではなく、社会のあらゆる活動に関与するものであることを具体的に理解できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP 6」に関連

【授業の進め方と方法】

何人かのゲストスピーカーをお呼びして、その方の専門分野に関する具体的な講義をお願いする予定である。ゲストスピーカーとしては、企業法務を担当する弁護士や、インハウスローヤーが中心となるが、テーマに応じて、企業法務担当者や経済の専門家にも参加いただく予定である。

なお、テーマによる単なる講演にとどまることなく、模擬株主総会の実施やQ&A方式の授業実施などを行い。さらには、ゲストスピーカーの講義のあと、振り返り、まとめを行い、受講生から当日の授業の理解度を確認する簡単なレポートを提出してもらうこともある。これらに対するフィードバックは、その都度、次回の授業の開始時及び最終回 (第7回) の授業時に行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	企業法務とは	担当教員による企業法務に関する総論的な説明
第2回	契約審査とコンプライアンス	ゲストスピーカーによるコンプライアンスに関する講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第3回	株主総会運営の心得	ゲストスピーカーによる株主総会運営に関する講義を行う。その上で次回に予定される模擬株主総会にあたって留意すべき点を説明する。その後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第4回	模擬株主総会の実施	受講生全員による模擬株主総会を実施する。その後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第5回	企業法務の心得	長年、企業法務に関与しているゲストスピーカーによるQ&A方式での授業の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。

第6回	企業法務における新たな試み	近時の企業法務をめぐる新しい課題についてゲストスピーカーによる講義及び意見交換の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第7回	弁護士の使命と企業法務	企業法務全般に関する担当教員による取りまとめとなる講義

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前学習や復習はあくまで授業を有効に活用するために必要な程度で行います。事前課題の提出等は予定されていない。授業時間中にゲストスピーカーから多くのことを学ぶことができるようにしたいと思います。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特に指定しない。必要に応じて資料を各回の授業で配付する。

【参考書】

一般的な参考書として以下の書籍が参考になる。

経営法友会 企業法務入門テキスト編集委員会編著『企業法務入門テキストありのままの法務』(商事法務、2016年)

【成績評価の方法と基準】

平常点評価の授業である。模擬株主総会の取組みや毎回の授業での講師との質疑応答に基づき、以下の割合で評価する。

模擬株主総会の取組み 60パーセント
授業時の質問・発言 40パーセント

【学生の意見等からの気づき】

ゲストスピーカーの話が具体的な内容であるほど関心が高いことに改めて気付かされる。本年度も、より具体的な話をさせていただく予定である。

【学生が準備すべき機器他】

特にない。

【その他の重要事項】

私は弁護士として、保険会社や上場企業等の法律顧問をしており、企業法務に関して多年におよぶ実務経験を有している。この経験をもとに授業を実施して行きたい。

なお、私が弁護士として活動する中で培った人間関係をもとにゲストスピーカーをお願いしている。ゲストスピーカーは、それぞれ法曹として、あるいは企業法務担当者等として、多忙な方々であり、日程調整が困難である。そこで、ゲストスピーカーの都合を優先させ、各回の授業の順番を入れ替えることもある。また、場合によっては、日程の変更を行うことがあるので、予め了承して欲しい。

【Outline (in English)】

【Course outline】

It is the class for the purpose of getting a general understanding of the company's legal affairs that are one of the duties of the lawyer who is new in mind in students having the constant image about the lawyer. It is a class to want the second-grader who entered it newly to take lectures. About a variety of company legal affairs, it is intended to have you understand concrete content, but the duties of the judicial officer want you to understand the social way and a thing concerned with closely without remaining in it.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to understand the concrete contents and importance of company legal affairs, and the work of the judicial officer is the understanding of the thing of every domain of the society.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content

【Grading Criteria /Policies】

Grading will be decided based on class manner, questions and answers (40%), and Report problem (60%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

英米法

岩田 太

単位数：2単位 | 受講年次：1～年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

英米法では、英米法の特徴である陪審制度、判例法主義、連邦制度などについて解説し、その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします。可能であれば実際の判例 (英語) やビデオ教材 (英語) などの利用をしつつ、可能な限りアメリカ法の実像に迫りたいと思います。各トピックについては、事前に教材 (日本語中心) を準備し、それを読んだことを前提に議論を進めたいと考えています。

・正式な授業の予定を含め連絡事項などは、基本的に学習支援システム上などに掲載し、ダウンロード可能な状態にするので、随時参照してください。

【到達目標】

英米法の特徴である陪審制度、判例法主義、連邦制度などについて正確に理解し、その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします。さらにそのような学習を通じ、日本法及び日本社会を批判的な視点から見つめ直し、相対化できることが最終目標です。

*受講する場合、事前に以下のメールアドレスにご連絡下さい。

iwata-f(アットマーク) kanagawa-u.ac.jp まで (アットマークを@に変更して送信ください)

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

英米法においては、ビデオや実際の判例を利用しつつ、英米法の特徴である陪審制度、判例法主義、連邦制度などについて解説し、その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします。報告、提出された課題等に対して、授業内で講評します。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	下記すべて予定 (詳細は初回授業)。以下の予定はあくまでも目安であり、進捗状況によって変更の可能性があります。	オリエンテーション 外国法を学ぶ意義、その際に必要な姿勢などについて概略する (1) 英米法とは何か；(2) なぜ英米法を学ぶのか：比較法、外国法研究の意義；(3) 英米法の特徴；ビデオ：合衆国の裁判&解説
第2回	1. 序：	(3) 英米法の特徴；(4) イギリス法とアメリカ法；(5) 一応の目標
第3回	1. 序：	英米法の最大の特徴の1つである陪審制度について、実際の陪審の評議を映したビデオ教材などを利用しつつ、その制度的特徴および社会的な意義を学ぶ (1) 陪審制度の起源および歴史；(2) 陪審の制度的枠組み
第5回	2. 陪審制度	陪審制度：ビデオ：陪審評議の内実 (英語) & 解説
第6回	2. 陪審制度	(3) 陪審制の長所・短所；(4) 陪審制度から見える英米法の特徴
第7回	3. 判例法主義	英米における法の基本的形式である判例法について、合衆国最高裁判所の判例に実際にあたりながら、判例法主義のあり様を学ぶ (1) 第1次的法源としての判例法；(2) 先例拘束性の原理
第8回	3. 判例法主義	合衆国最高裁判所の判例に実際にあたる
第9回	3. 判例法主義	(3) 先例拘束性の原理の変容；(4) 帰納的思考方法
第10回	4. 私人による法の実現	英米法に特徴的な考え方として、一般市民にとって法を使いやすくしておくことによって、法の利用を促進し、そこから法の目的を実現しているという発想がみられる。そのような考え方の意義を学ぶ 問題およびビデオ (エリン・プロコピッチなど) (1) 法へのアクセスの拡大：私人による法の実現

第11回	4. 私人による法の実現	(2) 損害賠償の多様性：懲罰的賠償を中心に；(3) 日本法への示唆
第12回	5. アメリカ法の形成：合衆国憲法を中心に	(1) 植民地時代・独立革命；アメリカ法の形成：合衆国憲法を中心に (1) 植民地時代・独立革命；(2) 合衆国憲法の成立：連合国家から連邦制へ；
第13回	5. アメリカ法の形成：合衆国憲法を中心に	(3) 違憲立法審査権の成立 (判例：1-3, 7-10事件)
第14回	6. 法律家の役割	：ビデオ：合衆国における伝統的な法学教育のあり方 (1) 法曹一元：法曹の養成；法律家の役割 (2) 裁判官；(3) 検察官；(4) 弁護士

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

可能な限りアメリカ法の実像に迫るため、事前の教材を入手し準備をした上で、授業に臨んで下さい。授業中にランダムに発言を求めます。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

『基礎から学べるアメリカ法』(弘文堂、2020)。

【参考書】

購入不要 (図書館などでご参照下さい)

田中英夫『英米法総論 上下』(東大出版会)

樋口範雄『はじめてのアメリカ法』(有斐閣)

伊藤正巳、木下毅『アメリカ法入門』(第4版) (日本評論社)

判例集：別冊ジュリスト『アメリカ法判例百選』(有斐閣)

田中英夫編集代表『Basic 英米法辞典』(東大出版会 1993(2800円))

そのほか授業内で適宜紹介します。

【成績評価の方法と基準】

学期末試験、および、報告・授業参画などの平常点で採点します。配分は、試験50%、報告(20%)・授業参画(20%)・提出物(10%)などの平常点50%です。なお受講生数によっては、学期末試験は、報告、授業参画にすべて変更する場合(逆の場合も)がありますが、その場合は講義参加人数が確定した段階でご説明します。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【その他の重要事項】

授業の初回で、講義の進め方、試験についてなど説明しますので、初回から参加するようにしてください。なお、上記計画は適宜変更されることがあります。

*注意：受講する場合、事前に以下のメールアドレスにご連絡下さい。

iwata-f(アットマーク) kanagawa-u.ac.jp まで (アットマークを@に変更して送信ください)

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this class, it will focus on the basic features of Anglo-American law such as the jury system, the case law system, and Federal system in the U.S. by using capital cases as examples.

【Learning Objectives】

The main purpose of this class is to better understand the basic structures of the legal system as a whole including its cultural aspects. It plan to look at recent U.S. Supreme Court decisions and video recordings of actual jury deliberation.

【Learning activities outside of classroom】

Students are expected to prepare each classes by reading assignments for each topic (assignment are mainly written in Japanese but might include English materials. Also, students are expected to print out each assignment and class handout by themselves from this class website. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

【Grading Criteria /Policy】

The Grading would be basically evaluated by final exam (50%), presentation, class participation, assignment (50%). Depending on the number of students, final exam may be changed by class participation, etc. partly or totally (vis versa). In that case, it would be announced in the class.

LAW500A2 (法学 / law 500)

法哲学

大野 達司

単位数：2単位 | 受講年次：1～年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

実定法の理論を理解し、解釈を行う前提として、法に関する、あるいは法の周辺にある問題を考えること。法哲学の基本的考え方を理解し、応用・利用可能にすること。法を対象化してみる視点をも身につけること。各人の現代的諸問題への関心について、一歩踏み込んだ理解を試みること。

【到達目標】

正義や自由に関する基本的な考え方とその論争状況を、現代の法的諸問題にあてはめて考え、自分の意見をまとめる手がかりとして用いることができるようにする。他方、今日、正義や自由・平等などについて何が問題になっているのかを理解する。

また法哲学に限らず、論点を的確に整理し、自分の見解をバランスよく説明し、さまざまな議論の射程とレベルをきちんと押さえられるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

少人数なので、分担を決めて、基本的には教科書をもとにそこに示されている論点をまとめ、関連すると思われる判例などを交えて、報告・質疑討論の形をとる。なお、教科書出版後に新しい情報がありうるので、それを踏まえて報告してほしい。また法科大学院の学生のメリットを生かして、できる範囲で判例や律法の情報を調べてください。報告は事後に質疑を踏まえて修正してもらい、閲覧可能な状態にするので、それらをもとに、期末の試験に臨んでもらう。対面授業が難しい場合にはzoomで実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	はじめに	授業の進め方の説明、法哲学の基本的考え方の紹介、報告素材の紹介。 [準備学習等] 教科書にざっと目を通し、報告第三希望まで選択しておく。 ドーピングは禁止すべきか？ [準備学習等]
第2回	自由1	第1章 自分の臓器を売ることは許されるべきか？ [準備学習等]
第3回	自由2	第2章 犯罪者を薬物で改善してよいか？ [準備学習等]
第4回	自由3	第3章 ダフ屋を規制すべきか？ [準備学習等]
第5回	自由4	第4章 チンパンジーは監禁されない権利を持つか？ [準備学習等]
第7回	平等1	第5章 女性専用車両は男性差別か？ [準備学習等]
第8回	平等2	第6章 同性間の婚姻を法的に認めるべきか？ [準備学習等]
第9回	平等3	第7章 相続制度は廃止すべきか？ [準備学習等]
第10回	平等4	第8章 児童手当は独身者差別か？ [準備学習等]
第11回	平等5	第9章 年金は世代間の助け合いであるべきか？ [準備学習等]
第12回	法と国家1	第10章 裁判員制度は廃止すべきか？ [準備学習等]
		第11章

第13回 法と国家2

女性議席を設けるべきか？
[準備学習等]

第12章

第14回 法と国家3

憲法に従う義務はあるか？
[準備学習等]

第13章

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者以外は、該当の教科書（など）の部分や、報告者が配布した資料をあらかじめ読み、自分の考え方と不明点をまとめる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

瀧川裕英編著『問いかける法哲学』（法律文化社、2016年）

住吉雅美『あぶない法哲学』（講談社現代新書、2020年）。重なる論点も多いのでメインをどちらにするかは初回に決めるが、一方にしかない論点を選んでもよい。上記シラバスは、『問いかける法哲学』をもとにしている。参加者の希望により、法的推論などを素材にした那須耕介・平井亮輔『レクチャー法哲学』法律文化社、2020年に変更する可能性もあるが、その場合、開講時に指示する。

【参考書】

森村進「正義とは何か」（2024、講談社現代新書）、瀧川・宇佐美・大屋『法哲学』（2014年、有斐閣）、亀本洋『法哲学』（成文堂）、田中成明『現代法理学』、井上達夫編『現代法哲学講義』、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』（法律文化社）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

報告内容（レジュメの完成度、資料調査） 30%

報告に対する質問・意見 20%

期末における評価

期末試験（ないしレポート） 50%

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムを利用します。報告はパワーポイントでおこない、修正の上アップしてもらいます。対面授業が難しい場合には、zoomを利用し、各自の報告と質疑をオンラインで行います。

【その他の重要事項】

とくにありません。学部で法哲学（あるいは関連する科目）を受講した経験のある人は、どのような授業であったか思い出して、初回に話してください。

【Outline (in English)】

[Course outline] The aim of this lecture is to get a basic understanding about modern theories of legal philosophy. On this understanding, each students choose her or his theme and make reports about topics in actual legal or social problems.

[Learning Objectives] Students can think, analyze and discuss not only legal problems but also social or political problems from the viewpoint of legal philosophy.

[Learning activities outside of classroom] Students other than reporters should read the relevant literature in advance and clarify their views and questions regarding it.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content Practice.

[Grading Criteria/ Policy] Participants submit a term-end report and evaluate their grades based on normal scores and this report: Presentation:30%, contribution to the class:20%, term-end examination or report:50%

LAW500A2 (法学 / law 500)

ドイツ法

日野田 浩行

単位数：2単位 | 受講年次：1～年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

下記の「到達目標」に即して、本授業は、全体を大きく次の4つの部分に分けて講義を進めて行きます。

I 統治の基本構造 (3回) 憲法の統治機構論に該当する部分ですが、行政法の一般原則である「法律による行政」の原理についても検討します。なお、ドイツやドイツ法の歴史については、自学自習の対象とします。テキスト該当部分 (I～III章) を読んでおいて下さい。

II 基本権の保障 (5回) 憲法の人権論に該当する部分のうち、自由権の保障を中心に検討します。

III 私法と社会法の基本秩序 (4回) 私的自治の諸相とその限界の基礎、およびドイツ労働法の特徴をなす共同決定を中心に検討します。

IV 憲法と刑事法の交錯 (1回) 刑法の領域におけるテーマの中から、憲法との関係で注目される判例をピック・アップして検討します。

なお、授業内でインターネットを使用することがあります。

【到達目標】

(1) わが国の法曹をめざす法科大学院の学生諸君が、ドイツ法を学ぶことの意義はどこにあるでしょうか。

まず第一に、日本法の枠組みと論理自体ドイツ法に影響されているところが大きいことをふまえて、日本法の基本原則や理論的枠組み、あるいは個別の解釈論等につき、より深い知見を得られること。第二に、他方で、ドイツ法の制度には日本のそれと異なるものもたくさんあるので、そうした比較法的視座を得ることにより、日本法の特徴をより鋭く捉えることができるようになること。そして、第三に、日本の法学が直面している課題につき、比較法的見地からの分析を加えることにより、法曹に必要なスキルのうち、特に「創造的・批判的検討能力」を高めること。訴訟代理人が、上告趣意書で原審の解釈等を批判する際などに外国の制度や解釈を援用することはけっこうありますが、たとえば「憲法上の権利」侵害が問題となる事案において、憲法裁判所制を採用するドイツの判例理論が採用している三段階審査の手法が憲法の学界のみならず、法科大学院生の間でもいかに注目を集めてきていることを考えても、ドイツ法の全体像についての基礎的知識を獲得することの意味は、決して小さくはないと思います。

(2) 以上述べたドイツ法学習の意義を前提として、本授業の到達目標を次のように定めます。すなわち、基礎的な法分野についてのより深い理解や創造的検討能力の涵養に資するドイツ公法・私法の基礎につき、ドイツ連邦共和国基本法が要求する基本的秩序の観点から整理して概説することができるようになること、です。

ただ気をつけなければいけないのは、一国の基本的法秩序は確かに憲法において定められている部分が多いのですが、法制度というものは、社会の自生的法の形成を通じて確立していくということです。その点については、私的自治の諸相とその限界という形で授業の中にとり入れていくつもりです。

以上をふまえていえば、本授業のテーマは、ドイツ公法・私法の基礎を、私的自治 (Privatautonomie) の原理にも配慮しながら、ドイツ基本法の定める基本的秩序の観点から検討していくことです。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、ドイツ連邦共和国基本法が定める統治機構の基本構造を概観する第1～3回授業を除き、各回毎のテーマとの関係で重要な連邦憲法裁判所の判例をとりあげ、具体的な事例との関係での制度の運用や解釈論を意識しながら、講義形式に質疑応答を織り交ぜながら進めてゆきます。テキスト該当部分や検討する判例の評釈等については、下記の「準備学習等」の指示のほか、事前に配布する Assignment sheet の指示に従って、しっかりと準備しておいて下さい。

また、各授業参加者には、指示する授業テーマに関して報告をお願いします。また、それとは別にレポートを作成していただきます (後記「成績評価の方法と基準」参照)。

授業内で行ってもらう研究報告については、他の授業参加を交えた議論もふまえ、教員がコメントを行い、フィードバックを行います。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	I 統治の基本構造 <1>：ドイツ連邦共和国憲法の基本原則	EUとの関係や連邦制を含むドイツ連邦共和国の統治に関する基本原理につき、基本法が定めるところを概観する。

第2回	I 統治の基本構造 <2>：政治部門の国家機関と選挙制度	ドイツ連邦共和国の政治部門の統治機構につき、基本法が定めるところを概観し、選挙制度に関し、特に比例代表選挙におけるいわゆる阻止条項に関する連邦憲法裁判所の判断について解説する。
第3回	I 統治の基本構造 <3>：司法権と憲法裁判所概論	ドイツにおける司法権の概念や裁判所制度について概説したうえで、連邦憲法裁判所による違憲審査や連憲政党禁止の制度につき、基本的な説明を行う。
第4回	I 統治の基本構造 <4>：行政法の一般理論	行政法的一般理論のうち、「法律による行政」の原理につき概説したうえで、「法律の留保」原則との関係で連邦憲法裁判所が展開した「本質性理論」について検討する。
第5回	II 基本権の保障 <1>：一般理論	基本権保障の総論部分のうち、とりわけ第三者効力に関するリユート判決 (連邦憲法裁判所1958年1月15日判決)、および国家の基本権保護義務や実効的権利保障論に関わる判例を検討する。
第6回	II 基本権の保障 <2>：信仰の自由	信仰の自由の保障につき、十字架決定 (連邦憲法裁判所1995年5月16日決定) およびスカーフ判決 (連邦憲法裁判所2003年9月24日判決) を中心に検討する。
第7回	II 基本権の保障 <3>：表現の自由	表現の自由の保障につき、報道の自由と人格権に関するレーバハ判決 (連邦憲法裁判所1973年6月5日判決) を中心に検討する。
第8回	II 基本権の保障 <4>：集会の自由	集会の自由の保障につき、ブロックドルフ決定 (連邦憲法裁判所1985年5月14日決定) を中心に検討する。(同判例は、第14回授業で扱う事例を検討する際にも前提として重要である。)
第9回	II 基本権の保障 <5>：職業選択の自由	職業選択の自由の保障につき、薬局判決 (連邦憲法裁判所1958年7月11日判決) を中心に検討する。
第10回	III 私法と社会法の基本秩序 <1>：私的自治とその制約	契約の自由の位置づけや意義、およびドイツ民法におけるその制度化につき概観したうえで、連帯保証決定 (連邦憲法裁判所1993年10月19日決定) について検討する。
第11回	III 私法と社会法の基本秩序 <2>：財産権保障とその制限	基本法における財産権保障やドイツ民法における物権法の特徴を概観したうえで、クラインガルテン決定 (邦憲法裁判所1979年6月12日決定)、ハンブルク堤防整備法判決 (邦憲法裁判所1968年12月18日判決) および砂利採取事件決定 (邦憲法裁判所1981年7月15日決定) について検討する。
第12回	III 私法と社会法の基本秩序 <3>：家族法	ドイツ家族法の特徴を概観したうえで、婚姻名の選択に関する連邦憲法裁判所2004年2月18日判決、期限つき苛酷条項違憲決定 (連邦憲法裁判所1980年10月21日決定)、非嫡出子判決 (連邦憲法裁判所1969年1月29日判決) について検討する。
第13回	III 私法と社会法の基本秩序 <4>：労働法の基礎	ドイツ労働法の特徴を概観したうえで、労働者の共同決定権に関する共同決定判決 (連邦憲法裁判所1979年3月1日判決) について検討する。
第14回	IV 憲法と刑事法の交錯	民衆扇動罪規定に関するNPD政治集会決定 (連邦憲法裁判所2004年6月23日決定) とヴンジーデル集会決定 (連邦憲法裁判所2009年11月4日決定)、および墮胎罪に関する第一次墮胎判決 (連邦憲法裁判所1975年2月25日判決) を検討する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

第1～3回：テキストIV章§1・2、XI章§2、XII章、BVerfGE 5,85 ((BVerfGEとは、Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts (連邦憲法裁判所判例集) の略で、その後の数字は、それぞれ巻と頁を示している。邦語文献として、後掲『ドイツの憲法判例I (第2版)』[以下「憲法判例I」という。]判例番号68)、BVerfGE 6,84 (憲法判例I・79)

第4回：テキストV章§1～3、BVerfGE 33, 303 (憲法判例I 46)、BVerfGE 49,89 (憲法判例I・61)

第4回：BVerfGE 7, 198 (憲法判例I 24)、BVerfGE 53, 30 (憲法判例I・9)、

BVerfGE 81,242 (後掲『ドイツの憲法判例II (第2版)』[以下「憲法判例II」という。]判例番号40)

第5回：テキストトIV章§3 (p.61-68)、BVerfGE 93,1 (憲法判例II・16)、BVerfGE 108, 282 (後掲『ドイツの憲法判例III』[以下「憲法判例III」という。]判例番号21)、小山剛「第二次スカーフ決定」自治研究96巻1号 (2020)

第6回：BVerfGE 35,202（憲法判例Ⅰ・29）
第7回：BVerfGE 69, 315（憲法判例Ⅰ・40）
第8回：BVerfGE 7, 377（憲法判例Ⅰ・44）
第10回：テキストⅥ章§1～3、BVerfGE 89, 214（憲法判例Ⅱ・6）
第11回：テキストⅥ章§4、BVerfGE 52,1（事前に資料配付）、BVerfGE 24, 367（憲法判例Ⅰ・50）、BVerfGE 58, 300（憲法判例Ⅰ・51）
第12回：テキストⅥ章§5・6、BVerfGE 109, 256（憲法判例Ⅲ・10）、
BVerfGE 55, 134（憲法判例Ⅰ・34）、BVerfGE 25, 167（憲法判例Ⅰ・37）
第13回：テキストⅨ章、BVerfGE 50,290（憲法判例Ⅰ・49）
第14回：BVerfGE 111, 147（憲法判例Ⅲ・41）、BVerfGE 124, 300（後掲・『ドイツの憲法判例Ⅳ』判例番号29）、BVerfGE 39,1（憲法判例Ⅰ・8）
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

村上淳一＝守矢健一＝ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門【改訂第9版】』（有斐閣・2018年）

【参考書】

ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅰ（第2版）』、『同Ⅱ（第2版）』、『同Ⅲ』、『同Ⅳ』（信山社・2003年,2006年,2008年, 2018年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

中間研究報告 50%

期末における評価

レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

報告やレポートについては、受講者の人数をも考慮して、課題の設定等、適切なものとなるよう工夫していきたいと思えます。

【学生が準備すべき機器他】

レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用Gmailを用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。

【Outline (in English)】

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have the knowledge of basic characteristics of German law.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and other materials. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end report:50%, mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2 (法学 / law 500)

法と経済学

今井 猛嘉

単位数：2単位 | 受講年次：1～年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

法と経済学とは、多くの法律学科目で学んでいるような教義学的な法律学ではなく、ミクロ経済学の観点からの法の理解である。この授業では、伝統的な法学のミクロ経済学の立場からの理解、解釈を目指す。

【到達目標】

ミクロ経済学のごく初歩を理解した上で、所有権法、不法行為法、契約法、刑法、独占禁止法に関連する領域について、ミクロ経済学の理解を踏まえた理解ができる。教義学的な解釈論とは異なる解釈論を展開する能力に加え、法政策形成能力、法的制度設計を入れて構想することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

3回目までは通常の講義方式である。4回目以降では、割り当て部分を担当受講生が報告し、それについて議論をするという方法で講義を進める。

・定期試験解説期間にフィードバックを行う。
・リアクションペーパー等における良いコメントは授業内で紹介し、さらなる議論に活かす

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

なし/No

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ミクロ経済学の基礎 (1)	ミクロ経済学とは？ [準備学習等] 微分法の基礎を復習
第2回	ミクロ経済学の基礎 (2)	消費者行動と企業行動
第3回	ミクロ経済学の基礎 (3)	競争市場と効率性。市場の失敗
第4回	小テスト、所有権法の経済分析 (1)	前回の授業までの小テスト、所有権法の基礎 [準備学習等] 民法の所有権を復習
第5回	所有権法の経済分析 (2)	コースの定理
第6回	所有権と情報、所有権と公共財	共同消費性、排除不可能性
第7回	契約法の経済分析 (1)	契約違反と損害賠償 [準備学習等] 民法の契約法を復習
第8回	契約法の経済分析 (2)	契約違反と損害賠償2
第9回	不法行為法の経済分析 (1)	コスト最小化アプローチ [準備学習等] 不法行為法を復習
第10回	不法行為法の経済分析 (2)	過失責任、無過失責任
第11回	刑法の経済分析 (1)	犯罪の経済学とは [準備学習等] 刑法総論を復習
第12回	刑法の経済分析 (2)	抑止刑論
第13回	独占禁止法の経済分析 (1)	独占禁止法の基礎に関する論争の概説 (シカゴ学派による主張、その他)
第14回	独占禁止法の経済分析 (2)	独占の禁止が経済学的に効率的と言えるのが問題となる、最新の事例等を検討する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

講義の対象となった法領域 (例えば所有権) に対応する伝統的な法律学的なアプローチの基礎的な理解が求められる。なお、法律学的な高度な内容は求めないので、未修コースの学生もハンデなく学習可能である。数学についても、授業の中で説明するので、前提となる知識は不要である。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

クーター、ユーレン (太田勝造訳) 『新版 法と経済学』 商事法務研究会であるが、現在絶版なので再版がなされない場合は、必要箇所をコピーして配布。

【参考書】

特になし

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価

質疑応答 50%

期末における評価

レポート 50%

Attendance to the class, 50%

Report 50%

【学生の意見等からの気づき】

学生からの意見を踏まえて、分かりやすい講義、細かな脇道にはこだわらない講義を目指す。

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【Outline (in English)】

In this course, the several main issues in the Law and Economics field will be lectured.

Through studying them, the participants will be able to get the different viewpoint to the issues from their supposedly acquired traditional legal thinking.

In preparation for doing so, they are required to have the basic knowledge to the micro economics.

Studying outside of class hours and number of hours: Read materials before the class.

2 hours would be required for preparation of the class.

Evaluation methods and standards are attendance score (50%) and report score (50%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

法制史

中網 栄美子

単位数：2単位 | 受講年次：1～年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

日本近・現代法制史を、主として憲法、民法、商法、刑法など主要法典の制定過程を中心に学ぶ。授業の中心は幕末・明治維新以降～現代に至るまでの日本法制史だが、古代・中世・近世の法や裁判についても近・現代と比較する目的で適宜取り上げる。併せて、「司法制度改革」や「差別と法」の歴史についても学ぶ。

【到達目標】

未来の法曹として、過去と現在の関わりを時に客観的に時に批判的に問いながら、日本の法や裁判への理解を深化させ、法的思考力や分析力を培うことを目的とする。

この授業を通じて、

- ・主要法典の成立過程の概要を理解する
- ・前近代と近代の裁判の相違を理解する
- ・現代の法的諸課題を理解する

ことができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は講義を中心に質疑応答・討論を行う。

各回授業終了後はリアクションペーパーの提出を求める。

このほか授業後半の回では各自が30分程度の報告 (プレゼンテーション) を1回行う。

授業内でインターネットを使用し、オンライン上の資料検索や資料紹介を行うことがある。

※2024年度は対面授業を予定しているが、状況により教室での授業が困難となった場合は、ZOOMを利用したリアルタイム型オンライン授業を実施する。

※提出されたリアクションペーパーに対して、添削・返却する。併せて、

授業の初めに、前回の授業で提出されたリアクションペーパーからいくつか取り上げ、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	法制史入門	法制史とは ～最近の裁判事例から～ [準備学修等] 予習課題を別途指示
第2回	古代法特論	律令法の継受 [準備学修等] 参考テキスト p28～31、p56～63 及び 77～82
第3回	中世法特論	中世法の基本的特徴と裁判制度 [準備学修等] 参考テキスト p107～117 及び p124～127
第4回	近世法特論	近世法の基本的特徴と裁判制度 [準備学修等] 参考テキスト p175～182、p212～219 及び p222～228
第5回	近代の法① (幕末維新と近代国家形成)	幕藩体制から近代国家への移行と大日本帝国憲法の制定 [準備学修等] 参考テキスト p251～257 及び p257～268
第6回	近代の法② (不平等条約)	領事裁判と条約改正 [準備学修等] 参考テキスト p268～269 及び p281～285
第7回	近代の法③ (西欧法の継受)	旧民・商法の起草と法典論争 [準備学修等] 参考テキスト p307～311
第8回	近代の法④ (刑法理論の争い)	旧刑法の制定と現行刑法の制定 [準備学修等] 参考テキスト p288～294 及び p359～366

第9回	近代の法⑤ (内地延長主義)	植民地の法と法制度 [準備学修等] 参考テキスト p335～337
第10回	近代の法⑥ (労働者の権利)	社会法の形成 [準備学修等] 参考テキスト p379～384
第11回	近・現代の法① (民主主義)	日本国憲法の制定と戦後改革 [準備学修等] 参考テキスト p339～350
第12回	近・現代の法② (司法制度改革)	陪審裁判と裁判員裁判 法曹養成の歴史 [準備学修等] 参考テキスト p353～356 及び p408～409
第13回	通史① (差別と法)	差別と法 ハンセン病・新型コロナウイルス [準備学修等] 参考テキスト p401～402 及び追加プリント
第14回	通史② (災害と法)	自然災害 (地震・津波・火山の噴火など) と人災の歴史と法 [準備学修等] 資料配布

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

各回授業に該当する参考テキスト部分を予習する。事前配布資料がある場合は参考テキストと併せて予習を行う。特に読み方・意味などが不明の歴史・法律用語は各回の授業前に可能な限り調べておくこと (調べ物の際の基本検索ツールについては初回授業で紹介する)。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

参考テキスト：浅古弘・伊藤孝夫ほか編『日本法制史』青林書院、2010年
このほか授業でレジュメ・資料を配布する。

※テキスト及び参考書については初回時に説明する (初回時に持参不要)。

【参考書】

川口由彦著『日本近代法制史』(第2版) 新世社、2014年

出口雄一ほか著『概説 日本法制史』弘文堂、2018年

このほか適宜授業で紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)

各回課題及びコメントペーパー 30%

報告 (プレゼンテーション) 20%

期末における評価 (レポート) 50%

【学生の意見等からの気づき】

「歴史」の授業を「暗記物」ととらえ、覚えることばかり多くて「大変」とか「つまらない」と感じていた学生諸君に「歴史」は貴方の生きる国の、そして貴方自身の過去・現在・未来を「考える」ための授業であることを自覚してもらいたい。

この授業では貴方がこれまで「そういうものだ」と漠然と考えていた、あるいは、「それが常識だ」と信じていた既存の「歴史的事実」を一旦壊し、あるいは揺るがし、再構成する訓練を行うものである。

【学生が準備すべき機器他】

初回授業では各自貸与パソコンを持参し、インターネットに接続できるように準備しておくこと。

【その他の重要事項】

授業前後に質問を受け付けるほか、Eメールでの質問も受け付ける。

毎週の課題の提出は「学習支援システム」を利用する。

連絡用メールアドレス等は初回到案内する。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course is for learning the Japanese Modern Legal History, especially about the process of establishing major codes such as the Constitution, Civil Code, Commercial Code, Penal Code etc. The core part of the course is the history of Japanese legislation from the end of the Tokugawa period and the Meiji Restoration to the modern era, But the distinctive aspects of the laws and the legal systems in ancient times, medieval times and early-modern times are also discussed for the comparison with the modern and present times. In addition, we also learn about the history of the "Judicial system reform" and the "Discrimination and law" in Japan.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to

[1] understand the outline of the process of establishment of the major codes

[2] understand the difference between pre-modern and modern trials, and

[3] understand present legal issues from those historical backgrounds.

【Learning activities outside of classroom】

Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.

【Grading Criteria /Policy】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

[1] Term-end Paper: 50%,

[2] Short Reports: 30%, and

[3] Short Presentation: 20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

立法学

長谷川 彰一

単位数：2単位 | 受講年次：1～年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

現代社会では、時代の変遷に応じて国民の福祉を向上させ、複雑な国民の利害を調整するため、様々な法規範の定立 (立法) が行われている。そして、そのように定立された法規範は国民によって遵守されなければならないが、一方で、社会経済情勢の変化に応じて必要な改廃は迅速的確に行われなければならない。このような、法規範の定立や改廃の、意義、内容、手続きなどを理解し、さらに進化させようという試みが立法学である。

本講義では、このような立法学およびその周辺事情を概観する。

【到達目標】

- 1) 学生が、以下のことを理解できるようにする。
 - ① 法とは何か、法令の体系、法令の効力
 - ② 立法政策や立法内容の在り方、立法過程の現状
 - ③ 法律の形式や構造、附則、一部改正、法令用語などの立法技術の要点
 - ④ 地方自治立法や行政立法の仕組み、法令解釈の要点
- 2) 学生が、実際の条例立案に取り組み、立法作業を体得する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

- 1) 本年は、対面授業で、次の様な進め方を想定している。
 - ① 各回のレジュメは、原則として授業日の概ね1週間前の月曜日までに、学習支援システムの教材欄に掲示するので、各受講生は、それを予習する。
 - ② 各回の授業では、レジュメの講義、質疑、演習などを行う。講義は、レジュメを予習していることを前提とし、レジュメの内容をかいつまんで概説する。演習は、条例立案の演習とし、各人が行う演習と、グループ演習とを行う。
 - ③ 授業は、2024年度春学期時間割に従い、原則として月曜日の第4限 (15:00～16:40) に行う。
 - ④ ただし、第3回授業の演習①と第4回授業の演習②は一連のものであることから、第4回の授業を定例日ではない4月26日 (金) の第4限 (他の授業が入っていない時限) に補講として行うこととする。
 - ⑤ その後の授業はそれぞれ繰り上げることとし、第5回の授業を5月13日 (月) に行い、第14回の最終の授業は7月15日 (月) に行うこととする。
 - ⑥ 3) 演習の提出物等に対するフィードバック方法として、提出された演習シート等に対して、適宜、授業内で講評を行う。
 - ⑦ 4) 感染症対策などの関係でオンライン授業などとなった場合には、授業の変更がありうる。その場合には、その都度、学習支援システムにより提示するので、ご留意いただきたい。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回 (4/8)	1) 立法学へのいざない 2) 法令の効力① (場所に関する法令の効力)	1) 「法」とは何かや法令の秩序を考察しながら「立法学」の概要を把握する。あわせて、日本の法令の種類や法体系を概観する。 2) 法令は、どのように効力を発揮するのか。まず、法令がどこで効力を発揮するのかについて、把握する。
第2回 (4/15)	1) 法令の効力② (人・時に関する法令の効力) 2) 立法事実 3) 法律事項	1) ここでは、法令が、だれに対して、いつからいつまで効力を発揮するのかについて、把握する。 2) 法的な制度は、どのような動機で、どのような社会事実を踏まえて、形成されていくか。「立法事実」の理解を通じて立法政策の在り方を考察する。 3) 「法律事項」などの立法の要件について考察する。
第3回 (4/22)	1) 法律案の企画立案 2) 演習① (50分)	1) 法律案はどのようにして作成されていくのだろうか。法律案の企画立案の手続きや過程を内閣立法と議員立法について概観し、法律の立案過程を理解する。 2) 演習では、具体的な事例で、条例立案の取り組みを経験する。まず、各人による立案演習シート (1) の作成、提出

第4回 (4/26)	1) 立法内容 2) 演習② (50分)	1) 法律の内容として、どのような事柄が規定されるのであろうか。法律の具体的な規定内容を考察する。 2) グループによる立案演習シート (1) の検討
第5回 (5/13)	1) 法律の基本形式・構造 (配字を含む) 2) 演習③ (50分)	1) そもそも法律はどのような形式で書かれているのであろうか。立法技術の基本として、公布文から署名に至るまでの法律の基本的な構造、配字などを理解する。 2) 各人による立案演習シート (2) の作成、提出
第6回 (5/20)	1) 条の基本形式・構造 (文体・用字を含む) 2) 演習④ (50分)	1) 条・項・号の基本的な形式、条文の構造、文体、用字などの立法技術を理解する。 2) グループによる立案演習シート (2) の検討
第7回 (5/27)	1) 附則 2) 地方自治立法 3) 演習⑤ (50分)	1) 立法技術の一環として、附則の規定内容を理解する。 2) 地方公共団体の条例や規則を概観する。 3) 各人による条例案の作成①
第8回 (6/3)	1) 法令の制定過程 2) 演習⑥ (50分)	1) 法律案及び条例案の国会・地方議会提出から、審議、可決・成立、公布、施行までの一連の制定過程を把握する。 2) 各人による条例案の作成②、提出
第9回 (6/10)	1) 法律の一部改正・全部改正・廃止 2) 演習⑦ (50分)	1) 立法技術の一環として、一部改正・全部改正・廃止などの形式を把握する。 2) 提出された条例案のうちいくつかをとりあげ、形式面の検討 (全体討議)
第10回 (6/17)	1) 法令用語① 2) 演習⑧ (50分)	1) 立法技術の一環として、法令用語を概観する。 2) グループによる条例案などの検討①
第11回 (6/24)	1) 法令用語② 2) 演習⑨ (50分)	1) 法令用語 (続き) 2) グループごとに、条例案についての教官への質疑応答
第12回 (7/1)	1) 法令用語③ 2) 演習⑩ (50分)	1) 法令用語 (続き) 2) グループによる条例案などの検討②、提出
第13回 (7/8)	演習⑪	各グループから条例案などを発表する。 その後、全員で吟味する。
第14回 (7/15)	1) 行政立法 2) 法令の解釈 3) 全体の総括	1) 法律以外の国の法令の立法内容や立法過程を概観する。 2) 法令の読み方・解釈について理解する。 3) 講義を総括し、これからの立法のあり方について考察する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

各受講生は、事前にレジュメを予習する。なお、レジュメは、本文と参考資料からなっているが、基本的には、本文を予習することとする。参考資料は、必要に応じて参照すればよい。講義は、レジュメを予習していることを前提とし、レジュメの内容をかいつまんで概説することとなる。
条例立案の演習のうち、各人によるシートや条例案の作成及びグループによる条例案などの作成については、適宜、提出を求めると、授業時間中に終わらなかった場合には、宿題となる。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

特にテキストは指定しない。必要に応じてレジュメや資料を準備する。

【参考書】

(実務の基本書)

「新訂 ワークブック法制執務 第2版」法制執務研究会 編 (ぎょうせい・2018)

「法令用語携 第4次改訂版」法令用語研究会 編 (ぎょうせい・2011)

(教官著書)

「改訂 法令解釈の基礎」長谷川彰一 著 (ぎょうせい・2008)

「自治立法」松永邦男/長谷川彰一/江村興治 著 (ぎょうせい・2002)

(その他の基本的な書籍)

「立法学講義<補遺>」大森政輔/鎌田 薫 編 (商事法務・2011)

「立法学—理論と実務」大島稔彦 著 (第一法規・2013)

【成績評価の方法と基準】

1) 成績評価の方法

○ 授業期間中における評価 (授業における質疑応答・発言など、立案演習で提出された資料及びその発表)

○ 期末における評価 (課題に対するレポート)

2) 成績評価の基準

① 授業における質疑応答・発言など 20%

② 立案演習で提出された資料及びその発表 50%

(各人が作成した立案演習シート (1)・(2)・条例案などを個別評価)

し、グループで作成された条例案などをグループ評価する。)

③ 課題に対するレポート 30%

【学生の意見等からの気づき】

本講義では、これまでの講義内容を踏まえ、知識の量よりも知識に対する理解度や知識を用いた実践的な力を重視する。

【学生が準備すべき機器他】

講義のレジュメ等は、学習支援システムへの掲示にてデータで配布する。また、演習の資料もデータで配布し、各受講生は、そのデータへの書き込みにより演習を行うこととなる。このため、各受講生は、貸与PCその他の、データの閲覧・データへの書き込みができるデバイスを準備すること。

【Outline (in English)】

This course introduces the legislative studies to students taking this course. At the end of the course, students are expected to acquire legislative policy making, legislative contents, legislative techniques and legislative process.

Before each class meeting, students will be expected to have read the lecture resume materials. Your required study time to understand the course content is at least four hours before/after each class meeting.

Grading will be decided based on the following : in class contribution 20%, materials submitted in the class 50%, term-end reports 30%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

行政学**坂根 徹**

単位数：2単位 | 受講年次：1～年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

ガイダンスの次に、行政理論や行政の歴史について説明する。その後、受講生の関心も踏まえつつ、国内行政について組織と資源の両面から、また加えて、国連システムを主な例に国際機関に焦点を当てて国際行政について組織と資源の両面から、それぞれ検討を行う。併せて、各自が関心を持つ調査研究テーマを設定し、そのテーマに関して中間発表・最終発表等やそれらへの質疑応答等を行う。

このようにして、日本の行政学で主な分析対象とされている日本の国内行政に加えて、グローバル化の中で重要性が増している国際行政への理解と関心も高め、あわせて行政の具体的なテーマ・課題について考察を深め発表・議論を行うスキルを涵養していくことを目的とする。

【到達目標】

- ①行政の理論・歴史、国内行政、国際行政について、基礎的知識を得ると共に、国内行政・国際行政についての現状・特徴・課題等を理解できること。
- ②各自が関心を持つ具体的な行政課題を設定・調査し、それを発表し議論を行うことができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

授業の進め方と方法は以下の授業計画を予定しており、履修者数も加味して講義形式か演習形式かそれらの折衷形式かを決定する。そして各テーマは、各回完結や同じ比重・時間配分で進めていくとは限らず、履修者数や履修者の関心及び授業形態や授業の進行度合いに応じて、適宜調整・実施していく。なお、発表に対しては授業内で検討・議論・講評等を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	本科目のテーマや進め方の概要などの導入講義
第2回	調査研究テーマの選定に向けた検討	各受講生による行政に関する関心の表明と、それを踏まえた調査研究テーマの選定に向けた検討
第3回	行政理論	政官関係論や行政組織論
第4回	調査研究テーマの選定	調査研究テーマの選定と各テーマについての主な論点の検討
第5回	調査研究テーマの検討	選定した調査研究テーマについて調査の進め方の検討
第6回	行政の歴史1	日本の国内行政の歴史
第7回	行政の歴史2	国際行政の歴史
第8回	調査研究の中間発表	各自の調査研究の進捗状況や課題などの中間発表と検討・議論等
第9回	国内行政の組織	日本の国内行政の組織構造
第10回	国内行政の資源	日本の国内行政の行政資源
第11回	国際行政の組織と資源	国連システムの組織構造と行政資源
第12回	調査研究の最終発表に向けての検討	各自の調査研究の最終発表に向けての現状と課題の検討
第13回	調査研究の最終発表1	各自の調査研究の最終発表と検討・議論等
第14回	調査研究の最終発表2	各自の調査研究の最終発表と検討・議論等の継続

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本科目の準備・復習に要する時間は4時間を標準とする。ただこれはあくまで平均であり、実際の必要時間は、様々な要素、特に割り当てられた発表等がいつかにより変動がある。授業外に行うべき主な学習については、基本的には講義で学んだ内容の復習を重点的に行い理解を確認していくことに加えて、特に各自の関心に基づき設定したテーマに関する発表に向けての事前準備をしっかりと行うこと（それにより最終発表に無理なく段階を踏みながら着実に到達することが期待できる）。加えて、日頃からメディア等を通して行政・行政課題に関心と理解を深めておくことも望ましい。

【テキスト（教科書）】

テキストは指定しない

【参考書】

伊藤正次・出雲明子・手塚洋輔『はじめての行政学』（新版）、有斐閣、2022年
原田久『行政学』（第2版）法律文化社、2022年
森田朗『新版 現代の行政』（第2版）、第一法規出版、2022年

磯崎初仁・金井利之・伊藤正次『ホーンブック 地方自治』（新版）、北樹出版、2020年

福田耕治・坂根徹『国際行政の新展開：国連・EUとSDGsのグローバル・ガバナンス』法律文化社、2020年

城山英明『国際行政論』有斐閣、2013年

福田耕治『国際行政学』（新版）、有斐閣、2012年

【成績評価の方法と基準】

- ・授業での学習状況や参加度（平常点）50%
- ・期末の調査研究の最終発表と検討・議論50%

【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

【Outline (in English)】

Main theme of this course (Public Administration) is to learn and consider about Japan's public administration and in addition, international public administration too. By taking this course, students are expected to acquire related specialized knowledge and also foster the ability to consider and analyze various public administration.

In average, your study time outside of each class will be about 4 hours. Actual needed time will be varied depending on various elements especially when each student is assigned and scheduled presentations.

Grading will be decided based on in-class performance and contribution (50%) and final presentation (50%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

アメリカ政治論

石川 敬史

単位数：2単位 | 受講年次：1～年 (秋学期授業/Fall)
備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

アメリカ合衆国憲法の基本的特徴について、その歴史的経緯から外観した上で、その最良のコンメンタールである『ザ・フェデラリスト』(岩波文庫)を読みながら考察します。

【到達目標】

アメリカ合衆国の憲法について理解するとともに、日本国憲法や統治機構について比較考察する視点を獲得することができることをめざします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

対面授業でおこないます。

討論においては、教員が行うコメントを通じて、フィードバックをおこないます。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イギリス領13植民地とイングランドの国制	連邦憲法を理解するための前提 1
第2回	連邦憲法と連合規約	連邦憲法を理解するための前提 2
第3回	連邦憲法の作成経緯と「憲法制定権力」についての考察	連邦憲法を理解するための前提 3
第4回	連邦憲法を読む1	連邦政府の構築
第5回	連邦憲法を読む2	連邦政府の正当化
第6回	連邦憲法を読む3	共和政と連邦制
第7回	連邦憲法を読む4	権力分立
第8回	連邦憲法を読む5	連邦議会下院の構成と権限
第9回	連邦憲法を読む6	連邦議会上院の構成と権限
第10回	連邦憲法を読む7	大統領制
第11回	連邦憲法を読む8	大統領の権限
第12回	連邦憲法を読む9	司法権
第13回	連邦憲法を読む10	陪審制
第14回	18世紀に制定された憲法とその運用：修正条項、大統領令、近年の憲法裁判など	立憲主義とは何か

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

教科書の該当部分を読んでおいてください。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

アレクザンダー・ハミルトン、ジョン・ジェイ、ジェイムズ・マディソン (斎藤眞・中野勝郎訳)『ザ・フェデラリスト』(岩波文庫、1999年)

【参考書】

田中秀夫 [編集]『ベーシック英米法辞典』(東京大学出版会、1993年)
久保文明・阿川尚之・梅川健 [編]『アメリカ大統領の権限とその限界』(日本評論社、2018年)

【成績評価の方法と基準】

①授業期間中に行う2回の小レポート (30%)

・第一回小レポート (15%)

・第二回小レポート (15%)

②期末試験 (70%)

【学生の意見等からの気づき】

近年の連邦最高裁判決へのコメントや研究の紹介など、今日のアメリカ司法権の動向についてより理解を深める授業にしたいと考えています。その比較として日本の司法制度への理解を深める視座を提供いたします。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

授業毎にレジュメ・資料を配布するので、それを復習の材料にしてください。

履修者の人数によって、授業形態 (講義形式に近いものか、演習形式に近いものか)には多少の変動があると考えられますが、意見・質問等は積極的に伝えてください。

【Outline (in English)】

The basic features of the U.S. Constitution will be discussed, with an appearance of its historical background, followed by a reading of its best commentary, "The Federalist" (Iwanami Bunko).

The goal of this course is to enhance your understanding of the structure of American governmental system and to compare it with the counterpart of Japan.

In-person lecture

After each lecture we will have the time for discussion about it. Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.

Grading Criteria /Policy

(1) Two short reports to be submitted during the class period (30%)

First short report (15%)

Second small report (15%)

(2) Final examination (70%)

LAW500A2 (法学 / law 500)

現代的契約関係法

大澤 彩

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

現代契約社会において、法律行為法などの契約の締結や内容規制に関する問題や、各契約類型における諸問題とそれに対する民法や特別法が有する役割や今後の課題を認識かつ検討することが本授業の目的である。具体的には、2020年から施行されている民法（債権関係）改正法で変容を受けた契約類型や民法の規定を中心的な素材としつつ、消費者や保証人といった、契約において劣位にある当事者をめぐる問題、さらには、契約の定型化やデジタル化といった現代の契約法が有する課題にも取り組む。

【到達目標】

現代契約社会において、法律行為法や契約総論・各論の規定、さらには、関連する特別法の規定が、現代の契約をめぐる諸問題に対応する上で十分な意義を持っているか否か、および、残された課題は何かについて、具体的な事案をもとに検討する。特に、2020年から施行されている民法（債権関係）改正法の内容や意義を十分に理解できるようにする。これらを検討するために、本授業では、テキストの具体的な例題を通して、民法（特に債権法改正で変容を受けた規定）や特別法の理論的・実務的課題について双方向、多方向で分析する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP 6」に関連

【授業の進め方と方法】

毎回、指定したテキストあるいは配布資料に掲載されている事例の検討を行う。その際には、テキストや配布資料に掲載されている債権法改正の内容や特別法の規定についても、自分で参考文献（必要に応じて指示する）を読んで予習して欲しい。

テキストや配布資料に示された課題については、授業の中でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	錯誤の現代化	いわゆる基礎事情錯誤規定新設の背景や今後の解釈の在り方の検討 [準備学習等] テキスト1頁から16頁及び事前配付資料の検討
第2回	詐欺・強迫と消費者契約法	詐欺・強迫規定の限界と、消費者契約法4条による修正とその限界の検討 [準備学習等] 事前配付資料の検討
第3回	無効・取消しの効果	民法121条の2の新設の背景と解釈の検討 [準備学習等] テキスト33頁から48頁及び事前配付資料の検討
第4回	定型約款規制	定型約款規定の解釈と消費者契約法による内容規制の検討 [準備学習等] テキスト225頁から240頁及び事前配付資料の検討

第5回	不動産契約の諸問題 ①売買における契約不適合	売買における契約不適合責任についての検討 [準備学習等] テキスト265頁から282頁及び事前配付資料の検討
第6回	不動産契約の諸問題 ②請負契約における契約不適合	請負の契約不適合責任についての検討 [準備学習等] テキスト343頁から358頁及び事前配付資料の検討
第7回	賃貸借契約の諸問題—原状回復義務について	賃貸借契約における原状回復義務についての検討 [準備学習等] テキスト313頁から328頁及び事前配付資料の検討
第8回	サービス契約の諸問題	債権法改正論議における準委任規定の現代化についての検討 [準備学習等] 事前配付資料の検討
第9回	保証契約の諸問題	個人保証人の保護をめぐる規定の解釈と課題の検討 [準備学習等] テキスト145頁から161頁及び事前配付資料の検討
第10回	複合契約論—デジタル・プラットフォームをめぐる諸問題	デジタル・プラットフォーム上の契約トラブルについての検討 [準備学習等] 事前配付資料の検討
第11回	債務不履行の現代化 ①損害賠償	債務不履行に関する新规定の検討 [準備学習等] テキスト79頁から93頁及び事前配付資料の検討
第12回	債務不履行の現代化 ②解除	解除に関する新规定の検討 [準備学習等] テキスト255頁から268頁及び事前配付資料の検討
第13回	消滅時効の現代化	新しい消滅時効法制の検討 [準備学習等] テキスト49頁から63頁及び事前配付資料の検討
第14回	契約法をめぐる今後の課題—債権法改正の残された課題と契約当事者間の格差について	債権法改正で採用されなかった事情変更の原則や契約当事者の格差に関する規定の検討 [準備学習等] 事前配付資料の検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストの該当頁及び毎回、事前配布する資料に目を通しておくこと。特に指定するテキストや配布資料の事例についての解答をあらかじめ作成しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

森田宏樹監修『ケースで考える債権法改正』（有斐閣、2021年）
さらに、理解の手助けとして事前配布資料を用意する予定である。

【参考書】

演習事例が掲載されている、千葉恵美子ほか編『Law and Practice 民法 I 総則・物権』『Law and Practice 民法 II 債権』（商事法務、2022年）。

改正債権法に関する書籍として、筒井健夫・村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』商事法務、2018年、潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』きんざい、2017年、大村敦志=道垣内弘人編『解説民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017年）松岡久和ほか編『改正債権法コンメンタール』（法律文化社、2020年）。改正債権法に関する演習本として、潮見佳男ほか編著『Before/After 民法改正（第2版）』（弘文堂、2021年）

契約法に関する書籍として、中田裕康『契約法（新版）』（有斐閣、2021年）、中田裕康『債権総論（第4版）』（岩波書店、2020年）。

【成績評価の方法と基準】

①契約法をめぐる諸問題の内容を正確に理解できているか。

②その諸問題を解決する上での理論的・実務的課題を抽出・理解できているか。

③債権法改正に基づく影響を正確に理解しうるか否か等を評定の基準とする。

授業期間中における評価（平常点）

授業中の質疑応答 30%

期末における評価

定期試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

学生の皆さんにとって、民法の講義・演習だけではなかなか腰を落ち着けて学ぶことができない、デジタル取引や欠陥住宅問題など、現代社会で見られる法的問題に民法（およびその特別法）がどのように対応すべきかについて考えることができるような素材を検討対象とします。

【学生が準備すべき機器他】

特にない。

【その他の重要事項】

民法は民法の規定だけではなく、借地借家法や消費者契約法などの特別法による修正を受けながら発展しています。契約法をめぐる諸問題を検討する上では、民法（特に債権法改正による変容を受けた規定）だけではなく、これらの特別法についても学ぶことが、実務家を目指す皆さんには求められます。担当教員は、民法（特に契約法）だけではなく消費者法・デジタル法なども専門としています。

【Outline (in English)】

This course deals with the actual problem on the contract law, for example, the conclusion of the contract, the unfair contract terms, several type of contract. Especially, we will consider the new contract law after 2020. We will also deals with the problem on the contract party and the digitalization of contract.

The goals of this course are to understand the interpretation and the problem of these rules, with the case study. We will discuss the theory and actual problem of these rules.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours for the analysis of cases in the text.

Grading will be decided based on Class manner, questions and answers (30%), and regular examination (70%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

債権回収法

大中 有信

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

民法上の金銭債権は、実体法上の権利として、請求力、担保力、給付保持力を有する。したがって、債権者はこれらの権能のうち請求力と担保力を行使して債権回収を図るが、請求に対する任意の弁済がえられず債務不履行状態に陥った場合の救済方法としては、手続法である民事執行法上の強制執行による回収を図ることになる。さらに進んで、債務者が支払不能に陥った場合は、倒産処理にかかる法制度によって回収を図ることになるが、このような状況下では、単独の債権者と債務者の関係のみでは問題を処理することはできず、債権者集団の満足の最大化という観点を中心におくことになる。単なる債務不履行から、支払不能に至る諸段階の中で、実体法上の債権は、手続法による実体法規範の変更によって、様々な変容を被る。手続法による実体法の変容の現象形態とその正当化原理がどのようなものであるか、個別の回収対象ごとに具体的な考察をおこなうことで、債権回収という観点から見た、実体法および手続法の総合的な理解を深めることがこの授業の目的である。

【到達目標】

この講義は、主として民法上の債権の物的・人的担保および債権の効力、債権の消滅並びに多数当事者の債権関係に関する諸規定のうち金銭債権の回収に関わる制度と関連する民事執行法、倒産処理法 (破産法、会社更生法、民事再生法等) の諸制度における債権の処遇の比較を通じて、債権を回収するに際して生ずる法律問題群を明確に理解することが目標である。このことを通じて、債権回収という機能的観点から見た、実体法と手続法のより立体的な理解に到達する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

一応講義形式ではあるが、比較的複雑な具体的事例を中心にして、与えられた設問に解答を与える中で、主要な判決例、民法、民事執行法、倒産処理法の制度の内容について理解を深めて行く。

第1、2回において、導入として債権回収法というコンセプト自体について解説するとともに、民法以外の関係諸制度の概要について概観する。

第3回以降は、個別の回収についての問題群を、債権回収対象ごとに大きく、I. 金銭債権を対象とする債権回収 (第3回～第6回)、II. 動産を対象とする債権回収 (第7及び第8回)、III. 不動産を対象とする債権回収 (第9回～第11回)、IV. 保証による債権回収 (第12回～第14回) に分けて検討する。設問については、適宜質疑応答を行うから、事前に配布する教材の事案を、判例集、教科書等を参考にしながら、各自検討したうえで受講していただきたい。また授業中に指示する課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	債権回収法の意義と視角 (その1)	債権回収の対象、債権回収における実体法と手続法の関係 [準備学習等] 教材の検討
第2回	債権回収法の意義と視角 (その2)	民事執行法、倒産処理法の概要 手続法による実体法の変容とその分析視角 債権回収と「私的整理」および「私的整理ガイドライン」の意義
第3回	金銭債権執行による債権の回収	金銭債権執行の構造、金銭債権執行による債権の回収、金銭債権執行と債権者代位権による債権の回収
第4回	倒産手続きにおける否認と詐害行為取消権	否認と詐害行為取消権の対比、個別構成要件の比較、個別債権についての優先的債権回収とその正当化 指名債権債権譲渡の対抗要件構造、特例法による登記、集合債権譲渡担保とその効力、倒産手続きにおける集合債権譲渡担保の効力
第5回	債権譲渡	相殺による債権回収の概要、差押えと相殺についての債権回収的視角からする文責、相殺の担保的機能を巡る倒産処理法における処遇
第6回	相殺	

第7回	集合動産譲渡担保	動産執行の手続き、集合動産譲渡担保の性質と意義、集合動産譲渡担保の実行手続、倒産処理における集合動産譲渡担保の処遇
第8回	動産売主の代金債権回収	売主の代金債権回収方法の概観、執行手続における代金債権回収、倒産処理における代金債権の処遇
第9回	占有による執行妨害	占有による執行妨害と執行法上の対応、執行妨害に対する実体法上の対応、執行妨害に対する倒産法上の処遇
第10回	不動産の果実を対象とする債権回収	賃貸不動産からの債権回収、抵当権による物上代位、不動産収益執行制度、賃貸不動産の倒産処理法における処遇
第11回	抵当不動産の任意売却	抵当不動産の売却、代価弁済と抵当権消滅請求、倒産手続きによる抵当不動産の譲渡
第12回	弁済による代位と共同抵当	弁済による代位の法的性質、共同抵当における負担の割り付け、弁済による代位と法定代位権者の負担割合、一部弁済と個別執行の関係、一部弁済による代位と倒産処理法
第13回	主債務者の免責と保証	主債務者の免責と保証、付従性との関係、倒産処理法における主債務者の免責と保証、私的整理における主債務者の免責
第14回	機関保証と特約	協会保証の契約複合類型、保証人間の特約、保証人と債権者との特約

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前に配布するプリント教材にあげられた問題について解答を検討する。本授業の準備学習・復習時間は各回予習2時間、復習に2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

事前に配布するプリント教材
高須・木納・大中編著『事案分析 要件事実—主張整理の基礎』(弘文堂、2015年)

【参考書】

講義中に指示する

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)
予習課題に即した授業内での質疑応答についての評価をおこなう 10%
期末試験
期末に課す事例式問題を出題内容とする試験において、債権を回収するに際して生ずる法律問題についての理解度と表現力を評価する 90%

【学生の意見等からの気づき】

法的文書の起案に際しての注意点についても、詳細な指示をおこなう。

【Outline (in English)】

Civil law receivables under the Civil Code have claiming power, grasping ability, benefit retention capability as substantial rights. Therefore, the obligee exercises the claiming power and the grasping ability of these authorities to collect the debts, but as a remedy method in the case of arbitrary repayment of the claim can not be obtained and falling into the defaulted state, the procedure law It is planned to collect by force enforcement under the civil execution enforcement law. If we go further and the obligor falls into insolvency, we will try to recover by the legal system concerning the bankruptcy process. Under such circumstances, however, under the circumstances of a single creditor and the debtor only the problem can not be processed and focuses on the viewpoint of maximizing the satisfaction of the creditors group. Under various stages leading from insolvent defaults to insolvency, substantive claims are subject to various transformations due to procedural and procedural law changes to substantive legal norms.

By analyzing the phenomenon form of the transformation of the substantive law by the Procedural Law and its justification principle and concrete consideration for each individual collection target, it is possible to analyze the substantive law and It is the purpose of this lesson to deepen the comprehensive understanding of the procedural law.

Work to be done outside of class (preparation, etc.)-

Students will examine the answers to the questions given in the printed materials distributed in advance. The standard preparation and review time for this class is 2 hours for preparation and 2 hours for review each time.

Grading criteria -

Evaluation during the class period (normal points)

Evaluation of question-and-answer session in class based on preparatory work 10%.

Final exam

A final exam will be given at the end of the semester to evaluate the students' understanding and ability to express themselves on the legal issues that arise in the collection of receivables. 90%

LAW500A2 (法学 / law 500)

現代家族の法と手続

野嶋 慎一郎

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

法律家のみならず、誰もが身近に直面する問題として離婚と相続がある。家族法の問題は、金銭的な解決だけではなく、夫婦・親子の情が絡んでいるため、事件を複雑、深刻なものとしている。また、家庭裁判所で審理される少年事件（刑事事件）も講義する。本講義では、家庭裁判所で審理される刑事事件、家事事件を対象として、それがどのように解決されているのか、を学習することを目的とする。

【到達目標】

本講義では、具体的題材をもとに、少年事件、家事事件に関する基本的な知識、具体的問題の解決方法、を体得することを目的とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に示される課題（授業内課題、択一問題）、資料などを目を通し、関係する文献を読むなど準備をし、授業当日においては双方向で質問や議論をする形式で進める。

授業内において、数回、レポート課題を出題する予定である。提出された課題に対して、授業前に各自に返却し、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	少年法概説	少年法の適用事件 少年審判の目的・機能・対象・基本原理
第2回	少年事件の受理・調査	事件の受理 事件の調査 当事者の役割
第3回	少年審判と弁護活動	観護措置 審判手続と弁護活動 試験観察
第4回	終局決定 不服申立	審判不開始・不処分 検察官送致 保護処分
第5回	家事調停手続	調停手続の概略 代理人としての活動
第6回	家事審判手続 人事訴訟手続	審判手続・人事訴訟手続の概略 代理人としての活動
第7回	親族（1）	婚姻関係（日常家事債務、婚姻費用）
第8回	親族（2）	離婚事件（離婚原因、財産分与、慰謝料）
第9回	親族（3）	離婚事件（親権、養育費）、親子関係
第10回	親族（4）	後見制度
第11回	相続（1）	相続の効力（相続回復請求権、相続と登記等）
第12回	相続（2）	相続の承認、放棄
第13回	相続（3）	遺産分割協議、調停、審判
第14回	相続（4）	遺言 遺留分

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に示されるテーマ、資料などを目を通し、関係する文献を読むなどして、授業当日において、質問や議論をすることができるように、相応の準備をしておくことが必要になる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。

レジュメ・資料については、別途、配布する。

【参考書】

「少年法入門」裁判所職員総合研修所監修（司法協会）

「民法7親族・相続」高橋朋子他著（有斐閣アルマ）

【成績評価の方法と基準】

授業中における評価（平常点）

授業での質疑応答 20%

課題の評価 60%

期末における評価

レポート 20%

【学生の意見等からの気づき】

テーマ・授業の進め方などは、学生の意見を取り入れて、柔軟に対応することを心掛けたいと考えている。

実際に取り扱った少年事件、家事事件の苦勞、面白さ、やりがいなどを話すことによって、実務に対する興味を持ってもらいたいと考えている。

【Outline (in English)】

There are a divorce and succession as the problem of everyone's facing it close. Feeling as well as money involves the family's problem. Students learn about the boy criminal case at a domestic relations court. The aim of this course is to acquire 1 the basic knowledge about a boy case, the housework case, 2 the solution of problem based on a concrete subject.

The student must prepare about a problem, a document, references. I push forward the class in the form of bi-directionally discuss. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 evaluation of problems 60%, 3 reports 20%)

LAW500A2 (法学 / law 500)

労働法 I

沼田 雅之

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・労働契約法・労働基準法の法理論と実務的法知識および問題を解決する応用力の修得を目的とする。各項目について最初に学説判例の概観をし、それを踏まえて事例問題を題材にケース・スタディ方式で労働法理論を学んでいく。とくに労働契約法・労働基準法の主要テーマについて、最高裁を中心とした判例動向を押さえながら、判例学説の議論を学習し、問題を適切に解決する能力を身につける。

【到達目標】

・本授業を受講した院生は、労働法総論として労働法全体の基本的仕組みや労働法の基本理念・原理を踏まえながら、昨今の労働法の改正動向を理解することができる。

・各論としては、労働契約法については、労働契約の締結から終了にいたる過程で発生する労働契約をめぐる法的問題を学習することを通じて、採用や配転・出向、就業規則による労働条件の決定と変更、解雇規制などの具体的問題を正確に理解することができる。

・また、労働基準法上の労働時間規制をめぐる問題として、具体的には労働時間の原則、労働時間の弾力化、休憩・休日・休暇に関する法律問題などを正確に理解することができる。

・本授業を受講した院生は、これらの学習を通じて、労働契約法や労働基準法の適用に関する具体的事例問題について、論点を正確に把握し、その点をめぐる裁判実務の現状を踏まえながら、適切な解答を記述できる力を身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

・各テーマについて判例学説の到達点を概観する。そして、各テーマに関する事例問題を提示し、その論点の析出と議論の整理を中心としたケース・スタディ方式の授業とする。

・各テーマごとに事例問題を宿題として出し、院生と応答しながら論点整理を行う。

・毎回授業で用いる事例問題や資料等は学習支援システムを通して配布する。

・ソクラテスマソッドを用いて授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス、労働法の基本原理と法源	<ul style="list-style-type: none"> この授業の進め方について説明する。 労働法総論として労働法の理念と基本原則および労働法の全体を概観して、この授業の全体の組み立てを説明した後に、契約・就業規則・労働協約・労使慣行等の各種法源の相互関係を理解する。 [準備学習等] 授業前に学習支援システムにアップした資料を事前に読んでおくこと、授業で配布した事例問題の争点整理をしていくこと。
第2回	労働法上の労働者	労働基準法・労働契約法・労働組合法上の労働者の概念をめぐる最近の議論の整理とそれを前提とした法適用のあり方を検討する。 [準備学習等] 同上
第3回	労働法上の使用者	労働基準法、労働契約（法）、労働組合法上の使用者をめぐる最近の議論を整理し、判例法理の到達点を学習する。 [準備学習等] 同上
第4回	労働法規と労働契約	労働基準法の実効性確保手段と労働契約上の権利・義務をめぐる法的問題を検討する。 [準備学習等] 同上

第5回	就業規則 1	就業規則の効力をめぐる法的問題を理解する。 [準備学習等] 同上
第6回	就業規則 2	就業規則による労働条件の不利益変更をめぐる法的問題を労働契約法の規制を含めて講義する。 [準備学習等] 同上
第7回	労働関係の成立	募集・採用・試用をめぐる法的問題を労働契約法の規制を含めて講義する。 [準備学習等] 同上
第8回	労働者の人権	人格の保護、ハラスメントをめぐる問題について学ぶ。 [準備学習等] 同上
第9回	人事	配転・出向・転籍に関する問題を学ぶ。 [準備学習等] 同上
第10回	懲戒	企業内制裁としての懲戒に関する問題を学ぶ。 [準備学習等] 同上
第11回	賃金	労基法上の賃金規制と成果主義的賃金制度などの最近の賃金制度の変容に伴う法律問題を検討する。 [準備学習等] 同上
第12回	労働時間	労働基準法の法定労働時間の原則と例外（適用除外も含む）を整理し、労働時間の概念や起算点をめぐる法律問題を学ぶ。 [準備学習等] 同上
第13回	休暇・休業	休憩・休暇等をめぐる法的規制と判例法理の到達点を学ぶ。 [準備学習等] 同上
第14回	安全衛生・労働災害	労働災害の防止と救済について学ぶ。 [準備学習等] 同上

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・各テーマについてテキストを読んでおくこと。

・事前に学習支援システムにアップされたレジュメや資料を読んでおくこと。

・出題される事例問題の論点を整理しておくこと。

・本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・荒木尚志ほか『ケースブック労働法（第4版）』（有斐閣、2015年）
 ・配布プリント

【参考書】

・労働判例百選（第10版）
 ・労働法の争点（2014年）
 ・水町勇一郎『詳解労働法【第3版】』（東京大学出版会、2023年）

【成績評価の方法と基準】

・授業期間中における評価（平常点）
 - 授業出席時の質疑応答 - 20%
 ・期末における評価
 - 定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

・講義形式で行うべきという意見があったが、法律専門職の資質として自己研鑽が重要と考えるので、ソクラテスマソッドを採用する。

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【その他の重要事項】

・オフィスアワーについては、授業後に応じることにする。

【専門領域と研究業績】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）
 <研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
 <主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）、「労働契約申込みのみ制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号（2022年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号（2022年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号（2022年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号（2021年）ほか

【Outline (in English)】

- This lecture aims at acquire legal theory and practical legal knowledge of Labor Contract Law/Labor Standards Law and application skill to solve problems. For each item, we first give an overview of the theoretical precedents and learn labor law theory in a case-study manner with the case problem. The goal is to acquire the ability to solve the problem appropriately, especially with regard to major themes of the Labor Contract Law and the Labor Standards Law.
- Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
- Grading will be decided based on seminar report(20%) and examination(80%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

労働法Ⅱ

沼田 雅之

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・労働組合法の理論と実務的知識の習得および問題解決する応用力を修得する。
 ・労働組合法以外に、労働法Ⅰで取り上げることのできなかったその他の問題として、非正規労働者、労働者派遣法、企業組織に関する理論と実務的知識および問題解決の応用力を修得する。

【到達目標】

・本授業を受講した院生は、労働組合法の主要テーマについて、基本知識を身につけると同時に、具体的なケースについて、正確な論点を抽出し、論点ごとに学説判例の到達点を踏まえながら、最適な法的解決の道筋を導き出し、表現できる応用力を身につけることができる。
 ・非正規労働や労働者派遣法などの労働法上の特殊な問題についても、基本的知識を修得するとともに、その法制度の仕組みや適用上の問題点を把握し、具体的な事例について最適な解を導き出すことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

・各テーマについて判例学説の到達点を概観する。そして、各テーマに関する事例問題を提示し、その論点の析出と議論の整理を中心としたケース・スタディ方式の授業とする。
 ・各テーマごとに事例問題を宿題として出し、院生と応答しながら論点整理を行う。
 ・毎回授業で用いる事例問題や資料等は学習支援システムを通して配布する。
 ・ソクラテスマソッドを用いて授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス、労働組合法総論	・授業の進め方に関して説明する。 ・労働組合法の意義・目的および全体の仕組みを理解したうえで、基本的な事例問題について検討する。 [準備学習等] 授業で配布した事例問題の論点を整理し、次回までに解答例を作成して置くこと。
第2回	労働関係の終了1	解雇に関する法規制と判例法理を学ぶ [準備学習等] 同上
第3回	労働関係の終了2	雇止め、辞職、合意解約、定年について検討する。 [準備学習等] 同上
第4回	雇用差別	労基法3条・4条、均等法等の差別禁止法制について学習する。 [準備学習等] 同上
第5回	非正規労働者	パートタイマー・有期契約労働者の保護について学習する。 [準備学習等] 同上
第6回	労働者派遣	労働者派遣の仕組みについて講義する。 [準備学習等] 同上
第7回	労働組合	労働組合と組合員との法的問題について学ぶ。 [準備学習等] 同上
第8回	団体交渉	労組法7条2号の団交拒否と誠実交渉義務について検討する。 [準備学習等] 同上

第9回	団体行動	労働組合の行うストライキ等の争議行為の正当性と刑事・民事免責について学習する。 [準備学習等] 同上
第10回	不当労働行為	団体交渉の拒否以外の不当労働行為、具体的には不利益取扱いと支配介入について学ぶ。 [準備学習等] 同上
第11回	労働協約	労働条件決定の仕組みのうち、集团的労働条件決定としての労働協約の法的性質・規範的効力・一般的拘束力について学ぶ。 [準備学習等] 同上
第12回	企業組織の変動と労働契約	企業の合併・事業譲渡・分割にともなう労働契約の承継のあり方について学習する。 [準備学習等] 同上
第13回	労働紛争の処理	国際的な労働紛争の解決方法について学習する。 [準備学習等] 同上
第14回	総合的考察	個別的労働関係法及び集团的労働関係法の総合的な問題について検討する。 [準備学習等] 同上

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・各テーマについてテキストを読んでおくこと。
 ・事前に学習支援システムにアップされたレジュメや資料を読んでおくこと。
 ・出題される事例問題の論点を整理しておくこと。
 ・本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・荒木尚志ほか『ケースブック労働法（第4版）』（有斐閣、2015年）
 ・配布プリント

【参考書】

・労働判例百選（第10版）
 ・労働法の争点（2014年）
 ・水町勇一郎『詳解労働法【第3版】』（東京大学出版会、2023年）

【成績評価の方法と基準】

・授業期間中における評価（平常点）
 - 授業出席時の質疑応答 - 20%
 ・期末における評価
 - 定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

・担当初年度なのでとくになし。

【専門領域と研究業績】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）
 <研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
 <主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号（2022年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号（2022年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号（2022年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号（2021年）ほか

【Outline (in English)】

・ This lecture aims at acquiring the theory of trade union law and practical knowledge of law and acquiring applied skill to solve problem. In addition to the labor union law, as other problems which could not be picked up by Labor Law I, we acquire the theory and practical knowledge on labor accident and corporate organization, the worker dispatching law.

・ Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

・ Grading will be decided based on the quality of performance in the seminar(20%) and examination(80%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

労働法演習

泉澤 章

単位数：2単位 | 受講年次：3年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

労働法が対象とする分野はとても広く (なにもせ、労働者の一生、企業の存在に関わる問題ですから)、それだけに具体的な利害調整はとても複雑です。また、実際に生じた争いを解決する場面の法解釈は、社会情勢と極めて密接に関連しています。その意味で、労働法を学ぶには具体的事例の検討が最も重要だと思っています。授業では、「労働判例百選」を中心に、はじめに指定した重要判例 (個別的労働関係、団体的労働関係に一切応じます) を題材として、実際の労働現場でどのような利益対立があり、それに対して労働法がどのように解釈されて結論が導かれたのか、それは果たして妥当だったのか等々、学生の皆さんと討論しながら理解を深めたいと思います。

【到達目標】

基本的な労働判例における利害関係、争点、規範の定立、具体的処理とその妥当性の検討等を通じて、労働法解釈の実務における応用を学ぶことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

判例百選の該当番号の判例について担当を決め (通常は1人2判例程度)、演習の前日までにA4版1枚ないし2枚程度のレジюме (事案の概要、利害関係、争点、規範の定立、具体的処理及び妥当性を要領よくまとめたもの) を作成し、演習時順番に発表してもらいます。その後、学生間で質疑応答の時間をとり、適宜私からの講評を行います。なお、小テストなどの後は、全体の講評をするのと、個別に質問事項があれば個別にも講評します。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	労働法演習のすすめ方	労働法分野における判例の意味と位置づけ、学習の方向性 [準備学習等] 判例百選 (必須) 及び基本書 (各自使用のもの) を持参
第2回	個別的労働関係の重要判例①	個別的労働関係における労働者性と使用者性、採用時の問題 [準備学習等] 百選No.1, 2, 7, 9, 10
第3回	個別的労働関係の重要判例②	労働者の人格保護・雇用平等、就業規則 [準備学習等] 15, 17, 20, 21
第4回	個別的労働関係の重要判例③	労働契約上の権利義務 [準備学習等] 22, 23, 25, 27
第5回	個別的労働関係の重要判例④	賃金に関する問題、労働時間の問題 [準備学習等] 29, 30, 31, 33, 34, 36
第6回	個別的労働関係の重要判例⑤	労働時間の問題、労働災害 [準備学習等] 38, 41, 43, 44, 48
第7回	個別的労働関係の重要判例⑥	服務規律と懲戒 [準備学習等] 51, 53, 54, 61, 62
第8回	個別的労働関係の重要判例⑦	雇用関係終了時の問題、非典型雇用 [準備学習等] 70, 72, 75, 78, 79, 81
第9回	その他、個別的労働関係における最新重要判例について	配布するプリント教材に沿って最新重要判例について解説 確認テストを行う予定
第10回	団体的労働関係の重要判例①	団体的労働関係における労働者性と使用者性、ユ・シ協定、チェックオフ協定 [準備学習等] 3, 4, 82, 85
第11回	団体的労働関係の重要判例②	労働協約に関する問題 [準備学習等] 88, 89, 90, 91

第12回	団体的労働関係の重要判例③	争議行為に関する問題 [準備学習等] 95, 96, 97, 100, 102
第13回	団体的労働関係の重要判例④	不当労働行為に関する問題 [準備学習等] 104, 106, 107, 108
第14回	その他、団体的労働関係における最新重要判例について	配布するプリント教材に沿って最新重要判例について解説

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

担当する判例のレジюмеを作成するため、当該判例のみならず、当該判例の原審や原原審判例を調査し、類似判例や最新判例があればそれらについても調査してまとめておく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

『労働判例百選』有斐閣・第9版

石田・豊川・浜村・山田編『ロースクール演習労働法』法学書院・第2版

【参考書】

菅野和夫『労働法』第12版

水町勇一郎『労働法』第6版

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)

質疑応答 50%

期末における評価

期末試験ないしレポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

演習書などで関連する部分について答案を書かせ、講評することにもう少し時間をとりたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

課題の担当レジюмеについてはすべて前日までにメールで送付していただきます

【Outline (in English)】

The field covered by the Labor Law is very wide (because it is a matter related to the life of a worker, the existence of a company), so the specific interest adjustment is very complicated. Also, the legal interpretation of the scene to solve the conflict actually occurred is very closely related to the social situation. In that sense, I think that examining concrete cases is the most important to learn labor law. In the classes, we focus on mainly "labor judicial precedent", with regard to the important precedents (initially designated as individual labor relations and collective labor relations), with regard to what kind of profit conflict is present in the actual workplace, I would like to deepen my understanding while discussing with the students, etc., how the Labor Law was interpreted and how the conclusion was led, whether it was reasonable and so on.

In class contribution:50%

Term-end examination or report:50%

In order to create a resume of the case in charge, not only the case, but also the original case and the original case of the original case are investigated, and if there are similar cases or the latest case, they are also investigated and summarized. The standard preparatory study and review time for this class is 2 hours each.

LAW500A2 (法学 / law 500)

刑事政策

野嶋 慎一郎

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事政策は、刑法、刑事訴訟法の授業を補完する意義を有する科目である。教科書（川出敏裕・金光旭「刑事政策」第二版 良い教科書です）に沿って、前半は総論を後半は各論を取り扱う。またビデオ教材を多く用い、制度を具体的にイメージできるようになることを目的とする。

総論では、刑法総論の一部である「刑罰論」、受刑者の改善、社会復帰をめざす「刑事収容施設被収容者処遇法」を、各論では、少年法、医療観察法、組織犯罪処罰法を検討する。

【到達目標】

刑事政策が対象としてきた伝統的な分野である刑罰論と犯罪者の処遇を扱い、これらを支える法律を理解できるようになる。

目先の議論にとらわれ基本的な制度の骨格を見失わないように留意しつつ、これに関連する現代的なトピックにも触れ、また、知見を広めることも重視し、また、法科大学院の授業であることを考慮して、刑事司法制度を支える基本法令の理解を深めることも重視する。

なお、刑法総論では、重要であるにもかかわらず授業時間の関係で刑罰論がどうしても手薄になってしまうので、この刑事政策の授業では、刑法総論の理解にとって必要な部分（短答式試験でも聞かれている）もあわせてカバーする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、講義形式と質疑応答形式を併用する。刑事政策の世界の法律は、法律を見るだけでは運用の現実の姿についての実感が湧かないので、ビデオ教材を多く活用する。また、授業の中で、数回課題を出題する予定である。課題については、授業前に添削して各自に返却し、授業において講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	刑事政策の意義と課題 犯罪の情勢	教科書序説、第1編
第2回	刑罰 現行制度の概観 死刑の意義と死刑制度 をめぐる議論	教科書第3編第1章第1、2節
第3回	自由刑の意義	教科書第3編第1章第3節
第4回	罰金刑の意義、没収追徴 の意義と両者の異同 資格制限・保安処分	教科書第3編第1章第4節
第5回	犯罪者の処遇 総論	教科書第3編第2章、3章第1、2節
第6回	司法的処遇・施設内処遇	教科書第3編第3章第3節
第7回	施設内処遇 総論	教科書第3編第3章第3節
第8回	施設内処遇 各論	教科書第3編第3章第3節
第9回	施設内処遇 各論	教科書第3編第3章第3節
第10回	社会内処遇	教科書第3編第3章第4節
第11回	少年の処遇と少年法制1	教科書第6編第1章
第12回	少年の処遇と少年法制2	教科書第6編第1章
第13回	精神障害者の処遇と医療観察法	教科書第6編第4章
第14回	組織犯罪と組織的犯罪 処罰法	教科書第6編第2章

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

第一回目に指示する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

川出敏裕・金光旭「刑事政策」第2版 成文堂 2018

六法は持参すること（関連法令は膨大で小さな六法に掲載されていないことが多いが、必要に応じて、法文を理解しやすいように加工した教材を用意する。

【参考書】

適宜配付予定。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 質疑応答50%

期末における評価 期末レポート50%

【学生の意見等からの気づき】

学生の意欲が高まるよう、授業内容を学生の関心にあわせて、適宜、変更することも含め、改善提案はできるだけ生かしたい。ビデオ教材を使うタイミングは難しいものの、具体的にイメージしやすく、理解には有用であることを確認したので、今後も活用したい。

学生に必要な予備知識が備わっていることを前提にして進めると、理解が不足しているためその先の理解も浅くなってしまおうと感じているので、必要とされる予備知識についてもきっちりと確認しながら進めるようにしている。

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【その他の重要事項】

刑事事件の豊富な実務経験を有している。その経験を元にして、具体例なども随時織り込みながら、分かりやすく解説していく。

【Outline (in English)】

This course Criminal Policy complements courses of criminal law and criminal procedure law. Using prescribed Textbook (Kawaide, Kin, Criminal Policy), this course treats mainly (1) "punishment theory" which is also an essential part of the criminal law, rehabilitation of prisoners based on "Act on Penal Detention Facilities and the Treatment of Inmates and Detainees 2005", and (2) juvenile delinquency, crimes of mentally disabled and organized crime (including yakuza).

Since it is a course of graduate law school, we will focus on the meanings and functions of relevant codes of above mentioned areas (including Penal Code)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Grading will be decided based on in-class contribution (50%) and term-end report (50%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

経済法 I

石岡 克俊

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本講義では、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力の習得を目的としている。

【到達目標】

受講生諸氏が、独占禁止法上の基本的な考え方を正確に理解すると同時に、主な論点に関する議論状況を的確に把握することを通じて、経済法的な思考や分析・理論構成ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に公開・配布する講義案に基づき、独占禁止法の体系と内容を講述したあと、主要な論点につき受講者との対話・討論を通じて知識の確実な定着を図っていく。

なお、効果的な授業を実現するためにも、受講生諸君による周到な予習が不可欠である。提出された課題については、授業内で講評する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	講義の目標や、授業の方法、経済法の勉強の仕方など受講に当たっての心構えについて述べる。また、イントロダクションとして現代経済における独占禁止法の意義について講義する。
第2回	目的と構成	独占禁止法の目的規定の意義とその基本的理解を示した上で、経済法における独占禁止法の理論的位置を確認する。また、同法の基本的構成について解説を加え、全体像を鳥瞰する。
第3回	エンフォースメント	排除措置命令や課徴金納付命令など法違反に対する行政措置とその手続についての解説と、その他刑事及び民事上の規律の概要を説明する。また、主要な法執行機関である公正取引委員会の組織や権限について解説する。
第4回	規制の対象・手法及び分析の枠組み	独占禁止法上、禁止・制限される行為を検討する前に、同法の基本的な概念について説明し、法目的実現のための手法や、具体的な判断に当たっての基準、分析上の枠組みについて整理する。
第5回	不公正な取引方法 (1)	不公正な取引方法の一般的意義についての説明をした上で、価格制限行為の典型例であり、かつ原則違法類型の一つである再販売価格維持行為について説明する。
第6回	不公正な取引方法 (2)	非価格制限行為を中心にその違法性判断のポイントを説明する。
第7回	不公正な取引方法 (3)	競争を望み得ない状況下において行われる不当な行為への法的接近と不当廉売規制について説明する。
第8回	不公正な取引方法 (4)	不当な競争手段として位置付けられる顧客誘引行為、取引強制行為、取引妨害行為の意義とその判断基準について検討する。
第9回	私的独占の禁止	私的独占の行為態様の検討と「一定の取引分野における競争の実質的制限」・「公共の利益」の意義の検討を行う。
第10回	企業集中行為の規制	合併、合併類似行為、株式保有等に対する規制の内容とその問題点の検討を行う。
第11回	不当な取引制限の禁止 (1)	共同行為 (不当な取引制限) の行為態様の検討を行う。
第12回	不当な取引制限の禁止 (2)	諸々の共同行為の類型に関する違法性判断のポイントを解説する。

第13回 事業者団体に対する活動規制 事業者団体を場として行われる競争制限行為・競争阻害行為についての解説とそれぞれの意義についての検討を行う。

第14回 過度経済力の集中・高度寡占対策 いわゆる一般集中規制と構造規制をめぐる諸論点について検討する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

受講生諸氏は、事前に配布されるハンドアウトおよび図解資料を読み込んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

授業は、講師が事前に公開・配布する講義案に基づいて行う。詳細は初回講義で触れる。なお、舟田正之=金井貴嗣=泉水文雄編『経済法判例・審決百選 (第2版)』(2017年)及び公正取引委員会事務局編『独占禁止法関係法令集』(公正取引協会)があれば今後有用便宜である。

【参考書】

予習には、菅久修一編著『独占禁止法』(商事法務)、金井貴嗣『独占禁止法』(青林書院 [絶版])、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』(弘文堂)、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』(有斐閣)を上げておく。

【成績評価の方法と基準】

期末試験80%と平常点 (具体的には授業において展開される議論への寄与度) 20%で評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】

肯定的なコメントをいただいたので、引き続きハンドアウトや解説教材の作成に取り組み、講義の充実を努めたいと考えている。

【Outline (in English)】

In this lecture, the overview of the system of antitrust law which occupies the central position of Japanese economic law and the provisions making up it, and through understanding the main points of concern, understanding the fundamental theory of antitrust law and problem solving.

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end examination: 80%, in class contribution: 20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

経済法 II

石岡 克俊

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (秋学期授業/Fall)
備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本講義は、現在、わが国の経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系や、それを構成する諸規定の正確な理解を踏まえ、現実生じた/生起している経済上・競争上の問題に対し、実践的かつ妥当な問題解決を導く応用力の習得を目指している。

【到達目標】

受講生諸氏が、本講義において取り扱う素材 (下記参照) を通して、経済法的な思考と応用可能な分析力や理論構成員力を習得することが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

本年は、公正取引委員会が独占禁止法の解釈運用について公表しているガイドラインを素材として、その内容を検討して行く。「経済法I」でもガイドラインの主要なものについては取り扱うが、ガイドラインそれ自体を検討の対象とすることで、ガイドラインが策定された意図や背景、参考となった判決・審決、策定後の判決等への影響など、今後も独占禁止法の理解に大いに役立つと考える。各素材については、担当を決め、30-40分程度の報告をしてもらう。その後、報告者及び講師から指摘された論点について受講者全員で議論する。提出された課題については、授業内で講評する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	独占禁止法におけるガイドラインの意義について説明を加えたあと、担当者の割り振りを行う。
第2回	流通・取引慣行GLの検討 (パート1)	テーマ：垂直的制限に関する考え方と違法性の判断基準 (「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」はじめに・第1部 (1～3) [pp.1-8])
第3回	流通・取引慣行GLの検討 (パート2)	テーマ：再販売価格維持行為 (「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第1 [pp.9-13]) 検討事例：『経済法判例・審決百選 (第2版)』別冊ジュリスト234号 (2017年10月) より ・66事件「再販売価格の「拘束」と公正競争阻害性」〔第一次育児用粉ミルク (和光堂) 事件〕 ・67事件「間接の取引先に対する拘束」〔日産化学工業事件〕 ・68事件「再販売価格・値引き表示・並行輸入品取扱いの制限」〔ナイキジャパン事件〕 ・69事件「再販売価格の拘束と「正当な理由」」〔ハマナカ毛糸事件〕
第4回	流通・取引慣行GLの検討 (パート3)	テーマ：非価格制限行為 (パート1) (「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第2 (1～3) [pp.14-18]) 検討事例：『経済法判例・審決百選 (第2版)』別冊ジュリスト234号 (2017年10月) より ・65事件「専売店制の公正競争阻害性」〔東洋精米機製作所事件〕 ・72事件「販売地域の制限」〔富士写真フイルム事件〕 ・73事件「全農による系当外ルートによる供給制限」〔全国農業協同組合連合会事件〕 ・74事件「農協による直売用農産物の出荷先制限」〔大分大山町農業協同組合事件〕

第5回	流通・取引慣行GLの検討 (パート4)	テーマ：非価格制限行為 (パート2) (「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第2 (4～6) [pp.18-22]) 検討事例：『経済法判例・審決百選 (第2版)』別冊ジュリスト234号 (2017年10月) より ・70事件「横流し禁止・中古品取扱制限の公正競争阻害性」〔ソニー・コンピュータエンタテインメント (SCE) 事件〕 ・71事件「対面販売義務の公正競争阻害性」〔①資生堂東京販売事件、②花王化粧品販売事件〕 ・75事件「広告における価格表示の制限」〔ジョンソン・エンド・ジョンソン事件〕
第6回	流通・取引慣行GLの検討 (パート5)	テーマ：取引拒絶 (「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第2部第2及び第3 [pp.30-36]) 検討事例：『経済法判例・審決百選 (第2版)』別冊ジュリスト234号 (2017年10月) より ・51事件「原盤権の利用許諾拒否と共同の取引拒絶の共同性」〔着うた事件〕 ・52事件「特定工法からの排除と共同の取引拒絶」〔ロックマン工法施工業者事件〕 ・53事件「低額運賃を抑制する共同の取引拒絶」〔新潟タクシー事件〕 ・54事件「提携契約の解約と単独の取引拒絶」〔東京スター銀行事件〕 ・55事件「安売り業者に対する間接の取引拒絶」〔松下電器産業事件〕
第7回	流通・取引慣行GLの検討 (パート6)	テーマ：並行輸入の不当阻害 (「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第3部第2 [pp.40-43]) 検討事例：『経済法判例・審決百選 (第2版)』別冊ジュリスト234号 (2017年10月) より ・68事件「再販売価格・値引き表示・並行輸入品取扱いの制限」〔ナイキジャパン事件〕 ・83事件「輸入総代理店による並行輸入阻害」〔星商事事件〕 ・84事件「輸入品取引の妨害」〔ヨネックス事件〕
第8回	排除型私的独占GLの検討 (パート1)	テーマ：私的独占の排除行為 (「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」はじめに、第1、第2 (「排他的取引」および「供給拒絶・差別的取扱い」) [pp.1-7, pp.11-17, pp.21-26]) 検討事例：『経済法判例・審決百選 (第2版)』別冊ジュリスト234号 (2017年10月) より ・7事件「排除型私的独占の要件」〔NTT東日本事件〕 ・8事件「排除効果と人為性」〔JASRAC事件〕 ・9事件「乳業メーカーによる競争者の集乳活動の排除」〔雪印乳業・農林中金事件〕 ・10事件「共同のライセンス拒絶による競争者排除」〔ばちんこ機製造特許プール事件〕 ・12事件「リポート提供の排除行為の正当性」〔インテル事件〕

第9回	不当廉売GLの検討	<p>テーマ：不当廉売（「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」〔全〕、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2（「商品を生給しなければ発生しない費用を下回る対価設定」）〔pp.7-11〕）</p> <p>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11事件「差別的廉売による競争者排除」〔有線ブロードネットワークス事件〕 ・59事件「原価割れ料金と『正当な理由がないのに』の判断」〔都宮芝浦と畜場事件〕 ・60事件「業務提携関係がある場合の原価の算定」〔中部読売新聞社事件〕 ・61事件「供給に要する費用を著しく下回る対価」〔①シンエネコーポレーション事件、②東日本宇佐美事件〕 ・62事件「不当廉売における原価の基準」〔ヤマト運輸郵政公社事件〕
第10回	排除型私的独占GLの検討（パート2）	<p>テーマ：抱き合わせ（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2（「抱き合わせ」）〔pp.11-21〕、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第2（7）〔pp.22-23〕）</p> <p>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・63事件「表計算ソフトと他のソフトの抱合せ」〔日本マイクロソフト抱合せ事件〕 ・64事件「アフターマーケットにおける抱合せ」〔東芝昇降機サービス事件〕
第11回	企業結合GLの検討（パート1）	<p>テーマ：企業集中（企業結合）（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第1）</p> <p>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・44事件「結合関係の認定」〔広島電鉄事件〕 ・45事件「水平型企業結合（1）」〔新日鉄合併事件〕 ・46事件「水平型企業結合（2）」〔新日鐵・住金合併事件〕 ・47事件「水平型企業結合（3）」〔JAL・JAS事業統合事件〕 ・48事件「非水平型企業結合（1）」〔ASML・サイマー経営統合事例〕 ・49事件「非水平型企業結合（2）」〔ヤフー・一休株式取得事例〕 ・50事件「企業結合規制における経済分析の利用方法」〔ファミリーマート・ユニーグループ経営統合事例〕
第12回	排除型私的独占GL（パート3）および企業結合GLの検討（パート2）	<p>テーマ：市場支配力の形成・維持・強化（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」：第1公正取引委員会の執行指針および第3一定の取引分野における競争の実質的制限および「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第2～第6）</p> <p>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2事件「一定の取引分野」〔シール談合刑事事件〕 ・3事件「一定の取引分野、競争の実質的制限（1）」〔多摩談合（新井組）事件〕 ・4事件「一定の取引分野、競争の実質的制限（2）」〔東宝スバル事件〕 ・5事件「公共の利益」〔石油価格協定刑事事件〕 ・6事件「正当化理由」〔日本遊戯銃協同組合事件〕

第13回	優越的地位の濫用GLの検討	<p>テーマ：優越的地位の濫用（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）</p> <p>検討事例：『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト234号（2017年10月）より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・76事件「融資先に対する金融商品の購入強制」〔三井住友銀行事件〕 ・77事件「納入業者に対する経済上の利益の強要」〔ローソン事件〕 ・78事件「加盟店に対する見切り販売の制限」〔セブン-イレブン・ジャパン事件〕 ・79事件「優越的地位の濫用に対する課徴金」〔日本トイザラス事件〕 ・80事件「納入業者に対する押し付け販売・従業員の派遣要請等」〔山陽マルナカ事件〕
第14回	事業者団体GLの検討	<p>テーマ：事業者団体の禁止行為（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」）</p> <p>検討事例：エアーソフトガン事件【百選45事件】東京地裁平成9年4月9日判決、平成5年（ワ）第7544号損害賠償等請求事件、判例時報1629号70頁</p>

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
 ガイドラインの該当箇所の読み込みと事前に配布する論点ペーパーへの解答準備。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
 テキストの解説によらず、どの回にあってもガイドラインの本文に直接当たってもらう。

【参考書】
 予習には、菅久修一編著『独占禁止法』（商事法務）、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院〔絶版〕）、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』（弘文堂）、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣）を上げ*ておく。

【成績評価の方法と基準】
 担当した報告の内容（30%）、授業における積極性・寄与度（20%）、試験期間中に実施する記述式試験（50%）によって採点・評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】
 肯定的なコメントをいただいたので、引き続きハンドアウトや解説教材の作成に取り組み、講義の充実*に努めたいと考えている。

【Outline (in English)】
 Based on the accurate understanding of the system of antitrust law currently occupying the central position of Japan's economic law and the various provisions constituting it. In order to solve problems, we aim to acquire applied skills to guide practical and reasonable problem solving. Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting. Grading and evaluation will be based on the content of the assigned report (30%), the degree of proactivity and contribution to the class (20%), and a written examination (50%) conducted during the examination period.

LAW500A2 (法学 / law 500)

民事執行・保全法

萩澤 達彦

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民事執行及び民事保全制度は、民法などの実体法上の権利を現実社会で実現する手段であるから、実体法の理解と車の両輪の関係にある。特に当事者の意識は、裁判における勝敗だけでなく、そこで得られた結論の実現可能性や、実現に至るまでの時間、労力、費用等を含めた総体の中で形成されるのであるから、この権利実現過程に対する正確な理解がなければ、将来法律実務家になってから、社会の中で私法上の権利を適切に取り扱うことができない。

また、一般の民事訴訟手続が二当事者対立構造を前提として構築されるのに対し、実社会では複数当事者によるパイの奪い合いが行われるのであるから、複数当事者の競合関係に立つ他の当事者との法律関係がいかなる規律をうけるかについて手続的観点から把握することは、権利の実現可能性を理解するうえできわめて重要性が高い。

そこでこの講義では、単なる手続の説明にとどまることなく、実体法の理解を前提として、民事執行手続と民事保全手続が実体上の権利を実現するために、どのような助力を与えようとしているのか、その手続の進行中での手続保障や裁判所の後見的機能などがどのように機能しているのか、といった法社会の広がり・ダイナミズムの中で、私法上の権利の実現過程につき理解してもらうことを目的とする。

【到達目標】

本講義における目標は、民事執行手続・民事保全手続の基本構造、基本概念を理解することである。その上で、理論上・実務上問題となっている事項を中心に、実際の裁判例や実務での取扱いの検討を通じて、事案分析能力、法適用能力、個別具体的な事案に対する問題解決能力の獲得を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は配布したプリントかPDFファイルを基にして行う。なお、講義は通常の体系と異なる順序で実施される。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス 執行・保全の概論・強制履行の意義と方法	導入課題を利用してこの講座の目的を紹介した後、一般債権者が債務名義に基づいて不動産の強制競売を行う場合を概観する。
第2回	仮差押え・差押えの意義	差押の効力とその範囲について解説し、私権の実現過程における手続の役割を考察する。
第3回	執行機関と動産執行・債権執行の基本構造	まず、執行機関について概観する。次いで、執行文の種類を理解し、承継執行文の存在から既判力・執行力の拡張を位置付け、訴訟承継との関連付けにおいて仮処分を必要を理解する。
第4回	不動産等の引渡し、明渡しの強制執行、動産の引渡しの強制執行、意思表示義務の執行	不動産等の引渡し、明渡しの強制執行、動産の引渡しの強制執行、意思表示義務の執行を概観する。・違法執行と不当執行の違いを理解する。責任財産について理解する。教科書の第6章（pp 88-92）、第7章（pp93-95）、第8章（pp96-102）、第9章（pp103-119）を前もって読んでおく。
第5回	債務名義の意義と機能	債務名義の意義と機能を概観する。
第6回	執行力の主観的範囲、執行文の種類、執行文付与に関する救済	執行力の主観的範囲、執行文の種類、執行文付与に関する救済につき概観する。
第7回	担保権の実行の概要（不動産担保競売と担保不動産収益執行を中心として）	不動産担保競売と担保不動産収益執行を中心として、担保権の実行につき概観する。
第8回	形式的競売、財産開示制度	形式的競売、財産開示制度につき概観する。
第9回	不動産仮差押	不動産仮差押につき概観する。
第10回	係争物仮処分	係争物仮処分の各類型につき概観する。

第11回	仮の地位を定める仮処分	仮の地位を定める仮処分につき概観する。
第12回	民事保全解放金・民事保 全手続に要する担保・費用、 民事保全における不服申立 や取消手続につき概観する。	民事保全解放金・民事保全手続に要する担保・費用、民事保全における不服申立や取消手続につき概観する。
第13回	不動産強制競売・担保 不動産競売による売却 手続の諸問題	不動産強制競売・担保不動産競売による売却手続に関する実務上の問題を取り上げ検討する。
第14回	不動産強制競売・担保不 動産競売による売却の効 果・配当手続・不服申立	不動産強制競売・担保不動産競売による売却の効果、売得金の配当手続、不服申立手続について概観する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に配布するプリントを講義の前と後に読んでおくこと。本授業の準備学習・復習時間は全部で4時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

講義は配布したプリントかPDFファイルを基にして行うので、特にテキストを指定しない。なお、講義は通常の体系と異なる順序で実施されるため、下記掲載の参考書を適宜参照することを推奨する。

【参考書】

平野哲郎『実践 民事執行法 民事保全法[第3版]』（日本評論社、2020年）
上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦編『民事執行・保全判例百選 第6版』（有斐閣、2020年）

【成績評価の方法と基準】

期末試験の成績で100%評価します。受講生との話し合いで、期末試験を期末レポート課題に変更する場合があります。

【学生の意見等からの気づき】

講義中の質疑応答をより活発にするように努力します。

【Outline (in English)】

【Course outline】

Civil Execution and Civil Provisional Remedies are the means to realize the real law rights. Without an accurate understanding of the rights realization process, it is impossible to appropriately deal with private law rights in society.

【Learning Objectives】

The goal of this course is for students to have an understanding of the Civil Execution and Civil Provisional Remedies at the level of passing the bar exam.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is four hours for each class meeting.

【Grading Criteria /Policy】

Grading will be based 100% on the results of the final exam.

LAW500A2 (法学 / law 500)

経済法演習

若林 亜理砂

単位数：2単位 | 受講年次：3年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本演習では、独占禁止法について基本的な内容を理解していることを前提として、独占禁止法について重要な論点を掘り下げた事例研究を行う。

【到達目標】

独占禁止法に対する総合的な理解を深め、具体的な事案の解決能力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に指定した事案について各自が検討及び起案することを前提とする。各自がお互いの起案を読んだ上で授業に参加し、各論点につき議論、検討を行う。提出された課題等に対して、授業内で講評した上で、添削・返却する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	不当な取引制限①	不当な取引制限 (ハードコアカルテル) に関する事例 (相互拘束) につき検討する。
第2回	不当な取引制限②	不当な取引制限 (ハードコアカルテル) に関する事例 (事業者) について検討する。
第3回	不当な取引制限③	不当な取引制限 (ハードコアカルテル) に関する事例 (競争の実質的制限) について検討する。
第4回	不当な取引制限④	不当な取引制限 (非ハードコアカルテル) に関する事例 (競争促進効果との衡量) について検討する。
第5回	不当な取引制限⑤	不当な取引制限 (非ハードコアカルテル) に関する事例 (公共目的のカルテル) について検討する。
第6回	事業者団体の禁止行為	事業者団体による8条違反行為に関する事例について検討する
第7回	企業結合	企業結合に関する事例につき検討する。
第8回	私的独占及び不公正な取引方法①	共同の取引拒絶等に関する事例につき検討する。
第9回	不公正な取引方法②	不当販売に関する事例につき検討する。
第10回	不公正な取引方法③	抱き合わせに関する事例につき検討する。
第11回	不公正な取引方法④	拘束条件付取引に関する事例 (地域制限) につき検討する。
第12回	不公正な取引方法⑤	拘束条件付取引に関する事例 (販売方法の制限) につき検討する。
第13回	不公正な取引方法⑥	フランチャイズに関する事例につき検討する。
第14回	まとめ	全体のまとめ

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前に指定する事案につき、各自検討し起案を行う。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特に指定しない。授業開始後、参考文献については受講生と相談したい。

【参考書】

・金井貴嗣ほか編著『独占禁止法 (第6版)』(弘文堂 2018)
 ・金井貴嗣ほか編著『経済法判例・審決百選 (第2版)』別冊ジュリスト 234号 (有斐閣 2017) 現在3版の出版が見込まれるので、3版がでた場合には3版を推奨する。

【成績評価の方法と基準】

基本は以下のように評価する予定であるが、状況に応じて、学生と相談の上変更する可能性もある。

- 履修者が3名以下の場合
 平常点により評価する。
 (1) 起案の内容 60 %
 (2) 授業貢献度 40 %
- 履修者が4名以上の場合

- 平常点
 ・起案の内容 30 %
 ・授業貢献度 20 %
- 期末試験 50 %

【学生の意見等からの気づき】

現在の授業形態は学生の方から一応好評をいただいているので、今年度も修正を加えつつ、基本的には従来の方法を継続したい。

【学生が準備すべき機器他】

zoomが利用できるPC

【Outline (in English)】

【授業の概要 (Course outline)】

This course will explore important legal issues in Japanese Antimonopoly law through case study. Basic understanding of the Antimonopoly Act required.

【到達目標 (Learning Objectives)】

At the end of this course, students are expected to have profound understanding of Japanese Antitrust Act and an ability to prepare documents in practice.

【授業時間外の学習 (Learning activities outside of classroom)】

Students are required to write a paper on selected issues for each class.

【成績評価の方法と基準 (Grading Criteria/Policy)】

In the case of having less than 4 students in a class;

- Preparatory paper. 60 %
- Class participation (not just attendance) 40 %

In the case of having more than 3 students in a class;

- Preparatory paper 30 %
- Class participation 20 %
- Final exam 50 %

LAW500A2 (法学 / law 500)

税法

石井 亮

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本講義は、租税法に共通する基礎的な事項を理解し、所得税法及び法人税法の構造を体系的に把握することによって、個別の事案において法令解釈を行って自身の頭で帰結を導けるようになることを目的としている。

【到達目標】

学生が、個別の事案において、所得税法及び法人税法の条文操作を行って帰結を導けるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式で進めることを予定している。講義時には実際の条文に当たることを想定しているので、各授業の該当箇所に関係する法令が掲載された六法を持参されたい。また、必要に応じて、適宜、質疑等を行う。課題等に関するフィードバックは、毎回の授業においてその都度、行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

なし/No

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	租税法の基礎	租税法律主義など、租税法に共通する事項について学習する。 【教科書の該当箇所】 第1編 第2章～第5章
第2回	所得の概念と納税義務者	所得税・法人税の基本概念である所得と納税義務者について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第1章、第2章
第3回	所得の帰属と所得税の計算構造	実務上も問題となりやすい所得の帰属と所得税の計算構造について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第3章、第4章第1節
第4回	譲渡所得	譲渡所得について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第4章第2節 8
第5回	給与所得と退職所得	給与所得、退職所得について学習する。 第3編 第4章第2節 5、6
第6回	事業所得・不動産所得・山林所得	事業所得、不動産所得、山林所得について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第4章第2節 3、4、7
第7回	利子所得・配当所得・一時所得・雑所得	利子所得、配当所得、一時所得、雑所得について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第4章第2節 1、2、9、10
第8回	収入金額と必要経費	収入金額と必要経費について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第4章第3節、第4節
第9回	収入金額と必要経費の年度帰属、損益通算と損失の繰越控除、所得控除	収入金額と必要経費の年度帰属、損益通算と損失の繰越控除について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第4章第5節～第7節
第10回	法人税の基本構造、資本等取引、公正処理基準	法人税の基本構造と重要な概念である資本等取引、公正処理基準について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第5章第1節、第2節 1(1)(2)、4
第11回	無償取引、寄附金、配当益金不算入	法人税の特徴的な取扱いである無償取引、寄附金、配当益金不算入について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第5章第2節 1(3)～(6)、第3節 1、第4節 4

第12回	減価償却・評価損益、役員給与、繰越欠損金	法人税の理解するために必要な減価償却、評価損益、役員給与、繰越欠損金について学習する。 【教科書の該当箇所】 第3編 第5章第4節 1～3、9
第13回	税額確定手続	実務上も重要な税額確定手続について学習する。 【教科書の該当箇所】 第2編 第2章
第14回	租税争訟手続	行政争訟の一分野である租税争訟手続について学習する。 【教科書の該当箇所】 第2編 第3章・第4章

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

事前にテキスト (教科書) の関連箇所を条文に当たりながら読んでおくこと。

【テキスト (教科書)】

谷口勢津夫『税法基本講義 (第7版)』

【参考書】

金子宏『租税法 (第24版)』

【成績評価の方法と基準】

平常点は30%：各人の授業中の応答・発言等を通じた授業への参加などの受講態度を評価対象とする。なお、授業を欠席した場合には、1回につき、平常点から1点減点する。期末におけるレポート70%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【Outline (in English)】

The purpose of this course is to enable students to understand the fundamentals common to tax law and to systematically grasp the structure of Income Tax Act and Corporate Tax Act so that they can interpret laws and regulations and draw conclusions in individual cases by themselves.

Students are expected to read the relevant sections of the textbook in advance while referring to the articles.

Ordinary points are 30%: Attitudes toward the class, such as participation in the class through responses and remarks during the class, will be evaluated. If a student is absent from class, one point will be deducted from the normal score for each absence.

Regular examination at the end of the term: 70%

LAW500A2 (法学 / law 500)

地方自治法

原島 良成

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目では、自治体の法的地位に関する一般理論が講義される。学生は、個別行政法およびその争訟事案を参考にしながら、地方自治法が構築した行政組織法制的分権機能および自治機能を読み取り、現実の自治体行政現象の分析に応用する。そうした作業は、自治体から運営上の助言を求められる弁護士、あるいは自治体財務会計の適正化を求める住民訴訟の代理人弁護士としての資質を高める上で、有効なトレーニングとなる。

【到達目標】

- 1：自治体原告訴訟を類型ごとに整理し、判決文に自治体の法的地位を探る手掛かりを見出すことができる。
- 2：住民訴訟が政策過程に与える影響を、判例と地方自治法改正経緯を踏まえ議論することができる。
- 3：法令の執行における自治と分権の機能について、地方自治法の条文に触れつつ説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義方式で進める。提出されたレポートにはコメントを付して返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	自治体の法的地位（概観）	地方自治法を参照して、自治体の組織と運営の基本構造を把握する。特別区の法的地位に関する判決と自治「会」の法的地位に関する判決を対照し、住民結社ではなく地方政府として自治体を把握する。付随して「住民とは誰か」も問いたい。 [準備学習等]
第2回	自治体原告の可能性	自治会をめぐる法的紛争について調査検討してくること。住民自治の意義について調査検討してくること。いわゆる「自治権」論を概説した上で、自治体が原告となった古典的判決を分析し、学説に対する判例理論の位相を測る。後半は、自治体原告民事訴訟を素材に、行政実体法上の自治体の「権利」について議論する。 [準備学習等]
第3回	自治体原告訴訟の最先端（概観）	予習用シートの指示に従って予習。自治体が原告として提起する民事訴訟には、司法過程をつうじた公益実現の目論見が「伏在」するが、必ずしも却下されないことを前回確認した。公益実現を全面に出した行政訴訟を更に検証し、自治体の法的地位に関する認識を深める。 [準備学習等]
第4回	自治体原告訴訟の最先端（個別事案分析）	予習用シートの指示に従って予習。函館市大間原発訴訟、泉佐野市交付税訴訟等を素材にこれまでの学修内容を確認した上で、辺野古紛争の司法解決可能性について議論する。 [準備学習等]
第5回	特殊な自治体機関原告訴訟（機関訴訟）	予習用シートの指示に従って予習。地方自治法上の「関与」制度について講義した上で、実例（辺野古紛争関係）を検証する。大阪国保最判と辺野古裁判取消訴訟（第一小判令和4年12月8日）を対照し、裁定的関与に係る抗告訴訟の可能性にも触れる。 [準備学習等]

第6回	特殊な自治体機関被告訴訟（住民訴訟）	主として四号請求訴訟を念頭に、住民訴訟が自治体の政策過程に与える影響について考察を深める。2002年改正と損害賠償請求権放棄議決に関する判例、さらにその後の地方自治法改正の経緯を素材とする。 [準備学習等]
第7回	紛争調停者としての自治体（行政不服審査）	予習用シートの指示に従って予習。自治体の法的地位は自治権ないし行政権限の主体としてのそれにとどまらない。自治体には、住民等の申立てを受けて公正かつ専門能力のある紛争調停者としての役割も期待される。行政不服審査法の審判員・不服審査会過程を概観した上で、案件処理実務の観点から、とりわけ行政判断「不当」性審査のあり方を検証する。 [準備学習等]
第8回	法定自治事務の執行	予習用シートの指示に従って予習。前回まで、手続法を手掛かりとして自治体の法的地位を総論的に分析してきた。今回から実体法を貫く一般理論として「事務論」「条例論」に触れ、各論的検証に入る。手始めに累次の分権的法定改正経緯を概観し、自治事務執行の実態について講義する（いわゆる委任条例の便宜性を中心に）。 [準備学習等]
第9回	非法定自治事務の執行	予習用シートの指示に従って予習。前回に続き国からの自律性に注目する。国からの補助が付く事務事業は非法定事務であることが多く、自治事務でありながら国による統制の密度が極めて高い。このことの是非を議論する。いわゆる並行（自主）条例の制定可能性は第12回の話題とする。 [準備学習等]
第10回	法定受託事務の執行	予習用シートの指示に従って予習。自治体の事務ではあるが「処理基準」による国の統制が及ぶ。公健法に基づく水俣病認定の争訟事例（第三小判平成25年4月16日）を素材に処理基準の機能を概説する。 [準備学習等]
第11回	自治体政策の実効性確保	予習用シートの指示に従って予習。話題を執行法務から政策法務に転換する。条例で刑罰を規定することの是非に関する判例を概観した上で、代執行、過料、公表等の刑罰以外の実効性確保手法の導入可能性について講義する。規制政策におけるインフォーマル手法志向（要綱行政）の経緯と現状にも言及する。 [準備学習等]
第12回	規制政策の条例化（地域環境管理を例に）	予習用シートの指示に従って予習。地域環境管理の分野ではいわゆる自主条例による自治事務のフォーマライズも多く行われてきた。その行政実務的意義（自然保護規制、産廃処理施設規制、旅館業規制等を素材に）を講義した上で、並行条例の法律抵触性審査に関する判例理論を確認し、今日における自治体事務条例の制定可能性について議論する。 [準備学習等]
第13回	自治体政策の正統性	予習用シートの指示に従って予習。統治は正統でなければならない。自治体事務の裁量性を拡大させる論理として住民自治が説かれる半面、伝統的な公法理論は、行政の民主化を警戒してきた。宗教団体信者の住民票編成を拒否した事案等を素材として、自治体（政策裁量）の存在意義と逆機能を講義する。直接参政制度（町村総会制度を含む）にもここで言及する。 [準備学習等]
第14回	自治体の任務・責任・権限	予習用シートの指示に従って予習。防災・公衆衛生行政等の時事的話題を取り上げ、自治体の法的地位に関しこれまで講義してきたところとの接点を確認する。 [準備学習等]

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

全14回分の予習用シートと資料集が開講時に一括配布されるので、学生は、各回の受講前に該当箇所を予習用シートの指示に従って予習する（メモを作成する）。受講後は、予習用シートのメモに講義で得た知識を補完して情報を整理しつつ、必要な補充調査を行う。

学期に照らし、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

- ・教科書は特に指定しない。
- ・地方自治法が収録されている法令集を持参するか、タブレットないしパソコンで検索できる態勢を整えること。
- ・予習用シートを持参すること。印刷して持参でもパソコンに入れて持参でも構わない。講義中にメモを取るようになる。

【参考書】

- ・小幡純子ほか編『地方自治判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2023年）
- ・宇賀克也『地方自治法概説〔第10版〕』（有斐閣、2023年）
- ・曾和俊文『住民訴訟の法理と改革』（第一法規、2023年）
- ・北村喜宣先生還暦記念『自治立法権の再発見』（第一法規、2020年）

【成績評価の方法と基準】

評価割合は以下のとおり。小レポートは講義中に随時提出を要求する（原則として予習用シートのメモに情報を補充したものを提出することになる）。

- ・期末レポートにおける評価 60%
- ・小レポートの評価 20%
- ・授業における質疑応答等の評価 20%

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【学生が準備すべき機器他】

資料配布・課題提出等のために学習支援システムを利用する予定です。

【その他の重要事項】

憲法・行政法の基礎知識を随時確認しながら進めます。本科目はあくまで地方自治法の解説を主題としますが、付随して個別行政法の執行を分析しますので、【行政法の習熟度を高める】という目的意識も持って受講してください。

【Outline (in English)】

In this course, we will focus on the general theory regarding legal status of local government (LG). Referring to specific legal materials in administrative law, students will learn functions of the decentralized and autonomous administrative organization established by the Local Autonomy Act and apply it to the analysis of actual cases in LG administration. Such course work provides effective training in improving the qualifications of legal profession who are asked by LG for advice, or attorneys for residents in the citizen suit seeking to redress the treatment of LG financial accounting.

Before each class meeting, students will be expected to have completed the required assignments. It will take about 2 hours per week. And after the lecture, students must review the cases or materials in it by reading relevant handbooks (about 2 hours working).

Your overall grade in the class will be decided based on the following.

Short reports: 20%, final report: 60%, in-class contribution: 20%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

知的財産法 I

武生 昌士

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

知的財産法は、近時の法律実務における重要な私法系先端分野のひとつである。本講義では、知的財産法の中でも著作権法に焦点を当て、判例を中心にその基礎的な体系的理解を得ることを目的とする。

【到達目標】

著作権法について、制度全体についての一通りの体系的理解及び主要な論点における判例の理解を前提とした基本的な考え方を身に付けてもらうことにより、今後著作権法に関する問題に直面した際に、自分で調査し考えることができるだけの基礎的素養を涵養することを目標とする。

より具体的には、第一に、著作権法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し、その内容を正確に示すことができるようになることを目標とする。

第二に、著作権法が問題となる具体的な事例 (紛争) について、著作権法を適用するとどのような帰結が導かれる (解決が図られる) こととなるのかを、判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

この授業では、知的財産法の中核を担う法律のひとつである著作権法について、文化の発展に寄与するためにどのような制度が設けられているのかを、具体的な裁判例にも触れながら、講義形式で一通り説明していく。下記授業計画に示した形での講義を予定しているが、順序や内容については必要に応じて変更する可能性がある。特に、受講者全員が既に学部で著作権法を履修済みの場合には、講義形式よりも質疑応答をメインにした授業とする予定である。詳細は受講生と相談しながら決定することとしたい。

定期試験については、解説期間においてフィードバックを行う予定である。その他、メール・学習支援システムなども活用しつつ、フィードバックは必要に応じて随時行うようにしたい。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・知的財産法の概要	本講義の概要説明、知的財産法の全体像 [準備学習等] テキスト第1編第1章・第2章 (2～15頁)
第2回	著作権法総説・権利の客体(1)	著作権法の概要、著作物の定義 (総説) [準備学習等] テキスト第3編第1章・第2章 (182～194頁)
第3回	権利の客体(2)	著作物の定義 (創作性要件など) [準備学習等] テキスト第3編第2章 (194～201頁)
第4回	権利の客体(3)	著作物の具体例、特殊な問題など [準備学習等] テキスト第3編第2章 (201～205頁)
第5回	権利の主体	著作者の認定、職務著作、映画の場合など [準備学習等] テキスト第3編第3章 (206～217頁)
第6回	著作者人格権	公表権・氏名表示権・同一性保持権など [準備学習等] テキスト第3編第5章 (264～279頁)
第7回	著作権(1)	各支分権について [準備学習等] テキスト第3編第4章 (218～233頁)
第8回	著作権(2)	著作権の制限 [準備学習等] テキスト第3編第4章 (234～258頁)
第9回	著作権(3)	保護期間など [準備学習等] テキスト第3編第4章 (259～263頁)

第10回	著作権に関する取引	著作権の譲渡、利用許諾など [準備学習等] テキスト第3編第8章 (313～327頁)
第11回	著作隣接権	実演家の権利など [準備学習等] テキスト第3編第6章 (280～288頁)
第12回	侵害と救済(1)	侵害成立のための要件 (依拠性・類似性)、みなし侵害など [準備学習等] テキスト第3編第7章 (289頁～302頁)
第13回	侵害と救済(2)	民事的救済 (差止め・損害賠償など) 及び刑事罰など [準備学習等] テキスト第3編第7章 (303頁～312頁)
第14回	まとめ	講義全体の総括

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

テキストの予習のほか、各回の終了時に次回までに予習すべき資料 (論文・裁判例等) を指定する場合がありますので、一読した上で授業に臨むこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法〔第2版〕』(有斐閣、2023)。

【参考書】

鳥並良ほか『著作権法入門〔第3版〕』(有斐閣、2021)、田村善之『知的財産法〔第5版〕』(有斐閣、2010)、中山信弘『著作権法〔第4版〕』(有斐閣、2023)、小泉直樹ほか編『著作権判例百選〔第6版〕』(有斐閣、2019) など。
詳細は開講時に改めて、また授業中にも適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での質疑応答30%、期末試験70%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

講義資料は各回の冒頭に配布するほか、学習支援システムにも誤記等を修正したものを適宜アップロードする予定である。

【Outline (in English)】

【授業の概要 (Course outline)】

This course covers the basics of Copyright Law of Japan with attention to fundamental case law.

【到達目標 (Learning Objectives)】

By the end of the course, students should be able to :

— Demonstrate knowledge and understanding of Copyright Law System.

— Apply Copyright Law principles to real problems.

【授業時間外の学習 (Learning activities outside of classroom)】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.

【成績評価の方法と基準 (Grading Criteria / Policy)】

Your overall grade in the class will be decided based on the following :
Term-end examination (70%), and in class contribution (30%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

知的財産法Ⅱ

武生 昌士

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (秋学期授業/Fall)
備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

知的財産法は、近時の法律実務における重要な私法系先端分野のひとつである。本講義では、知的財産法の中でも特許法に焦点を当て、判例を中心にその基礎的な体系的理解を得ることを目的とする。

【到達目標】

特許法について、制度全体についての一通りの体系的理解及び主要な論点における判例の理解を前提とした基本的な考え方を身に付けてもらうことにより、今後特許法に関する問題に直面した際に、自分で調査し考えることができるだけの基礎的素養を涵養することを目標とする。

より具体的には、第一に、特許法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し、その内容を正確に示すことができるようになることを目標とする。

第二に、特許法が問題となる具体的な事例 (紛争) について、特許法を適用するとどのような帰結が導かれる (解決が図られる) こととなるのかを、判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

この授業では、知的財産法の中核を担う法律のひとつである特許法について、産業の発達に寄与するためにどのような制度が設けられているのかを、具体的な裁判例にも触れながら、講義形式で一通り説明していく。下記授業計画に示した形での講義を予定しているが、順序や内容については必要に応じて変更する可能性がある。特に、受講者が全員がすでに学部で特許法を履修済みの場合には、講義形式よりも質疑応答をメインにした授業とする予定である。詳細は受講生と相談しながら決定することとしたい。

定期試験については、解説期間においてフィードバックを行う予定である。その他、メール・学習支援システムなども活用しつつ、フィードバックは必要に応じて随時行うようにしたい。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・知的財産法の概要	本講義の概要説明、知的財産法の全体像 [準備学習等] テキスト第1編第1章・第2章 (2～15頁)
第2回	特許法の概要・権利の客体(1)	特許法の全体像、発明の定義 (自然法則の利用要件) [準備学習等] テキスト第2編第1章・第2章 (18～32頁)
第3回	権利の客体(2)・特許の要件(1)	発明の定義 (その他の要件)、特許要件 (新規性・進歩性) [準備学習等] テキスト第2編第2章 (33～55頁)
第4回	特許の要件(2)	特許要件 (先願・拡大先願など) [準備学習等] テキスト第2編第2章 (56～62頁)
第5回	権利の主体(1)	発明者、特許を受ける権利、共同発明、冒認出願に対する救済など [準備学習等] テキスト第2編第3章 (63～70頁)
第6回	権利の主体(2)	職務発明など [準備学習等] テキスト第2編第3章 (70～78頁)
第7回	権利取得の手續	出願、出願公開、審査、補正など [準備学習等] テキスト第2編第4章 (79～92頁)
第8回	審判・審決取消訴訟	各種審判及び審決取消訴訟の目的と概要 [準備学習等] テキスト第2編第5章 (93～107頁)
第9回	特許権(1)	特許権の内容・存続期間など [準備学習等] テキスト第2編第6章 (108～111頁、141～144頁)

第10回	特許権(2)	特許権の制限、法定通常実施権など [準備学習等] テキスト第2編第6章 (128～141頁)
第11回	特許権に関する取引	特許権の譲渡、専用実施権、通常実施権など [準備学習等] テキスト第2編第8章 (164～180頁)
第12回	侵害と救済(1)	文言侵害・均等侵害・間接侵害など [準備学習等] テキスト第2編第6章 (111～128頁)
第13回	侵害と救済(2)	抗弁事由、民事的救済など [準備学習等] テキスト第2編第7章 (145～163頁)
第14回	まとめ	講義全体の総括

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

テキストの予習のほか、各回の終了時に次回までに予習すべき資料 (論文・裁判例等) を指定する場合がありますので、一読した上で授業に臨むこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法〔第2版〕』(有斐閣、2023)。

【参考書】

田村善之『知的財産法〔第5版〕』(有斐閣、2010)、小泉直樹『知的財産法〔第2版〕』(弘文堂、2022)、中山信弘『特許法〔第5版〕』(弘文堂、2023)、鳥並良ほか『特許法入門〔第2版〕』(有斐閣、2021)、小泉直樹・田村善之編『特許判例百選〔第5版〕』(有斐閣、2019) など。

詳細は開講時に改めて、また授業中にも適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での質疑応答30%、期末試験70%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

講義資料は各回の冒頭に配布するほか、学習支援システムにも誤記等を修正したものを適宜アップロードする予定である。

【Outline (in English)】

【授業の概要 (Course outline)】

This course covers the basics of Patent Law of Japan with attention to fundamental case law.

【到達目標 (Learning Objectives)】

By the end of the course, students should be able to :

- Demonstrate knowledge and understanding of Patent Law System.
- Apply Patent Law principles to real problems.

【授業時間外の学習 (Learning activities outside of classroom)】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.

【成績評価の方法と基準 (Grading Criteria / Policy)】

Your overall grade in the class will be decided based on the following :
Term-end examination (70%), and in class contribution (30%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

消費者法

洞澤 美佳

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

授業の概要： 民法を消費者法の視点から捉え直したうえ、消費者取引形態の切り口（特定商取引法の対象取引、割賦販売法の対象取引、インターネット取引）、消費者取引対象の切り口（消費者信用、金融商品、動産、不動産）、消費者紛争解決の制度で構成された各回のテーマごとに、判例等を素材としたケースについて、そのテーマに必要な法知識を前提に、結論に至る道筋を考えていく。

授業の目的： 民法等の基本法の知識を土台として、消費者法（消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、その他多数の法律）についての知識を修得し、実務に応用する力を身につける。

【到達目標】

消費者問題の実情を把握し、消費者法の基本的な内容を理解したうえで、具体的ケースへの適用を通じて、法的思考力、法的判断力、法的批判力、法的展開力を身につける。同時に、民法の基礎知識（特に意思表示、契約、不法行為）を再確認し、その応用力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

消費者法の基礎知識については、教科書等による予習を求め、授業では、そのテーマの要点を講義した上、判例等を素材としたケースで、民法、消費者法の具体的な適用につき質疑等を通じて確認していく方法をとる。毎回、授業の開始時に前回テーマについて小テストを行って理解と記憶の定着を確認し、必要なフィードバックを行う。（授業内でインターネットを使用することがある。）。弁護士としての実務経験を活かし、具体的問題解決に向けた視点も解説する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション・消費者法総論	①消費者問題とは何か／②消費者問題の歴史／③消費者法とは何か／④消費者基本法／⑤消費者庁関連3法／⑥事例：民商法の形式的適用では不当な結果となる事例 [準備学習等] 第1章、第16章（参考書1の対応する章）
第2回	消費者と契約1	①契約の拘束力についての民法の原則／②契約の存在・不存在／③契約の成立・不成立／④無効（公序良俗違反等）／⑤取消し（錯誤、詐欺、脅迫等）／⑥信義則による拘束力修正／⑦拘束力を問題とせずに損害賠償で解決（取引型不法行為）／⑧事例：原野商事事例 [準備学習等] 第2章、第3章
第3回	消費者と契約2（消費者契約法）	①取消し範囲の拡大（消費者契約法）／②無効条項の拡大（消費者契約法）／③事例1：誤認類型／④事例2：困惑類型／⑤事例3：無効条項（学納金返還訴訟）／⑥消費者団体訴訟制度の概要／⑦集团的消費者被害救済制度の概要／⑧差止め請求事例 [準備学習等] 第4章
第4回	消費者と契約3（取引型不法行為）	①契約でなぜ不法行為責任？／②不法行為の要件と取引型不法行為の特徴／③事例：外国が替証拠金取引事例 [準備学習等] 第5章
第5回	特定商取引法（訪問販売、電話勧誘販売、継続的役務提供契約、業務提供誘引販売、連鎖販売、訪問購入）	①特商法の概要解説／②訪問販売とクーリングオフ／③継続的役務提供契約と中途解約／④事例：継続的役務提供契約中途解約事例 [準備学習等] 第6章
第6回	特定商取引法・景品表示法（通信販売を中心に）	通信販売と広告規制 [準備学習等] 第6章、第9章

第7回	支払決済（販売信用も含む）	①資金決済法、割賦販売法の概要解説／②事例1：クレジットと訪問販売事例／③事例2：電子マネーとサクラサイト被害事例 [準備学習等] 第7章
第8回	消費者信用（多重債務）	①金利規制の考え方／②出資法、利息制限法、貸金業法、破産法、民事再生法等／③事例：多重債務事例（破産、個人再生、任意整理） [準備学習等] 第13章
第9回	金融商品の消費者問題	①金融商品取引法・金融サービス提供法の概要／②民法（不法行為・債務不履行（適合性の原則、説明義務等））／③事例1：証券取引事例／④事例2：デリバティブ取引事例 [準備学習等] 第10章
第10回	動産の消費者問題（商品の安全）	①商品の安全性と消費者／②製造物責任法／③事例：製造物責任事例 [準備学習等] 第11章
第11回	不動産の消費者問題	①欠陥住宅問題／②品確法の内容と適用範囲／③建築士との連携／④事例：欠陥住宅事例 [準備学習等] 第12章
第12回	インターネットの消費者問題（ネット取引、ネット自体の問題）	①プロバイダーとの契約問題／②ネット取引の法律問題（プラットフォーム関連法）／③個人情報情報の集積（個人情報保護法）、発信者情報問題（プロバイダー責任制限法）／④事例：プラットフォーム事業者の責任が問題となる事例または出会い系サイト事例 [準備学習等] 第14章
第13回	紛争処理	①解決方法の選択／②ADR、訴訟の実情／③消費者訴訟のポイント／④事例1：ワラント事例（法創造現象—説明義務の定着）／⑤事例2：変額保険事例（世間の常識と法常識の乖離—常識からの出発） [準備学習等] 第15章
第14回	まとめとレポートの講評	①論点に対するアプローチ ②論理の流れ ③結論と理由の関係、論述の順序

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に配布予定の次回の範囲に関するレジュメを読んで理解する。なお、後記のとおり、現在改訂作業が行われている日弁連編「消費者法講義（第6版）」が出版されて以降は、同書をテキストとして使用する予定である。しかし、同書の出版は本講座の開講時期には間に合わないため、出版されるまでの間は、主にレジュメを利用し、適宜参考文献なども参照しながら授業を進める。同書の発行以後は、教科書の次回の範囲等を読んで理解する（方法等は、出版時期も勘案しつつ、同書出版後に具体的に指示をする。）。事後に、授業中に行った小テストの解答やケースへの適用を意識して教科書等を読み復習する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

日弁連編『消費者法講義（第6版）』（日本評論社、2024、価格未定）が出版されたら利用する予定（現在販売中の第5版は講義では使用しない。）。その他レジュメを使用する。なお、各回の授業計画にある「準備学習等」に記載の各章は、上記第6版の章立て（予定）を記載したものである。

【参考書】

- 1 中田邦博・鹿野菜穂子編著『基本講義 消費者法（第5版）』（日本評論社、2022）
- 2 大澤彩『消費者法』（商事法務、2023）
- 3 大村敦志『消費者法（第4版）』（有斐閣、2011）
- 4 河上正二・沖野真己編『消費者法判例百選 第2版』（有斐閣、2020）
- 5 西川康一編『景品表示法』（商事法務、2021）
- 6 桜井健夫『金融商品取引法・金融サービス提供法』（民事法研究会、2023）

【成績評価の方法と基準】

授業時間における評価（平常点）：毎回行うミニテスト 30点、質疑応答状況 20点

期末における評価：期末レポート 50点

【学生の意見等からの気づき】

変化の速い分野であるので、教科書が出版された2018年秋以降の実態変化、法改正、新法制定、裁判例をフォローする必要があり、それを整理してわかりやすく伝えるレジュメ等の資料が重要となる。毎年度、学生の反応や意見をもとに、相当時間をかけて資料を作成している。

【Outline (in English)】

Purpose of the lesson: Based on the knowledge of the basic law such as the Civil Code, we acquire knowledge about the consumer law (Consumer Contract Law, Specified Commercial Transactions Law, Installment Sales Law, and many other laws) and ability to apply it to practice.

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

Grading will be decided based on lab reports (50%), Short examinations (30%), and the quality of the students' experimental performance in the lab (20%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

現代人権論

赤坂 正浩

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

科学技術の飛躍的発展や、価値観の多様化、経済・社会の複雑化・グローバル化等の状況がみられる現代社会において、現代の法曹には、憲法上の権利が直面している新たな問題状況を鋭敏に把握し、その実効的保障を図るための実践的スキルを身につけることが、ますます要求されるようになってきている。本授業では、近年の憲法訴訟を手がかりに、現代社会における人権論の重要な課題をピックアップし、それらにつき、説得力ある法的推論や事実をふまえた地に足のついた提言を展開できるようにすることを目的として、各課題につき、実践的検討をおこなっていく。

【到達目標】

憲法上の権利に関するこれまでの判例や学説の理論状況をふまえて、現代社会における人権保障の新たな問題状況につき、立法論も含めて、適切な人権救済の方途を提言するための基礎的素養を獲得することを旨とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

上記の到達目標を各受講生が達成できるように目指して、本授業では、①各テーマにつき、まず教員の側から問題状況を解説し、質疑応答等により全体的な理解を深めたうえで、②当該テーマに関わる具体的事例につき、裁判における法的主張のほか具体的な救済案の提言につき、授業参加者全員でさまざまな角度からの検討をおこなうこととした。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	頭髪の自由 —S高校パーマ退学事件	1996年のパーマ退学事件と2022年の黒髪染髪訴訟とを比較しながら、校則裁判の状況を通じて、人権保障の観点から日本の教育現場の問題点を探る。
第2回	障害者の自由 —市議会代読拒否事件	障害者の人権問題の一環として、ここでは市議会代読事件を取り上げる。障害者問題とともに、地方議会をめぐる近年の紛争事例にも目を向けたい。
第3回	母親となる権利 —向井亜紀事件	現代の生殖補助医療技術の急速な進歩に伴って、自然分娩だけの時代にはなかった母・父・子の権利問題が生じるようになった。その例として、ここでは代理出産と母の権利を取り上げる。
第4回	同性婚の権利 —同性婚訴訟	同性間の婚姻を認めない現行民法・戸籍法の合憲性を争う訴訟が、このところ各地で提起されている。その最初の判決である札幌地裁の違憲判決を通じて、同性婚と憲法との関係を探る。
第5回	性同一性障害者の権利 —性同一性障害者特例法違憲判決	性的少数者には、性的指向の少数者である同性愛者のほかに、性自認上の少数者である性同一性障害者(性別違和をもつ人々)がいる。その法的処遇をめぐる2023年の最高裁判決を検討する。
第6回	再婚の自由 —再婚禁止期間違憲訴訟	2022年に削除されるまで、民法733条では嫡出推定の重複を避けるためとして、女性だけに6か月間の再婚禁止期間が設けられていた。この規定を一部違憲とした平成27年大法廷判決の論理を追うとともに、その後の法改正の内容も確認する。

第7回	治療拒否の自由 —輸血拒否事件	病状と治療方針について医師から説明を受けて患者が同意を与える「インフォームド・コンセント」は、今日の医療現場ではかなり一般化しているが、法的権利の内容と効果が制度的に明確化されたとは必ずしも言えない。治療同意に関する最初期の判例であるエホバの証人輸血拒否事件を取り上げ、患者の権利について考える。
第8回	ダンスの自由 —クラブNOON事件	時代の変化とともに、公権力による「風俗営業」の「取り締まり」に関してもさまざまな問題が生じている。「クラブ」に対する「風営法」の規制が問題となったクラブNOON事件を取り上げる。
第9回	忘れられる権利 —検索結果削除請求事件	ネット社会の進展、GAFGAなど多国籍情報産業の強大な力によって、表現や名誉などの権利状況も大きな変化を遂げてきた。その典型の1つとして「忘れられる権利」の問題を取り上げる。
第10回	自己情報コントロール権 —マイナンバー法違憲訴訟	IT技術の進歩は、政府による個人の管理にも新たな局面と問題をもたらした。日本版総番号制を導入したマイナンバー法の人権問題を取り上げる。
第11回	自己情報開示請求権 —指導要録開示請求訴訟	プライバシー権は自己情報コントロール権として再構成されるようになったが、自己情報コントロール権には自己情報の開示請求権が含まれる。その代表である教育情報の開示請求権の問題を取り上げる。
第12回	プライバシー権 —GPS捜査訴訟	警察権力の行使と市民のプライバシー権との関係をGPS訴訟を通じて考える。あわせて京都府学連判決以降のプライバシー権・肖像権判例の流れも追うことにしたい。
第13回	氏名に対する権利 —夫婦別姓訴訟	現代の日本は、結婚・出産・子育て・介護など、家族生活のさまざまな側面について、現実と人々の意識の大きな変化の時期を迎えている。選択的夫婦別姓を認めない民法の違憲訴訟における最高裁内部の対立を見ることで、家族をめぐる日本社会の状況を考察したい。
第14回	外国人の人権 —入管行政に関する 2019年11月25日の出入国在留管理庁長官あて日弁連勧告書	在留資格の期限が切れた外国人を入管施設に期限を定めず長期にわたって拘束する入管行政の在り方に対して日弁連が改善勧告をおこなった事実を通じて外国人の人権保障について考える。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

受講生は事前に教科書の該当箇所と学習支援システムにアップする判決原文を読んで、憲法上の権利侵害に当たるとする主張の法的構成をイメージしておく。授業後は、授業での解説・検討を通じて得られた知見をもとに自説を固め、主張のメモを作成する。授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

棟居快行・松井茂記・赤坂正浩・笹田栄司・常本照樹・市川正人『基本的人権の事件簿・第7版』(有斐閣、2024年)

【参考書】

特になし

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)
中間レポート 50%

期末における評価

期末レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

人数によっては、負担が過度にならないよう、配慮したいと思います。

【Outline (in English)】

【Course outline】

This seminar will examine several emerging issues on human rights in contemporary society and explore how these issues can be solved not only by adjudications made by the court, but also through policies of state and local government.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to properly analyze contemporary cases and controversies on human rights and to present proper way of legal and political solutions about those cases and controversies.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

[Grading criteria/Policies]

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2 (法学 / law 500)

社会保障法

大原 利夫

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

学生は社会保障法の基礎的な知識を修得し、社会保障法の解釈に関する諸問題について学びます。

【到達目標】

この授業を受けることにより学生は、①各社会保障法の法的問題に関する専門的知識を獲得し、②社会保障法の解釈上の論点等について法的判断能力を習得します。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

この授業は原則として対面型の講義形式で行います。この授業では、法的問題に関して学生の見解を聞くなどして双方向的な手法を一部取り入れます。レポートについては、授業の中で、または学習支援システムにおいて全体に対してフィードバックを行います。

なお、社会状況に応じて、対面授業をオンライン授業（リアルタイム）を行う場合があります。また受講生の理解度等によって内容・方法を一部修正する場合があります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	社会保障法総論	この授業のガイダンスを行う。また社会保障法の定義、法体系などについて解説する。
第2回	社会保障の現状1～少子高齢化	少子高齢化等について統計資料を用いて考察する。
第3回	社会保障の現状2～所得格差	現代の所得格差問題について考察する。
第4回	社会保障の現状3～社会保障財政	社会保障と財政の問題等について資料を用いて考察する。
第5回	生活保護法1～概要	生活保護の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。
第6回	生活保護法2～補足性の原理	補足性の原理と関連判例について考察する。
第7回	生活保護法3～その他の原理・原則	生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。
第8回	福祉関連法1～概論	福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。
第9回	福祉関連法2～障がい者福祉、児童福祉・高齢者福祉	障害者関連法、児童福祉法、介護保険法などについて考察する。
第10回	年金法1～概要	年金法の概要について解説する。
第11回	年金法2～法的問題1	老齢年金と障害年金の法的問題について考察する。
第12回	年金法3～法的問題2	遺族年金の法的問題について更に考察する。
第13回	社会手当法	社会手当法の概要および法的問題について解説する。
第14回	現代的諸問題	社会保障法の現代的諸問題について考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業前に資料を読むことを指示された場合、学生は当該資料を必ず事前に読まなければなりません。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しません。

【参考書】

本沢巳代子ほか『トピック社会保障法 第17版』（信山社、2023年）
 加藤智章ほか『社会保障法 第8版』（有斐閣、2023年）
 菊池馨実『社会保障法 第3版』（有斐閣、2022年）
 井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）
 西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）

【成績評価の方法と基準】

平常点【質疑応答、受講態度】（50％）とレポート【全1回】（50％）により評価します。

【学生の意見等からの気づき】

資料の使い方を工夫したいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

オンライン授業を行う場合、および学習支援システムを利用する場合に、パソコンなどの端末を使用します。

【その他の重要事項】

質問は授業終了後またはメールにて受け付けます。

e-mail:toshio.oohara.tv@hosei.ac.jp

【Outline (in English)】

【Course Outline】

Students acquire basic knowledge of social security law and learn about various issues related to the interpretation of social security law.

【Learning Objectives】

The goal of this class is to acquire a high degree of specialized knowledge on the legal issues of each social security law, and to acquire advanced legal judgment ability on the interpretation issues of the social security law.

【Learning Activities Outside of Classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

Your overall grade in the class will be calculated according to the following process: Usual performance score 50%, Reports 50%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

金融商品取引法 I

明田川 昌幸

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

金融商品取引法判例百選に掲載されている判例を素材に、金融商品取引法による法規制のうち、不正取引規制と発行開示規制について概説する。金融商品取引法による不正取引規制と発行開示規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて、学生が理解できるように解説を行う。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【到達目標】

学生が金融商品取引法による不正取引規制と発行開示規制の概略を理解できるようにするとともに、金融商品取引法による不正取引規制と発行開示規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて理解できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP 6」に関連

【授業の進め方と方法】

金融商品取引法判例百選に掲載されている不正取引規制と発行開示規制に関連する判例を教材として配布し、これを素材に金融商品取引法による不正取引規制と発行開示規制を解説する。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法等、他の分野の法規制についても概説を行う。学習支援システムを使い、提出されたレポートに対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	金融商品取引法総論	金融商品取引法の全体像についての概説
第2回	不正取引規制 1	157条1号にいう「不正の手段」
第3回	不正取引規制 2	不正行為の禁止
第4回	不正取引規制 3	損失補填と157条1号
第5回	不正取引規制 4	エイズワクチン開発事件
第6回	不正取引規制 5	東天紅TOB事件
第7回	不正取引規制 6	ライブドア事件
第8回	不正取引規制 7	相場操縦の規制 1
第9回	不正取引規制 8	相場操縦の規制 2
第10回	不正取引規制 9	インサイダー取引規制 1
第11回	不正取引規制 10	インサイダー取引規制 2
第12回	不正取引規制 11	インサイダー取引規制 3
第13回	不正取引規制 12	インサイダー取引規制 4
第14回	不正取引規制 13	インサイダー取引規制 5
第15回	不正取引規制 14	インサイダー取引規制 6
第16回	不正取引規制 15	インサイダー取引規制 7
第17回	不正取引規制 16	インサイダー取引規制 8
第18回	不正取引規制 17	インサイダー取引規制 9
第19回	不正取引規制 18	インサイダー取引規制 10
第20回	不正取引規制 19	インサイダー取引規制 11
第21回	不正取引規制 20	インサイダー取引規制 12
第22回	不正取引規制 21	インサイダー取引規制 13
第23回	不正取引規制 22	インサイダー取引規制 14
第24回	不正取引規制 23	インサイダー取引規制 15
第25回	不正取引規制 24	インサイダー取引規制 16
第26回	不正取引規制 25	インサイダー取引規制 17
第27回	不正取引規制 26	インサイダー取引規制 18
第28回	不正取引規制 27	インサイダー取引規制 19
第29回	不正取引規制 28	インサイダー取引規制 20
第30回	不正取引規制 29	インサイダー取引規制 21
第31回	不正取引規制 30	インサイダー取引規制 22
第32回	不正取引規制 31	インサイダー取引規制 23
第33回	不正取引規制 32	インサイダー取引規制 24
第34回	不正取引規制 33	インサイダー取引規制 25
第35回	不正取引規制 34	インサイダー取引規制 26
第36回	不正取引規制 35	インサイダー取引規制 27
第37回	不正取引規制 36	インサイダー取引規制 28
第38回	不正取引規制 37	インサイダー取引規制 29
第39回	不正取引規制 38	インサイダー取引規制 30
第40回	不正取引規制 39	インサイダー取引規制 31
第41回	不正取引規制 40	インサイダー取引規制 32
第42回	不正取引規制 41	インサイダー取引規制 33
第43回	不正取引規制 42	インサイダー取引規制 34
第44回	不正取引規制 43	インサイダー取引規制 35
第45回	不正取引規制 44	インサイダー取引規制 36
第46回	不正取引規制 45	インサイダー取引規制 37
第47回	不正取引規制 46	インサイダー取引規制 38
第48回	不正取引規制 47	インサイダー取引規制 39
第49回	不正取引規制 48	インサイダー取引規制 40
第50回	不正取引規制 49	インサイダー取引規制 41
第51回	不正取引規制 50	インサイダー取引規制 42
第52回	不正取引規制 51	インサイダー取引規制 43
第53回	不正取引規制 52	インサイダー取引規制 44
第54回	不正取引規制 53	インサイダー取引規制 45
第55回	不正取引規制 54	インサイダー取引規制 46
第56回	不正取引規制 55	インサイダー取引規制 47
第57回	不正取引規制 56	インサイダー取引規制 48
第58回	不正取引規制 57	インサイダー取引規制 49
第59回	不正取引規制 58	インサイダー取引規制 50
第60回	不正取引規制 59	インサイダー取引規制 51
第61回	不正取引規制 60	インサイダー取引規制 52
第62回	不正取引規制 61	インサイダー取引規制 53
第63回	不正取引規制 62	インサイダー取引規制 54
第64回	不正取引規制 63	インサイダー取引規制 55
第65回	不正取引規制 64	インサイダー取引規制 56
第66回	不正取引規制 65	インサイダー取引規制 57
第67回	不正取引規制 66	インサイダー取引規制 58
第68回	不正取引規制 67	インサイダー取引規制 59
第69回	不正取引規制 68	インサイダー取引規制 60
第70回	不正取引規制 69	インサイダー取引規制 61
第71回	不正取引規制 70	インサイダー取引規制 62
第72回	不正取引規制 71	インサイダー取引規制 63
第73回	不正取引規制 72	インサイダー取引規制 64
第74回	不正取引規制 73	インサイダー取引規制 65
第75回	不正取引規制 74	インサイダー取引規制 66
第76回	不正取引規制 75	インサイダー取引規制 67
第77回	不正取引規制 76	インサイダー取引規制 68
第78回	不正取引規制 77	インサイダー取引規制 69
第79回	不正取引規制 78	インサイダー取引規制 70
第80回	不正取引規制 79	インサイダー取引規制 71
第81回	不正取引規制 80	インサイダー取引規制 72
第82回	不正取引規制 81	インサイダー取引規制 73
第83回	不正取引規制 82	インサイダー取引規制 74
第84回	不正取引規制 83	インサイダー取引規制 75
第85回	不正取引規制 84	インサイダー取引規制 76
第86回	不正取引規制 85	インサイダー取引規制 77
第87回	不正取引規制 86	インサイダー取引規制 78
第88回	不正取引規制 87	インサイダー取引規制 79
第89回	不正取引規制 88	インサイダー取引規制 80
第90回	不正取引規制 89	インサイダー取引規制 81
第91回	不正取引規制 90	インサイダー取引規制 82
第92回	不正取引規制 91	インサイダー取引規制 83
第93回	不正取引規制 92	インサイダー取引規制 84
第94回	不正取引規制 93	インサイダー取引規制 85
第95回	不正取引規制 94	インサイダー取引規制 86
第96回	不正取引規制 95	インサイダー取引規制 87
第97回	不正取引規制 96	インサイダー取引規制 88
第98回	不正取引規制 97	インサイダー取引規制 89
第99回	不正取引規制 98	インサイダー取引規制 90
第100回	不正取引規制 99	インサイダー取引規制 91
第101回	不正取引規制 100	インサイダー取引規制 92
第102回	不正取引規制 101	インサイダー取引規制 93
第103回	不正取引規制 102	インサイダー取引規制 94
第104回	不正取引規制 103	インサイダー取引規制 95
第105回	不正取引規制 104	インサイダー取引規制 96
第106回	不正取引規制 105	インサイダー取引規制 97
第107回	不正取引規制 106	インサイダー取引規制 98
第108回	不正取引規制 107	インサイダー取引規制 99
第109回	不正取引規制 108	インサイダー取引規制 100
第110回	不正取引規制 109	インサイダー取引規制 101
第111回	不正取引規制 110	インサイダー取引規制 102
第112回	不正取引規制 111	インサイダー取引規制 103
第113回	不正取引規制 112	インサイダー取引規制 104
第114回	不正取引規制 113	インサイダー取引規制 105
第115回	不正取引規制 114	インサイダー取引規制 106
第116回	不正取引規制 115	インサイダー取引規制 107
第117回	不正取引規制 116	インサイダー取引規制 108
第118回	不正取引規制 117	インサイダー取引規制 109
第119回	不正取引規制 118	インサイダー取引規制 110
第120回	不正取引規制 119	インサイダー取引規制 111
第121回	不正取引規制 120	インサイダー取引規制 112
第122回	不正取引規制 121	インサイダー取引規制 113
第123回	不正取引規制 122	インサイダー取引規制 114
第124回	不正取引規制 123	インサイダー取引規制 115
第125回	不正取引規制 124	インサイダー取引規制 116
第126回	不正取引規制 125	インサイダー取引規制 117
第127回	不正取引規制 126	インサイダー取引規制 118
第128回	不正取引規制 127	インサイダー取引規制 119
第129回	不正取引規制 128	インサイダー取引規制 120
第130回	不正取引規制 129	インサイダー取引規制 121
第131回	不正取引規制 130	インサイダー取引規制 122
第132回	不正取引規制 131	インサイダー取引規制 123
第133回	不正取引規制 132	インサイダー取引規制 124
第134回	不正取引規制 133	インサイダー取引規制 125
第135回	不正取引規制 134	インサイダー取引規制 126
第136回	不正取引規制 135	インサイダー取引規制 127
第137回	不正取引規制 136	インサイダー取引規制 128
第138回	不正取引規制 137	インサイダー取引規制 129
第139回	不正取引規制 138	インサイダー取引規制 130
第140回	不正取引規制 139	インサイダー取引規制 131
第141回	不正取引規制 140	インサイダー取引規制 132
第142回	不正取引規制 141	インサイダー取引規制 133
第143回	不正取引規制 142	インサイダー取引規制 134
第144回	不正取引規制 143	インサイダー取引規制 135
第145回	不正取引規制 144	インサイダー取引規制 136
第146回	不正取引規制 145	インサイダー取引規制 137
第147回	不正取引規制 146	インサイダー取引規制 138
第148回	不正取引規制 147	インサイダー取引規制 139
第149回	不正取引規制 148	インサイダー取引規制 140
第150回	不正取引規制 149	インサイダー取引規制 141
第151回	不正取引規制 150	インサイダー取引規制 142
第152回	不正取引規制 151	インサイダー取引規制 143
第153回	不正取引規制 152	インサイダー取引規制 144
第154回	不正取引規制 153	インサイダー取引規制 145
第155回	不正取引規制 154	インサイダー取引規制 146
第156回	不正取引規制 155	インサイダー取引規制 147
第157回	不正取引規制 156	インサイダー取引規制 148
第158回	不正取引規制 157	インサイダー取引規制 149
第159回	不正取引規制 158	インサイダー取引規制 150
第160回	不正取引規制 159	インサイダー取引規制 151
第161回	不正取引規制 160	インサイダー取引規制 152
第162回	不正取引規制 161	インサイダー取引規制 153
第163回	不正取引規制 162	インサイダー取引規制 154
第164回	不正取引規制 163	インサイダー取引規制 155
第165回	不正取引規制 164	インサイダー取引規制 156
第166回	不正取引規制 165	インサイダー取引規制 157
第167回	不正取引規制 166	インサイダー取引規制 158
第168回	不正取引規制 167	インサイダー取引規制 159
第169回	不正取引規制 168	インサイダー取引規制 160
第170回	不正取引規制 169	インサイダー取引規制 161
第171回	不正取引規制 170	インサイダー取引規制 162
第172回	不正取引規制 171	インサイダー取引規制 163
第173回	不正取引規制 172	インサイダー取引規制 164
第174回	不正取引規制 173	インサイダー取引規制 165
第175回	不正取引規制 174	インサイダー取引規制 166
第176回	不正取引規制 175	インサイダー取引規制 167
第177回	不正取引規制 176	インサイダー取引規制 168
第178回	不正取引規制 177	インサイダー取引規制 169
第179回	不正取引規制 178	インサイダー取引規制 170
第180回	不正取引規制 179	インサイダー取引規制 171
第181回	不正取引規制 180	インサイダー取引規制 172
第182回	不正取引規制 181	インサイダー取引規制 173
第183回	不正取引規制 182	インサイダー取引規制 174
第184回	不正取引規制 183	インサイダー取引規制 175
第185回	不正取引規制 184	インサイダー取引規制 176
第186回	不正取引規制 185	インサイダー取引規制 177
第187回	不正取引規制 186	インサイダー取引規制 178
第188回	不正取引規制 187	インサイダー取引規制 179
第189回	不正取引規制 188	インサイダー取引規制 180
第190回	不正取引規制 189	インサイダー取引規制 181
第191回	不正取引規制 190	インサイダー取引規制 182
第192回	不正取引規制 191	インサイダー取引規制 183
第193回	不正取引規制 192	インサイダー取引規制 184
第194回	不正取引規制 193	インサイダー取引規制 185
第195回	不正取引規制 194	インサイダー取引規制 186
第196回	不正取引規制 195	インサイダー取引規制 187
第197回	不正取引規制 196	インサイダー取引規制 188
第198回	不正取引規制 197	インサイダー取引規制 189
第199回	不正取引規制 198	インサイダー取引規制 190
第200回	不正取引規制 199	インサイダー取引規制 191
第201回	不正取引規制 200	インサイダー取引規制 192
第202回	不正取引規制 201	インサイダー取引規制 193
第203回	不正取引規制 202	インサイダー取引規制 194
第204回	不正取引規制 203	インサイダー取引規制 195
第205回	不正取引規制 204	インサイダー取引規制 196
第206回	不正取引規制 205	インサイダー取引規制 197
第207回	不正取引規制 206	インサイダー取引規制 198
第208回	不正取引規制 207	インサイダー取引規制 199
第209回	不正取引規制 208	インサイダー取引規制 200
第210回	不正取引規制 209	インサイダー取引規制 201
第211回	不正取引規制 210	インサイダー取引規制 202
第212回	不正取引規制 211	インサイダー取引規制 203
第213回	不正取引規制 212	インサイダー取引規制 204
第214回	不正取引規制 213	インサイダー取引規制 205
第215回	不正取引規制 214	インサイダー取引規制 206
第216回	不正取引規制 215	インサイダー取引規制 207
第217回	不正取引規制 216	インサイダー取引規制 208
第218回	不正取引規制 217	インサイダー取引規制 209
第219回	不正取引規制 218	インサイダー取引規制 210
第220回	不正取引規制 219	インサイダー取引規制 211
第221回	不正取引規制 220	インサイダー取引規制 212
第222回	不正取引規制 221	インサイダー取引規制 213
第223回	不正取引規制 222	インサイダー取引規制 214
第224回	不正取引規制 223	インサイダー取引規制 215
第225回	不正取引規制 224	インサイダー取引規制 216
第226回	不正取引規制 225	インサイダー取引規制 217
第227回	不正取引規制 226	インサイダー取引規制 218
第228回	不正取引規制 227	インサイダー取引規制 219
第229回	不正取引規制 228	インサイダー取引規制 220
第230回	不正取引規制 229	インサイダー取引規制 221
第231回	不正取引規制 230	インサイダー取引規制 222
第232回	不正取引規制 231	インサイダー取引規制 223
第233回	不正取引規制 232	インサイダー取引規制 224
第234回	不正取引規制 233	インサイダー取引規制 225
第235回	不正取引規制 234	インサイダー取引規制 226
第236回	不正取引規制 235	インサイダー取引規制 227
第237回	不正取引規制 236	インサイダー取引規制 228
第238回	不正取引規制 237	インサイダー取引規制 229
第239回	不正取引規制 238	インサイダー取引規制 230
第240回	不正取引規制 239	インサイダー取引規制 231
第241回	不正取引規制 240	インサイダー取引規制 232
第242回	不正取引規制 241	インサイダー取引規制 233
第243回	不正取引規制 242	インサイダー取引規制 234
第244回	不正取引規制 243	インサイダー取引規制 235
第245回	不正取引規制 244	インサイダー取引規制 236
第246回	不正取引規制 245	インサイダー取引規制 237
第247回	不正取引規制 246	インサイダー取引規制 238
第248回	不正取引規制 247	インサイダー取引規制 239
第249回	不正取引規制 248	インサイダー取引規制 240
第250回	不正取引規制 249	インサイダー取引規制 241
第251回	不正取引規制 250	インサイダー取引規制 242
第252回		

LAW500A2 (法学 / law 500)

金融商品取引法 II

明田川 昌幸

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

金融商品取引法判例百選に掲載されている判例を素材に、金融商品取引法による法規制のうち、継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制について概説する。金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて、学生が理解できるように解説を行う。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法・民法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【到達目標】

学生が金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制の概略を理解できるようにするとともに、金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて理解できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

金融商品取引法判例百選に掲載されている継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連する判例を教材として配布し、これを素材に金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制を解説する。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法・民法等、他の分野の法規制についても概説を行う。授業支援システムを使い、提出されたレポートに対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	継続開示規制1 継続開示規制の概要	西武鉄道事件
第2回	継続開示規制2 有価証券報告書の虚偽記載と発行会社の損害賠償責任	ライブドア機関投資家訴訟事件 アーバンコーポレーション事件
第3回	継続開示規制3 有価証券報告書の虚偽記載と監査法人等の損害賠償責任	ライブドア一般投資家集団訴訟事件 山一証券事件
第4回	公開買付規制1 公開買付規制の概要	公開買付の手続規制と開示規制
第5回	公開買付規制2 公開買付と種類株式・T o S T N e t取引	カネボウ少数株主損害賠償請求事件 ライブドア対日本放送事件
第6回	公開買付規制3 公開買付と株式分割	夢真ホールディングス対日本技術開発事件
第7回	公開買付規制4 公開買付とMBO	レックス事件 シャルレ事件
第8回	公開買付規制5 公開買付と株式買取請求権	日興コーディアルグループ事件
第9回	金融商品取引業者1 誠実公正義務 断定的判断の提供の禁止	誠実公正義務違反と不法行為 断定的判断の提供と不法行為責任
第10回	金融商品取引業者2 適合性原則、説明義務	適合性原則違反と不法行為責任 金融商品取引と説明義務
第11回	金融商品取引業者3 損失補填の禁止	損失補填の禁止と憲法29条 損失保証契約の効力
第12回	金融商品取引所 受託契約準則、誤発注	ジェイコム株式誤発注事件
第13回	投資者保護基金 企業会計・監査	投資者保護基金の補償対象 公正な会計慣行
第14回	委任状勧誘規制	委任状勧誘規制違反と会社法上の効果

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

金融商品取引法判例百選

【参考書】

金融商品取引法に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価(平常点)

毎回の小テスト 28%

授業中の質問等、積極的な発言をプラス評価する。

期末における評価

レポート 72%

【学生の意見等からの気づき】

理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】

金融商品取引法 I と II は、それぞれ独立の科目であり、II を先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this course, commentary will be made on the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on ongoing disclosure, takeover bid, securities broker, and so on,

【Learning Objectives】

By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on ongoing disclosure, takeover bid, securities broker, and so on,

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following :

Mini tests (14 times) 28%, Term-end report 72%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

倒産法 I

杉本 和士

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる）を学修する。特に清算型手続に関する基本法である破産法に関する基礎的な概念、規律及び手続についての学修を行い、修得することを目的とする。なお、倒産法の「基礎」を扱うとはいえ、破産手続に関する規律について詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものだと理解されたい）。

【到達目標】

・破産手続の手続構造を理解し、かつ、個々の規律を条文に即して説明することができる。
・破産法における実体的規律について、条文に即して基本的な規律の趣旨、要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP 6」に関連

【授業の進め方と方法】

・教材として一定の範囲毎に講義ノートを配布し、各回、受講生の十全な予習を前提に、「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。併せて、適宜、事例や設問に関する質疑応答を行い、受講学生との双方向における議論を通じて、受講学生の理解を深める。
・各回の講義の初めに、前回の講義に関して学習支援システム上で提出されたリアクションペーパーの内容を採り上げて、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	倒産法序論、破産手続・再生手続の概要	倒産法の基本的な考え方、倒産処理法制の全体像及び破産手続・再生手続（破産免責手続を含む。）の概要を検討する。
第2回	破産手続の開始	破産手続開始申立てから破産手続開始決定に至るまでの手続、特に保全措置、破産手続開始原因及び破産手続開始の効果について検討を行う。
第3回	破産者・裁判所・破産管財人と破産財団	破産手続において登場する利害関係人及び機関として、破産者、裁判所、破産管財人及び破産財団を扱う。
第4回	破産債権・財団債権、取戻権（1）：破産債権の要件	破産債権の概念とその要件、種類について扱う。
第5回	破産債権・財団債権、取戻権（2）	財団債権の概念とその処遇、種類、取戻権について扱う。
第6回	破産債権の届出・調査・確定；係属中の訴訟手続・強制執行等	破産債権の届出・調査・確定に関する手続について。さらに破産手続開始時において係属している各手続（訴訟手続、強制執行手続等）の処理に関する規律について扱う。

第7回	破産債権に対する配当、破産手続の終了；個人債務者の免責等の手続	破産債権に対する配当の種類や手続、破産手続の終了に関する規律について扱う。 個人債務者に関する免責制度の理念、免責手続に関する規律、復権制度について扱う。
第8回	物的担保（1）—破産手続における別除権の意義・範囲・行使	破産手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について扱う。
第9回	物的担保（2）—破産手続における別除権行使に対する破産管財人の対処	破産手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権行使に対する破産管財人からの対処の在り方について扱う。
第10回	人的担保	主たる債務者が破産した場合の債権者及び保証人に関する規律につき、いわゆる開始時現存額主義を中心に扱う。
第11回	未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特則	双方未履行双務契約の処遇に関する破産手続及び再生手続における一般原則と各種契約（賃貸借契約、雇用契約、請負契約等）におけるその特則について検討する。
第12回	相殺権	破産手続における相殺の位置付けについて確認した上で、破産手続における相殺権行使の要件、その方法等、相殺禁止の規律について扱う。
第13回	否認権（1）：否認権の意義と目的、基本型、否認権の行使	破産手続開始後の法律行為に関する規律を概観した上で、破産手続における否認権制度の意義と目的について検討し、基本型である詐害行為否認と偏頗行為否認の概要について、さらに否認権行使に関する規律について扱う。
第14回	否認権（2）：各種の否認類型、否認権の行使	詐害行為否認と偏頗行為否認を中心とする各種の否認類型に関する各規律について扱う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・授業時間外の学習（予習・復習のほか、発展学習）に関する一般的な指示は、初回講義冒頭のガイダンスで行うほか、適宜、各回の講義の進行に応じて行う。併せて、予習用教材を配布する。
・なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・講義は、教員の配布する講義ノート及び予習復習用教材を用いて進める。
・使用する教材等は、全て「法政大学学習支援システム」においてPDFファイルとして配布する。必ず受講前に各自で教材を準備しておくこと。

【参考書】

・本格的な体系書又はコンメンタールとして、適宜、下記を参照することを推奨する。
伊藤真『破産法・民事再生法』（有斐閣、第5版、2022年）
伊藤真ほか『条解破産法』（弘文堂、第3版、2020年）
・判例集として、下記を指定する。
松下淳一＝菱田雄輝編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2020年）

【成績評価の方法と基準】

・期末試験100%により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の到達目標が指標となる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【学生が準備すべき機器他】

なし

【Outline (in English)】

-This course introduces the principles of insolvency law to students taking this course.

-The goals of this course are to

(1) obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.

(2) be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.

-Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

-Your overall grade in the class will be decided based on the following ; Term-end examination: 100%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

倒産法Ⅱ

杉本 和士

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる）を学修する。特に再建型手続の基本法である民事再生法に関する基礎的な概念、規律及び手続についての学修を行い、修得することを目的とする（倒産法Ⅰにおいて破産法をすでに学修していることを前提とする）。なお、倒産法の「基礎」を扱うとはいえ、再生手続に関する規律について詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものと理解されたい）。

【到達目標】

・再生手続の手続構造を理解し、かつ、個々の規律を条文に即して説明することができる。
・民事再生法における実体的規律について、条文に即して基本的な規律の趣旨、要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP 6」に関連

【授業の進め方と方法】

・教材として一定の範囲毎に講義ノートを配布し、各回、受講生の十分な予習を前提に、「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。併せて、適宜、事例や設問に関する質疑応答を行い、受講生との双方向における議論を通じて、受講生の理解を深める。
・各回の講義の初めに、前回の講義に関して学習支援システム上で提出されたリアクションペーパーの内容を採り上げて、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	民事再生法及び再生手続の概要	倒産法制全体における民事再生法の位置付け、再生手続全体の流れを、破産手続と比較しつつ概観する。
第2回	再生手続の開始	再生手続開始申立てから再生手続開始決定に至るまでの手続を扱う。特に保全措置、再生手続開始原因及び再生手続開始の効果について、破産手続と比較しつつ検討を行う。
第3回	再生債務者の地位・手続機関	再生手続における再生債務者の地位及びこれに関する規律について検討する。併せて、再生手続における他の手続機関（管財人、保管理人、監督委員）についても扱う。
第4回	再生債務者財産とその調査及び確保—財産評定、営業・事業譲渡、法人役員等の責任追及	再生債務者財産の概念を確認した上で、再生債務者財産の調査及び確保に関する財産評定、営業・事業譲渡に関する許可の制度及び法人役員等の責任追及を検討する。

第5回	再生債権・共益債権・一般優先債権・開始後債権	再生債権、共益債権、一般優先債権及び開始後債権の概念及び要件、再生債権の届出・調査・確定の手続について、破産手続における破産債権及び財団債権の処遇と比較しつつ検討する。
第6回	再生債権の届出・調査・確定、係属中の手続関係の処理	再生債権の届出・調査・確定の手続について、破産手続における破産債権と比較しつつ、検討する。 再生手続開始時において係属中の手続関係の処理について、破産手続の場合と比較しつつ検討する。
第7回	再生計画の成立	再生計画の必要的記載事項及び任意的記載事項について具体例を示しつつ検討し、再生計画案の提出から再生計画の成立に至る手続規律を検討する。
第8回	再生計画の遂行、再生手続の終了、破産手続への移行；個人再生手続	再生計画の遂行過程を概観した上で、その変更又は取消しの規律について検討する。併せて再生手続の終了及び破産手続への移行に関する規律を扱う。 個人再生手続について、各手続の規律を扱う。
第9回	物的担保の処遇（1）：再生手続における別除権の意義・範囲・行使	再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について検討する。
第10回	物的担保（2）：再生手続における別除権行使に対する再生債務者等の対処	再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、再生手続における別除権行使に対する再生債務者等からの対処の在り方について検討する。
第11回	未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特別	双方未履行双務契約の処遇に関する再生手続における一般原則と各種契約におけるその特別について破産手続と比較しつつ検討する。
第12回	相殺権（1）：再生手続における相殺権の規律	再生手続における相殺権行使に関する規律について破産手続と比較しつつ検討する。
第13回	相殺権（2）：貸借人の再生手続における賃料債権、敷金返還請求権に関する特別、破産手続における規律との対比	貸借人の再生手続における賃料債権及び敷金返還請求権に関する特別について、貸借人破産の場合と比較しつつ、検討を行う。 相殺権全般に関して、破産手続における規律との対比を整理する。
第14回	否認権	再生手続開始後の法律行為に関する規律を概観した上で、再生手続における否認権制度について検討し、否認権行使に関する規律について扱う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・授業時間外の学習（予習・復習のほか、発展学習）に関する一般的な指示は、初回講義冒頭のガイダンスで行うほか、適宜、各回の講義の進行に応じて行う。併せて、予習用教材を配布する。
・なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・講義は、教員の配布する講義ノート及び予習復習用教材を用いて進める。
・使用する教材等は、全て「法政大学学習支援システム」においてPDFファイルとして配布する。必ず受講前に各自で教材を準備しておくこと。

【参考書】

・民事再生法に関する教科書として、松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣、第2版、2014年）

・本格的な体系書又はコンメンタールとして、適宜、下記を参照することを推奨する。

伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、第5版、2022年）

・判例集として、下記を指定する。

松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2020年）

【成績評価の方法と基準】

・期末試験100%により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の到達目標が指標となる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【学生が準備すべき機器他】

なし

【その他の重要事項】

・この講義は、「倒産法I」において破産法に関する基礎を習得していることを前提に行う。したがって、「倒産法I」を履修していない者の履修は、原則として望ましくない（ただし、その場合の履修を妨げるものではなく、「倒産法II」からの履修を希望する者は、履修時に教員から学習の指示を受けなければならない）。

【Outline (in English)】

-This course introduces the principles of insolvency law to students taking this course.

-The goals of this course are to

(1) obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.

(2) be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.

-Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

-Your overall grade in the class will be decided based on the following ; Term-end examination: 100%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

倒産法演習

高田 千早

単位数：2単位 | 受講年次：3年（春学期授業/Spring）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義では、倒産法を演習形式で学習する。倒産事件を法律実務家として扱うために要求される、主として、破産法と民事再生法の基礎的な概念、規律及び手続について修得することを目的とする。

【到達目標】

・破産手続及び再生手続の手続構造を理解し、かつ、個々の規律を条文に即して説明することができる。
 ・破産法及び民事再生法における実体的規律について、条文に即して基本的な規律の趣旨、要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

本授業は演習形式で実施する。
 事例や設問に関する質疑応答を行い、受講生と学生の双方向における議論を通じて、受講生の理解を深める。
 なお、課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	倒産手続における手続選択と手続相互間の関係	各倒産手続（私的整理も含む）の位置づけや、具体的な状況に応じて、どのように手続が選択されるかなどを概観する。
第2回	倒産手続の利害関係人と手続機関	倒産手続にはどのような利害関係人が存在するか。各種手続において、申立後どのような手続機関が存在し、どのような働きをするかを概観する。
第3回	倒産手続の流れ。倒産手続の開始と保全処分	破産手続と民事再生手続の標準的な手続の流れ全体を概観する。倒産手続の開始や保全処分における問題点を検討する。
第4回	債権の種類と優先順位	破産手続及び民事再生法における債権の種類と優先順位を概観し、再生債権の弁済禁止の例外に関する問題を検討する。
第5回	担保権の取り扱い	各種倒産手続における担保権の地位。担保権の権利行使方法と制限。実務における担保権の処理。
第6回	債権の確定手続	破産手続と民事再生手続の債権確定手続の流れを概観し、債権確定に関する問題を検討する。
第7回	論述形式演習と解説①	前半で学んだテーマについて演習問題を予め起案し、その問題と起案を検討する。
第8回	破産財団管理・換価と配当	破産手続における破産管財業務について概観し、具体的に生じる問題を検討する。
第9回	民事再生手続における、財産査定と再生計画案の作成と成立	民事再生手続の申立以降再生計画の成立までの債務者（申立代理人）の業務を概観し、具体的に生じる問題を検討する。
第10回	倒産手続における相殺権	破産手続及び民事再生手続における相殺権の行使に関する規律を概観し、問題を検討する。
第11回	倒産手続における双方未履行総務契約関係の取り扱い	双方未履行契約について、破産手続及び民事再生手続が開始された場合の取り扱いに関する規律を概観し、問題を検討する。
第12回	破産手続における否認権	破産手続における否認権行使の問題を検討する。
第13回	個人の倒産法手続	法人の代表者が連帯保証している場合等、個人の過重債務の処理方法について検討する。
第14回	論述形式演習と解説②	後半で学んだテーマに関する演習問題を予め起案し、その問題と起案を検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業準備としては、テーマに関する「倒産法Ⅰ」及び「倒産法Ⅱ」の内容を復習し、テキストや指定する事例等の問題について検討し、自らの結論とそれに至る過程を説明できるよう予習する。
 なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

三木浩一・山本和彦編『ロースクール倒産法〔第3版〕』（有斐閣、2014）

【参考書】

伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣、2022）
 山本和彦編著『倒産法演習ノート〔第3版〕』（弘文堂、2016）
 松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2020）
 永谷典雄・谷口安史・上拂大作・菊池浩也『破産・民事再生の実務〔第4班〕』（金融財政事情、2020）
 中山孝雄、金澤秀樹編『破産管財の手引〔第2版〕』（金融財政事情、2015）
 館内比佐志、永谷典雄、堀田次郎、上拂大作編『民事再生の運用指針』（金融財政事情、2018）

【成績評価の方法と基準】

講義で扱う事例課題の起案内容によって評価する（100％）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【その他の重要事項】

この講義は、「倒産法Ⅰ」及び「倒産法Ⅱ」において破産法及び民事再生法に関する基礎を習得していることを前提に行う。

【Outline (in English)】

In this course, you will learn insolvency law in an exercise format.

-The goals of this course are to

(1)obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.

(2)be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.

-Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

-Your overall grade in the class will be decided based on the short reports : 100%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

医事法

佐藤 雄一郎

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

医療に対する国の責任が小さくなる一方で、医療技術の発達に伴い「できること」が増大している。このような変化を踏まえ、医療をコントロールするために必要な法の役割について共に考える。

【到達目標】

医療の特殊性に配慮しながら、あるべき医療の実現にあたっての法の役割を考えることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式の予定だが、人数によっては適宜ディスカッション、グループないし個人報告をしてもらうことも考えている。提出された課題等に対して講義中に評価、ないし、学習支援システムで講評や添削・返却を行う予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	医事法とは何か、参考書等の紹介
第2回	医師法	医業独占、医師の義務、他職種との連携
第3回	医療法	概略、健康保険法との関係、より直截的なコントロール、地域医療構想
第4回	医療過誤（1）	不法行為構成と債務不履行構成、医療契約
第5回	医療過誤（2）	過失・本旨不履行
第6回	医療過誤（3）	被侵害利益
第7回	医療過誤（4）	因果関係、損害
第8回	医療過誤（5）	医療過誤訴訟の実務
第9回	薬害	薬害の歴史、薬機法の規定
第10回	医学研究	医学研究をめぐる諸問題
第11回	臓器移植	臓器移植法の規定をみる
第12回	避妊、不妊手術、中絶、生殖補助医療技術	避妊、不妊手術、中絶、生殖補助医療技術。優生保護法における不妊手術など
第13回	精神科医療	精神科医療の歴史的課題および現状
第14回	安楽死・尊厳死	安楽死・尊厳死に関する国際的な法制度の動向

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

取り上げる予定の判決を、(判例百選ではなく判例集にあたって) 読んでくること。グループ報告にあたっての調査と準備をしてもらうこともありうる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

なし

【参考書】

初回に紹介する

【成績評価の方法と基準】

講義への参加姿勢 30%

レポート課題 70%

【学生の意見等からの気づき】

(昨年度の結果を閲覧できていません)

【学生が準備すべき機器他】

最初の4回に併せて、「対面」となっている回について不定期にオンラインでの形式となることがあります。PCやタブレットなどと、ネット環境とを準備しておいてください。

【Outline (in English)】

[Course outline] Overview of medical law.

[Learning objectives] To think/discuss/understand about roles of law concerning medicine.

[Learning activities outside the classroom] Read judgments beforehand. It may be necessary for you to prepare for the group report.

[Grading Criteria /Policy] In-class contribution 30%, Final report 70%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

金融取引法

久保 淳一、野口 香織

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

金融に関する基礎知識・技術を理解するとともに、金融取引実務における法的な論点を検討し、金融と法がいかに密接な関わりを持っているか、また、金融取引実務が民事法の発展にどのように影響を与えてきたか、今後（債権法改正等）影響を与えていくかを学ぶ。

【到達目標】

金融取引に係る民事法における重要判例・法解釈を体得するとともに、金融取引に関わる事案において、どのような取引かを理解し、それに係る法的論点を見出し、かつ判例・通説を踏まえて自分の意見を展開できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

金融取引における法的な論点を具体的な事例・判例を挙げて説明し、金融取引と民法、民事訴訟法、民事執行法との関わりを例を挙げる。講義を基本に置きつつ、適宜ソクラティック・メソッドも取り入れる。なお、受講者の自主的な研鑽に期待しつつ、講座としては、受講者に負担を掛けない進行を心掛けるつもりである。提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	金融総論及び銀行取引	金融取引概観及び預金・為替・貸付取引（久保）
第2回	要件事実論	金融取引と代理（野口）
第3回	相殺	銀行による貸付金と預金との相殺に関する金融実務上の論点と判例の変遷（久保）
第4回	債権担保貸付及び手形割引	貸付における債務者のキャッシュフローの把握の工夫（久保）
第5回	債権譲渡	債権譲渡に関する金融実務上の論点と判例の変遷（久保）
第6回	債権譲渡	将来債権譲渡に関する金融実務上の論点と判例の変遷（久保）
第7回	ヴィークル法制	ヴィークル法制概論と組合・匿名組合の特徴（久保）
第8回	信託	信託制度の沿革（久保）
第9回	信託	信託の基本的構造（久保）
第10回	信託	信託財産の独立（久保）
第11回	信託	信託受託者の義務（久保）
第12回	金融取引の論点Ⅰ	土地借地権付建物と抵当権の履行、及び土地借地権付建物を巡る確定判決の効力（野口）
第13回	金融取引の論点Ⅱ	定期預金にかかる預金者の認定に関する判例・裁判例の変遷（久保）
第14回	金融取引の論点Ⅲ	普通預金にかかる預金者の認定に関する判例・裁判例の変遷（久保）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

シラバスの授業計画に沿って参考書等を読むなどして、予め授業内容に関わる法的な論点について確認しておくこと。金融及び金融取引については必要な範囲を授業で説明するが、新聞等を通じて関心・理解を深めておくと、より有意義なものになると思われる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

なし（授業後ごとに資料を配付する。）

【参考書】

<参考文献>

樋口範雄『入門 信託と信託法 第2版』（弘文堂、2014）
松本貞夫『改訂 銀行取引法概論』（経済法令研究会、2007）
神田秀樹・神作裕之『金融法講義 新版』（岩波書店、2017）

【成績評価の方法と基準】

期末における評価

最終試験 100%

【学生の意見等からの気づき】

重要判例や最新判例の検討においては、講師からの問いかけの機会を増やし、なるべく双方向の授業を目指す。

【その他の重要事項】

【野口香織】平成19年に弁護士登録以降、主に金融法務を担当。近時はFinTechに関連する業務に携わっており、最新の社会動向を踏まえた金融と法との関わりあいを説明する。

【久保淳一】信託銀行や外資系金融機関、大手法律事務所、ベンチャー企業で30年余にわたり法務・コンプライアンスを担当し、現在はブロックチェーン技術をベースとしたシステムを提供するベンチャー企業のコンプライアンス法務を担当。金融取引に幅広く関わった経験をもとに、金融に関する基礎知識・技術や金融と法との関わりあいを説明する。

【Outline (in English)】

【授業の概要(Course Outline)】

The purpose of this course is two-folded; (a) to learn and understand the basic knowledge and techniques of financial transactions, and (b) to analyze legal issues related to financial transactions and appreciate close interaction between finance and law.

【到達目標(Learning Objectives)】

The goals of this course are to learn important decisions and law interpretations in the finance area, and to become able to understand financial transactions, detect legal issues regarding the transactions and provide an opinion about each transaction based on the precedents and/or the prevailing orthodoxy.

【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】

Before each class meeting, students will be expected to prepare themselves for the legal issues to be discussed in the class. Students are encouraged to become familiar with financial transactions by, for example, reading newspaper and other media.

【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】

Grading will be decided based on the term-end examination (100%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

信託法

藤田 和久

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

信託は、財産管理制度の一つとして、金融取引を中心に広く活用されるとともに、近時は相続対策、高齢者財産管理など民事においてもその活用が広がっている。

英米法起源でありながら、実務上の重要性が高まっている信託法制について、概念や構造、信託当事者の法的関係を基礎から学び、信託の現代的意義と課題を理解することを目標とする。

【到達目標】

到達目標は以下3項目とする。

(1) 信託法の条文をベースに、信託の構造、信託財産の法的な性質、当事者の権利・義務等、信託の基本的な概念を学んだ上で、民法の一般法理との整合と相違を理解する。

(2) 信託取引に関する信託業法、金融商品取引法などの関連法令ならびに信託契約実務も含めた信託に関する法の適用について全体的に理解する。

(3) 民事信託の現代的活用や、金融手段、投資手段としての商事信託の運営などで生じる法的問題について自ら論考できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的には、資料を配布し、講義形式で法令等の解説を行う。

講義中は参加者から積極的に意見を求めながら議論を進める。

提出レポートの内容については授業で講評する。

第12回と第13回の講義については実務家を招聘して話を伺う予定。（従い、日程の関係で講義の順番を変更する場合がある。）

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	信託の基礎	概念 基本的構造
第2回	信託の歴史と現在	歴史 現況
第3回	信託の成立	信託行為 信託の目的 信託の成立
第4回	信託財産	概要 範囲 信託の対抗要件
第5回	受託者（1）	意義 権限 義務と責任
第6回	受託者（2）	権利 変更 複数受託者
第7回	受益者と受益権	概要 受益者の指定・変更 受益権
第8回	受益者（続） 委託者	遺言代用信託 信託管理人等 委託者
第9回	信託の変更等	信託の変更 信託の終了、清算

第10回	特殊信託	受益証券発行信託 限定責任信託
第11回	信託関連法	信託業法 信託兼営法 金融商品取引法
第12回	信託実務	民事信託・商事信託の実務
第13回	外国法における信託 法制	英米法における歴史と実務
第14回	まとめ	信託の現代的意義と課題

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布する資料を事前に読む。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

教科書は指定しない

【参考書】

「信託法」（現代民法 別巻）道垣内弘人著 有斐閣

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答 30%

中間における評価

レポート 20%

期末における評価

レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

信託の理解を信託への興味・関心に繋ぐために、実務的課題の検討を取り入れる

（前期からの引き継ぎ）

【学生が準備すべき機器他】

資料配布、質疑は学習支援システムを通じて行う

【その他の重要事項】

なし

【Outline (in English)】

【Course outline】

Trust has been used as a type of asset management system, mainly in financial transactions. In addition, its use is also expanding in civil matters, such as inheritance planning and property management for the elderly.

【Learning Objectives】

This course introduces perceptions, structures, rights and obligations of trust parties, and business practices. At the end of this course, students are expected to understand (i) the laws on trust, which has its origin in Angle-American law, and (ii) its modern significance and challenges in the fields of commercial and family transactions.

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant handout distributed through HPPPII previously. Before / after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

Grading will be decided based on mid-term report (20%), end-term report (50%) and in-class contribution (30%).

LAW500A2 (法学 / law 500)

企業取引法 I

明田川 昌幸

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)
備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

企業取引に関する判例のうち、主に企業主体に着目した法規制についての判例を素材に、どのような形で法的紛争が生じ、それがどのように法的に解決されたのか、どのようにすれば紛争の発生を回避できたのかを学生が理解できるように解説する。

【到達目標】

実社会においては企業取引に関するさまざまな問題が争われている。そのような企業取引に関する判例などを素材に、実際にどのような形で紛争が生じ、それが法的にどのように解決されたのかの解説を通じて、過去の裁判例についての学生の理解と経験を深め、将来起こりうる紛争についての事前予防や法的解決能力を高めることを目標に授業を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

企業取引に関する判例は、事実関係が複雑なものがほとんどで、争われている問題も、商法や民法の一般的な教科書で学習する範囲にとどまるものは少なく、商法・民法以外の法律分野の問題にも及ぶものが多い。そこで、実際の事案を正確に理解するために、さまざまな分野の法律についても適宜必要な説明を加えながら解説を行う。たとえば、保険法、不正競争防止法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、民事訴訟法、労働関係諸法、倒産関係諸法などについても、事案の理解に必要な範囲で解説する。判例解説の際には、判例についての各種評釈・解説の読み方と、インターネットやデータベースを利用した調査方法についても、実際の判例を素材に説明をする。授業支援システムを使い、提出されたレポートに対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	企業取引における慣習と約款に関する諸問題	企業取引における慣習法 普通保険約款の拘束力 [準備学習等] 損害保険判例百選 [2版] 170頁 保険法判例百選 6-11頁
第2回	商人資格の取得と信用協同組合に関する諸問題	商人資格の取得時期 信用協同組合に関する諸問題
第3回	企業取引における商業登記と民事訴訟法に関する諸問題	商業登記の第三者相互間における効力 民事訴訟法と商業登記に関する諸問題 [準備学習等] 商業登記先例判例百選 198頁
第4回	企業取引における商業登記と民法に関する諸問題	代理権消滅に関する表見代理規定と商業登記に関する諸問題 [準備学習等] 商業登記先例判例百選 200頁
第5回	企業取引における商業登記の効力に関する諸問題	不実登記に関する諸問題 登記官の審査権限
第6回	企業取引における不正競争の防止に関する諸問題	不正競争防止法に関する諸問題 不正の目的による商号の使用 [準備学習等] 商標・意匠・不正競争判例百選 142頁
第7回	企業取引におけるブランドと商号等の諸問題	ブランド・商標・商号・意匠などに関する諸問題 スーパー・テナント関係の諸問題 [準備学習等] 消費者法判例百選 76頁
第8回	事業譲渡と労働契約・商号の諸問題	事業譲渡と労働契約関係 事業譲渡と商号
第9回	事業譲渡とゴルフクラブ会員権、事業譲渡の広告	ゴルフクラブ会員権に関する問題 挨拶状と広告
第10回	企業取引行為に関する文書提出命令の問題	企業取引行為に関する文書提出命令の問題、民事裁判における文書提出命令の対象
第11回	企業取引の代理に関する諸問題 1	保険会社支社長 建設会社営業所長代理 [準備学習等] 生命保険判例百選 [増補版] 190頁

第12回	企業取引の代理に関する諸問題 2	信用金庫支店長 服飾会社洋装品係長の権限
第13回	企業取引における有価証券の活用	有価証券金額記載の誤り、有価証券の盗難に関する諸問題
第14回	企業取引の代理・代表と有価証券	権限のない者による有価証券の振出しとその企業取引における効力

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、これらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】

企業取引に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価(平常点)

毎回の小テスト 28%

授業中の質問等、積極的な発言をプラス評価する。

期末における評価

レポート 72%

【学生の意見等からの気づき】

理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】

企業取引法 I と II は、それぞれ独立の科目であり、II を先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this course, commentary will be made on the court cases related to merchants.

【Learning Objectives】

By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to merchants.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following :
Mini tests (14 times) 28%, Term-end report 72%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

企業取引法Ⅱ

明田川 昌幸

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

企業取引に関する判例のうち、主に企業が締結する具体的な取引契約に着目した法規制に関する判例を素材に、どのような形で法的紛争が生じ、それがどのように法的に解決されたのか、どのようにすれば紛争の発生を回避できたのかを学生が理解できるように解説する。

【到達目標】

実社会においては企業取引に関するさまざまな問題が争われている。そのような企業取引に関する判例を素材に、実際にどのような形で紛争が生じ、それが法的にどのように解決されたのかの解説を通じて、過去の裁判例についての学生の理解と経験を深め、将来起こりうる紛争についての事前予防や法的解決能力を高めることを目標に授業を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

企業取引に関する判例は、事実関係が複雑なものがほとんどで、争われている問題も、商法や民法の一般的な教科書で学習する問題にとどまるものは少なく、商法・民法以外の分野の問題に及ぶものが多い。そこで、実際の事案を正確に理解するために、さまざまな分野の法律についても適宜必要な説明を加えながら解説を行う。たとえば、出資法、質屋営業法、宅地建物取引業法、非訟事件手続法、破産法、民事再生法、会社更生法、消費者契約法、特定商取引に関する法律、割賦販売法、消費者安全法などについても、事案の理解に必要な範囲で解説する。判例解説の際には、判例についての各種評釈・解説の読み方と、インターネットやデータベースを利用した調査方法についても、実際の判例を素材に説明をする。授業支援システムを使い、提出されたレポートに対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	企業取引と法規制	投機売却や白地手形などに関する法規制 [準備学習等] 手形小切手判例百選 [7版] 80、82、88、92頁 本人の名を示さない代理行為の効果
第2回	企業取引に特有の法効果1	
第3回	企業取引に特有の法効果2	承諾の意思表示なしの契約成立 建設工事共同企業体の事業上の債務の連帯性に関する問題 [準備学習等] 倒産判例百選 [4版] 88頁 平成10年度重要判例解説 135頁
第4回	企業取引と報酬請求権	宅地建物取引業者の報酬請求権の問題
第5回	ゴルフ倶楽部入会証書の有価証券性	ゴルフ倶楽部入会証書と公示催告申立ての可否
第6回	企業取引における法定担保の成立	建築請負人の占有敷地に対する商事留置権の成否 債務者の破産手続開始と商事留置権の効力 [準備学習等] 民事執行判例・実務フロンティア 2012年版 232頁 民事執行判例・実務フロンティア 2013年版 362頁 倒産判例百選 [4版] 106頁 倒産判例百選 [5版] 108、130頁 手形小切手判例百選 [7版] 118、190頁
第7回	企業取引としての売買	確定期売買、不特定物売買、売買の目的物についての検査通知義務などに関する諸問題 [準備学習等] 最高裁・時の判例 [2] 178頁
第8回	契約の締結交渉 貿易取引	契約準備段階における当事者の義務 信用状に基づく荷為替手形の買戻義務

第9回	債権債務の一括処理 出資契約	交互計算に組み入れられた債権に対する差押え 匿名組合の営業者の義務
第10回	宅地建物取引業 証券業	排除された宅地建物取引業者の報酬請求権 証券会社が破産した場合の顧客の権利 [準備学習等] 不動産取引判例百選 [3版] 176頁 倒産判例百選 [5版] 100頁
第11回	運送企業の責任 運送に使われる有価証券	運送品の引渡しに関する運送業者の責任 運送証券に関する諸問題 [準備学習等] 消費者法判例百選 86頁 民法判例百選 [2] 債権 [6版] 202 倉庫業者やホテル業者の責任 [準備学習等] 消費者法判例百選 224頁
第12回	保管に関する企業責任	手形の取立委任に関する諸問題
第13回	金融機関への手形の取立委任	隠れた手形保証に関する諸問題
第14回	保証目的での手形の裏書き	

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】

企業取引に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価(平常点)

毎回の小テスト 28%

授業中の質問等、積極的な発言をプラス評価する。

期末における評価

レポート 72%

【学生の意見等からの気づき】

理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】

企業取引法ⅠとⅡは、それぞれ独立の科目であり、Ⅱを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In this course, commentary will be made on the court cases related to commercial transactions.

【Learning Objectives】

By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to commercial transactions.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the following :
Mini tests (14 times) 28%, Term-end report 72%.

LAW500A2 (法学 / law 500)

経済刑法

今井 猛嘉

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

経済刑法は、とても興味深い法領域で、履修すると幅広い法知識と広い視野が得られ、実務の世界でもとても役に立つ知見です。いかんせん、少し手強い。理解を容易にするため、授業では、「総論」として、(1)財産犯と経済刑法の関係、(2)法人処罰の役割、(3)支払手段・信用手段の刑法による保護について検討し、次に「各論」として、(1)市場機能を保護する刑罰法規（独禁法、金商法）、(2)会社を保護する刑罰法規（会社法、背任罪を含む）、(3)消費者を保護する刑罰法規を中心に扱う。新聞紙上を賑わし人々の注意を惹く犯罪の多くはこの経済刑法の授業で扱われる犯罪である。独禁法、金商法、会社法等の構成を踏まえて刑罰法規の意義を検討するので、これらの法律の理解にも資する。

【到達目標】

本授業は、1年で履修した刑法総論、刑法各論、財産法、商法などの法律基礎科目の応用編でもある。世の中にある様々な経済取引活動などにつき、その私法上の法律関係も踏まえた上で、経済刑法がカバーすべき特別法の罰則部分について基本的な理解を得ることが目的である。刑法と民商事法、行政法が交錯する領域なので、諸法規の基本的な制度目的を実現するため、刑罰法令に今日求められる役割に関心をもって法規を解釈することができるようになる。対象とする素材はどれも手強いが、取り組むことを通じて、「考える力」、「調べる力」（法曹にとっては、極めて重要な資質である。判例をすべて暗記している必要はなく、調査により必要な判例にアクセスできればよい。）、「議論する力」が身につく。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業計画に従って、講義をし、受講生との質疑応答にあわせて、理解を深めて行くという方法を採用する。オンラインの授業になる場合でも、教材に即して検討を進める。
課題等に対するフィードバック方法
課題に対してレポート提出を求める。レポートは講評を付けて返却する。講評は、それまでの講義の理解度に対する評価である。学生諸君は、このFeed backを利用して、次の講義の予習を深めることが期待されている。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	総論1 財産犯と経済刑法	財産犯と経済刑法の関係 理論と歴史
第2回	財産犯と経済刑法	財産犯と経済刑法の関係 交錯
第3回	財産犯と経済刑法	財産犯と経済刑法の関係 解釈
第4回	総論2 法人処罰	法人処罰の諸問題
第5回	総論3 支払手段・信用手段の保護	有価証券、振替制度の役割とその保護
第6回	支払手段・信用手段の保護	カード犯罪、誤振り込み等をめぐる諸問題
第7回	各論1 市場機能の保護	独禁法罰則 不当な取引制限
第8回	市場機能の保護	独禁法罰則 独禁法罰則と犯罪論上の諸問題
第9回	市場機能の保護	金商法罰則 相場操縦
第10回	市場機能の保護	金商法罰則 インサイダー取引・損失補てん
第11回	各論2 会社の保護	会社法罰則 歴史と特別背任罪
第12回	会社の保護	会社法罰則 会社財産を危うくする罪
第13回	会社の保護・倒産犯罪	会社法罰則 賄賂罪、利益供与罪 倒産刑法
第14回	各論3 消費者の保護	出資法

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に教材を配付するので、これにざっと目を通しておく程度のことは必要だが、予習よりは復習が大切な科目なので、予習については大きな負担にならない程度の予習でかまわない。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。この科目では、とくに復習に重点を置いて欲しい（予習しようにも歯が立たない領域というはある。）。

【テキスト（教科書）】

教材はこちらで用意したもの（教科書形式の教材 統合すると数百ページになるだろう）を配付するので、特に教科書は指定しない。

【参考書】

芝原・西田・佐伯・橋爪編『ケースブック経済刑法（第3版）』有斐閣2010年）

自習用を使うと格段に実力がつくものの、少し高度。授業で利用する場合には該当部分を配付したうえで解説する。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 質疑応答50%

期末における評価 期末レポート50%

【学生の意見等からの気づき】

学生の意欲が高まるよう、改善提案はできるだけ生かしたい。授業で扱う法律の骨格の説明は役に立つようなので、今年も理解しやすいものを用意する。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

特になし

【Outline (in English)】

In this Economic Criminal Law course, we treat the following two parts. In the first part, general part, we examine (1) the relationship between the property crime and the economic criminal law, (2) the meaning and function of corporate punishment and (3) the protection of payment card, such as a credit card or debit card, with criminal sanction. In the second part, special part, we examine (1) Crimes in Antitrust Law, Financial Instruments and Exchange Act to protect market, (2) Crimes in Companies Act(including breach of trust in Penal Law) to protect company, (3) Consumer Criminal Law. Many crimes appearing in the newspaper and attracting people's attention are nowadays crimes treated in this course of economic criminal law. This course will also help understanding of Antitrust Law, Financial Instruments and Exchange Act and Companies Act, as basic structures of these Acts are analysed to comprehend the role of criminal sanction.

Learning Objectives of this course.

Acquiring the basic understanding of the general part of the criminal law.

Learning activities outside of classroom of this course.

Reading the materials assigned for the respective lecture.

After the lecture, reviewing the discussion in the class.

Grading Criteria /Policies

Contribution to the respective lecture accounts for 30 % of the grade.

The result of the term-end exam accounts for 50 % of the grade.

Attendance is compulsory.

Learning activities outside of classroom. Read the materials and textbook that are suggested for self learning.

Grading Criteria /Policies. Contribution to the lecture such as having your says, 50 percents. the term-end exam grading, 50 percents.

LAW500A2 (法学 / law 500)

国際関係法 (公法系分野) I

山本 良

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

国際関係法 (公法系分野) I においては、以下を中心的なテーマとして取り扱う。

- (1) 総論的問題
 - (2) 国家の基本的な実体的権利義務
- これにより、実定国際法の基本的な構造を理解することを目的とする。

【到達目標】

学生が、将来、国内裁判で国際法を解釈適用する際、国際裁判を担当する際、外務省および在外公館、法務省国際裁判対策支援室等に勤務した際に、必須となる基本的知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は、ソクラテス・メソッドを中心として行う。それを前提として、授業中には、教員の質問に回答しながら、知識を深化させることが要求される。なお、講義部分と学生との質疑応答部分の時間的配分は、受講者の人数と国際法の知識を踏まえて、柔軟に対応する。

授業は、基本的に対面を予定している。詳細は、学習支援システムをその都度参照すること。

提出された課題等に対しては、授業内で講評する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	国際法を学ぶ法曹実務上の意義、授業計画の概要説明、文献紹介 [準備学習等] テキストの確認
第2回	国際法の法源(1)	国際法の法源にはどのようなものがあるか・慣習国際法 [準備学習等]
第3回	国際法の法源(2)(条約法1)	条約法条約 (条約とは何か、条約締結を中心として) [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第4回	国際法の法源(3)(条約法2)	条約法条約 (条約締結の無効と終了を中心として) [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第5回	国際法の法源(4)	それ以外の法源 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第6回	国際法と国内法(概論)	国際法と国内法に関する総論的考察 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第7回	国際法と国内法(日本の実行)	日本の実行を中心とした国際法と国内法の関係 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第8回	国際法と国内法 (直接適用)	直接適用問題の考察 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第9回	国家管轄権(1)	国家管轄権の基本的説明 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第10回	国家管轄権(2)	国家実行の展開 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第11回	国家管轄権(3)	国家管轄権の抵触と調整 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第12回	国家機関と特権・免除、国家免除	国家機関と特権・免除、国家免除の歴史的展開と法的问题点 [準備学習等] テキストの該当部分の予習

第13回 国家領域

国家領域の総論的問題

日本の領土問題

[準備学習等]

テキストの該当部分の予習

第14回 まとめ

国際法の基本的特徴と機能に関する

理解の確認

[準備学習等]

従前回の復習

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

学生は、各回ごとに指定された文献を事前に予習すること。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

・中谷和弘、植木俊哉、河野真理子、森田章夫、山本良『国際法 [第5版]』(有斐閣、2024年3月刊行予定)、『国際条約集2024』(有斐閣)、『国際法判例百選 [第3版]』(有斐閣)を、現時点では予定している。それ以外の必須資料は、配布する。

【参考書】

参考文献は、開講時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)

予習の有無	5%
議論への積極的な参加	10%
質疑応答	5%

期末における評価

レポート又は定期試験	80%
------------	-----

(どちらで評価するかについては、授業開始時に、受講生人数や受講生の習熟度を判断した上で決定する。人数や受講生の特性によっては、平常点による評価で代替する場合もある)

【学生の意見等からの気づき】

間違えることを恐れず、積極的に授業に参加して下さい。

【学生が準備すべき機器他】

特にありません。

【その他の重要事項】

特にありません。

【Outline (in English)】

This course aims to offer a basic introduction to public international law, primarily dealing with the following topics: general theory; fundamental substantive rights and obligations of states.

Students are expected to obtain key knowledge and skills to practice law in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination or report:80%, preparation and in class contribution: 20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

国際関係法 (公法系分野) II

山本 良

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

国際関係法 (公法系分野) II においては、国際関係法 (公法系分野) I を受けて、国際公域における国家の実体的権利義務の諸問題と、手続的諸問題、国際社会の平和と安全の維持に関わる主要問題をテーマとして取り扱う。

これにより、実定国際法の基本的構造を理解することを目的とする。

【到達目標】

学生が、将来、国内裁判で国際法を解釈適用する際、国際裁判を担当する際、外務省および在外公館、法務省国際裁判対策支援室等に勤務した際に、必須となる基本的知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は、ソクラテス・メソッドを中心として行う。それを前提として、授業中には、教員の質問に回答しながら、知識を深化させることが要求される。なお、講義部分と学生との質疑応答部分の時間的配分は、受講者の人数と国際法の知識を踏まえて、柔軟に対応する。

授業は、基本的に対面を予定している。詳細は、学習支援システムをその都度参照すること。

提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業計画の概要説明、文献紹介 [準備学習等] テキストの確認
第2回	海洋 (1)	海洋法の歴史的発展を中心とした概説 [準備学習等]
第3回	海洋 (2)	テキストの該当部分の予習 沿岸海域を中心とした説明 [準備学習等]
第4回	海洋 (3)	テキストの該当部分の予習 国際公域としての海洋を中心とした説明 [準備学習等]
第5回	海洋 (4)	テキストの該当部分の予習 機能的側面から見た海洋の利用 [準備学習等]
第6回	空・宇宙	テキストの該当部分の予習 領空・公空・宇宙空間の国際法上の地位と規制 [準備学習等]
第7回	個人・人権	テキストの該当部分の予習 個人の法的地位と規制の概説、国際社会における人権の保護 [準備学習等]
第8回	国家責任 (1)	テキストの該当部分の予習 国家責任総論 [準備学習等]
第9回	国家責任 (2)	テキストの該当部分の予習 違法性阻却事由、外交的保護 [準備学習等]
第10回	国家責任 (3)	テキストの該当部分の予習 国家責任の効果 [準備学習等]
第11回	紛争の平和的解決	テキストの該当部分の予習 紛争の平和的解決の位置づけ・方法 選択等 [準備学習等]
第12回	国際安全保障 (概説)	テキストの該当部分の予習 集団安全保障と武力不行使原則 [準備学習等]
第13回	武力不行使原則の例外事由	テキストの該当部分の予習 個別的・集団的自衛権等の説明 [準備学習等] テキストの該当部分の予習

第14回 まとめ

国際法各論における国際法総論との関連性
[準備学習等]
従前回の復習

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

学生は、事前に予習すべき範囲内の教科書の記述と関連判例の予習が要求される。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

・中谷和弘、植木俊哉、河野真理子、森田章夫、山本良『国際法 [第5版]』(有斐閣、2024年3月刊行予定)、『国際条約集2024』(有斐閣)、『国際法判例百選 [第3版]』(有斐閣)を、現時点では予定している。それ以外の必須資料は、配布する。

【参考書】

参考文献は、開講時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)

予習の有無	5%
議論への積極的な参加	10%
質疑応答	5%

期末における評価

レポート又は定期試験	80%
------------	-----

(どちらで評価するかについては、授業開始時に、受講生人数や受講生の習熟度を判断した上で決定する。人数や受講生の特性によっては、平常点による評価で代替する場合もある)

【学生の意見等からの気づき】

間違えることを恐れず、積極的に授業に参加して下さい。

【学生が準備すべき機器他】

特にありません。

【その他の重要事項】

特にありません。

【Outline (in English)】

This course aims to offer a basic introduction to public international law, primarily dealing with the following topics: general theory; fundamental substantive rights and obligations of states.

Students are expected to obtain key knowledge and skills to practice law in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination or report:80%, preparation and in class contribution: 20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

国際関係法 (私法系分野) I

道垣内 正人

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

国際社会では国家や地域ごとに法・司法制度はばらばらな状態であるところ、その中で営まれている国際家族や国際ビジネスに安定的な秩序を確保することを任務とするのが国際私法である。すべての法を統一することは現実的ではないため、国際私法では、法律関係ごとに最も密接に関係する地の法を適用するという方法を採用している。この講義では、国際私法について、総論 (法の適用に関する通則法 38 条から 42 条) とともに、親族・相続に関する各論 (同法 24 条から 37 条) を扱う。総論では、第 1 段階：「法律関係の性質決定」、第 2 段階：「連結点の確定」、第 3 段階：「準拠法の特定」、第 4 段階：「準拠法の適用」という 4 つの段階に分けて、準拠法の決定・適用というプロセスを把握する。

【到達目標】

国際私法のうち、準拠法決定・適用に関する総論及び家族法分野の各論問題とともに、家族法分野における国際裁判管轄、外国判決の承認・執行等の国際民事手続法上の問題を扱う。私法の分野、特に家族法の分野では、宗教・文化伝統等により各国の法は異なり、裁判制度も国ごとに存在する。そのような中で、いかに法的秩序を構築・維持するかが国際私法の課題であり、準拠法の決定という方法を用いる国際私法の基本的な考え方を理解し、また、手続法上の問題も踏まえて、家族法分野の問題の処理ができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP 5」と「DP 6」に関連

【授業の進め方と方法】

原則として、テキストとして指定している『国際私法入門(第8版)』に沿って、その第1章、第2章、第4章及び第6章の内容について講義を進める。講義形式になるものの、できる限りインタラクティブにしたいので、講義途中でも分からない点等を積極的に質問していただければ、丁寧に応えるつもりである。

講義を通じて理解し、身に付けてもらいたい点について、試験問題の解説 (答案例をもとにしたもの) を行う際に併せて講義全体についてのフィードバックを行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	総論 1	国際私法の構造・考え方：[準備学習等]
第2回	総論 2	第1章 単位法律関係 [準備学習等]
第3回	総論 3	第2章 I、II 連結点 [準備学習等]
第4回	総論 4	第2章 III 不統一法国 [準備学習等]
第5回	総論 5	第2章 IV 反致 [準備学習等]
第6回	総論 6	第2章 V 公序 [準備学習等]
第7回	総論 7	第2章 V 総論のまとめと各論の全体像 [準備学習等]
第8回	家族法各論 1	第4章 I 婚姻 [準備学習等]
第9回	家族法各論 2	第4章 II 離婚 [準備学習等]
第10回	家族法各論 3	第4章 II 実親子関係 [準備学習等]
第11回	家族法各論 4	第4章 II 養子縁組 [準備学習等]

第12回	家族法各論 5	親子間の法律関係、扶養義務 [準備学習等]
第13回	家族法各論 6	第4章 II 相続・遺言 [準備学習等]
第14回	国際民訴	第4章 III 涉外事件の国際裁判管轄 [準備学習等] 第6章 I

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門(第8版)』を読み、一定の理解と疑問点を持った上で講義に臨むこと。これに加えて、『国際私法判例百選(第3版)』のほか、重要論点について理解を深めるため、道垣内正人『ポイント国際私法・総論(第2版)』・同『ポイント国際私法・各論(第2版)』を読むことをお勧めする。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

・澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門(第8版)』(有斐閣、2018)

【参考書】

・道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選 [第3版]』(有斐閣、2021)
・道垣内正人『ポイント国際私法・総論(第2版)』(有斐閣、2007)
・道垣内正人『ポイント国際私法・各論(第2版)』(有斐閣、2014)

【成績評価の方法と基準】

期末における評価

最終試験 100%

試験は問題について一定期間内に作成した解答を email に添付して道垣内宛てに送付するという形で行う。過去の試験問題及びその実施の際のルール等については、<http://www.f.waseda.jp/dogauchi/> を参照のこと。

なお、受講人数等により、上記基準・割合は変更となることがある。また、試験の方法の変更もあり得る。

【学生の意見等からの気づき】

やや早口になる傾向があるとの意見がかつて頂いたことがあるので、この点は常に気をつけて、分かりやすい語り口を心がけたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

オンライン講義になる場合には、情報機器等が必要となる。

【その他の重要事項】

なし。

【Outline (in English)】

Course outline: This course aims the basic understanding of conflict of laws in the field of family law.

Learning Objectives: The most significant objective of this lecture is to consider legal issues from a view point of an international lawyer instead of a domestic lawyer.

Learning activities outside of classroom: Reading judgments on international civil or commercial disputes is important.

Grading Criteria: Grading is done in accordance with the understanding the core idea of the conflict of laws. On the condition that the required attendance is fulfilled, the weight of the test is to be 100% in the evaluation.

LAW500A2 (法学 / law 500)

国際関係法 (私法系分野) II

上村 直子

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (秋学期授業/Fall)
備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

具体的な事案についてどのような点が法的な問題となるのかを分析し、法の適用関係を理解することをめざします。学術的な議論及び実務上の運用等を理解することにより、国際的な私法関係や国際私法により一層の興味をもってもらうことを期待します。

【到達目標】

国際私法 (財産分野) について、基礎的な理解を得ることを目標とします。

具体的な到達目標は以下のとおり。

- ① 該当条文の理解
- ② 基礎的な解説書の内容の理解
- ③ 関連する主要な判例の理解

その際、判例に加えて、できるだけ実際におこった事案を紹介いたします。それによって、実務上どのような形で国際私法が問題となり、また、どのように解決の手段として利用されるかについて、実感できるようにいたします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、講義形式とソクラテスマソッドの混合とします。できるだけソクラテスマソッドに基づき、テキストを素材にして講義担当者が問題点を提起し院生が相互に議論をする形式で行います。あらかじめ指定された教材を読んだうえで授業に出席してください。課題等に対するフィードバックは、基本的に、授業中の議論や説明の際に行います。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業計画について概説すると共に、総則を簡単に復習し、国際私法の基本概念を確認します。 [準備学習等] 法の適用に関する通則法を通読して下さい。
第2回	従属法	自然人及び法人の従属法について学習します。 [準備学習等]
第3回	代理	Unit13 代理 (法定代理・任意代理) の準拠法について学習します。 [準備学習等]
第4回	契約I	Unit14 契約準拠法の指定・変更及び分割指定等、契約の準拠法の一般原則について概観します。 [準備学習等]
第5回	契約II	Unit15-1 契約の準拠法に関する客観的連結について学習します。 [準備学習等] Unit15-2

第6回	契約III	消費者契約・労働契約の特例について学習します。 [準備学習等] Unit15-3
第7回	契約IV	法律行為の方式について学習します。 [準備学習等] Unit15-4
第8回	法定債権I	不法行為・事務管理・不当利得の準拠法について学習します。 [準備学習等] Unit16-1
第9回	法定債権II	生産物責任の準拠法について学習します。 [準備学習等] Unit16-2
第10回	法定債権III	名誉・信用毀損の準拠法について学習します。 [準備学習等] Unit16-2
第11回	債権譲渡等	債権譲渡の準拠法について学習した後、代位や債務引受等、債権譲渡の考え方を応用可能な法律関係について学習します。 [準備学習等] Unit17
第12回	物権	物権・担保物権・証券の準拠法について学習します。 [準備学習等] Unit18
第13回	知的財産権	特許権や知的財産権及び職務発明の準拠法について学習します。 [準備学習等] Unit19
第14回	適用範囲	これまでの総括として、国際私法と公法的法律関係・外国国家行為について概観し、国際私法の外延 (適用範囲) につき理解を深めます。 [準備学習等] Unit 20

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

準備学習：テキストの指定された範囲、及び、各自基本書 (参考書として挙げた「入門」に限らず、各自好きなもので結構です) で該当箇所を読んでから授業に臨んで下さい。授業では、受講生が予め該当箇所を読んできていることを前提として、テキストの判例及び設問を中心に議論します。

復習：最終的には条文をみて、論点が思い浮かぶようになる必要があります。テキストの各Unitの冒頭のOutlineは短くまとまっていますので、全体を見直す際にも有効と思います。記憶にとどめるためには、短い時間でも良いので、何度も見直すことを心がけましょう。効率よく反復するために、基本書やノート等どこかに情報を集約することも有効です。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 [第3版]』(有斐閣, 2012)

【参考書】

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門 [第8版]』(有斐閣, 2012)
櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選 (別冊ジュリスト) [第3版]』(有斐閣, 2012)

【成績評価の方法と基準】

授業における討論への貢献の度合いと、授業終了後の書面による試験の評価により評定します。授業の準備をよくしていることが期待されますが、自ら考えついた論点の指摘が授業での議論を深めるものであれば授業における討論に貢献するものとして評価します。授業期間中における評価 (平常点)

質疑応答や発表による授業への貢献度 20 %
期末における評価

定期試験 80 %

(なお、受講人数等により、上記基準・割合は変更となることがあります。)

【学生の意見等からの気づき】

選択科目になかなか勉強時間を割くのは難しいと思いますので、効率的な予習・復習を一緒に考えていきたいと思います。 受講人数等により、判例の担当や授業での発表等も方法や範囲を検討したいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【Outline (in English)】

【Course Outline】

We will learn the rules of conflict of laws by analyzing legal issues and will understand which laws of jurisdiction should be applied to each case. By referring to both academic discussions and practical application, we will try to deepen our understanding on global legal issues and the rules of conflict of laws.

【Learning Objectives】

By the end of the course, students should be able to (i) understand the Japanese statutory rules of conflict of laws, i.e., the "Act on General Rules for Application of Laws," (ii) analyze legal issues of cross-boarder civil cases and (ii) apply appropriate laws to each case.

【Learning Activities Outside of Classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text. Your required study time is about two hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Your overall grade will be decided based on the following
Term-end examination: 80%、in class contribution: 20%

LAW500A2 (法学 / law 500)

国際取引法

清水 幸明

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際取引に関する規律及び法律問題を概観し、それに続いて国際民事紛争の解決のための国際民事手続法について理解を得ることを目的とします。

【到達目標】

国際取引をめぐる規律及び法律問題につき、実務を取扱う上で必要な基礎的な知識と理解を得ることを目標とします。学生は、基本的な国際取引の流れを自らの言葉で説明することができるようになるとともに、取引の各段階において問題となる法的な問題点と対応策を理解することを目標とします。また、国際民事手続法については、判例を通じて国内民事手続法との相違点を理解し、その実務について理解することを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、講義形式とソクラテスマソッドの混合としますが、判例その他の事案については、できる限りソクラテスマソッドに基づき、講義担当者が問題点を提起し学生と議論する形式で理解を深めます。また、第2回以降の講義では、講義の冒頭において学生が主体となって前回までの講義で扱った内容の要約を行うことで、国際取引の全体像を俯瞰しながら個々の論点を学びます。提出されたレポート課題については、個別にフィードバック面談を行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	国際取引法概観	・国際取引法の意義と特色 [準備学習等] ・久保田42頁-72頁
第2回	国際売買	・インコタームス ・ウィーン売買条約 [準備学習等] ・久保田73頁-142頁
第3回	国際運送・保険	・海上運送を中心に [準備学習等] ・久保田143頁-176頁
第4回	国際的支払	・信用状取引 [準備学習等] ・久保田177頁-206頁
第5回	国際的企業活動	・販売店・代理店 ・知的財産権・技術移転 ・投資及び共同事業 ・金融取引 [準備学習等] ・マテリアルズ138頁-144頁、192-233頁
第6回	国際取引の枠組み	・国際商取引に対する国家法による管理 [準備学習等] ・マテリアルズ12頁-50頁
第7回	裁判権免除及び国際裁判管轄総論	・国家に対する裁判権免除 ・国際裁判管轄の重要性 [準備学習等] ・C&MのUnit21及び22

第8回	財産関係事件の国際裁判管轄	・財産関係事件の国際裁判管轄 [準備学習等] ・C&MのUnit 23
第9回	家族関係事件の国際裁判管轄	・家族関係事件の国際裁判管轄 [準備学習等] ・C&MのUnit 24
第10回	当事者及び送達・証拠調べ	・当事者適格・国際的司法共助 [準備学習等] ・C&MのUNIT 25及び26
第11回	外国判決の承認・執行	・財産・家族関係事件の外国判決の承認・執行 [準備学習等] ・C&MのUNIT 27
第12回	国際訴訟競合	・国際訴訟競合に関する判例研究 [準備学習等] ・C&MのUNIT 28
第13回	保全処分及び外国法の適用	・保全処分 ・外国法の適用 [準備学習等] ・C&MのUNIT 29及び30
第14回	国際商事仲裁・国際倒産	・仲裁法、ニューヨーク条約 ・国際倒産処理手続 [準備学習等] ・C&MのUNIT 31及び32

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回授業計画の内容欄に指定の教材を読んだうえでご出席下さい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

久保田：久保田隆『国際取引法講義 [第3版]』（中央経済社,2021）
C&M：櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 [第3版]』（有斐閣,2012）
マテリアルズ：澤田・柏木・杉浦ほか『マテリアルズ国際取引法 [第3版]』（有斐閣,2014）

【参考書】

櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選 [第3版]』（有斐閣,2021）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価
授業中の質疑応答を通じた授業への貢献度 30%
期末における評価 レポート 70%

【学生の意見等からの気づき】

法律問題の講義にとどまることなく、その前提としての事実関係や国際取引の仕組み等についても理解が得られるように留意して講義を行う予定です。

【学生が準備すべき機器他】

特にありません。

【その他の重要事項】

国際金融取引や買収対象に海外子会社を含むM&Aファイナンスの実務経験がありますので、講義内容に関係する範囲で、実務ではどのような形で問題提起がなされ、どのようなアプローチで解決しているかについてもご紹介します。

【Outline (in English)】

Course outline; This course is to overview the rules and legal issues arising at international business transactions and to understand the civil procedures to resolve the international business disputes.

Learning Objectives; By the end of this course, students should be able to understand and explain basic process of international transactions and legal issues, and to understand the difference between the civil dispute resolution process of international disputes and those of domestic disputes.

Leaning activities outside of classroom; Before/after each class meeting, students will be expected to spent two hours to understand the course content.

Grading Policies; Term-end report 70%, class contribution 30%

LAW500A2 (法学 / law 500)

法と心理学

高木 光太郎

単位数：2単位 | 受講年次：2～年 (秋学期授業/Fall)

備考 (履修条件等)：選択

その他属性：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

この授業では法の現場にかかわる心理現象を「記憶」「コミュニケーション」「意志決定」「カウンセリング」の各領域に分けて解説する。授業全体を通して特に強調するのは人間の心理過程がもつVulnerability (脆弱さ)である。人間の心は一般に考えられているよりも誤りやすく傷つきやすい。それはたとえば記憶のゆがみ、推論のエラー、差別的態度、コミュニケーションの失敗、トラウマといった現象として法に関わる様々な場面にあらわれてくる。授業では、各領域の基礎的な心理学的知見について理解をしたうえで、それを法の現場で生じる諸問題と関係づけて、より具体的・現実的に理解することを目指す。

【到達目標】

この授業では法をめぐる諸現象を人間行動の高次の形態としてとらえ、そこで生じる諸問題に関する心理学的研究の成果について解説する。これを通して、法の現場で生じる心理的な諸問題を、法実務・研究の立場だけではなく、人間科学的な立場とも結び付けて、より多角的に把握できるようになることが到達目標となる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は基本的に対面での講義形式で行う (状況の応じて一部オンライン形式で実施する場合がある)。

授業期間内に数回程度リアクションペーパーの提出を求めるが、そこで出た疑問点や着眼点のうち重要なものについては、次回の授業内で紹介・解説し、クラス内での共有をはかる。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】
なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	講義のねらい、概要などについて説明する。 [準備学習等] シラバスの内容を十分に検討しておくこと。
第2回	記憶 (1) 記憶心理学の基礎	人間の記憶に関する心理学的研究の基本的な成果について、目撃証言の信用性の問題を視野に入れながら解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第3回	記憶 (2) 目撃証言における記憶の変容	目撃証言の信用性をめぐる諸問題について、具体的な事例を提示しながら解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第4回	記憶 (3) 目撃供述聴取の技法	目撃証言を適切に聴取することを目的に開発された捜査面接技法について解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第5回	コミュニケーション (1) 自白の生成過程	被疑者取調べにおける自白の生成過程について、特に虚偽自白の生成に注目して解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第6回	コミュニケーション (2) 被疑者取調べの技法	適切な被疑者取調べを行うために開発された捜査面接技法について解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。

第7回	コミュニケーション (3) 供述信用性評価	供述信用性評価技法のうち、人間の一般的心理特性を基準として利用する技法について解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第8回	コミュニケーション (4) 供述信用性評価 (つづき)	供述信用性評価技法のうち、供述の内容的側面および形式的側面に注目する技法について解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第9回	コミュニケーション (5) 供述信用性評価 (つづき)	供述信用性評価技法のうち特に供述の形式的側面に注目する技法を用いた鑑定事例を紹介する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第10回	意志決定 (1) 共同的意志決定過程の基礎	複数の人が関与する意志決定過程の基本的な特徴について、裁判員裁判における評議を視野に入れながら解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第11回	意志決定 (2) 裁判員裁判における意志決定支援	裁判員裁判の評議における意志決定を支援する「コミュニケーションデザイン」について解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第12回	カウンセリング (1) 臨床心理学的介入の基礎	心理的なカウンセリングの基礎理論と基本的手法について解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第13回	カウンセリング (2) 犯罪被害者など心に深い傷を負った人々のコミュニケーションにおいて考慮すべき心理的要因について解説する。	犯罪被害者など心に深い傷を負った人々のコミュニケーションにおいて考慮すべき心理的要因について解説する。 [準備学習等] 第1回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第14回	まとめ	本講義の内容を振り返りまとめと質疑を行う。受講生からのリクエストがあれば、特定の話題について講義を行う場合もある。 [準備学習等] 第2回から第13回までの講義内容を振り返り、質問やディスカッションの準備をしておくこと。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

第1回授業で配布する文献リストにある文献を各パートの終了後に読むことで、より深い理解を得ることができる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

特に指定しない。

【参考書】

第1回の授業で参考文献リストを配布する。

【成績評価の方法と基準】

法実務の視点から講義内容にコメントをするレポートを学期末に提出してもらい評価の主要材料とする (80%)。これと平常点 (20%) をあわせて評価を決定する。

授業期間中における評価 (平常点)
授業内での質疑や討論への参加状況 20 %
期末における評価
レポート 80 %

【学生の意見等からの気づき】

2023年度はオンラインでの授業実施であったが、ショートレポートの提出を複数回求め、その内容について授業内でコメントすることを通して、受講生の関心や理解状況の把握、受講生の関心や理解に応じた補足的な解説や情報提供を行うことができた。2024年度は、これらを通して得られた受講生の関心・理解を授業内容に適宜反映させる。授業は対面形式で実施する予定であるが、リアクションペーパーを活用するなどして、引き続き受講生の関心・理解状況の把握に努める。

[Outline (in English)]

This course will provide students with an introduction to forensic psychology for lawyers. Students will learn about eyewitness testimony, forensic interview, statement credibility assessment, group decision making in citizen judge (saiban-in) system, counseling and crisis intervention for victims. Special attention will be given to understanding of vulnerable nature of human mental processes such as memory distortion in eyewitness testimony, suspect's suggestibility, biases in legal decision making, and PTSD.

The goal of this course is to enable students to understand psychological issues that arise in the field of law from a more multifaceted perspective, not only from the standpoint of legal practice and research but also from the standpoint of human science. Students are expected to read the relevant literature in the list of references distributed in the first class after completing each part of the course to gain a deeper understanding of the topic.

Students are required to submit a report at the end of the semester in which they comment on the lecture content from the perspective of legal practice, which will be used as the main material for evaluation (80%). The evaluation will be determined by a combination of this and ordinary points (20%).

